Kodak Gray Scale
© Kodak, 2007 TM: Kodak
A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19
Kodak Color Control Patches
© Kodak, 2007 TM: Kodak
Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

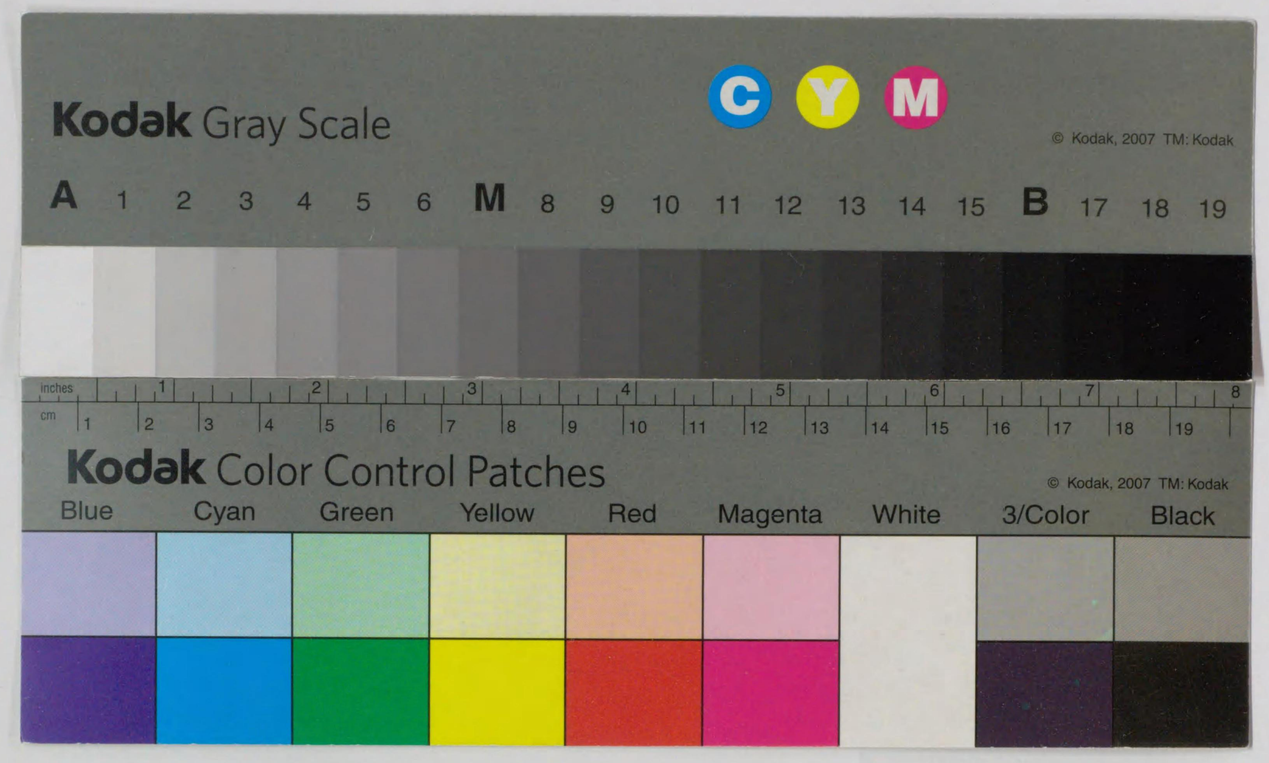

567 2
567-2
*1200501515112*

РЫБОПРОМЫШЛЕННОЕ АКЦИОНЕРНОЕ ОБЩЕСТВО
„ПИЧИРО ГИОГИО“
日華漁業株式會社

# 日露木材株式會社

◎沿革

當會社ハ昭和二年六月露國々營極東林業トラスト「ダリレス」ト神戸鈴木商店系大陸木材工業株式會社トノ契約ヲ繼承シ主トシテ王子製紙株式會社出資ノ下ニ其ノ別動會社トシテ生レタノデアリマス

◎營業種目

「ダリレス」ノ經營ニ係ル「ウスリー」鐵道沿線南北部、尼港ノ各地ヨリ出材ノ紅松、白松、落葉松、白楊ノ各種丸太ニシテ一ケ年ノ取扱高ハ百五十萬石乃至二百萬石ニ達シテ居リマス

◎「ダリレス」トノ關係

當社ハ「ダリレス」ノ出材事業ニ對シ其事業經費ノ殆ド全額ニ近キ融資ヲナシ居ルヲ以テ極メテ密接ノ關係ニアルノデアリマス

◎販賣ノ現狀

前記沿海州各港ヨリ積出材ハ東京、大阪、名古屋ヲ始メトシ神戸、宇品、下關、釜山、新義州、大連、清津ヨリ北陸各港ニ荷揚、販賣シツツアリ、日ナラズシテ日本ノ津々浦々ニ至ル迄普及サレントスル趨勢ヲ辿リ今ヤ吾國ノスミ〳〵迄普及サレテ居ル所ノ米材モ既ニ先キガ見ヘ將ニしべりや材ノ時機來レリ、此際需要家各位ニハ是非しべりや材紅松ヲ御薦メスルノデアリマス

本社　東京丸の内郵船ビル七階
電話丸ノ内　三六〇八・三六〇九　長四〇二

出張所　大阪市港區千島中橋通リ二丁目一九二番地
電話櫻川二六二八

同　名古屋市中區新柳町三丁目六番地
仁壽生命ビル内
電話本局一八九八

---

取扱石高年額　約貳百萬石

ダリレス沿海州材
一手販賣

營業目品

紅松
白松
白楊
落葉松
電柱
杭木

# 日露木材株式會社

社長　小笠原菊次郎

常務取締役　關信止
溝口新平

相談役　藤原銀次郎
青木一葉

# 株式會社 極東銀行

（創立千九百二十二年）

本　店　ハバロフスク市

**資本金　壹〇、〇〇〇、〇〇〇金留**

**支店及出張所**

莫斯克、ブラゴウエシチエンスク、ハバロフスク、チタ、浦潮斯徳、黒龍江岸ニコラエウスク、日本神戸。

**コルレスポンデント**（全シベリヤ及露西亞）

トルゴウオ・プロミツシレンニー・バンク。
バンク・ドウリヤ・ウネシネイ・トルゴウリ。
フセ・ロシイスキー・コーペラチウニー・バンク。
スレードウネ・アジアーツキー・バンク。

**支　那**

ダリネ、ウオストチニー、バンク、ハルビン。
及同行ハルビン、上海、北京、天津、カルグン、ハイラル、滿州里、各支店

**蒙　古**

トルゴウオ、プロミツシレンニー、バンク、モンゴーリ。

**外國コルレスポンデント**

紐　育　エクキテーブル、トラスト、コンパニー、オフ、ニユーヨーク。
紐　育　チエイス、ナシヨナル、バンク、オフ、ニユーヨーク。
紐　育　エクキテーブル、イースタン、バンキング、コーポレーション、オフ、ニユーヨーク。
倫　敦　ウエストミンスター、バンク。
倫　敦　エクキテーブル、トラスト、コンパニー、オフ、ニユーヨーク。
伯　林　獨逸銀行。
巴　里　モスコースキー、ナロードウニー、バンク。
ワルソー　インター、ナシヨナル、バンク。

**一般銀行業務取扱申候特ニ露西亞ノ御取引ニ對シテハ精々御便宜取計可申候**

**日本ニ於ケル支店　神戸市仲町六十六番地**

電話三宮一八二一・二六四二
電信宛名デエウエバンク
郵便私書函三宮一〇五四



# Торговое Представительство СССР в Японии

производит в Японии закупочные операции для нужд государственно-хозяйственных организаций СССР и реализует в Японии продукцию таковых организаций.

**АДРЕС:** *KOGAICHO 4, AZABU-KU, TOKYO,*
Телефон: *AOYAMA* 5453 и 7887.
Телефон лесного отдела: *AOYAMA* 7888.

駐日
**ソヴエート聯邦**
# 通商代表部

東京市麻布區笄町四番地
**電話**【青山】五四五三番
木材部　七八八七番

通商代表部は國家經濟諸機關の爲めに日本に於て物資の賣買を爲す

通商代表部は極東國營漁業**トラスト**『ダリゴスルヰブトレスト』の日本に於ける輸出入代辨を爲す

АКЦИОНЕРНОЕ ОБЩЕСТВО

# Нихон Иодо Кайша

*Японское Иодопромышленное общество.*

Главная контора общества: **Токио, Киобаси-ку, Горобей-чо 7.**

Заводы общества: г. г. Окицу в губернии Чиба, Татеяма также в губернии Чиба, в селе Читосе этой же губернии, г. Коуми в губернии Нагано, а также в Немуро на острове Хоккайдо, Южном Сахалине и Корее. Отдел изучения новых методов производства и приготовления иодовых препаратов—в Окубо (Токио).

**Предметы производства Нихон Иодо Кайша:**

- Иод неочищенный
- Иод очищенный
- Иодистый калий
- Иозол
- Пилюли „иозо“
- Тинктура иоди
- Прочие иодистые препараты
- Иодоформ
- Иодистая сода
- Азотно-кислый калий
- Иозоарон
- Иодистый препарат, употребляемый для обеззараживания воды в японских банях
- Калийные удобрения



日露兩文雜誌～～不定期刊行

**ゴーロス・ヤポーニイ** 定價一圓

（美麗なアート印刷）

◇日露經濟關係を中心に、斷片的な通信の報道で間に合はない、稍複雜で綜合的な日露間の諸事件・諸情勢を日露親善の見地から捉へ來つてこゝに輯錄し隨時發行す

◇邦文欄では日露關係の外ソヴエート聯邦の現勢を露文欄では日本の現情を精確に紹介して日露兩國民の相互理解に役立てゝゐる

東京市・丸の內・三菱二十一號館

發行所 **日露貿易通信社**

振替東京四三〇一五番

電話丸ノ內 四六四四番 四六四五番



世界に誇るべき代表的

# 露和辭典

南滿洲鐵道株式會社東亞經濟調査局編纂

隣邦ロシアの正解はあらゆる意味に於て我邦人の急務である。正確なる露語の把握が其捷經たり、精緻なる辭典の普及が其指南車たることを言を俟たず。本書は正に此要求を充たすべく世に出づ。蒐むる所の新舊語數十五萬餘、ロシア事情に精通せる島野先生が留露中に起筆し、十五年の心血を濺がれしもの、現在最大の露語辭典たるシユミツト監修バウロフスキー出版の露獨辭典よりも其量と質とに於て遙かに凌駕せるもので、眞に世界的名著である。本書出でゝ始めて玆に暗中摸索の露語研究界に燦然たる光明の投ぜらるべきは疑を容れない所である。

**露語辭典出づ！ 著者十五年努力精進の結晶**

體裁 本文四六倍判、千三百頁、紙質嚴選、藍色織革極上裝幀、版面一行二十字詰、一段七十二行、一頁二段組、總字數六百萬字總語彙十五萬語、新鑄六ポイント活字。

定價 金二拾五圓

送料 一冊內地五十四錢（臺樺朝支）八十五錢

拂込方法 御拂込は全國各書店又は直接弊社へ。御送金の場合は振替口座『東京二七〇六五番』を利用下さるが一番便利で且つ安全であります。

同人社 東京紅梅町 振替東京二七〇六五番 電話神田 二三〇四

567-2

# 序言

我が日本と露國とは地理的・歴史的に、經濟的・文化的に相互に接近し協調すべき自然の運命を持つてゐる。大正十四年一月過去八年にわたる抗爭と不信から去つて遂に新なる國交創造の道程に入つたのはこのことの最も雄辯な證明である。爾來年を閲すること四年兩國の國交は展開され、經濟に文化にすでに或程度の成果を收獲する時期に入つた。歴史的意義ある日露新漁業條約の締結、兩國通商貿易の不斷の增進、北樺太重要利權企業の進捗、歐亞直通連絡輸送の實現、或は又日本歌舞伎の訪露興行等はその中の主なるものに數へることが出來やう。然しながら國を隣する二大國間の關係として兩國の現情を見る時、吾人はそこに尙大なる障碍が横はり、不足不備の殘されてゐる事實を看逃すことは出來ない。殊にこの事實と關連して兩國民の最大多數を蔽ふてゐる相互的無理解と偏見の根深さを想ふ時、日露國交の前途に一抹の暗影の投ずるあるをさへ認めざるを得ないのである。これは日露の協調と親善が兩國にとつて大なる利益であるのみならず、國際平和の見地から絶對に必要であると信ずる吾人の衷心遺憾に堪へないところである。

かゝる兩國關係の一聯の惡材料は勿論日露の國家組織の階級的政治的對立といふ基本的事實に起因して發生する點も少くないが、然し又兩國の現在置かれてある正當なる相互關


日刊 日露通信（日露兩文）

（通信の特質）1日露間の政治・經濟一般關係、2通商貿易關係、3漁業關係、4利權企業關係、6交通運輸關係、7金融關係、5文化人事關係、8露國各地情報・政治經濟百般に亘り特に商業經濟上の見地より參考となるべき重要ニユースは普く之を網羅し、寸刻にして御手許に達する樣最善の組織方法を取つて居ります、殊に其の通信は從來の所謂新聞記事乃至通信材料と趣を異にして取材の上に、記事の上に一新機軸を示し簡單明瞭適切正確、多忙なる實業家諸氏の爲座右の顧問として眞に有效なる本邦唯一の專門通信であります。

（連絡機關）當通信は創刊十二年を閲し國外に於てはモスクワ、ノーウオシビリスク、ハバロフスク、ウラヂウオストツク、アレクサンドロフスク、哈爾賓、伯林の諸重要都市に通信網の連絡機關を有し、國內に於ては大阪、神戸、下關、敦賀、函館、小樽等に支局、出張所、又は通信連絡機關を有して報導の完備を期してゐます。

（調査と飜譯）讀者の特別の必要に應じて本社調査部は直ちに諮問事項を調査し通信とは別途に之を報導して完全に讀者の顧問たり、對露關係の指針たるの使命を果しつゝある。又飜譯部に於ては日露兩國經濟上の諸問題を始め法政、文化等に亘り完全なる定譯の需めに應じてゐる。譯文の平明、正確と共に敏速と低廉とを最大特色とする。飜譯は露文和譯、和文露譯の兩方である。

凡ゆる對露關係者は是非本通信を購讀御利用下さるやう願ひます

東京市・丸の內・三菱二十一號館

發行所 日露貿易通信社

電話丸の內（23）四六四四番・四六四五番

振替東京三四〇一五番・電信略號トウケイニチロ

係をあるがまゝに正しく、具體的詳細に記述して兩國民の理解の促進に資する好文献の全く缺如せる事實がこのことの大なる禍因をなしてゐる事をも否定することは出來ない。

吾人はこの點に深く鑑みるところあり、日露關係の全記錄を體系的に編纂し、之を日露兩文日露年鑑として發行する計畫を立て本年九月以來實行に着手し、今本書を世に問ふこととなつた。本書の編輯印刷に與へられた期間が此種の出版物のそれとしては極めて短縮であつたため、又編輯の當面した實際必要上から別項凡例に示す如く、多少最初の豫定計畫を變更するの止むなきに至つた部分もあり、それは有り得べき編輯校正印刷上の不備不足と共に、昭和五年版に完全に增補校訂したいと思ふ。が、本年鑑の眼目たる日露兩國の各種關係については細大洩らさず系統的に記錄し大過なきを得たと信ずる。

兎まれ此種事業としては全く本邦最初の、言はゞ處女地の開拓である本年鑑の上梓に當り、より廣汎なる讀者の座右に本書がより多く活用されんことを期待してやまない。

昭和三年十二月九日

日露貿易通信社々長

上田森治

# 凡例

一、邦文欄日露關係の部に於ては編輯の當面した實際必要上から最初の豫定發表に多少の改訂を加へた部分があるが、その中特記すべきは(一)金融關係を獨立の一章とせず通商關係に編入し且つ一部省略したこと、之は日露の金融關係が殆んど獨立して存在せず貿易の從屬的關係にあることによつて說明される。(二)人物の章を省略したこと、これは現日露關係の重要人物が夫々の項において色々の形で殆んど洩れなく紹介されてゐることによつて代用されうると信じたためと一方編輯期切迫のため十分に之を調査輯錄する遑がなかつたためである。

二、邦文欄露國の部は編輯印刷期間が短期に失し十分にプログラムの遂行を期し得ない事情のため、露國そのものの現勢の紹介から日本乃至日本の對露關係者が知悉し若しくは文献として備ふる必要ありと思惟される露國の諸法規乃至職員名諸事情——換言すれば邦人と關係ある露國事情の紹介に變更した。來年版には此分と共に露國そのものの現勢をも加へて完璧を期したい。

三、飜譯並に活版上種々の不便を伴ふ露文欄は「二」と同樣の理由により可なり著しい變更が加へられ、殊に露文を以て紹介する豫定なりし日本の國情は全部之を除外するのやむなきに至つた。之も來年版の完成に待つこととしたい。

四、年鑑材料は、最新の正確なるものをとの根本方針の下に主として外務省、農林省、鐵道省、遞信省を始め日本諸官廳、日露協會、露水組合を始め各種の本邦對露關係團體乃至個人、或は駐日露國大使館、通商代表部、極東銀行、ダリレスを始め露國對本邦關係諸機關等によつて之を蒐め編纂輯錄し又前記以外の日露兩文出版物にも多くを需めた。此機會に前記諸團體へ深謝の意を表したい。

五、本文に於ける用語は出來るだけ統一を期したが、而も尙二種以上にわたるの餘儀なきに至つたものも少くない。例へば露國の名稱を外務省の用法に準じて正確にソヴイエト社會主義共和國聯邦と記した部分と、之を略してソ聯邦と記した部分と、一般的通稱に從つて露國若しくは露西亞と記した部分とある如きである。然し大體條約契約乃至法規に於ては第一のものを、それ以外のものにあつては第三の呼び名をとつた。

六、露國の經濟年度は每年十月一日に始まり翌年九月三十日を以て終る。それ故に本文中一九二七—二八年度とあるは一九二七年十月一日より一九二八年九月三十日に至る一箇年であつて、一九二七年二八年の二箇年間ではない。

七、本文中露語發音のまゝ記せる主なる露國度量衡の本邦換算を示せば左の如し。

距離——一ウエルスタ(一露里)＝九町四十五間。一サージェン＝七尺四分八毛。一ウエルショク＝一寸四分六厘六毛半。

面積——一デシヤチン＝一町一反四畝八歩。一平方サーヂェン＝一歩一萬分の三千七百七十一。

容積——一立方サーヂェン＝七尺四分九毛立方。一立方アルシン＝二尺三寸四分六厘四毛立方。一スタンダード＝百六十七立方尺八九八五五。一立方フート＝一尺五厘八毛立方。

量衡——一プード(布度)＝四貫三百六十匁四分四厘。一フント＝百九匁一厘一毛。一ゾロトニク＝一匁一分三厘五毛。一セントネル＝二十六貫六百六十匁。

# 目次

# 日露關係の部


## 一般關係

**日露基本條約**……一
日本國及ソヴイエト社會主義共和國聯邦間ノ關係ヲ律スル基本的法則ニ關スル條約……一
議定書(甲)……二
議定書(乙)……三
聲明書……四
交換公文……四
附屬公文……五
署名議定書……五
千九百二十四年八月二十九日日本國代表者ニ依リ聯邦ノ代表者ニ交付セラレタル覺書……五
石油試掘作業……五
炭坑作業……六
**日露關係の歷史**……七
I 帝政露國との關係……七
一、初代一百五十年間……七
二、樺太千島交換まで……八
三、明治時代の關係……九
四、歐洲大戰前後……一〇
II 勞農露國との關係……一一
一、日本の西伯利出兵時代……一一
二、新國交の創造へ……一二
三、國交成立後の略史……一三
**現在の政治關係**……一四
一、基本的關係……一四
イ、日露關係の要因……一四
ロ、二要因の特質……一四
二、日本共產黨事件に現れた日露關係……一六
イ、日本政府の發表……一六
ロ、基本條約との牴觸問題……一七
ハ、日露兩國政府の應酬……一八
三、支那問題に現れた日露關係……一八
イ、反帝國主義運動進展時代……一八
ロ、國民黨と共產黨分裂後……一九
ハ、滿蒙問題と日露……二〇
**駐剳外交機關**……二一
露國駐剳日本大使館……二一
露國駐剳日本總領事館……二二
日本駐剳露國大使館……二二
日本駐剳露國總領事館……二三
日本駐剳露國領事館……二三

## 漁業關係

**日露漁業條約**……二四
日本國及「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦間漁業條約……二四
議定書(甲)……二六
議定書(乙)……三〇
議定書(丙)……三一
最終議定書……三三
第一附屬書……三三
交換公文……三八
千九百七年漁業協約改訂ニ關スル日本國及「ソヴイエト」聯邦間會議錄……四一
**日露漁業問題の沿革**……四二
……四四

ギジギンスキー區……八一
イチンスキー區……八一
西堪察加區……八二
東堪察加區……八二
カラギンスキー區……八二
オリユートルスコ、ナワリンスキー區……八二
露人租借漁區數、借區料及漁獲製限高表……八二
蟹漁區ノ部……八二
西堪察加區……八二
昭和三年露側漁業成績……八二
露國の極東漁業十年計劃……八三
漁業計劃の實施方法……八三
**日本の露領漁業團體**……八四
露領水産組合……八四
一、沿革……八四
二、目的及事業……八四
三、組織……八四
四、組合員……八四
日魯漁業株式會社……八五
一、沿革……八五
二、會社の現狀……八五
三、生産高……八六
林兼商店……八六
西出商事株式會社……八六
小川合名會社……八六
株式會社八木本店……八六
株式會社新東組……八六
八島八郎……八六
田代三吉……八六
荻布宗太郎……八六
**露國の極東漁業團體**……八六
カムチヤツカ株式會社（略稱「アコ」）……八六
一、沿革……八六
オリユートルスコ、ナワリンスキー區……八七
露人租借漁區數、借區料及漁獲製限高表……八七
蟹漁區ノ部……八七
西堪察加區……八七
オリユートルスコ、ナワリンスキー區……八七
邦人租借鮭鱒練漁區數、借區料及漁獲制限高表……八八
蟹漁區の部……八八
イチンスキー區……八八
西堪察加區……八八
邦人租借蟹漁區數借區料及製造制限高……八八
**罐詰工場附屬漁區決定**……八八
昭和三年邦人漁業成績……八八
日魯漁業會社の漁獲高……八八
其他邦人罐詰製造高……八八
**露國の極東漁業狀態**……八九
露人租借漁區累年表……八九
露人鮭鱒漁獲高累年表……八九
露人罐詰製造高累年表……八九
昭和三年露人租借漁區表……八九
鮭鱒練漁區ノ部……八九
沿海區……八九
薩哈嗹區……八九
ギジギンスキー區……八九
イチンスキー區……八九
西堪察加區……八九
東堪察加區……八九
ギジギンスキー區……九〇
イチンスキー區……九〇
西堪察加區……九〇
東堪察加區……九〇
オリユートルスコ、ナワリンスキー區……九〇
露人租借漁區數、借區料及漁獲製限高表……九〇
蟹漁區ノ部……九〇
西堪察加區……九〇
昭和三年露側漁業成績……九〇
露國の極東漁業十年計劃……九〇
漁業計劃の實施方法……九〇
**日本の露領漁業團體**……九〇
露領水産組合……九〇
一、沿革……九〇
二、目的及事業……九〇
三、組織……九〇
四、組合員……九〇
日魯漁業株式會社……九〇
一、沿革……九〇
二、會社の現狀……九〇
三、生産高……九〇
林兼商店……九〇
西出商事株式會社……九〇
小川合名會社……九〇
株式會社八木本店……九〇
株式會社新東組……九〇
八島八郎……九〇
田代三吉……九〇
荻布宗太郎……九〇
**露國の極東漁業團體**……九〇
カムチヤツカ株式會社（略稱「アコ」）……九〇
一、沿革……九〇





一、緒言……四四
二、ポーツマス條約締結前……四四
三、日露漁業協約要項……四四
四、露國革命後の變則的出漁時代……四五
五、日露基本條約に依る漁業權再確保……四六
六、日露漁業協約改訂交渉……四六
七、漁區決定の問題……四七
八、漁業條約の檢討……四八
イ、漁業區域について……四八
ロ、漁業權行使について……四九
ハ、工場設置問題……五〇
ニ、勞働者問題について……五〇
ホ、條約更新期について……五一
九、罐詰工場特別契約成立……五二
**邦人の露領漁業狀態**……五二
邦人租借漁區數累年表……五二
邦人實際經營漁區經營者從業員數累年比較……五二
邦人鮭鱒練漁獲高累年表……五三
邦人鮭鱒罐詰製造高累年表……五四
露領並に本邦蟹罐詰生産高比較……五四
本邦蟹罐詰輸出國別表……五五
蟹罐詰陸上工船比較表……五五
露領租借漁區使用船舶數及總噸數……五五
**昭和三年邦人露領租借漁區表**……五六
鮭鱒練漁區ノ部……五六
沿海區……五六
薩哈嗹區……五七
オホトスキ區……五七
ギジギンスキー區……五九
イチンスキー區……六〇
西堪察加區……六二
東堪察加區……六七
カラギンスキー區……六八
オリユートルスコ、ナワリンスキー區……七〇
邦人租借鮭鱒練漁區數、借區料及漁獲制限高表……七〇
蟹漁區の部……七一
イチンスキー區……七一
西堪察加區……七二
邦人租借蟹漁區數借區料及製造制限高……七三
**罐詰工場附屬漁區決定**……七三
昭和三年邦人漁業成績……七五
日魯漁業會社の漁獲高……七五
其他邦人罐詰製造高……七六
**露國の極東漁業狀態**……七六
露人租借漁區累年表……七六
露人鮭鱒漁獲高累年表……七六
露人罐詰製造高累年表……七六
昭和三年露人租借漁區表……七七
鮭鱒練漁區ノ部……七七
沿海區……七七
薩哈嗹區……七七
ギジギンスキー區……七八
イチンスキー區……七八
西堪察加區……七九
東堪察加區……七九
オリユートルスコ、ナワリンスキー區……七九
露人租借漁區數、借區料及漁獲製限高表……七九
蟹漁區ノ部……七九
西堪察加區……七九
昭和三年露側漁業成績……七九
露國の極東漁業十年計劃……八〇
漁業計劃の實施方法……八〇
**日本の露領漁業團體**……八〇
露領水産組合……八〇
一、沿革……八〇
二、目的及事業……八〇
三、組織……八〇
四、組合員……八〇
日魯漁業株式會社……八〇
一、沿革……八〇
二、會社の現狀……八〇
三、生産高……八〇
林兼商店……八〇
西出商事株式會社……八〇
小川合名會社……八〇
株式會社八木本店……八〇
株式會社新東組……八〇
八島八郎……八〇
田代三吉……八〇
荻布宗太郎……八〇
**露國の極東漁業團體**……八〇
カムチヤツカ株式會社（略稱「アコ」）……八〇
一、沿革……八〇
二、會社の現狀……八七
三、生産高……八七
**極東國營漁業トラスト（略稱「グリゴスルイプトレスト」）**……八七
極東國營通商局（略稱「グリゴストルグ」）……八七
極東露領漁業コオペラチヴ同盟……八七
リユリ兄弟商會……八八
「ルイボプロドウクト」（別名「オホツクカムチヤツカ漁業會社」）……八八
ア・エス・フリプコ……八八
**日本の工船蟹漁業**……八八
一、蟹罐事業と蟹工船……八八
二、工船蟹漁業の創始と發展……八八
三、創業後の蟹工船出漁實績……八九
四、蟹漁業の科學的調査……九二
五、漁撈對象タラバ蟹……九三
六、タラバ蟹分布の概觀……九三
七、漁場區域と漁船並に漁網……九三
八、各漁場盛衰の大勢……九四
九、蟹工船經營の概況……九五
十、蟹工船企業と採算……九五
イ、漁撈……九五
ロ、製造……九五
ハ、中積船……九六
ニ、漁場……九六
ホ、設備……九六
ヘ、收支計算……九六
ト、收入內譯……九六
チ、支出內譯……九六
十一、蟹罐詰販路と取引相場の高低……九六
イ、蟹罐詰消費國と其需要……九六
ロ、蟹罐詰取引相場の高低……九六
十二、蟹罐界不況招徠の經緯……九七
十三、關係業者の協調非協調……九八
十四、日本及昭和二大會社に合同問題……九九
日本工船漁業株式會社……九九
資本金其他……九九
役員……一〇〇
附屬工船……一〇〇
昭和工船漁業株式會社……一〇〇
資本金其他……一〇〇
役員……一〇〇
附屬工船……一〇〇
工船蟹漁業取締規則……一〇〇
第一號樣式……一〇一
第二號樣式……一〇一
第三號樣式……一〇一
第四號樣式……一〇一
工船蟹漁業禁止區域ノ件……一〇一
「イバラ」蟹ノ雌又ハ胸甲ノ幅五寸未滿ノ雄捕獲禁止ノ件……一〇二
「イバラ」蟹ノ雌罐詰輸出及輸出ノ目的ニ供スル爲販賣取締方……一〇二
**露國の工船蟹漁業**……一〇二
一、蟹工船と領海問題……一〇二
二、露國蟹工船の創始……一〇二
三、昭和三年の業績……一〇三
四、將來の發展計劃……一〇四
**日露海獸狩獵關係**……一〇四
膃肭獸保護條約……一〇四
海獸獵獲禁止法の內容……一〇六
條約滿期後の經過……一〇七


## 利權企業


**日露利權企業概觀**……一〇八
A、日露基本條約の基礎に依り獲得した利權……一〇八
B、個人の立場で獲得した利權……一〇八
**北樺太利權に關する勅令及法律**……一〇八
**北樺太石油利權**……一〇九
（利權者北樺太石油株式會社）……一一〇
利權交涉經過……一一〇
一、はしがき……一一〇
二、全權代表の詮衡難……一一〇
三、會議の迂餘曲折……一一〇
四、彼我意見の杆格……一一一
利權契約要項……一一一
一、利權の目的……一一一
二、地域……一一一
三、利權期間……一一二
四、利權者の特典並に權利……一一二
五、利權者の義務……一一二
六、產油優先買上權……一一二
七、勞働者並に從業員雇傭……一一二

八、爭議調停條項……一一二
九、其他要項……一一三
既開各油田面積……一一三
北樺太油田試掘地積の利權契約締結……一一三
利權契約大要……一一三
北樺太石油株式會社の勞働團體契約……一一四
勞働團體契約……一一四
第一章　總則……一一四
第二章　雇傭及解雇……一一六
第三章　勞働賃銀標準及支拂手續……一一七
第四章　勞働時間及休憩……一一八
第五章　勞働保險……一一九
第六章　徒弟制度……一一九
第七章　文化事業……一二〇
第八章　組合機關……一二〇
第九章　組合機關……一二〇
契約附錄第一（契約第九條）……一二一
地方評價爭議委員會（ＰＰＫＫ）規定……一二一
一、總則……一二一
二、地方評價爭議委員會ノ機能……一二一
三、地方評價爭議委員會ノ構成……一二一
四、地方評價爭議委員會事務規定……一二一
契約附錄第二（契約第九條）……一二一
地方評價爭議委員會（ＰＰＫＫ）規定……一二一
一、總則……一二一
二　一地方評價爭議委員會ノ機能……一二一
三、一地方評價爭議委員會ノ構成……一二一
四、一地方評價爭議委員會事務規定……一二二
契約附錄第三（契約第十七條）……一二三
賃銀等級熟練別……一二三
第一級……一二三
第二級……一二三
第三級……一二三
第四級……一二三
第五級……一二四
第六級……一二四
第七級……一二五
第八級……一二五
第九級……一二六
第十級……一二七
第十一級……一二八
第十二級……一二八
第十三級……一二八
第十四級……一二八
契約附錄第四（契約第三十五條）……一二八
內部管理規則案……一二八
一、總說……一二八
二、出勤、勞働及退出手續……一二九
三、企業附屬財產使用規則……一二九
四、秩序ノ監視及守衛監督……一二九
五、勞働中ノ注意及天災ノ防止……一二九
六、勞銀及休憩時間……一二九
七、義務勞働……一二九
八、內部管理規則變更手續……一二九
契約附錄第五（契約第卅五條）……一二九
罰則表……一二九
非行及其罰則細別……一三〇
北樺太石油會社の組織……一三一
資本金其他……一三一
役員……一三一
北樺太石油會社の業績……一三一
第一年度……一三一
第二年度……一三一
第三年度……一三一
北樺太石炭利權
（利權者北樺太鑛業株式會社）……一三二
利權交涉概要……一三二
北樺太鑛業會社の利權契約內容……一三二
北樺太鑛業會社の勞働團體契約……一三八
勞働團體契約……一三八
第一章　總則……一三八
第二章　雇傭及解雇……一四〇
第三章　勞務ニ對スル支拂ノ標準及支拂手當……一四一
第四章　保障及補償……一四三
第五章　勞働時間及休養……一四四
第六章　勞働ノ保護……一四五
第七章　徒弟……一四六
第八章　文化事業……一四六
第九章　組合機關……一四六
附錄第一（契約第九條）……一四七
一、地方評價爭議委員會規定……一四七
イ、總則……一四七
ロ、評價爭議委員會ノ職務……一四七
ハ、評價爭議委員會ノ構成……一四七
ニ、評價爭議委員會事務規定……一四八
第二附錄（契約第十八條）……一四八
賃銀網等級別資格細別……一四八
一級……一四八
二級……一四八
三級……一四八





四級……一四九
五級……一四九
六級……一四九
七級……一五〇
八級……一五〇
九級……一五一
十級……一五二
十一級……一五二
附錄第三（契約第二十六條）……一五三
供給ノ標準及手續……一五三
供給ノ基本的標準……一五三
附錄第四（契約第四十條）……一五三
內部管理規則案……一五三
一、總則……一五三
二、勞務ニ出頭、勞務及勞務ヲ離ルル手續……一五四
三、企業ノ財產利用手續……一五四
四、秩序ノ監視及保護……一五四
五、勞務ノ際ノ警戒及天災撲滅ノ手段……一五四
六、賃銀、休養時……一五四
七、義務勞務……一五四
八、內部管理規則變更手續……一五四
附錄第五（契約第四十條）……一五五
罰則表……一五五
落度及罰ノ細別……一五五
附錄第六（契約第五十二條）……一五六
住宅及共產的援助ニ關スル規定……一五六
北樺太鑛業會社の組織……一五七
資本金其他……一五七
役員……一五七
北樺太鑛業會社の組織……一五七
第一年度……一五八
第二年度……一五八
第三年度……一五八
沿海州森林利權
（利權者　露領林業株式會社）……一五八
利權交涉經過……一五八
利權契約の內容……一五九
露領林業會社の勞働團體契約……一六一
露領林業會社の組織……一六一
資本金其他……一六一
役員……一六一
同社の企業經過……一六二
オホーツク金鑛利權
（利權者　昭和金鑛株式會社）……一六二
利權交涉經過……一六二
利權契約要項……一六二
昭和金鑛會社の組織……一六二
同社の企業經過……一六二
オホーツクリヂンスキイ金鑛利權
（利權者　田中與太郎）……一六三
北樺太アグネオ石炭利權
（利權者　阪井組合）……一六三
北樺太コスチナ石炭利權
（利權者　塚原組合）……一六三
黑海汽船引揚作業利權
（利權者　深海工業株式會社）……一六三



## 通商關係

日露貿易の沿革……一六五
一、明治時代の通商關係……一六六
大戰前重要輸出品目別對露貿易……一六六
大戰前重要輸入品目別對露貿易……一六六
二、大戰當時の通商關係……一六六
本邦對露輸出額と其順位……一六七
本邦對露輸入額と其順位……一六七
三、革命當時の通商關係……一六七
日露輸出入額……一六七
四、國交恢復後の通商關係……一六八
品目別對露貿易表（昭和二年十二箇月間）……一六九
輸入の部……一六九
輸出の部……一七〇
昭和三年の日露貿易……一七二
一、取引額の激增……一七二
二、露國より日本への輸入……一七三
三、日本より露國への輸出……一七三
四、日露貿易の前途……一七三
五、結論……一七四
品目別對露貿易表（昭和三年一月—八月「八箇月」）……一七四
輸入之部……一七四
輸出之部……一七五

引……一七七
日露木材株式會社……一七七
一、沿革……一七七
二、昭和三年度第三期契約に依る事業概要……一七八
極東林業トラスト(ダリレス)……一七八
一、「ダリレス」の沿革……一七八
二、「ダリレス」の伐採と製材……一七八
三、日本との取引關係其他……一七八
四、資本金と損益勘定……一七九
五、幹部の顏觸……一七九
北樺太石油會社と全露石油シンヂケートの石油賣買契約……一七九
日露原油取引契約内容……一七九
日露貿易有望品目……一七九
(駐日露國通商代表部査定)……一八〇
日本の對露輸出有望品……一八〇
露國の對日輸出有望品……一八〇
駐日露國通商代表部……一八〇
露國通商代表部官制……一八〇
一、通商事務ニ據ル外國派遣規則……一八〇
二、商談及商取引規定……一八一
三、決算及會計規定……一八二
四、派遣手當に關する規定……一八二
五、本施行令に反せる場合及び意見の相違を生じたる場合の規定……一八二
附錄第一號……一八二
(書式)……一八二
證明書……一八二
附錄二第號……一八三
(書式)……一八三
委任狀……一八三
附錄第三號……一八三
(書式)……一八三
證明書……一八三
附錄第四號……一八三
(書式)……一八四
附錄第五號……一八四
(書式)……一八四
委任狀……一八四
駐日露國通商代表部の資格……一八四
駐日露國通商代表部職員……一八四
通商代表部函館出張所……一八五
通商代表部神戸代理事務所……一八五
本邦對露取引關係者一覽……一八五
對露輸出組合員氏名……一八六
金融關係……一八七
朝鮮銀行と對露金融關係……一八七
一、鮮銀浦潮支店……一八七
二、内地鮮銀の對露融資開始……一八七
三、通商代表部發行手形の再割引……一八七
極東銀行と對日金融關係……一八八
一、極東銀行本店……一八八
二、神戸支店の營業趨勢……一八八
三、神戸支店の取引先……一八八
四、神戸支店職員……一八八
對露輸出補償制度案要綱……一八九
一、適用ノ範圍……一八九
二、補償ノ割合並ニ限度……一八九
三、補償料……一九〇
四、償還請求權……一九〇
五、手續……一九〇
交通郵電關係
歐露運輸聯絡關係……一九一
一、國際的運輸聯絡の發端……一九一
二、歐亞聯絡運輸機關の動機……一九一
三、歐亞聯絡運輸會議莫府第一回會議……一九一
四、歐亞聯絡運輸の復舊—伯林第二回會議……一九二
五、第三回會議リガ會議……一九三
六、所要時間と運賃……一九四
露國入國案内……一九五
一、旅券と査證……一九五
二、手荷物……一九六
三、稅關檢査……一九六
四、貨幣……一九六
五、ホテル……一九七
歐亞聯絡第四回會議……一九七
日滿直通輸送協定……一九七
一、日滿直通運輸の沿革……一九七
二、昭和二年東京會議……一九八
三、昭和三年哈爾賓會議……一九八
四、旅客關係規約要項……一九八
滿鐵烏鐵の北滿貨物輸送關係……一九九
一、初期(日露戰後)の關係……一九九
二、歐洲大戰で位置轉換……一九九
三、貨物爭奪戰の經緯……一九九
四、運賃協定と共内幕……二〇〇
五、滿鐵烏鐵貨物配分協定……二〇〇
六、烏鐵の協定更改提議……二〇〇
川崎汽船及烏鐵直通聯絡協定……二〇一
一、栗林汽船の協定實現……二〇一
二、川崎汽船の引繼新協定……二〇一
山下汽船東支鐵道運輸協定……二〇二
一、東支鐵道運輸契約の概要……二〇二
二、同契約に基く運輸の現況……二〇二
栗林汽船株式會社堪察加航路……二〇二
近海郵船の北樺太航路……二〇三
大阪商船の敦浦聯絡航路……二〇三
日露郵便及電信關係……二〇三
一、對露通常郵便物關係……二〇三
二、飛行郵便關係……二〇四
三、同小包郵便關係……二〇四
四、郵便爲替關係……二〇四
日露電信關係……二〇四
一、日露間電信連絡の沿革……二〇四
二、兩國間電信聯絡の現況……二〇五
三、兩國間の電報料金及取扱通數……二〇五
文化關係
文化關係概觀……二〇六
一、文化關係一般……二〇六
二、日本に於ける新ロシヤ展……二〇六
三、ソヴイエト文人學者の來朝……二〇六
四、ソヴイエト文献の邦譯出版……二〇六
五、ソヴイエトに於ける日本文化紹介……二〇七
六、歌舞伎劇の訪露與行……二〇七
本邦對露文化關係團體……二〇七
日露協會……二〇七
一、協會の沿革……二〇七
二、協會の會則……二〇八
三、協會役員……二〇九
四、協會々員……二〇九
日露藝術協會……二一一
モスクワ會……二一二
對露經濟談話會……二一二
對露經濟談話會々則……二一三
露國の對日文化關係團體……二一三
對外文化聯絡協會……二一三
一、沿革と對本邦文化的活動……二一三
二、書籍の交換事業……二一四
三、新聞雜誌に依る聯絡……二一四
四、ウオクスの展覽會事業……二一四
五、音樂部……二一四
六、美術工業建築部……二一五
露國の部
國家の構成
「ソヴイエト」社會主義共和國憲法……一
第一編「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦建設ニ關スル宣言……一
第二編「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦建設ニ關スル條約……二
第一章「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦最高機關ノ權限ニ屬スル諸事項……二
第二章 聯邦各共和國主權及聯邦國籍……二
第三章「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦「ソヴイエト」大會……三

第四章「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦中央執行委員會……三
第五章「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦中央執行委員會幹部會……四
第六章「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦人民委員會議……四
第七章「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦最高裁判所……五
第八章「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦人民委員部……五
第九章　合同國家政治局……六
第十章　聯邦各共和國……六
第十一章「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦徽章國旗及首府……六
**ソヴイエト聯邦憲法の五ケ年……七**
**ソヴイエト社會主義共和國聯邦中央國家機關主要職員表……九**
ソヴイエト聯邦中央執行委員會幹部會議長（六名）……九
ソヴイエト聯邦中央執行委員會聯邦會議幹部會員（二十七名）……九
ソヴイエト聯邦中央執行委員會聯邦會議幹部會員（九名）……九
ソヴイエト聯邦人民委員會々議……九
勞働及國防委員會……九
國家計劃委員會……九
中央利權委員會……九
合同國家政治局……一〇
聯邦最高裁判所……一〇
外務人民委員部……一〇
內外通商人民委員部……一〇
陸海軍人民委員部……一一
交通人民委員部……一一
郵電人民委員部……一一
勞働監察人民委員部……一一
國民經濟最高會議……一一
勞働人民委員部……一一
財務人民委員部……一一
國立銀行……一一
聯邦中央統計局……一一
**露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國憲法（根本法）……一二**
第一編　總則……一二
第一章……一二
第二編……一三
第二章　全露「ソヴイエト」大會及全露中央執行委員會ノ權限ニ關スル事項……一三
第三編「ソヴイエト」權力ノ構成……一四
第三章　中央權力……一四
第四章　自治「ソヴイエト」社會主義共和國及自治州……一六
第五章　地方ノ權力……一六
第四編……一八
第六章「ソヴイエト」選擧……一八
第五編……一九
第七章　豫算編成……一九
第六編……一九
第八章　露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國ノ徽章國旗及首府……一九

## 露國の外交

**外交代表ニ關スル規定……二一**
勞農政府在外代表者任命ニ關スル全露中央執行委員會及人民委員會議ノ決定……二一
**ソヴイエト聯邦在外代表……二一**
日本、埃太利、亞富汗……二一
ヘジヤス、獨逸、希臘……二一
丁抹、伊太利、中華民國……二一
ラトヴイヤ、リトワニヤ……二一
墨西哥、諸威、波斯……二二
波蘭、土耳古、芬蘭……二二
佛蘭西、瑞典、イストニヤ……二二
チエツコスロヴアキア……二二
**ソヴイエト聯邦駐劄各國代表……二二**
日本、埃國、亞富汗……二二
獨逸、希臘、丁抹……二二
伊太利、中華民國、ヲトヴイヤ……二二
リトワニヤ、墨西哥、諸威……二二
諸威、波斯、波蘭……二二
ツウインスク、土耳古、芬蘭……二二
佛蘭西、瑞典、エストニヤ……二二
**露國對外關係一覽……二二**
亞細亞諸國との關係……二二
日本……二二
土耳古……二二
波斯……二二
亞富汗……二三
中華民國……二三
西部支那……二三
外蒙古……二三
烏梁海……二三
歐洲に於ける隣接諸國との關係……二三
エストニヤ……二三
リトアニヤ……二三
ラトヴイヤ……二三
芬蘭……二三
波蘭……二四
羅馬尼……二四
歐米に於ける隣接國以外の諸國との關係……二四
諸威……二四
丁抹……二四
希臘……二四
アルバニヤ……二四
勃牙利……二五
セルブクロアトスロヴエーヌ……二五
洪牙利……二五
チエツコスロヴアキア……二五
獨逸……二五
墺地利……二五
瑞西……二六
和蘭……二六
佛蘭西……二六
伊太利……二六
白耳義……二六
西班牙……二六
葡萄牙……二六
英國……二六
北米合衆國……二六
墨西哥……二七
南米……二七
ウルグアイ……二八
亞爾然丁……二八
中米……二八
國際聯盟……二八

## 外國貿易

**外國貿易に關する法規……二九**
第一章　總說……二九
第二章　貿易調節ニ關スル法規及制度……三〇
第一節　概說……三〇
第二節　外國貿易人民委員部ノ職務……三〇
一、一般方策樹立……三〇
二、通商代表設置……三〇
三、輸出入計畫ノ作成及實施……三〇
四、貿易ヲ行フ機關及個人ニ對スル監督……三一
五、稅關……三二
六、規格……三三
七、貿易國營ノ保護……三三
第三章　外國貿易ノ主體……三四
第一節　概說……三四
第二節　外國貿易人民委員部及其ノ管轄機關……三四
一、在外機關……三四
二、國內機關……三四
第三節　獨立輸出入權ヲ有スル經濟機關……三五
第四節「コオペラチヴ」ノ中央機關……三六
第五節　輸出入株式會社……三七
第六節　其他ノ外國貿易主體……三七
第四章　輸出入權ト金融機關……三七
第五章　通商代表公館ニ代表ヲ有スル國家機關……三八
第六章　外國商館……三八
第七章　通商條約……三九
**稅關……四〇**
第一章　稅關事務ノ組織……四〇
第二章　輸出入手續法規……四〇
第三章　郵便小包ノ通關……四一
第四章　旅客荷物ノ輸出入……四一
**ソヴイエト聯邦在外通商代表……四一**
日本、埃地利、獨逸……四一
希臘、丁抹……四一
伊太利、中華民國、ラトヴイヤ……四一
リトアニヤ、墨西哥、諸威……四一

波斯、波蘭、土耳古……四一
芬蘭、佛蘭西、瑞典……四一
エストニヤ、チエツコスロヴアキア……四二
**外國貿易の十ケ年**（ミコヤン氏）……四二
一、外國貿易の獨占は經濟干渉を防遏する手段である……四二
二、獨占はソ聯邦工業化の忠實なる哨兵である……四二
三、外國貿易の獨占は確固である……四二
四、獨占に對する資本主義世界の鬪爭……四三
五、獨占に對する鬪爭の諸原因……四三
六、外國貿易の組織的形式……四四
七、貿易取引の發展……四四
八、重大任務は輸出の擴張……四五
**外國貿易統計**……四五
外國貿易額（佛噸）……四五
外國貿易額（留）……四五
輸出入總額（留）……四六
歐洲國境通過國別輸出入額（留）……四六
歐洲國境通過輸入品目及重量と價格……四六
歐洲國境通過輸出品目及重量と價格……四七
亞細亞國境通過國別輸出入額（留）……四七


## 露國の利權


**利權に關する法令**……四八
一、利權法（利權一般經濟的竝法律的條件）……四八
二、農業移民ニ關スル勞働國防會議ノ規定……四八
三、「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦中央利權委員會官制……四九
四、在「伯林」通商代表部附利權委員會ニ關スル規程……五〇
五、在倫敦通商代表部附利權委員會ニ關スル規程……五一
**利權企業近狀**……五二
露國利權出願件數（出願者國籍別）……五二
露國利權出願件數（種類別）……五二
作業中の利權企業（國籍別）……五二
作業中の利權企業（種類別）……五二
六、「セメント」製造利權ノ對象……六四
七、硝子工業利權ノ對象……六五
八、森林利權ノ對象……六六
極東地方韃靼海峽沿岸ニ於ケル森林利權ノ對象……六七
高架索ニ於ケル森林利權ノ對象……六七
九、「パルプ」「ツエルローズ」及製紙工場ノ利權對象……六八
1、「アルハンゲリスク」市及其附近「ツエルローズ」工場……六九
2、「ウイチエゴド」地方「ツエルローズ」「パルプ」工場……六九
3、「ツエルローズ」「パルプ」工場「メーゼニ」河地方……六九
E、ニツケル……六九
F、黑鉛……六〇
G、石炭……六〇
H、石油……六〇
三、土地改良事業利權ノ對象……六一
四、交通利權ノ對象……六二
1、鐵道利權……六四
2、水運利權……六四
五、皮革工業利權ノ對象……六四
六、「セメント」製造利權ノ對象……六五
七、硝子工業利權ノ對象……六六
八、森林利權ノ對象……六六
極東地方韃靼海峽沿岸ニ於ケル森林利權ノ對象……六七
高架索ニ於ケル森林利權ノ對象……六七
九、「パルプ」「ツエルローズ」及製紙工場ノ利權對象……六八
1、「アルハンゲリスク」市及其附近「ツエルローズ」工場……六九
2、「ウイチエゴド」地方「ツエルローズ」「パルプ」工場……六九
3、「ツエルローズ」「パルプ」工場「メーゼニ」河地方……六九
**今後の露國利權對象一覽**……五五
一、金屬工業利權ノ對象（採金、加工）……五五
黑色金屬冶金……五五
現在冶金工場……五五
有色金屬冶金……五六
機械製造……五六
二、鑛山燃料利權ノ對象……五八
A、鐵鑛……五九
B、鋼……五九
C、鉛亞鉛鑛……五九
D、金鑛……六〇
**中央利權委員長の報告**……五二
**新利權政策**……五三
一、新利權政策の轉換……五三
二、新政策の諸要項……五四
三、勞働者雇傭問題……五四


## 露國の漁業


**漁業に關する規定**……七〇
露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國全露中央執行委員會及人民委員會議決定……七〇
露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國漁業經濟ニ關スル規則……七〇
第一章、總則……七〇
第二章、漁業經濟ノ行政機關……七二
第三章、漁業調整規則……七三
第四章、漁業企業ノ調整手續……七四
第五章、漁場ノ用益手續……七四
第六章、魚族蕃殖……七五
第七章、學術的產業的研究……七六
露西亞共和國ノ一般共和國的意義ヲ有スル漁場表……七六
海面漁場……七六
河川漁場……七七
湖漁場……七九


## 露國の勞働


**勞働に關する法令**……八〇
勞働法施行ニ關スル全露中央執行委員會決定……八〇
露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國勞働法……八〇
第一章、總則……八〇
第二章、雇傭及勞働ノ提供……八〇
第三章、露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國人民ノ義務勞働……八一
第四章、團體契約……八一
第五章、勞働契約……八二
決定……七〇
露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國漁業經濟ニ關スル規則……七〇
第一章、總則……七〇
第二章、漁業經濟ノ行政機關……七二
第三章、漁業調整規則……七三
第四章、漁業企業ノ調整手續……七四
第五章、漁場ノ用益手續……七四
第六章、魚族蕃殖……七五
第七章、學術的產業的研究……七六
露西亞共和國ノ一般共和國的意義ヲ有スル漁場表……七六
海面漁場……七六
河川漁場……七七
湖漁場……七九
第六章、內部管理規則……八四
第七章、生產高ノ標準……八四
第八章、勞働ニ對スル報酬……八五
第九章、保障及賠償……八六
第十章、勞働時間……八七
第十一章、休暇……八八
第十二章、徒弟制度……八九
第十三章、婦人及未成年ノ勞働……八九
第十四章、勞働ノ保護……九〇
第十五章、企業、營造物及經濟團體內ニ於ケル勞働者及從業員ノ職業（生產的）組合及其ノ機關……九一
第十六章、爭議解決及勞働ニ關スル法規違反事件審查機關……九三
第十七章、社會保險……九三
勞力雇傭手續ニ關スル規定（全露中央執行委員會及露西亞共和國人民委員會議決定）……九五
評價爭議委員會ニ關スル規程……九五
季節的勞働ノ勞働條件ニ關スル「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦中央執行委員會及人民委員會議決定……九七
臨時勞働者並ニ從業員ノ勞働條件……九八


## 勞働組合


……一〇〇
各勞働組合全聯邦中央委員會幹部會員……一〇一
各勞働組合中央委員會議長……一〇一
**革命十年間の露國勞働狀態**……一〇二


## 外國船舶郵電規則

## 外國人の法律的地位


「ソヴイエト」聯邦內水域ニ於ケル外國艦船ノ無線電信使用規則……一〇八
「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦領海內ニ於ケル外國艦船及私有船舶上ノ無線裝置使用ニ關スル訓令……一〇九
「ソヴイエト」聯邦海底電線保護命令……一〇九
**「ソヴイエト」聯邦に於ける外國人の法律上の地位**……一一一
第一編　總論……一一一
第一章、外國人ニ關スル「ソヴイエト」立法ノ根本原則……一一一
第二章、外國人ノ觀念……一一一
第三章、外國法人ノ觀念……一一一
第二編　各論……一一二
第一章、公權……一一二
第二章、私權……一一六


## 極東露領


**極東露領の行政機關**……一一二
**極東露領の行政區劃**……一一二
**極東露領の人口**……一一三
**極東領露の產業狀態**（スタリコフ氏）……一一五
**極東露領各種報告**……一一七

# 日露關係の部

# 日露年鑑

## 日露貿易通信社編纂

# 一般關係

## 日露基本條約

### 日本國及「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦間ノ關係ヲ律スル基本的法則ニ關スル條約

日本國及「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ハ兩國間ニ善隣及經濟的協力ノ關係ヲ促進セムコトヲ希望シ右關係ヲ律スル基本的法則ニ關スル條約ヲ締結スルコトニ決シ之カ爲左ノ如ク其ノ全權委員ヲ任命セリ

日本國皇帝陛下

支那共和國駐劄特命全權公使
從四位勳一等芳澤謙吉

「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ中央執行委員會
支那共和國駐劄大使
「レフ・ミハイロヴイチ・カラハン」

右委員ハ互ニ其ノ全權委任狀ヲ示シ之カ良好妥當ナルコトヲ認メタル後左ノ如ク協定セリ

第一條　兩締約國ハ本條約ノ實施ト共ニ兩國間ニ外交及領事關係ノ確立セラルヘキコトヲ約ス

第二條　「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ハ千九百五年九月五日ノ「ポーツマス」條約カ完全ニ效力ヲ存續スルコトヲ約ス

千九百十七年十一月七日前ニ於テ日本國ト露西亞國トノ間ニ締結セラレタル條約、協約及協定ニシテ右「ポーツマス」條約以外ノモノハ兩締約國ノ政府間ニ追テ開カルヘキ會議ニ於テ審査セラルヘク且變化シタル事態ノ要求スルコトアルヘキ所ニ從ヒ改訂又ハ廢棄セラレ得ヘキコトヲ約ス

第三條　兩締約國ノ政府ハ本條約實施ノ上ハ千九百七年ノ漁業協約ノ締結以後一般事態ニ付發生シタルコトアルヘキ變化ヲ考量シ右漁業協約ノ改訂ヲ爲スヘキコトヲ約ス

右改訂協約ノ締結ニ至ル迄ノ間「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦政府ハ日本國臣民ニ對スル漁區ノ貸下ニ關シ千九百二十四年ニ確立セラレタル實行方法ヲ維持スヘシ

第四條　兩締約國ノ政府ハ本條約實施ノ上ハ左記ノ原則ニ從ヒ通商航海條約ノ締結ヲ爲スヘク且右條約ノ締結ニ至ル迄ノ間兩國間ノ一般交通ハ右原則ニ依リ律セラルヘキコトヲ約ス

(一)兩締約國ノ一方ノ臣民又ハ人民ハ他方ノ法令ニ從ヒ(イ)其ノ領域內ニ到リ、旅行シ且居住スルノ完全ナル自由ヲ有スヘク(ロ)身體及財產ノ安全ニ對シ恒常完全ナル保護ヲ享有スヘシ

(二)兩締約國ノ一方ハ私有財產權竝通商、航海產業及其ノ他ノ平和的業務ニ從事スルノ自由ヲ最廣キ範圍ニ於テ且相互條件ノ下ニ他方ノ臣民又ハ人民ニ對シ自國領域內ニ於テ自國ノ法令ニ從ヒ付與スヘシ

(三)自國ニ於ケル國際貿易ノ制度ヲ自國ノ法令ヲ以テ定ムルノ各締約國ノ權利ヲ害スルコトナク、兩國ノ通商、航海及產業ヲ成ルヘク最惠國ノ地步ニ置クハ兩締約國ノ意嚮ナルニ依

リ兩締約國ハ兩國間ノ經濟上又ハ其ノ他ノ交通ノ增進ヲ妨クルニ至ルコトアルヘキ禁止、制限又ハ課金ヲ他方締約國ニ對シ差別的ニ行フコトナカルヘキモノトス

又兩締約國ノ政府ハ兩國間ニ於ケル經濟上ノ關係ヲ調整シ且促進スル爲通商及航海ニ關聯スル特別ノ協定ヲ締結スルノ目的ヲ以テ事態ノ要求スルコトアルヘキ所ニ從ヒ隨時商議ヲ爲スコトヲ約ス

第五條　兩締約國ハ互ニ平和及友好ノ關係ヲ維持スルコト、自國ノ法權內ニ於テ自由ニ自國ノ生活ヲ律スル當然ナル國ノ權利ヲ充分ニ尊重スルコト、公然又ハ陰密ノ何等カノ行爲ニシテ苟モ日本國又ハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ領域ノ何レカノ部分ニ於ケル秩序及安寧ヲ危殆ナラシムルコトアルヘキモノハ之ヲ爲サス且締約國ノ爲何等カノ政府ノ任務ニ在ル一切ノ人及締約國ヨリ何等カノ財的援助ヲ受クル一切ノ團體ヲシテ右ノ行爲ヲ爲サシメサルコトノ希望及意嚮ヲ嚴肅ニ確認ス

又締約國ハ其ノ法權內ニアル地域ニ於テ(イ)他方ノ領域ノ何レカノ部分ニ對スル政府ナリト稱スル團體若ハ集團又ハ(ロ)右團體若ハ集團ノ爲政治上ノ活動ヲ現ニ行フモノト認メラルヘキ外國人タル臣民若ハ人民ノ存在ヲ許ササルヘキコトヲ約ス

第六條　兩國間ノ經濟上ノ關係ヲ促進スル爲又天然資源ニ關スル日本國ノ需要ヲ考量シ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦政府ハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ一切ノ領域內ニ於ケル鑛產、森林及其ノ他ノ天然資源ノ開發ニ對スル利權ヲ日本國ノ臣民、會社及組合ニ許與スルノ意嚮ヲ有ス

第七條　本條約ハ批准セラルヘシ

各締約國ノ右批准ハ成ルヘク速ニ其ノ北京駐劄外交代表者ニ由リ他方ノ政府ニ通知セラルヘク且本條約ハ右通知中後ニ爲サレタルモノノ日ヨリ完全ニ實施セラルヘシ

批准書ノ正式交換ハ成ルヘク速ニ北京ニ於テ行ハルヘシ

右證據トシテ各全權委員ハ英吉利語ヲ以テシタル本條約二通ニ署名調印セリ

千九百二十五年一月二十日北京ニ於テ作成ス

芳澤謙吉（印）

エル・カラハン（印）

## 議定書（甲）

日本國及「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ハ兩國間ノ關係ヲ律スル基本的法則ニ關スル條約ニ本日署名スルニ當リ同條約ニ關聯スル諸問題ヲ規定スルノ有益ナルコトヲ認メ其ノ各全權委員ニ由リ左ノ諸條ヲ協定セリ

第一條　各締約國ハ他方ノ大使館及領事館ニ屬スル動產及不動產ニシテ自國ノ領域內ニ現存スルモノヲ右他方ニ引渡スコトヲ約ス

東京ニ於テ前露西亞國政府ノ占有シタル土地カ東京ノ都市計畫又ハ公共ノ目的ノ爲ニスル事業ニ對シ支障ト爲ルカ如キ位置ニ在リト認メラルル場合ニ於テハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦政府ハ右支障除去ノ爲日本國政府ノ爲スコトアルヘキ提議ヲ考慮スルノ意嚮アルモノトス

「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦政府ハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ領域內ニ設置セラルヘキ日本國大使館及領事館ニ對スル相當ノ敷地及建物ノ選定ニ付一切ノ適當ナル便益ヲ日本國政府ニ與フヘシ

第二條　前露西亞國政府即チ露西亞帝國政府及之ヲ繼承シタル臨時政府ノ發行シタル公債及國庫證券ニ依リ日本國ノ政府又ハ臣民ニ對シテ負ヘル債務ニ關スル一切ノ問題ハ日本國政府ト「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦政府トノ間ノ將來ノ商議ニ於ケル調整ニ留保セラルルコトヲ約ス

尤モ右問題ノ調整ニ當リ日本國ノ政府又ハ臣民ハ一切ノ他ノ條件ニシテ均シキニ於テハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦政府カ同樣ノ問題ニ付他ノ何レノ國ノ政府又ハ國民ニ與フルコトアルヘキモノヨリモ不利益ナル地位ニ置カルルコトナカルヘシ

又締約國ノ一方ノ政府ノ他方ノ政府ニ對スル請求權又ハ締約國ノ一方ノ國民ノ他方ノ政府ニ對スル請求權ニ關スル一切ノ問題ハ日本國政府ト「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦政府トノ間ノ將來ノ商議ニ於ケル調整ニ留保セラルルコトヲ約ス

第三條　北「サガレン」ニ於ケル氣候ノ狀態カ現ニ同地方ニ駐屯スル日本國軍隊ノ即時本國輸送ヲ妨グニ鑑ミ右軍隊ハ千九百二十五年五月十五日迄ニ同地方ヨリ完全ニ撤退セラルヘシ



右撤退ハ氣候ノ狀態カ之ヲ許スニ至ラハ直ニ開始セラルヘク且日本國軍隊ノ撤退シタル北「サガレン」ノ總テノ地方ハ直ニ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ當該官憲ニ完全ナル主權ニ於テ還付セラルヘシ

行政ノ引渡及占領ノ終了ニ關スル細目ハ「アレクサンドロウスク」ニ於テ日本國占領軍司令官ト「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦代表者トノ間ニ協定セラルヘシ

第四條　兩締約國ハ其ノ一方カ何レカノ第三國ト結ヒタル軍事同盟ノ條約若ハ協定又ハ其ノ他ノ祕密協定ニシテ他方締約國ノ主權、領土權又ハ國家的安全ニ對スル侵害又ハ脅威ト成ルヘキモノノ現ニ存在セサルコトラ互ニ聲明ス

第五條　本議定書ハ同日附ヲ以テ署名セラレタル日本國及「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦間ノ關係ヲ律スル基本的法則ニ關スル條約ノ批准ト共ニ批准セラレタルモノト看做サルヘシ

右證據トシテ各全權委員ハ英吉利語ヲ以テシタル本議定書二通ニ署名調印セリ

千九百二十五年一月二十日北京ニ於テ作成ス

芳澤謙吉（印）

エル・カラハン（印）

## 議定書（乙）

兩締約國ハ日本國ト「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦トノ全權委員間ニ本日署名セラレタル議定書(甲)第三條ニ規定セラレタル所ニ從ヒ日本國軍隊カ北「サガレン」ヨリ完全ニ撤退シタル日ヨリ五月內ニ締結セラルヘキ利權契約ニ對スル基礎トシテ左ノ如ク協定セリ

一　「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦政府ハ日本國代表者ニ依リ千九百二十四年八月二十九日聯邦ノ代表者ニ交付セラレタル覺書ニ記載セラルル北「サガレン」ニ於ケル油田ノ各ノ地積五割ノ開發ニ對スル利權ヲ日本國政府ノ推薦スル日本國當業者ニ許與スルコトヲ約ス

右開發ノ爲日本國當業者ニ貸付セラルヘキ地積ヲ決定スルノ目的ヲ以テ右油田ノ各ハ各十五乃至四十「デシヤティン」ノ碁盤目方形ニ區分セラルヘク且全地積ノ五割ニ相當スル右方形ノ數ハ日本人ニ割當テラルヘシ但シ右日本人ニ貸付セラルヘキ方形ハ原則トシテ相隣接スヘカラサルモ日本人ノ現ニ掘鑿又ハ作業中ナル一切ノ坑井ヲ包含スヘキモノトス右覺書ニ記載セラルル油田中貸付セラレサル殘餘ノ地區ニ關シテハ「ソヴエイト」社會主義共和國聯邦政府カ右地區ノ全部又ハ一部ヲ外國人ノ利權ニ提供スルコトニ決スルトキハ日本國當業者ハ右利權ニ關スル事項ニ付均等ノ機會ヲ與ヘラルヘキコトヲ約ス

二　又「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦政府ハ利權契約締結ノ後一年內ニ選定セラルヘキ一千平方「ヴエルスト」ノ地積ニ亙リ北「サガレン」ノ東海岸ニ於テ五年乃至十年ノ期間油田ヲ調査試掘スルコトヲ日本國政府ノ推薦スル日本國當業者ニ許可スルコトヲ約ス又油田カ日本人ニ依ル右調査試掘ノ結果確定セラレタル場合ニ於テハ右確定セラレタル油田ノ地積五割ノ開發ニ對スル利權ハ日本人ニ許與セラルヘシ

三「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦政府ハ利權契約ニ於テ決定セラルヘキ特定ノ地積ニ亙リ北「サガレン」ノ西海岸ニ於テ炭田ノ開發ニ對スル利權ヲ日本國政府ノ推薦スル日本國當業者ニ許與スルコトヲ約ス又「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦政府ハ利權契約ニ於テ決定セラルヘキ特定ノ地積ニ亙リ「ドウーエ」地方ニ於ケル炭田ニ關スル利權ヲ右日本國當業者ニ許與スルコトヲ約ス又前二項ニ揭ケラルル特定ノ地積以外ノ炭田ニ關シテハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦政府カ之ヲ外國人ノ利權ニ提供スルコトニ決スルトキハ日本國當業者ハ右利權ニ關スル事項ニ付均等ノ機會ヲ與ヘラルヘキコトヲ約ス

四　前諸號ニ規定セラルル油田及炭田ノ開發ニ對スル利權ノ期間ハ四十年乃至五十年タルヘシ

五　日本人タル利權取得者ハ右利權ニ對スル報償トシテ炭田ノ場合ニ於テハ其ノ總產額ノ五分乃至八分ヲ又ハ油用ノ場合ニ於テハ其ノ總產額ノ五分乃至一割五分ヲ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦政府ニ對シ每年提供スヘシ但シ自噴油井ノ場合ニ於テハ右報償ハ其ノ總產額ノ四割五分迄之ヲ增加スルコトヲ得

報償トシテ提供セラルヘキ產額ノ割合ハ利權契約ニ於テ確定的ニ定メラルヘク且右契約中ニ定メラルヘキ方法ニ依リ年產額ノ率ニ應シ等差ヲ設ケラルヘシ

六　右日本國當業者ハ企業ノ目的ニ要スル木材ヲ伐採スルコトヲ且交通竝物資及生産物ノ運輸ヲ容易ナラシムル爲諸般ノ施設ヲ爲スコトヲ許サルヘシ右ニ關スル細目ハ利權契約ニ於テ定メラルヘシ

七　前記ノ報償ニ鑑ミ又企業カ當該地區ノ地理上ノ位置及其ノ他ノ一般狀態ニ依リ受クヘキ不利益ヲ考量シ右企業ニ要スル又ハ之ヨリ得タル何等カノ物件、物資又ハ生産物ノ輸入及輸出ハ無稅ニテ許可セラルヘク且右企業ハ其ノ收益的經營ヲ事實上不可能ナラシムルコトアルヘキ如何ナル課稅又ハ制限ヲモ加ヘラルルコトナカルヘキコトヲ約ス

八「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦政府ハ右企業ニ對シ一切ノ適當ナル保護及便益ヲ與フヘシ

九　前諸號ニ關聯スル細目ハ利權契約ニ於テ協定セラルヘシ

本議定書ハ同日附ヲ以テ署名セラレタル日本國及「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦間ノ關係ヲ律スル基本的法則ニ關スル條約ノ批准ト共ニ批准セラレタルモノト看做サルヘシ

右證據トシテ各全權委員ハ英吉利語ヲ以テシタル本議定書二通ニ署名調印セリ

千九百二十五年一月二十五日北京ニ於テ作成ス

芳澤謙吉（印）

エル・カラハン（印）

## 聲明書

「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦及日本國間ノ關係ヲ律スル基本的法則ニ關スル條約ニ本日署名スルニ當リ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ全權委員タル下名ハ本國政府ニ於テ千九百五年九月五日ノ「ポーツマス」條約ノ效力ヲ承認スルコトハ兩國政府ニ於テ右條約ノ締結ニ付前帝政政府ト政治上ノ責任ヲ分ツコトヲ何等意味セサルコトヲ聲明スルノ光榮ヲ有ス

千九百二十五年一月二十日北京ニ於テ

エル・カラハン（印）

## 交換公文

（來翰）

以書翰啓上致候陳者本官ハ日本國ノ全權委員ニ依リ千九百二十四年八月二十九日「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ全權委員ニ手交セラレタル覺書ニ記載セラルル油田及炭田ニ付北「サガレン」ヨリ完全ニ撤退シタル日ヨリ五月內ニ行ハルヘキ利權契約ノ締結ニ至ル迄續行セラルヘキコトニ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦政府ノ名ニ於テ同意スルコトラ本國政府ノ名ニ於テ聲明スルノ光榮ヲ有シ候但シ左記條件ハ日本人ニ依リテ遵守セラルヘキモノニ候

一　作業ハ千九百二十四年八月二十九日ノ覺書ニ揭ケラレタル地區、使用セラルル勞働者及專門家ノ數、機械竝其ノ他ノ條件ニ關シテハ右覺書ノ記載事項ニ嚴ニ準據シテ續行セラルヘシ

二　石油及石炭ノ如キ產出物ハ之ヲ輸出シ又ハ販賣スルコトヲ得ス右作業ニ關係アル從業員及裝備ノ用ニ限リ之ヲ充ツルコトヲ得ヘシ

三「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦政府ニ依リ許與セラルル作業續行ノ許可ハ將來ノ利權契約ノ規定ニ何等影響ヲ及ホササルヘシ

四　北「サガレン」ニ於ケル日本國無線電信所ノ運用ニ關スル問題ハ將來ノ協定ニ留保セラルヘク且私人及外國人ノ無線電信所設置ヲ禁止スル「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ現存法令ニ合致スル方法ニ於テ調整セラルヘシ

本國政府ノ名ニ於テ本官ハ日本帝國政府ハ右書翰ニ全然同意ナル旨ヲ陳述スルノ光榮ヲ有シ候本官ハ玆ニ閣下ニ向テ敬意ヲ表シ候　敬具

千九百二十五年一月二十日北京ニ於テ

芳澤謙吉

「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦大使レフ・ミハイロヴイチ・カラハン」閣下

## 附屬公文

「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦及日本國間ノ關係ヲ律スル基本的法則ニ關スル條約ニ本日署名スルニ當リ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ全權委員タル下名ハ玆ニ日本國政府ニ對シ千九百二十年ノ「ニコラエウスク」事件ニ對スル誠實ナル遺憾ノ意ヲ表スルノ光榮ヲ有ス

千九百二十五年一月二十日北京ニ於テ

エル・カラハン（印）

## 署名議定書

支那國駐劄日本國特命全權公使芳澤謙吉及支那國駐劄「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦全權公使「レフ・ミハイロヴイチ・カラハン」ハ良好妥當ト認メラレタル各自ノ全權委任狀ニ基キ本日北京ニ會合左ノ文書ヲ寘杳セリ

一　日本國及「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦間ノ關係ヲ律スル基本的法則ニ關スル條約

二　議定書二通

三　聲明書一通

四　交換公文一件

五　附屬公文一通

全權委員ハ右文書ニ揭ケラレタル地區、使用セラルル勞働者及專門家ノ數、機械竝其ノ他ノ條件ニ關シテハ右覺書ノ記載事項ニ嚴ニ準據シテ續行セラルヘシ

二　石油及石炭ノ如キ產出物ハ之ヲ輸出シ又ハ販賣スルコトヲ得ス右作業ニ關係アル從業員及裝備ノ用ニ限リ之ヲ充ツルコトヲ得ヘシ

三「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦政府ニ依リ許與セラルル作業續行ノ許可ハ將來ノ利權契約ノ規定ニ何等影響ヲ及ホササルヘシ

四　北「サガレン」ニ於ケル日本國無線電信所ノ運用ニ關スル問題ハ將來ノ協定ニ留保セラルヘク且私人及外國人ノ無線電信所設置ヲ禁止スル「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ現存法令ニ合致スル方法ニ於テ調整セラルヘシ

本國政府ノ名ニ於テ本官ハ日本帝國政府ハ右書翰ニ全然同意ナル旨ヲ陳述スルノ光榮ヲ有シ候本官ハ玆ニ閣下ニ向テ敬意ヲ表シ候　敬具

千九百二十五年一月二十日北京ニ於テ

芳澤謙吉

「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦大使「レフ・ミハイロヴイチ・カラハン」閣下

## 附屬公文

「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦及日本國間ノ關係ヲ律スル基本的法則ニ關スル條約ニ本日署名スルニ當リ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ全權委員タル下名ハ本國政府ニ於テ千九百五年九月五日ノ「ポーツマス」條約ノ效力ヲ承認スルコトハ兩國政府ニ於テ右條約ノ締結ニ付前帝政政府ト政治上ノ責任ヲ分ツコトヲ何等意味セサルコトヲ聲明スルノ光榮ヲ有ス

千九百二十五年一月二十日北京ニ於テ

エル・カラハン（印）

（來翰）

以書翰啓上致候陳者本官ハ日本國ノ全權委員ニ依リ千九百二十四年八月二十九日「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ全權委員ニ手交セラレタル覺書ニ記載セラルル油田及炭田ニ付北「サガレン」ヨリ完全ニ撤退シタル日ヨリ五月內ニ行ハルヘキ利權契約ノ締結ニ至ル迄續行セラルヘキコトニ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦政府ノ名ニ於テ同意スルコトラ本國政府ノ名ニ於テ聲明スルノ光榮ヲ有シ候但シ左記條件ハ日本人ニ依リテ遵守セラルヘキモノニ候

一　作業ハ千九百二十四年八月二十九日ノ覺書ニ揭ケラレタル地區、使用セラルル勞働者及專門家ノ數、機械竝其ノ他ノ條件ニ關シテハ右覺書ノ記載事項ニ嚴ニ準據シテ續行セラルヘシ

二　石油及石炭ノ如キ產出物ハ之ヲ輸出シ又ハ販賣スルコトヲ得ス右作業ニ關係アル從業員及裝備ノ用ニ限リ之ヲ充ツルコトヲ得ヘシ

三「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦政府ニ依リ許與セラルル作業續行ノ許可ハ將來ノ利權契約ノ規定ニ何等影響ヲ及ホササルヘシ

四　北「サガレン」ニ於ケル日本國無線電信所ノ運用ニ關スル問題ハ將來ノ協定ニ留保セラルヘク且私人及外國人ノ無線電信所設置ヲ禁止スル「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ現存法令ニ合致スル方法ニ於テ調整セラルヘシ

本官ハ玆ニ閣下ニ向テ敬意ヲ表シ候　敬具

千九百二十五年一月二十日北京ニ於テ

エル・カラハン

日本國特命全權公使　芳澤謙吉閣下

（往翰）

以書翰啓上致候陳者本官ハ閣下ヨリノ本日附左記ノ書翰ヲ領承スルノ光榮ヲ有シ候

本官ハ日本國ノ全權委員ニ依リ千九百二十四年八月二十九日「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ全權委員ニ手交セラレタル覺書ニ記載セラルル油田及炭田ニ付北「サガレン」ニ於テ現ニ日本人ノ實行中ナル作業ハ日本國軍隊カ北「サガレン」ヨリ完全ニ撤退シタル日ヨリ五月內ニ行ハルヘキ利權契約ノ締結ニ至ル迄續行セラルヘキコトニ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦政府ニ於テ同意スルコトヲ本國政府ノ名ニ於テ聲明スルノ光榮ヲ有シ候但シ左記條件ハ日本人ニ依リテ遵守セラルヘキモノニ候

一　作業ハ千九百二十四年八月二十九日ノ覺書





二　作業位置

| | 地積 | 試掘井 | |
|---|---|---|---|
| | | 出油 | 無油 |
| 「オハ」河ノ流域ニ於テ「ウルクト」灣ノ西二哩半 | 二、五〇〇（エーカー） | 四 | 七 |
| 「エハビ」灣ノ西一哩 | 一、六〇〇 | ナシ | 三 |
| 「ビルトウン」河ニ沿ヒ「キヤツクル」灣ノ南西六哩 | 一、二〇〇 | ナシ | 三 |
| 「ヌトヴオ」河口ヨリ西五哩 | 二、五〇〇 | 一 | 二 |



十四年八月二十九日「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦全權委員ニ手交セラレ且日本人カ北「サガレン」ニ於テ作業中ナル油田及炭田ノ狀態ニ關スル說明ヲ揭ケタル覺書ヲ本議定書ニ添附スヘキコトヲ約ス

右證據トシテ兩締約國ノ各全權委員ハ英吉利語ヲ以テシタル本議定書二通ニ署名調印セリ

千九百二十五年一月二十日北京ニ於テ作成ス

芳澤謙吉（印）

エル・カラハン（印）

## 千九百二十四年八月二十九日日本國代表者ニ依リ聯邦ノ代表者ニ交付セラレタル覺書

### 石油試掘作業

一　此等試掘作業ハ政府ノ爲ニ株式會社北辰會ニ依リテ行ハレ居レリ

尙兩全權委員ハ日本國全權委員ニ依リ千九百二

| | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 「チアイヴオ」 | 「ボアタシン」河ニ沿ヒ「チアイヴイ」灣ノ西三哩 | 一、二〇〇 | 一 | 一 |
| 「ヌイヴオ」 | 「ノグリツク」河(「トウイミ」河ノ支流)ノ流域ニ於テ「ヌイヴオ」灣ノ西七哩 | 一、六〇〇 | 一 | 一 |
| 「ヴイグレクトウイ」 | 「トウイミ」河ノ流域ニ沿ヒ同河ノ河口ノ南三哩 | 八〇〇 | ナシ | 二 |
| 「カタングリ」 | 「ナビリスキー」灣ノ北「カタングリー」湖ノ岸 | 一、六〇〇 | 一 | 四 |

三　使用セラルル專門家　二〇

勞働者　四〇〇（夏季）

四　機械

「ハイドロリツク、ロータリ」式　三 深掘用

「スタンダード、ケーブル」式　五

「ダイアモンド、ボーリング」式　二 淺掘用

「スプリング、ボーリング」式（人力ニ依ルモノ）　一〇

五　設備

（イ）通信用　各所ノ作業ヲ連絡スル電話線、「オハ」及「チアイヴオ」ニ於ケル無線電信所

（ロ）運搬用　艀及傳馬船十二隻ノ外各所ノ作業ヲ連絡スル爲夏季使用セラルル小型蒸汽船一隻及發動汽船數隻

（ハ）建設物

| | 「オハ」 | 「エハビ」 | 「ビルトウン」 | 「ヌトヴオ」 | 「チアイヴオ」 | 「ヌイヴオ」 | 「ヴイグレクトヴイ」 | 「カタングリ」 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 職員及勞働者用家屋 | 三〇 | 一 | 二 | 七 | 八 | 六 | 一 | 一五 |
| 掘鑿用櫓 | 一一 | 三 | 三 | 三 | 一 | 二 | 二 | 五 |
| 機關場 | 六 | — | — | 一 | — | — | — | 一 |
| 貯油所（土製） | 三 | — | — | — | — | — | — | — |
| 燃料油「タンク」（鋼製） | 四 | — | — | — | — | — | — | — |

六　輕便鐵道　ナシ

「ウルクト」灣ト「オハ」ニ於ケル工場トノ間二哩半ニ亙ル「トロツコ」線及「カタングリ」ト「ナビル」トノ間約三哩ニ亙ル他ノ「トロツコ」線

七　石油ノ輸出　ナシ

## 炭坑作業

一　作業者

「ドウーエ」鑛山　三菱會社ハ占領軍ノ爲ニ作業シ居レリ

「ロガトウイ」鑛山　「スタヘエフ」會社及三菱會社カ合同事業トシテ作業シ居レリ

二　鑛山ノ位置

「ドウーエ」鑛山　海ニ近キ「ポストヴアヤ」ノ流域ニ於テ「アレクサンドロウスク」港ノ南約六哩、現ニ作業中ノ水平坑ハ二但シ竪坑ナシ千九百二十三年ノ產額約五萬噸

「ロガトウイ」鑛山　海ニ面シ「アレクサンドロウスク」港ノ南約十哩、現ニ作業中ノ坑二竪坑ナシ、千九百二十三年ノ產額約三萬噸

三　專門家及勞働者ノ數　專門家　勞働者

「ドウーエ」鑛山　五　約二〇〇

「ロガトウイ」鑛山　三　約一五〇

（右數ハ夏季ノモノトス）

四　機械

「ドウーエ」鑛山ニ於テハ小型機關車ハ石炭ノ運搬ノ目的ノ爲ニ使用セラル

「ロガトウイ」鑛山ニ於テハ機械ヲ使用セス採掘及運搬ハ人及馬ニ依リテ行ハレ居レリ



五　建設物

「ドウーエ」鑛山ヨリ海岸ニ至ル一哩強ノ「トロツコ」線及「ロガトウイ」ニ於ケル四分ノ一哩弱ノ他ノ「トロツコ」線ヲ除キ炭坑用ニハ特殊ノ建設物ナシ

六　輸出

「ドウーエ」鑛山ノ產額ハ占領區域內ノ住民ニ依リ消費セラレ島外ニ搬出セラルルモノナシ

「ロガトウイ」鑛山ノ產額ノ約三萬噸ハ三菱及「スタヘエフ」ニ依リテ千九百二十三年ニ輸出セラレタリトノコトナリ

芳澤謙吉

# 日露關係の歷史

## I　帝政露國との關係

### 一、初代一百五十年間

封建的鎖國主義の舊日本が最も早くから交渉を持つた外國の一は露國であつた。露國は浦賀にペルリの黑船が到着して日本の眠りを醒ます約一百年も前から北境において日本人との間に種々の關係交渉を持ち其後私的公的の働きかけをなすことによつて日本の封建的眠りに痛い刺戟を與へてきたのである。

日露の私的交渉の始まりとして歷史の傳ふるところに據れば、元錄七年（一六九四年）大阪の漂民が勘察加に漂着して土人に拘禁されてゐたのを一六九九年勘察加を侵略した露人アトラソフなるものが首都モスクワに連行したに始まり、其後十八世紀の八十年代に至る約一百年近い期間日本の漁民や商人にして勘察加方面に漂着し或は殺され或は露國に歸化して日本語の通譯となつた者少からず、又一方露國は歷代支配者の東方侵略政策の結果として十八世紀の初年（ピヨートル大帝の時代）には勘察加から出でて千島を攻略し次第に北海道を極めんとし、一七三九年の如き露國の一探險船は陸前及び安房の海岸に到着し、德川幕府や同地方民の少からぬ恐怖をそゝつた等兩國間の私的交渉は間斷無く續いてゐる。殊にエカテリナ女王の如きは日本侵略の前提としてイルクーツクに日本語學校を建て其他オホツク、勘察加等において盛んに日本語の習得を奬勵し其教師には日本漂民が當てられた。著名の東洋學者クラツブロートの如き伊勢の漂民新造について日本語を學び、林子平の「三國通覽圖說」を熟解するに至つたと歷史は傳へてゐる程である。

露國の日本に對する働きかけは政治的侵略のそればかりではなく、勘察加に於ける無盡藏の漁業富源から漁獲される魚類の賣捌市場を近隣の日本に求めるといふ通商上の極めて自然な要求からも出發してゐる。そしてこのために日本官邊との公式の諒解が必要になり、安永七年（一七七八年）露國のシベリヤ政廳は、ロシヤ人をして、日本政府に宛たる書簡を携行せしめたが松前官憲は當時の日本幕府の掟たる「外國との一切の接衝は長崎港を除いて之を行はず」を楯に之を肯じなかつたそこで爾來十餘年を經た寬政四年（一七九二年）エカテリナ女帝はクラスマンを使節とし國書を日本政府に呈したので、當時の德川幕府は人を北海道に派してクラスマンに對し今後唯一の開港場たる長崎以外に寄港することを禁ずる云々の一書を返したが以上二つの事件が公式に兩國政府間に接衝のあつた始まりである。

更に其後アレキンドル一世帝當時露國は北境開拓機關たるロシヤ・アメリカ會社のリヤザノフ伯を正式代表に選び歐露クロンスタツトより海路長崎に第三回使節を送り、辭禮を厚うして通商交易を求めさしたが、使節一行は約半歲の間上陸すら許されず幽閉的生活に過したのみで、遂に三度拒絕せられ、リヤザノフの如き歸國の途クラスノヤルスクに於て病歿するに至つたので、露國の對日感情は可なり惡化し、一八〇六年北境樺太千島方面に於て日本哨所襲擊事件等も勃發するに至つた。

これらの關係は當時まで尙日本官民を支配せる封建的鎖國主義と、一方これを挑發する露國並に其他所謂夷敵の日本侵略政策の反映によつて、偶々平和的關係における通商交易の要求が無視され拒否されたものである。

其後日露の關係は益々惡化し、日本は露國測量船長ゴローニン其他を捕縛し、露國は又犬糞的に日本商人高田屋嘉兵衞を捕虜とする等の事件が續發したが、一八一三年には兩國間に捕虜交換の協定が成立し之が實現を見るに至つた。

之に先ち我國の上下には露國研究熱油然として勃興し、日本最初の露語學者の稱ある村上貞助、足立左內、上原熊次郎等輩出する一方有識者の間には對露國策の論議頻りに動き玆に於て德川幕府

でも北境方面の警備を大いに重視するに至り、同地方を一松前藩に托することは危險なりとして、一七九九年と一八〇七年の兩度に蝦夷を完全に幕府領とし、且つ千島方面まで探險踏査隊を派遣する等の擧に出た。大探險家間宮林藏が單身ダッタン海峽の東西沿岸を踏査したのも其頃（一八〇八九年）のことであつた。日本でダッタン海峽を一名間宮海峽と呼ぶのもこゝにその起源を發する。

然るに其後アレキサンドル一世に續くニコライ一世が其對外政策の主力を近東に集中し極東方面をやゝ閑却するに至つたのと、德川幕府が蝦夷支配に要する巨額の費用の負擔に堪へ切れなくなつたところへ、舊領主松前氏の猛運動もあつて、文政四年（一八二一年）幕府は蝦夷を松前氏に還付するに至り、其後約三十年對露問題は稍下火となりさしたる事件も起らなかつたが、嘉永六年（一八五三年）ロシヤはプチヤーチンを提督に有力なる艦隊を派して長崎を訪はしめ

（一）日露間に修交條約を締結する件

（二）北邊に於ける兩國の境界を劃定する件

の二問題を幕府に提出せしめ、幕府は阿部伊勢守川路左衛門尉等の人才を長崎に遣して之と交渉せしめたが、當時我國論は鎖國主義と開國主義の二派に分れ、單に露國に對してのみならず、全世界に對して善處する大方針が確定してゐなかつたため、露國の提案も殆んど具體的成果を得ず終らうとしたが、然し相當條理ある露國の提案を全く有耶無耶の內に葬り去ることも成りがたく、翌安政元年（一八五四年）日本側全權川路左衛門尉と露國側全權プチヤーチンとの間に曲りなりにも日露修交條約が締結されるに至り、樺太國境については前年長崎交渉當時まで日本人とアイヌ人の住んでゐた地域は日本領とすべしといつたやうな漠然とした協定を見、日露兩國はこゝに始めて、私的接衝開始以來約一百五十年を經て公式國交を結ぶに至つた。

然しこの修交締結の如きも殆んど日本側に自主性は無く、嫌々ながらも强ゐられて之を結んだといつた方がより適切な位で、國內の對露輿論の如きも何等良好とはならなかつた。殊に之等に現れた日本幕府の對外政策の不徹底、無力さは國內における封建的經濟制度の行詰りと共に、事每に暴露されるに至り、吉田松蔭、藤田東湖、坂本龍馬を始め多數の反幕府的急進主義者、失業武士（浪人）等を急先鋒に次第に維新革命に向つて急ぎつゝあつた。

## 二、樺太千島交換まで

十九世紀の中葉露國の極東に於ける南侵政策は念々積極的となり、勇猛果敢の侵略主義者ムラヴィヨフを東部西伯利總督に任命し、黑龍江地方を侵略し、更に支那の淸帝が英佛の侵略主義と事を構へつゝあるを奇貨として遂に沿海州をも其領土に加ふるに至り、一方樺太及千島方面に於ても日本人の旣得領域を冒さんとして邦人との間に紛議頻發し、文久元年（一八六一年）には、當時我對馬を睨ひつゝあつた英國に一步を先んじて共一軍艦を對馬に派し船艦修理の名の下に上陸して恣に伐木、食料品を求め、投錨港の割與を要求し、我番所の固めを無理に押し通らんとして番卒と流血の衝突を演ずる等の事件勃發し、我人心を極度に激昂せしめ、積年の恐露心に加へて憎露心を挑發せしめたが、何分にも科學の遲れた我國には近代的武器の用意無く、到底露國との戰爭に勝目は感ぜられなかつたので、半歲の後幕府は僅かに英國の干涉を乞ふて露國兵を對馬から撤退せしむるを得たのであつた。

幕末時代に入つて共外交上の代表者を日本の首都江戶に駐劄せしめた國家は少くなかつたが、露國は修交條約締結後もたゞ領事を開港場に置き、必要に應じて函館駐劄の總領事を江戶へ派遣してゐた。然るに維新革命を遂行した明治政府が、露國との間に北境劃定の談判を開始するやうになつて露國は愈々正式公使を江戶に駐劄せしむるに至つた。日露間の久しい懸案である樺太の歸屬乃至國境の劃定問題は屢次の日露接衝においても明確なる條約的決定を見るに至らず、日本は一度は露人を南部樺太から追ふことに成功したが、一八六〇年代から露人の南下は漸く激しくなり、慶應三年（一八六七年）日本は小出大和守を露都に派遣して露國政府との間に談判せしめたが「樺太は日露兩國の所屬であるから兩國人は共何れの部分に去來するも自由である」といつたやうな曖昧模糊たる協定をつかみ得たに過ぎなかつた。

日本政府はこの協定の背後に露國が事實上樺太を自國領として掩有し去らうとする野心を藏せることを見、維新直後の匆忙の中にありながら種々對策を考究するところあり明治二年（一八六九年）には外務省の吏員一行は樺太に渡つて、露國士官に對し、小出氏對露國政府の日露人雜居協定は無





效とする旨提言したが、露國側は之を承認しなかつた。そこで日本政府は外務卿副島種臣を浦鹽に差遣して再交涉せしむる段取であつたが露國側は會議地として東京を選び、公使ビウツオフと副島氏との間に樺太問題の交涉を開始せしめた。それは明治五年の交であつた。此交涉に於て露國は樺太全島の讓與を日本に求めたに對し副島は之が買收意見を提出し交涉繼續中のところ明治六年五月（一八七三年）開拓次官黑田淸隆は樺太全島を露國に與へ其代りに千島を日本領とする所謂樺太千島交換に關する建白書を太政官に提出し、討議三箇月の後八月に至つて廟議は此建白を可決する事に一致を見、露國側の承諾するところとなり、明治八年（一八七五年）に至つて樺太千島交換は實現され、日露修交條約締結後二十年振りに兩國間の宿案たる樺太問題はこゝに完全に解決を見るに至つた。

## 三、明治時代の關係

明治維新の革命後日本は、旣に發展せる外國資本主義の强烈なる影響の下に、新しい國家的體制を樹立し、國民生活を改進することに全力を擧げ一方露國も亦極東よりも近東の方により多く國力を傾注しつゝあつたため、樺太問題解決後當分の間日露間には特記すべき何等の問題も起らなかつたが、明治二十四年に至つて例の有名な大津事件が勃發した。これは當時恰も來朝中の露國皇太子に巡査津田三藏が危害を加へんとした事件で、此擧行には日本朝野全く色を失ひ、當路大官の處分やら其他凡ゆる陳謝方法を以て辛ふじて善後處分を了したのであつたが、此一巡査の非法的行動は、偶々當時の我國民の一部に根强く巢食ふてゐた積年の對露憎惡感の發露であつたと見られる。

然るに此日本人の露國に對する惡感情は明治二十七、八年（一八九四、五年）の日淸戰役後に至つて愈々深刻を加へて來た。即ち支那に對する命がけの戰勝の結果を日本から掩ひ取つた所謂三國干涉の張本人が當時再び極東特に對支侵略政策に進出した露國であつたことは、當時未だ資本主義が幼弱で階級的分化の稀薄であつた日本國民の凡ゆる階級に强い憎露の感情を溯漫せしめたのであつた。

日淸戰爭後露國が外交上の手段で、戰はずして連戰連勝の日本を挫いたのを見た韓國の事大黨は、從來淸國に寄りかゝつてゐたのを新に露國に轉じ、一旦日淸戰勝の結果朝鮮に勢力を伸張した日本人を再び驅逐するに至つた。是れ明治二十九年（一八九六年）日本が露西亞皇帝戴冠式に際し山縣有朋を露都に遣はして、日露協商の彌縫的手段を結ばねばならなかつた次第であつたが、旣にして露國は日本がさきに臺灣を淸國から割取したる顰に倣ひ對日干涉の報酬として關東半島を淸國に租借し又之等の洪灣を西伯利鐵道に結びつける鐵道の新線を布設せんとし、その傍若無人なる帝國主義的侵略政策は、我國人の憎露熱に益々油を注いだ。

日本に於ける憎露熱は、支那では最險惡なる排外運動の形をとつて現れた。明治三十三年（一九〇〇年）春の義和團事件はこれである。然るに此騷亂に乘じて軍兵を滿州に入れたる露國は、そのかねての宣言に違背して、曾に期日に至つて其兵を撤退しないのみならず、永久に滿州を占領するの風を示した。滿韓に淺からざる利害關係を有する日本を始め世界列强は露國の行動に注視を怠らなかつた。そして明治三十四年春（一九〇一年）露支間の密約が暴露し、露國の極東に對する陰謀が發かれるに至り、日本の對露敵對關係は緊張し、憎露感情は高調の極に達した。而して日淸戰勝後十年間に旣に或程度の資本主義的發展と、國力の充實を計り得た日本は、露國の侵略主義と利害對立する英國との間に日英同盟を結むで、且つ米國との好意的關係を背景として明治三十七年（一九〇四年）遂に斷然憤起して露國と開戰するに至つた。そして一般の豫想を裏切つて露國に對し戰勝を擅ふに至つたのである。

翌三十八年（一九〇五年）まで續いた日露戰の經過については玆に省略するが、米國大統領ルーズベルトを仲裁役として日本全權小村壽太郎、露國全權ウイツテとの間にポーツマスに於て日露媾和談判が開かれ、同三十八年九月五日和議成つて調印、同十一月二十五日華盛頓に於て批准交換を了した所謂ポーツマス條約は本文全十五條及追加約款から成り、日露兩國の關係に歷史的な意義を持つものであるが、其包含するところの內容は「日露兩國永久の和親」「韓國に於ける日本國卓絕利益の承認」「韓國在留露國民の最惠國待遇」「露韓領土の安全」「滿洲撤兵」「滿洲の還附」「淸國主權及機會均等主義の尊重」「滿洲商工業の發達」「旅順大連等租借權の讓與」「露國官民財產權の尊重」「長

奉旅順間鐵道及其の支線並同鐵道用炭坑の讓與」「滿洲に於ける日露兩國鐵道經營の目的及其除外」「鐵道接續業務に關する別約締結の約諾」「薩哈嗹島南部の割讓」「薩哈嗹島に堡壘等築造の禁止宗谷海峽及韃靼海峽の自由航海」「割讓地住民退去の自由」「漁業協約締結の約諾」「通商航海に關する最惠國待遇」「俘虜の還附及其の方法」「俘虜收容費の拂戻」「本條約の批准通告」「本條約の決定文」「滿洲撤兵及其の順序」「鐵道守備兵」「薩哈嗹島境界の劃定」等で其中最も重要意義を有する條項左の如し。

一、露西亞帝國政府ハ日本國ガ韓國ニ於テ政治上、軍事上及經濟上ノ卓絕ナル利益ヲ有スルコトヲ承認シ、日本帝國政府ガ韓國ニ於テ必要ト認ムル指導、保護及監理ノ措置ヲ執ルニ方リ、之ヲ阻害シ又ハ之ニ干渉セザルコトヲ約ス。

二、露西亞帝國政府ハ清國政府ノ承諾ヲ以テ旅順口、大連並其ノ附近ノ領土及領水ノ租借權及該租借權ニ關聯シ又ハ其ノ一部ヲ組成スル一切ノ權利、特權及讓與ヲ日本帝國政府ニ移轉讓渡ス、露西亞帝國政府又ハ前記租借權ガ其ノ効力ヲ及ボス地域ニ於ケル一切ノ公共營造物及財產ヲ日本帝國政府ニ移轉讓渡ス。

三、露西亞帝國政府ハ長春（寬城子）旅順口間ノ鐵道及其ノ一切ノ支線並同地方ニ於ケル之ニ附屬スル一切ノ權利、特權及財產及同地方ニ於テ該鐵道ニ屬シ又ハ其ノ利益ノ爲ニ經營セラルル一切ノ炭坑ヲ補償ヲ受クルコトナク且淸國政府ノ承諾ヲ以テ日本帝國政府ニ移轉讓渡スベキコトヲ約ス。

四、日本國及露西亞國ハ滿洲ニ於ケル各自ノ鐵道ヲ全ク商工業ノ目的ニ限リ經營シ決シテ軍略ノ目的ヲ以テ之ヲ經營セサルコトヲ約ス。

該制限ハ遼東半島ニ於ケル鐵道ニ適用セザルモノト知ルベシ。

五、露西亞帝國政府ハ薩哈嗹島南部及其ノ附近ニ於ケル一切ノ島嶼並該地方ニ於ケル一切ノ公共營造物及財產ヲ完全ナル主權ト共ニ永遠ニ日本帝國政府ニ讓與ス、其ノ讓與地域ノ北方境界ハ北緯五十度ト定ム。該地方ノ正確ナル經界線ハ本條約ニ附屬スル追加約款第二ノ規定ニ從ヒ之ヲ決定スベシ。

六、露西亞國ハ日本海、「オコーツク」海及「ベーリング」海ニ瀕スル露西亞國領地ノ沿岸ニ於ケル漁業權ヲ日本國臣民ニ許與センガ爲日本國ト協約スベキコトヲ約ス。

前項ノ約束ハ前記方面ニ於テ既ニ露西亞國又ハ外國ノ臣民ニ屬スル所ノ權利ニ影響ヲ及サザルコトニ雙方同意ス。

右の中漁業權の許與に關する日露漁業條約は前記條文の基礎に立つて明治四十年（一九〇七年）七月二十八日彼我代表者間に締結された。

## 四、歐洲大戰前後

日露戰勝の結果日本の國際的地位は著るしく上つた。戰爭の直接の原因たりし韓國並に滿洲に對する露國の支配的地位は其まゝ日本の手に移り、日本を無力な東洋の小國と見くびつてゐた歐米列强の見解の上にも急激な變化が起つた。其獨自の利害關係から彼等の或ものは日本に親近を呼びさまし（例へば英國の如く）或ものは將來怖る可き競爭者として之に敵意乃至反感を懷き始めた。（例へば獨逸、米國の如く）

日露戰爭直後、日本の滿鮮進出と相俟つて敗戰の恨みを懷く露國との關係は必ずしも圓滿でなく時に第二の戰爭の危險すら豫想されないではなかつた。

然るに當時露國が日露戰の敗北、第一革命の勃發（一九〇五年）等內憂外患の爲勢力を失墜せるに反し、獨逸の帝國主義的發展は旭日の如き勢威をもつて單に歐羅巴に於てのみならず、アフリカ方面にまで延び廣がりそれが一九〇四年には英佛兩國を協商に結びつけ一九〇七年には英佛兩國の斡旋にて日露間に第一回協商を締結せしむる素因をつくつた。

而して此當時から日露兩國の相互關係は曾て存せざる親近に向つて進み、一九一〇年アメリカ政府が滿洲鐵道中立の提議をなすや、共に同地方に鐵道利權を有する日露兩國は協同して之を拒絕し、一九一〇年七月には第二回協商を締結し、翌一九一一年には相議つて支那の四國借款に抗議を提出する等其利害一致の線に立つて大いに協調親善を示すに至つたが、一九一二年七月には日本の韓國併合の意圖を含む第三回協商（密約）を締結するまでに發展した。

一九一四年七月に至つて未曾有の世界大戰が獨逸並に墺匈國と英佛露聯合國との間に勃發し日本も亦獨逸に宣戰して極東に於ける獨逸の根據地靑島を拔くに及んで日露兩國の關係は、更に親近の度を加へ、大正五年（一九一六年）七月日露協約締結されるに及んで、兩國の軍事的並に經濟的相互關係は、事實上同盟と同一の意義を有するまでに親密を加へるに至つた。





## II 勞農露國との關係

### 一、日本の西伯利出兵時代

日露兩國の國交關係が日露協約の基礎に空前の好調を示したのも束の間、協約締結の翌年たる大正六年（一九一七年）三月十二日には露國に民主主義的革命勃發し、ロマノフ王朝三百年の礎は土崩瓦壞するに至つたので强敵獨逸を前に控へて聯合國の間には可なり大きな不安が傳へられた。然しリウオフ、ケレンスキイの民主主義的政府は尙聯合國との協定を守つて獨逸との戰爭行爲を中止しなかつたが、同じ年の十一月七日ボリシエヰキイ黨に率ゐられる勞働者と農民が「一切の政權をソヴエートへ」の標語を揭げて彼等自身の政權を樹立し、帝國主義戰爭からの卽時脫退、帝政時代に締結されたる條約の破棄、秘密協定の暴露、一切の內債外債の破棄を斷行するに及んで單に露國と締約國の國交が斷絕したにとゞまらず、全資本主義世界と完全に對立するに至つた。

露國が企圖する世界プロレタリア××十のプログラムは全世界の××的プロレタリア政黨を指導して直ちに實行に着手され、獨逸及び墺匈國には社會××が起つた。之に脅威された資本主義諸國は武力干涉と經濟封鎖とを以て之と對抗した。

卽ち英米兩國は共陸軍を北露の要港ムルマンスクやアルハンゲリスク及南露に派遣し、軍艦を黑海方面へ急派した。佛國もコトラスへ出兵した。

これにやゝ後れて日、英、米、佛の了解が成立し、東に於て西伯利出兵を敢行することゝなり、日本政府は大正七年（一九一八年）八月二日に至り「露領內に於て獨墺俘虜に壓迫されゐるチエツク・スローワツク軍の援助の爲に西伯利に出兵する」云々の意味の出兵宣言書を發表し米國、英國、佛國、伊國、支那の五箇國と前後して八月中旬沿海州及後貝加爾州に一萬五千の大軍を派し、先づ最初にはチエツク軍を援け、其後コルチヤツクのオムスク政府軍を支持し、更にセメヨーノフの後貝加爾政權、メルクーロフの浦鹽政權といつた具合に次から次に興亡する反革命軍を軍事的に或は物質的に支持援助してソウエートの革命政府と抗爭した。此日本軍の出兵期間に極東露領や西伯利に於て演ぜられたさまざまの悲喜劇についてはこゝに略するが、日本とソウエート露國との軍事的敵對關係は、一九一八年、一九年、二十年をクライマックスとして一九二二年まで前後五箇年の長期間つゞいた。

ところでソヴエート露國の企圖する世界革命の急速なる實現は、獨逸社會革命の蹉跌、匈牙利勞農革命の失敗、伊太利ファシスト政權の樹立等資本の世界的攻勢の擡頭と共に不可能となり、國內の勞農階級の鞏固なる提携により漸進的方法をもつて進む外無くなつたが、他方資本主義諸國の對露武力干涉と經濟封鎖の方法を以てする勞農革命打倒も、革命の基礎が豫想外に鞏固にして全然失敗の經驗であることが明瞭になり、聯合國はその共同戰線を破棄して英、米、伊、佛各々反革命軍援助を打切り、露國から手を引くに到つた。

日本は列國の西伯利撤兵にも拘らず、最もおそくまで其軍兵を露領に駐派した。一九二〇年三月三十一日には日本政府は西伯利駐兵新宣言を發表した。同じ年の四月から六月へかけて尼港事件の後始末をつけるため數隻の軍艦と陸戰隊を北樺太及び尼港方面に出動せしめ七月三日付宣言をもつて北樺太の保障占領を行ひ北樺太富源の開發に着手した。

日本軍の後貝加爾撤退によるセメヨノフの失脚は極東露領統一の機運を進め、一九二一年十一月には共產黨を中心勢力とする極東共和國の創立を見、極東露領ソウエート化の準備と日本に對する緩衝國の役割を司ることゝなつた。

ソウエート政權極東統一運動が進展し來る一方、資本主義列國とソウエート露國との間は一九二一年三月英露通商條約の締結同年四月露獨條約の締結等を手始めに平和的關係が促進せられ、日本のみ全く無意味なる駐兵を續くることが困難になり、何等かの轉換をする必要に迫られてきたところへ、浦鹽派遣軍政務部長松平恒雄氏が一九二〇年十一月外務省歐米局長に轉じた前後から對日政策の主體は陸軍側から外務省に移り、對露政策も亦一變することとなり、極東共和國政府との間に通商交涉を開くに至つた。

これは前後五箇年間にわたる日本政府對露政策の重大なる轉機でこの機運は極東共和國外務次官コゼウニコフ氏が一九二一年五月ハルビンに來た時、島田副領事（滋）との間に打開され一九二一年八月二十六日から大連に於て日本側代表松島肇

と露側代表ユーリン氏(後ペトロフ氏に代る)との間に豫備交渉開始され、會議は翌一九二二年四月にかけて八箇月間繼續されたが日本軍の沿海州並に北樺太撤退問題其他につき兩者間に重要なる意見の疎隔があり、遂に何等の具體的成果を見るなくして決裂に終つた。

然るに日本政府は一九二二年六月二十四日に至り、

一九二二年十月末西伯利沿海州より日本軍全部の撤退を決定したり。在留日本臣民の保護については適當の方法を講ずる筈なり

と極く簡單に、政情の安定とか、共産主義の脅威とか從來の宣言に使用された一切の言葉を抜きにして思ひ切つた撤兵の聲明を公表した。そしてこれと同時に當時日本駐在のロスタ通信員アントノフ氏を通じて非公式に第二回日露交渉開始を露側に申し込んだ。この結果開かれたものが長春會議である。此會議には日本側から主席代表として松平歐米局長が乘り込み、露側は當時の露國駐支全權ヨッフェ氏が主席代表として出席した。會議はヨッフェ氏の資格問題、大連會議の協定案を本會議の基礎とするや否やの問題、北樺太撤兵問題等について、最初から紛糾し、日露兩國とも極めて強硬なる態度を持したため九月五日から二十五日に至る三週間といふもの殆んど停頓と請訓の中に過ぎた觀があり、何等決定的な協定に到達することなく決裂してしまつた。

沿海州駐在の日本軍は前記六月二十四日付宣言に基いて八月二十六日から撤兵行動を開始し長春會議決裂後間もなく十月二十五日迄に全部浦鹽を引揚げて祖國に歸還し、西伯利大陸から完全にその影を消した。浦鹽方面に居住して各種の業務に從事してゐた多數の日本人は、日本軍の撤退と前後してぼんの一部を除く外殆んど故國に引揚げてしまつた。日本軍の撤退と關連して浦鹽方面からは全く影を消したものの一つに白軍殘黨がある。最後の反革命軍首領ヂトリックスと其一味は十月中旬何處ともなく亡命してしまつた。極東共和國成立當時から既に熟してゐたソヴエート露國の極東地方統一の機運は日本の撤退を機會に遂に實現を見るに至り、緩衝國存續の必要も消滅して間もなく極東共和國は廢止され極東革命委員會之に代り、露領極東地方は北樺太を殘す外完全にソヴエート化された。

## 二、新國交の創造へ

長春會議の露側主席全權はよしヨッフェ氏であつたにせよ、日本の關する限りではそれは極東共和國の知多政府を相手とするものであつた。ところが日露豫備交渉は、名實共にソヴエート露國を相手取る最初の會議として歴史的な意義を持つた。此の會議は大正十二年六月末から日本側代表川上俊彦氏露側代表ヨッフェ氏との間に東京精養軒ホテルで開催された。會議は當面の懸案たる諸問題(一)尼港事件の責任について(二)北樺太保障占領並に撤兵問題について(三)日露漁業協約の存續、露國の對日舊債務等を含む國際義務の問題について兩國代表間に論議を重ねられること十二回、三十餘日に及んだが、七月三十一日に至つて、交渉は打切られた。此會議が進行して正式交渉の基礎案を確定的に獲得し得るかの豫想を懐いた大多數者は稍失望せぬでもなかつたが、然し豫備交渉としての目的が可なりの程度に達せられたことは當時の日本政府首相加藤友三郎氏が次の如く語つてゐるのを見てもわかる。

「今回の日露豫備交渉は殆んど豫備交渉そのものとしての目的を達成し得たものであつて、少くとも日本の希望案件はやがて開かる可き正式交渉に於て之を獲得し得る程度の確信を得たるものである。而して正式交渉はヨッフェ氏の歸莫後日露兩國政府の間に交渉を重ね、十月頃より哈爾賓もしくは浦鹽に於て開始さるゝ可能性を有するものである」

此年の八月十五日から莫斯科に開催の全露農業博覽會には日本からも主として對露關係實業團の視察に赴くあり、露國の復興の顯著なると共に日



露國交恢復の機運は時と共に促進せられつゝあつた。

前揭加藤首相の聲明にある日露兩國の正式交渉期は、同年九月一日突如として前古未曾有の大震災が日本の首都地方を襲ふたため豫定よりも遲れて翌大正十三年(一九二四年)五月十五日から北京に開かれた。日本側全權は駐支日本公使芳澤謙吉氏、露國側全權は駐支露國大使カラハン氏、尤も非公式私的交渉は兩氏の間にその以前から行はれてゐたがいよいよ兩國の腹が極つて正式交渉に入つたのは、五月十五日からであつた。日露兩國の輿論が諸懸案の解決を前提するこの本交渉開始を歡迎したことはいふまでもない。

然し前後七箇年にわたつて國交斷絶し敵對的關係にあつた兩國間には尼港問題、北樺太問題、漁業問題、舊債務問題、宣傳禁止問題を始め十指にあまる重大問題が横つてゐた。これは兩國の輿論が國交恢復を熱望してゐるにも拘らず必ずしも簡單に解決し得る性質のものではなかつた。果然交渉は幾度か難關に逢着し、停頓したことも一再ではなかつた。が然し世界の大勢と兩國の要求とは交渉の前途に横はる幾多の難問題を一つ一つ解決して翌大正十四年(一九二五年)一月二十日には遂に日本のソヴエート露國承認と、日露國交の恢復を特色づける日露基本條約、正確には「日本國及ソヴエート社會主義共和國聯邦間の關係を律する基本的法則に關する條約」の締結を見、過去八年の長きに亘つて兩國を蔽ふてゐた不自然にして陰鬱なる關係はこゝに一掃せられ、兩國は正常なる友好的關係に入ることが出來たのである。

## 三、國交成立後の略史

日露基本條約の締結によつて歴史的意義ある轉換の第一歩を踏み出した日露兩國はその國交の具體的事實である種々の懸案を合理的に解決し整理し、守り立てゝ行かねばならなかつた。

先づ第一に起つて來たものは相互外交代表の交換でこれについて露國はヴイクトル・コツプ氏を駐日大使(正確には駐日ソヴエート全權代表)に任命し、コツプ大使は一等書記官アスターホフ氏以下多數館員を隨へて四月二十四日着京五月五日正式信任狀を宮中に捧呈し、日本側は前外務次官田中都吉氏を駐露日本全權大使に山崎二郎氏を大使館參事官に、酒匂秀一氏を一等書記官に以下夫々任命して露國大使の赴任に遅るゝこと約二箇月六月三十日東京出發任命地に赴き、又日本政府は本邦對露關係要衝の地たる浦鹽斯德、ハバロフスク、オデツサ、ブラゴウエスチエンスク、ペトロパウロフスク、ノーヴオシビリスクの七箇所に總領事館開設、露國は東京、神戸、京城、函館、敦賀、大連、小樽の七箇所に同じく總領事館又は領事館を順次開設、露國は東京、神戸、京城、函館、敦賀、大連、小樽の七箇所に同じく總領事館又は領事館を順次開設(但し當初開設決定の長崎及大阪は其後中止したので茲には省く)して兩國出入者の査證事務を執掌することとなつた。因みに露國側大使は初任のコツプ氏からドウガレフスキイ氏に代り、其駐佛大使に轉任するや更に現任のトロヤノフスキイ氏に三度び變つた。

ソヴエート政府は日露國交恢復後ヤコブ・ヤンソン氏を駐日露國通商代表に任命したが、この通商代表の資格を獨逸其他に派遣のソヴエート通商

樺太の自然的狀態が軍隊の輸送を可能ならしむる時期たる五月十五日までに全部日本内地に向つて北樺太を引揚げた。こゝにおいて北樺太はソヴエート露國の管理下に歸屬し、露領極東地方の統一乃至ソヴエート化はこゝに完全に實現を見たのである。

日露基本條約の重要規定事項の一たる北樺太の石油石炭利權協約は日本軍の北樺太撤兵の日より數へて五箇月以内に兩國關係者間に之を締結しなければならない事になつてゐるので、日本側では石油利權の交渉全權委員に海軍中將中里重次氏を、石炭利權の交渉全權委員に三菱合資參與奥村政雄氏を同顧問に前波蘭駐劄日本公使川上俊彦氏を夫々任命、七月二十二日より莫斯科中央利權局本部に於て露側交渉全權委員ヨッフェ氏、次席メーリニコフ氏との間に交渉を開始せしめ迂餘曲折の末何れも十二月十四日正式調印を見てこゝに國交恢復後最初の日露間重要懸案は具體化されるに至り爾來約半歳を經て組織されたる北樺太石油株式會社及び北樺太鑛業株式會社の二大利權會社は、着々として企業經營を進め、何れも可なりの好成績を擧げて今日に及んでゐるが、これはそれぞれ共當該欄(利權企業の項參照)に記述されてゐるから茲には略する。尚北樺太利權契約締結期は日本軍撤退の日から數へて基本條約規定の五箇月以上を經過してゐるが、之は兩國當局者間に適宜便法を設けて延期されるに至つたのである。

代表同様外交官待遇を與へるは勿論、其通商代表部に治外法權を與へよとの露國側の要求は日本政府の反對するところとなり、日露兩國間に種々接衝の末、ヤンソン氏のみはソウエート大使館商務參事官の資格で外交官待遇を與へ、他の通商代表部員並に代表部そのものには治外法權を與へぬ事に兩國間の協定成り、ヤンソン氏はスムスキイ、ジーグリン氏等の新任通商部員と共に大正十四年（一九二五年）十二月二十七日着京、翌十二月二十八日から愈々駐日ソウエート通商代表部の開設を見、爾來露國の日本に對する唯一の獨占的通商機關として、輸出に輸入に商取引を發展せしめてゐる。（別項通商貿易の項參照）因みにヤンソン氏は其後病の爲辭任して歸國しアニケーフ氏が昭和元年十二月下旬新任通商代表として就任した。

日露基本條約の基礎に立つて解決を要すべき他の重要懸案は漁業問題であつたが、これは他の利權交涉と異り、對國家的の交涉案件であるだけに、日本政府では田中駐露大使を全權委員に、外務、農務、露領水産組合等からそれぞれ委員を任命露國側全權委員アラロフ氏等との間に大正十四年十二月二十二日から莫斯科で協約改訂交涉を開始したが、兩國の主張に重大なる開きがあり、兩國何れも强硬に自國の主張要求を固執したため別項記載の通り稀に見る難交涉となり、幾度か停頓決裂を見た末二年一箇月の長年月を費して相互に檢討に檢討を重ね妥協に妥協を積むで昭和三年一月二十三日日本側田中、露側カラハン兩氏間に調印を終り、五月二十三日批准交換を了し、玆に日露兩國の歷史的重大懸案は漁區問題の解決を後日に殘して目出度く成立を遂ぐるに至つた。

漁業協約改訂交涉開始後間もなく兩國間に開始を見たものは日露森林利權交涉であつた。メルクーロフ反革命政權時代沿海州の廣大なる森林開發に着手した日本の大林業會社を組織して梅ソウエート政府との間に利權契約を締結するた め、露領林業組合なるシンヂケートを組織して梅浦健吉以下の諸氏を代表委員に選び大正十五年（一九二六年）二月二十三日以後モスクワに於て利權交涉を開始したが、これも亦可なりの紛糾と時日とを費して、翌昭和二年（一九二七年）四月六日正式調印を了し、同年十月二十八日露領林業株式會社なる利權企業會社を組織し同年末より企業開始に入つたが、諸種の事情により採算立ず、利權條件の緩和乃至露側委任經營等の方法によつて、局面の打開に努めつゝある。

此外昭和金鑛株式會社のオホツク金鑛利權を始め其他邦人獲得の二三對露利權、通商貿易方面に於て洩らし難き、對露、輸出組合の創立、日露本材株式會社の取引事業、日露金融關係、交通運輸關係に重大意義を有する歐亞運輸連絡協定及び日滿運輸連絡協定の成立實現等は夫々の項において紹介されてゐるからこゝには重復を避けるため省略する。

又目を轉じて社會的文化的方面における兩國の諸關係、重要人物の往來等も相當見る可きものがあるが、同樣の理由によつてこゝには掲げない。

兎に角

黨檢擧事件が勃發した。この對內的事件は端なくも對露關係の敵對的要因を力强く反撥せしめた。更に一九二七年英露の國交斷絶に際して、露國の對日關係は著しく友交的要因を增大した、といつた風にその時々の事情により常にしばしば一つの要因の他の要因に對する牽制力は變動するものである。

この二要因の變動を革命後の日露關係の上に見るならばかうなる。

別項日露關係の歷史に於ても述べてある通り一九一七年十一月露國革命後、一九二一年大連會議開催當時までの期間は敵對的要因が友好的要因を完全に征服してゐた。ところが大連會議後友好的要因の發動は徐々にテンポを加へてきた。一九二二年の長春會議、それにつゞく日本軍の沿海州撤退、一九二三年春後藤子のヨツフエ招待、同年夏川上ヨツフエ氏の東京會議——よしそれらの會議が十分なる成果を示しえなかつたにせよ——これらの事實は單純に敵對的要因の退潮とはいへないとしても、しかし友好的要因の力强い擡頭を示すものと見て差支へない。一九二五年一月日露基本條約が締結され、新國交が設定されるに至つたことは最も雄辯にこれを語るものである。何故ならこの歷史的意義ある轉換は天秤の一端を占むる敵對的要因よりも、他の一端をなす友好的要因の方がより重かつたことを示すものだからである。交涉の衝にあつた芳澤、カラハン兩氏はこの天秤の目もりをはかる計量士の役目を果したものである。

日露國交恢復後、友好的要因は時と共に具體的成果を現してきた。兩國の企業的連繫、貨物交易藝術文化の交換等の上に。ところで日露兩國にあつては、例へ友好的要因が滿幅の成長を遂げたとしてもそれは決して敵對的要因の消滅を意味するものではない。否、それは依然として敵對的要因によつて裏付けられ、それと對立し、混淆してゐるといふ決定的な運命から離脫することはできないのである。これは少くとも日本が現在の資本主義的日本であり、露國が今日の社會主義的露國である限りにおいては何ものを以てしても遂に動かすことのできない宿命である。

この二つの事實は最近に至つて二つの大きな事件の上に明瞭に表現された。二つの事件とは、一は日本共產黨事件であり、他は支那革命である。この二つの事件は一は國內のそれであり、他は國外のそれであるが、然しその點で全く異るものであるが、然し日露關係の上に及ぼしてゐるその要因は全然同一である。即ち前述の日露兩國の敵對的要因そのものである。この二大事件は最近日露兩國の政治的關係の最も重要な部分をもなしてゐるので、そのあらましを左に掲げやうと思ふ。

尙友好的要因の具體的な表現なる經濟上並に文化上の諸關係については第二章以下の諸項目全部をあげてそれに捧げられてゐるので本章にはそれを略することとした。

## 二、日本共產黨事件に現れた日露關係

イ、日本政府の發表

日露國交恢復後、友好的要因は時と共に具體的成果を現してきた。兩國の企業的連繫、貨物交易の上に展開されてゐる。それが最も强烈に現れたものが日本共產黨事件と第三インターナショナルとの交涉を中心とする兩國最近の關係である。

日本共產黨事件については未だ記事解禁の自由を得ないし且つそれについて深く知るを得ないがしかし今日まで明らかにされた範圍から見ればそれが露國に本部を置く第三インターナショナルと相當深い內部的連關を持つてゐたことは明らかでこれは日本政府當局がそのやうに公表し、露國側も亦それを否認してゐないのを見てもわかる。共產黨事件後間もなく昭和三年四月七日司法省は日本共產黨事件の概要として大要次の如く發表してゐる。

一、日本共產黨は大正十一年第三インターナショナル日本支部として成立したものなるが、大正十二年五月の檢擧によつて一時屛息する狀態に立到りたるものとす。然るに大正十三年中再び組織を新にするの準備をなし、大正十五年に至りて多數の黨員を得、遂に同年十二月初旬山形縣下某地において極秘裡にいわゆる福本イズムに共鳴する者十數名相合して創立大會を開き、立黨宣言、綱領、規約等を議決し、越えて昭和二年二月中黨首腦部數名ロシヤに入りモスクワに於て日本共產黨の根本方針に關し第三インターナショナルの批判を受けたる結果、從來の黨活動に根本的誤謬及缺陷の存するものありとし、同年十一月歸朝後更に新なる組織に着手し、第三インターナショナルの指令に基き從來の五人組細胞を變更して基礎を各個工場に置くこととし、黨の中心機關紙を發行し黨員が他の團體內に混入して活動をなす場合において





いても常に一定の政綱の下に統一的組織ある共產黨として活動するに至れり、然して現在に於ける黨員は數百名に達し、關東、關西、九州、北海、信越等に滯居し進んで青年及び軍隊の赤化に努力し居れり。

二、かくの如くして成立せる日本共產黨は革命的プロレタリアートの世界黨第三インターナショナル日本支部として我帝國を世界革命の渦中に誘致し金おう無缺の國體を根本的に變革して、勞農階級の獨裁政治を樹立しその根本方針として力をソウエート・ロシヤの擁護、各植民地の完全なる獨立等に致しつゝ共產主義社會の實現を期し、當面の政策としては革命の遂行を期せんとしたるものとす。

ロ、基本條約との抵觸問題

日本共產黨と第三インターナショナルとの間には切つても切れぬ密接な脈絡のあることはこの聲明中に明示されてゐるが、こゝで問題となつてくるのは、日露兩國政府間には第三インターナショナルの行動取締りに關する何等かの條約乃至協定が存在するか否かである。

一九二五年一月締結の日露基本條約は其第五條において、いわゆる宣傳禁止の一項を設け敵對的行動の豫防を期してゐる。その本文要項は「兩締約國は相互に相手國の治安を危胎ならしむるが如き何等の行動を執らず、又自己の配下にあるもの及び政府より財的援助を受くるものをして前記の行動を執らしめざることに同意す。兩締約國は各々の領土內に於て相手方の領域の何れかの部分に對する政府なりと稱する團體、集團、又は集團の爲め政治上の活動を現に行ふ者の存在を許さざる事を約す」といふにある。即ち日露兩國はお互の政府並に其支配下に屬するもの及び政府から財的援助を受けるものに、相手國の治安を危ふするやうな行動を執らせないことを約し、且つ露國領土內に於て日本政府なりと潛稱する團體やそのエージェントの存在を許さないやうに、日本領土內でも露國政府なりと自稱する團體や集團や、それらの爲に行動する外國人の存在を許さないことを約束してゐるのである。ところでモスクワに本據を置く第三インターナショナルが右の條約規定の中に這入るか何うかといふことについては大體二つの見解が分れる。

(一)第三インターナショナルとソウエート政府とは思想的には勿論のこと、人的にも財的にも同一の根柢に生えた二つのものである。即ちそれは事實上最も深い連關を持つてゐるから當然前記の條約規定に抵觸する。

(二)內面的連關の如何に拘らず、公然にはそして表面的には何等關係のない全然別個の二つの機關である。だから前記條約には抵觸しない。

(一)に屬する見解も相當信ずべき理由がない譯ではないが、然しそれは公然と證據を擧げて證明することの出來ないところのものである。だからこの方に確實性があると見做される。

ソウエート政府自身の意見を總括すると次のやうになる。「第三インターナショナルは各國共產黨の支部を統一するプロレタリアートの世界黨であつてそれは露國第三インターナショナルではない。各國共產黨が第三インターナショナルの支部であるやうに露國共產黨も其一支部であるに過ぎない。たゞ違ふところは露國のそれは一百二十萬以上の黨員を有し世界最大の組織であるといふ點だけである。此各國共產黨の世界的組織たる第三インターナショナルとソウエート政府は全然別個の機關であり、無關係である。だからソウエート政府は第三インターナショナルの行動に對して何等責任を持つ譯にはゆかぬ」

日露基本條約第五條には前揭の如く所謂宣傳禁止が規定されてゐる。然しこの中にはソウエート政府が第三インターナショナルと共同の責任を負ふことを規定してはゐない。又此第三インターナショナルと日本共產黨乃至革命的プロレタリア政黨との連繫、共同行爲をソウエート政府が取締るといつたやうな事も全然指示されてはゐない。

露國共產黨が今日の露國に於ける唯一絕對の指導黨であり、國家生活の心臟と頭腦の役割を併せ持つものであつて、ソウエート政府といへども事實上共產黨政府であること、又第三インターナショナルが露國に其本部を置き其幹部員の絕對多數が露國共產黨員であることは世界的に旣に明白な事實であつてソウエート政府自身之を秘してはゐないから、人々は無意識の中にソウエート政府と第三インターナショナルとを同一視して共同の責任に問はうとするのであるが、日露基本條約をも含めて今日までソウエート政府が外國との間に締結した條約の中には、第三インターナショナルの行動についてソウエート政府の責任を問ふことの出來る條項は全く挿入されてゐないのである。從つて從來英國などが第三インターナショナルの宣

傳行爲に關してソウエート政府に幾回となく抗議を送つたが、それはソウエート政府の反噬に負ふ外、常に無効に終つて來た。

八、日露兩國政府の應酬

日本を始め世界列國はソウエート政府との條約締結に際して、此第三インターナショナルの宣傳行爲禁止の規定を條約文中に挿入することを常に強硬に主張してきたが、それは露國側のより以上執拗なる要求によつて成功するに至らなかつた。だから日本共産黨と第三インターナショナルとが本部と支部との密接關係にあることが證據立てられたとしても、基本條約の宣傳禁止條項を楯に取つて公式にソウエート政府の責任を問ふ譯にゆかないのである。勿論これが第三インターナショナルではなくソウエート政府の支配下に屬し、ソウエート政府の責任を取るべき團體の行爲ならば別であるが、ソウエート政府によつて前揭の如き解釋を下され、且つ條約規定に明記なき第三インターナショナルの關する限りでは(一)條約文の如何に拘らず、國交斷絶を期して激烈なる抗議を投げつけるか、(二)今度の事件の中で何等かの形で條約文の禁止條項に觸れる點を探し出して抗議するか、(三)或は條約文の楯によらぬ非公式注意を發するか。

これについて日本政府の取つた態度として傳へられるところは(二)と(三)を併せ持つた形式においてであつた。即ち日本政府は今度の事件後正式の抗議ではなくて、非公式の忠告的抗議をソウエート政府に發したがその要項は次の如し。

先般檢擧したる日本共産黨を取調べた結果、露國第三インターナショナルが指揮してゐた事實があり、しかもその間にはソウエート政府の官吏にして第三インターナショナルの經營する露國共産黨に關係したことの證跡もある。これは明らかに日露基本條約に違反するの行爲ではないか。又第三インターナショナルの經營する露國共産黨大學に日本人の入學を勸誘し現に六十餘名の日本人が變名してゐるやうだが、これに對しても陰に援助の態度をとつてゐる事實がある。これ又右條約違反ではないか』

これに對してソウエート政府から次の如き要領の抗議的回答が到着した。

「しばしば云ふことだがソウエート政府と第三インターナショナルとは全然別個のものであることはその組織を見れば明瞭ではないか。然し第三インターナショナル黨員だからとてソウエート政府の官吏に採用してならぬとの理由はないのだから、或は第三インターナショナルの黨員が政府の役人になつてゐるかも知れぬ。然し假りに第三インターナショナル黨員だからとて政府の官吏になつた以上は政府の方針に從つて動くのだから日本政府の抗議するやうなことは斷じてないことを確言する。先年日本政府が白系露人を援助したやうな態度はソウエート政府の斷じて取らぬところである。日本政府が公式に抗議を持ち出す意味なら第三インターナショナルと露國政府は無關係と御答へするより外はないが、紳士的に注意を喚起せられる意味ならば敬意を表する。」

日本政府はこの露國の相當反駁的意味も含まれた回答に滿足せず、日本共産黨と第三インターナショナルとの關係を更に精査した上對策を協議し場合によつて第二段の抗議乃至警告を發する筈であるかに傳へられて居り、政府部內には對ソウエート政府强硬態度を執ることを主張してゐる向もあると言はれてゐるが、斷交は別として、第二段の抗議が第三インターナショナルの行動に關するものである限りそれはソウエート政府の前揭回答文にすでに豫示されてゐる通り、「ソウエート政府と第三インターナショナルとは別個の機關である。從つてソウエート政府は第三インターナショナルの行動に責任を負ふ譯にゆかぬ」と紋切型の回答に接する外何等の效果も期待されまいと思ふ。

政府部內の强硬意見が、一般に考へられ又一部で流布されてゐるやうに若し英國の轍を踏む對露斷交を意味してゐるとするならば、それは恐らくしかく簡單には片づけられぬと思ふ。何故なら日露の地理的、歷史的、經濟的特殊關係に根ざす兩國の相互依存關係は今日可なりの程度に實際化し具體化してゐて之を斷つことは我國にとり大なる不利益であるばかりか、第三インターナショナルの活動といつたものは、斷交によつて少しも停止されることを豫期されないからである。否或意味では斷交は却つて之が拘束を斷つことゝなり惡結果を及ぼすものと思はれる。

## 三、支那問題に現れた日露關係

イ、反帝國主義運動進展時代

日露兩國の政治的對立關係の現れた他の部分は支那問題である。



支那に於ける兩國の利害の對立は、便宜上これを國民黨政府に對するものと滿蒙に對するものとの二つの範疇に分つことができる。

露國が舊北京政府との間に正式國交を恢復したのは一九二四年五月三十一日であつたが、露國の支那に對する働きかけは一九二〇年末ユーリン氏が北京に乘り込んだ頃から漸く顯著となり、氏は北京大學總長蔡元培氏を始め多くの敎授、學生等革命的智織階級方面にソウエートの友人を見出し、一九二二年には露國外交界の大立物アドルフ・ヨツフエ氏の渡支によつて廣東政府の主腦孫文との親近馮玉祥との接近廣東に於ける軍官學校建設の下慥へ等種々進捗を見其後ソウエート政府と支那殊に南方廣東政府との關係は時と共に深きを加へ、ボロヂン始めソウエート側要人を廣東政府の顧問に据ゆることによつて、廣東政府を事實上動かすほどの勢力を占むるに至つた。そして一九二七年初頭支那國民黨が共産黨と共同戰線を張つて廣東から上海まで進出する過程においては露國は精神的物質的の力强い援助をそれに對して與へ、支那反帝國主義的國民革命運動の異常なる成功と共に露國の南支に於ける勢力は全世界を駭目せしむるに至つた。この當時露國と南支との密接關係と、北伐の成功に大なる脅威を感じ南支の指導勢力たる露國に强い憎惡を向けたものは、曾に長江筋において、その政治的經濟的勢力を覆沒された英國ばかりではなかつた。支那に對する利害關係の密接さに於て他國に冠絶する日本帝國の受けた脅威と對露敵對感情も亦極めて深刻なものであつた。當時英國は上海に其大軍を出兵して支那革命運動と眞正面から對立した。全世界は日本帝國も亦英國に續いて出兵を敢行し對支積極方針に出るものと豫想しそうした世評が流布されたが若規內閣幣原外相の對支非干涉政策は遂に此擧に出ず、南方の動きを注視するの方途に出た。此幣原外交に對しては國內の贊否交々であつたがしかしこのことは日本の支那革命に對する對立關係が英國のそれよりも遙かに緊要性をもつてゐるだけそれだけより深刻であると云ひ得る。從つて支那革命運動が共產黨との共同戰線を張り露國との相關關係を持して上海以北に進出し北支をも脅かしたと假定した場合、果して幣原氏の對支消極方針が積極方針に變更されずに濟むだか何うかは疑問である。南軍の武漢進出の過程においてすら我陸海軍方面や日華實業協會あたりを中心とする我對支關係商工業者や、政界實業界の一部には幣原外交を非難して即時對支武力的積極方針採用の必要を主張してゐた者が少くなかつたほどである。そしてそれは日本の帝國主義的利害關係からも否應なしに必要とせられたところである。

ロ、國民黨と共產黨分裂後

ところがこのことのある以前に支那革命運動の主力が其性質を一變してしまつた。といふのはもともと露黨とは蔣介石の上海入りを最後のきつかけに、共同戰線をプツツリと斷ち切つたからである。そして昨日までの味方は全く仇敵の關係となつて蔣介石に代表される國民黨は上海其他の革命的勞働者農民や共產主義者を捕縛或は殺戮等によつて抑壓し、革命的勞働者農民や共產黨員は蔣介石等を新軍閥と呼んで帝國主義者に對する以上に之を憎惡し敵對した。この支那國民黨と共產黨との共同戰線破毀は、同時に支那國民黨とソウエート露國との密接關係の破毀であつた。昨日まで革命の英雄として遇された蔣介石は、今日は革命の裏切者として遇されるに至つた。

國民黨と共產黨の對立關係は日を追ふて深刻化し來り、自然の結果として國民黨とソウエート露國との關係も亦著しく惡化してきた。そして一九二七年十二月廣東大暴動においてソウエート政權の樹立倒壞後、白色テラーは全支に瀰漫し、國民黨の南京政府は北京の張作霖に習ふて對ソウエート斷交を宣言するに至り、南支一帶からソウエートの全機關を追ふた。

然るに支那國民黨は迂餘曲折の末一九二八年五月張作霖を北京から追ふて遂に支那の首都を占領し、滿蒙を除く外大體支那統一の大業を成就し外交的にも內政的にも全く新なる、そして重大責任ある位置に立つに至つた。

共產黨と分烈後の國民黨が同時にソウエート露國との間にも敵對的關係を深めてゆけばゆくほどこれと反比例して日本、米國、英國、佛國、伊太利を始め資本主義諸國との接近の度を增してきた。國民黨が曾て帝國主義者として排擊してきた如上諸國との間には今やいろいろの形に於ける親善的友好關係が生じつゝある。國民黨政府は資本主義列國の信用を高める事に之れ努めてゐる。國民黨政府がソウエート露國と積極的に國交關係を

設定することにサボタージしてゐるのも他にも理由はないでないが主たる原因はそれによつて列國の信用を失墜せんことを怖れるからである。勿論最近數十年間に條約的にも實際的にも資本主義列強の半植民國狀態に化し去つた支那のことであるから國民黨が支那の政治的經濟的主權を恢復せんとする時、列强との間に種々の複雜なる障害が横はり、單純に友好關係を設定し得ないことは事實である。日本との間に此事例を徵すれば南京政府の日支通商條約廢棄通牒に端を發する日本政府と南京政府との最近の對立の如きはこれを如實に語るものである。

然しながらかゝる對立も共産黨に對するそれの如く本質的のものではない。從つて南京政府は條約廢棄通牒に當つて聲明した臨時辨法の如きも徹底的に之を採用して日本と斷交に入るが如き態度を避け反對に一度ならず日本に其代表を特派して諸懸案の解決と日支親善關係の設定に是れ努めてゐる。日本側でも亦南京政府の條約廢棄通牒に對しては絶對反對の强硬態度を主張して來たとはいへ、然し米國を先頭に英國其他列强諸國と南京政府との間に種々の懸案解決を見又は見んとし國交の具體化しつゝある形勢に日本のみ何時までも斷交をつゞくることが外交的に不得策であり、經濟的に著しく不利であること漸く明瞭になり、一方支那に於ける日本出先官憲の慫慂もあつて最近に至り著しく南京政府との協調に向つて傾きつゝあり、矢田總領事と王外交部長との間に日支懸備交涉開始の段取にまで進んだ。

之を要するに支那國民黨は、其北伐革命の初期蔣介石の上海入當時まで共産黨と提携し、ソウエート露國と事實上連繫して日本、英國、米國以下の資本主義諸國に對するいわゆる反帝國主義運動をつゞけて來たが、今日では全く事情一變し、曾ての同盟者たる共産黨及ソウエート露國と斷つて、反對に舊敵手たる日、英、米以下の諸國と漸次親交關係を設定しつゝあるのである。

國民黨と絶緣後の支那共産黨並に革命的勞働者農民は列强帝國主義並に支那資本主義と共に國民黨をも正面の抗敵として革命運動を展開し來り、國民黨と同盟當時の如き華々しさは失せたが、然し非常な潛勢力を持つて活動してゐるらしい。支那共産黨や、中華總工會、農民組合等は第三インターナショナル乃至ソウエート露國と以前にも勝る密接關係に結ばれてゐる。

かくて日本と國民黨政府との關係は今後諸懸案を解決して時と共に協調を增し國交の具體化をつゞけてゆくであらうし、ソウエート露國は國民黨並に帝國主義と對立する支那共産黨と益々密接關係を持つてゆくであらう。例へソウエート政府が南京政府と友好關係を設定することがあるとしても前記の關係は根本に於て何等變化を見ない。

此根本的關係の變化を見ない限り日本とソウエート露國との對支關係は多くの點で背遲し對立的たらざるを得ないであらう。

ハ、滿蒙問題と日露

以上は主として新支那の主人公たる國民黨を中心とする日露の政治的對立關係であるが、滿蒙に於ける兩國の關係は稍之と異なり政治問題と經濟問題の混淆したそれ故により複雜にして重要性をもつたところのそれである。

日本にとつて滿蒙の價値は生存の相底に觸れてゐる。そこには滿鐵の如き國家的大利權を始め、十數億圓を以て數ふる日本の金融資本、商工資本が投下されて居り日本資本主義の力の貯藏庫となつてゐる。從つて日本は決定的に生命にかけてこの權益を護るであらう。最近國民黨の勝利に伴ふ東三省の政治組織改造問題でこの權益の絶對的支持に關し日本政府が全世界に示した態度は、何人の記憶にも新なるところであらう。

ところが一方滿蒙の地は露國にとつても非常な重大性をもつてゐる。それは此地が露國と直接國境を接してゐるといふ國防上の重要意義ばかりでなく、東支鐵道の如き大利權をその手中に收めてゐることによつて經濟上の利害關係も亦極めて淺からぬものがある。

しかも日本はこの地域に東支鐵道の利害と抵觸する數個の新鐵道敷設權を得てこれが敷設を實現しもしくは實現しやうとしてゐる。又北滿地方の世界的特產物たる大豆、豆糟及其他雜穀を日本始め諸外國に輸出するにあたつて、之を東支鐵道より滿鐵に積替へて大連港經由とするか、それとも東支鐵道よりソウエート露國のウスリイ鐵道に積替へて浦汐港經由とするかといふ輸送經路の問題で、滿鐵對烏鐵、大連對浦汐の利害は直ちに對立してゐる。この北滿貨物爭奪戰については擦つた揉んだの末一九二五年滿鐵烏鐵の間に積取標準額を前者五割五分、後者四割五分と協定され一應收りがついたが、最近一二年間この協定とは反對に後者の積取額が前者のそれを數割方超過するので





烏鐵側から滿鐵に標準協定の更改を申し込み、之に對して滿鐵が拒絶するなど再び昔日の競爭狀態を展開するかの形勢にある。

國交關係は恢復したといへ、前述の如く本質的に對立する日露兩國が共に滿蒙の地に重大利害關係を持つてゐるといふ事實そのものが、兩國間に種々問題の發生を促し、原因が結果を生み、結果が更に原因となつて兩國の政治的對立關係を複雜ならしめてゐる。殊に滿蒙に於ける日露利害關係の權衡を脅かす動因の一は同地方の反覆常なき政情の動搖である。例へば一九二六年末郭松齡の蹶起によつて張作霖の東三省に於ける政治的權力が危機一髮のどたん場まで抑し詰められた時作霖との間に密接關係ある日本が如何に大なる脅威に曝されたか、又之と正反對に作霖を日本帝國主義の代理人と呼稱するソウエート露國が如何に之を歡喜して迎へたかは我等の記憶に明かなところである。張作霖が最後のどたん場で運好く郭松齡を覆すことに成功し、日本を背後勢力とする張の政權が甦生したからこそ、滿蒙に於ける日露の勢力關係は大體舊態のまゝ收まりを見たものの、若しもあの際張が郭から倒されてゐたとしたら、その日露關係に對する影響と波動は相當大きかつたにちがひない。

ところで共後北京に進出して大元帥の榮位にまで昇つた張作霖が國民軍の北伐成功によつて北京を追はれ、奉天の古巢に歸る途中謎の列車爆發のため空しく斃れるに及んで、こゝに再び滿蒙の政局は不安定狀態に陷つた。曹子學良が作霖の跡を後繼したとはいへ、奉天の政治的並に軍事的勢力は既に昔日の面目を失ひ、內部の統制は亂れ、外部には國民黨政府との妥協、否正確には降服の問題と、所謂非妥協勸告を試みることによつてこの狹みとなり、文字通りに內憂外患を經驗して來た現在の形勢では奉天政權が南京政府に歸屬し、東三省が國民黨に統一されることは、唯單に時機の問題となり、日本政府といへども南京政府が日本の權益を阻害するものでない限り、飽くまでこの國民黨による東三省支配に反對し通すことは不可能であるから、今日では兩者（日本政府と南京政府）とも諸懸案解決に向つて著しく歩み寄りつゝあり、いづれ東三省問題も日支間に無事解決を見るであらうことは推察するに難くないが、兎に角張作霖の歿後現在まで續いてゐる東三省政權の不安定が、日露兩國の對立關係の上に有形無形の反映を見出してゐることは現否みがたい事實である。

我等は以上二つの事實と共に最近日露の政治的對立關係に相當大きな波動を與へた滿蒙問題の一つとして、外蒙古青年黨の武力的奮起によるコロンバイル事件を數へねばならない。コロンバイル地方が露支間に於ける歷史的紛議の地點たること外蒙の一部がソウエート化してゐる事實等については敢てこゝに詳述しないが要するに此コロンバイル事件が日本並に奉天側では、外蒙の一部をソウエート化した露國乃至第三インターナショナルの策謀に成り、資金武器等皆ソウエート側から叛亂者に供給されたもので正實際の黑幕は東支鐵道三十一日病死した）であると傳へられ、又露國では之と全然反對に、日本こそ對支干涉によつて世界的に呼び起した不評と列國の猜疑を他に轉嫁せんためコロンバイルの叛亂を煽動したものであると唱え、この事件は極めて露骨に日露兩國の滿蒙に於ける政治的對立の樣相を暴露したのであつた。

この場合いづれの風說が眞であるかといふやうなことは、殆んど問題にならないで兩國關係の惡化を結果するにも拘らずこの此種宣傳が倦むことなく繰り返し繰り返し成されるのは如何に兩國の政治的對立關係が根深いものであるかを明示するものである。

## 駐劄外交機關

### 露國駐劄日本大使館

（所在地　英斯科市ヘルツエン街）

| | | |
|---|---|---|
| 特命全權大使 | 田中都吉 | |
| 一等書記官 | 酒匂秀一 | |
| 二等書記官 | 杉下裕次郎 | |
| 二等書記官 | 島田正靖 | |
| 二等書記官 | 宮川船夫 | |
| 三等書記官 | 成瀨俊介 | |
| 商務書記官 | 川谷幸左衞門 | |
| 理事官 | 小柳雪生 | |
| 外交官補 | 尾形昭二 | |
| 外交官補 | 三浦和一 | |
| 書記生 | 佳野銀次郎 | |

書記生　油橋重遠
書記生　高杉登
通譯生　廣岡任
通譯生　佐藤鐵松（以上外務省所屬）
陸軍武官補佐官　小松原道太郎
奏彥三郎（以上陸軍省所屬）
海軍武官補佐官　小柳喜三郎
松本一郎（以上海軍省所屬）

## 露國駐劄日本總領事館

### 在浦鹽斯德

總領事　渡邊理惠
書記生　猪俣富士雄
書記生　羽山助右衛門
書記生　本多隆平
書記生　根井三郎
書記生　片岡長冬
書記生　道正久

### 在ハバロフスク

總領事　山口爲太郎
領事　川角忠雄
書記生　多賀谷靖
書記生　村瀨悌二
書記生（兼務）　本多
通譯生　辻正直

## 日本駐劄露國總領事館

### 在東京

總領事　エヌ・エス・チフメーネフ
書記官　ベ・ウエ・ズヲナレフ

### 在神戸

總領事　ア・ベ・アスコフ

### 在京城

總領事　イ・ア・チチヤーエフ

## 日本駐劄露國領事館

### 在函館

領事　デ・デ・キセリヨフ

### 在敦賀

領事　ウエ・テー・デミードフ

### 在大連

領事　イ・イ・ジウルバ

### 在小樽

副領事　エヌ・エス・リユビーモフ





### 在アレクサンドロフスク

總領事　佐々木靜吾
書記生（事務代理）　下村末郎
書記生　坂部源吾
通譯生　安木偉久太

## 露國駐劄日本領事館

### 在オハ分館

書記生　後藤安嗣
書記生　渡部信濃太郎
書記生　間片英彥

### 在オデツサ

領事　島田滋
書記生　野口芳雄

### 在ブラゴウエスチエンスク

領事　平塚晴俊
書記生　菅原弘

### 在ペトロパウロフスク

副領事（領事代理）　大谷二郎
書記生　松田正綱

### 在ノヴオシビルスク

領事　緒方整肅
書記生　高橋清四郎



## 日本駐劄露國大使館

（所在地　東京市麹町區裏霞ケ關一）

特命全權大使　ア・ア・トロヤノフスキイ
參事官　イ・エム・マイスキイ
商務參事官　ペ・ウエ・アニケエフ
海軍武官　イ・カー・コジヤノフ
一等書記官兼總領事　エヌ・エス・チフメーネフ
一等書記官　イ・ウエ・シウビン
日本語書記官　エ・ゲー・スパルウイン
二等書記官　ウエ・ウエ・ジエレズニヤコフ
陸軍武官（代理）　ウエ・ウエ・スマーギン
會計課長　エル・ア・ガシケーリ
經理課長　エフ・エ・チウジエゼムツエフ
文書課長　ウエ・エム・アルツイバーシエフ
通譯　エム・エヌ・アンドレーエフ
通譯　ウエ・ウエ・ロジンスキイ
通譯　ゲ・イ・ワウシンスキイ
事務員　エヌ・エス・ソロヴイヨフ
事務員　エフ・ア・アルテーモフ
速記タイピスト同　エ・ゲ・グリゴーリエワ
タイピスト　ア・デ・キセリヨワ
建築技師　イ・エス・チエルトーク
建築係付通譯　ペ・ア・プロヴインツエフ
陸軍武官付書記　イ・エヌ・グリゴーリエフ
海軍武官付書記　エヌ・ペ・エルマコフ
陸軍武官付通譯　ウエ・コンスタンチノフ
海軍武官付通譯　イ・ナヴロン

# 漁業關係

## 日露漁業條約

### 日本國及「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦間漁業條約

（昭和三年五月二十五日公布條約第二號）

日本國皇帝陛下及「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦中央執行委員會ハ千九百二十五年一月二十日北京ニ於テ締結セラレタル日本國及「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦間ノ關係ヲ律スル基本的法則ニ關スル條約第三條ノ規定ニ從ヒ漁業條約ヲ締結スル爲左ノ如ク各其ノ全權委員ヲ任命セリ

日本國皇帝陛下

「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦駐劄特命全權大使　正四位勳一等　田中都吉

「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦中央執行委員會「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦外務人民委員代理「レフ・ミハイロヴイチ・カラハン」及露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國農務人民委員部參與會員「マルチン、イヴアノヴイチ・ラツイス」

因テ各全權委員ハ互ニ其ノ全權委任狀ヲ示シ之ガ良好妥當ナルヲ認メタル後左ノ諸條ヲ協定セリ

第一條　「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ハ河川及入江ヲ除キ日本海、「オホーツク」海及「ベーリング」海ニ於ケル「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ屬地ノ沿岸ニ於テ臘鮈獸及臘虎ヲ除キタル一切ノ種類ノ魚類及水產物ヲ捕獲シ、採取シ及加工スルノ權利ヲ本條約ノ規定ニ從ヒ日本國臣民ニ許與ス右例外ニ含マルル入江ハ本條約附屬議定書(甲)第一條ニ之ヲ列擧ス

第二條　日本國臣民ハ魚類及水產物ノ捕獲、採取及加工ノ目的ヲ以テ特ニ指定セラレタル海上及陸地ニ亘ル漁區ニ於テ之ニ從事スルコト自由タルベシ右漁區ノ貸付ハ競賣ニ依リテ之ヲ爲シ日本國臣民ト「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦人民トノ間ニ何等ノ差別ヲ設クルコトナカルベシ尤モ前項ニ對スル例外トシテ兩締約國政府ノ合意アリタル漁區ハ競賣ニ依ラズシテ之ヲ貸付スルコトヲ得ルモノトス

漁區ノ競賣ハ每年二月「ヴラヂヴオストツク」ニ於テ行ハルベク又之ガ爲指定セラレタル日及場所竝ニ賣却セラルベキ各種ノ漁區ノ貸付ニ關スル必要ナル細目ハ競賣ノ少クトモ二月前ニ於テ「ヴラヂヴオストツク」駐在日本國領事官ニ正式ニ通告セラルベシ

第三條　本條約第二條ノ規定ニ從ヒ漁區ノ貸付ヲ受ケタル日本國臣民ハ該漁區ノ限界內ニ於テ岸地ヲ自由ニ使用スルノ權利ヲ有スベシ右日本國臣民ハ該岸地ニ於テ自己ノ漁船及漁網ニ必要ナル修繕ヲ行ヒ之ヲ岸ニ引上ゲ竝ニ自己ノ捕獲物及採集物ヲ陸揚シ、加工シ及貯藏スルコトヲ得ベク又之ガ爲該岸地ニ建物、倉庫、小屋及乾燥場ヲ建テ又ハ之ヲ移轉スルコト自由タルベシ

第四條　漁業ニ關シテ徵セラルベキ稅金、課金及手數料ニ付テハ日本國臣民ハ左ノ條件ニ從フベク又如何ナル場合ニ於テモ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ人民ニ與ヘラルル所ニ比シ不利益ナル待遇ヲ受クルコトナカルベシ

（一）　漁業權ヲ有スル日本國臣民ニ課セラルベキ營業稅ノ額ハ右日本國臣民ガ捕獲シ、採取シ又ハ加工シタル魚類及水產物ノ漁場ニ於ケル價格ノ百分ノ三ヲ超ユルコトナカ





ルベシ

（二）　右日本國臣民ハ營業稅竝ニ本條約附屬議定書(甲)第九條ニ揭グル稅金、課金及手數料ヲ除クノ外一切ノ種類ノ稅金、課金及手數料ヲ免除セラルベシ

（三）　營業稅竝ニ他ノ稅金、課金及手數料ノ支拂ハ兩政府間ノ特別取極ニ依リ之ヲ處理スルコトヲ得

（四）　日本國ニ住所ヲ有シ且日本國臣民ニ貸付セラレタル漁場ニ於テ季節的勞働ニ從事スル日本人タル被使用者ノ所得ニ對シテハ何等ノ稅金又ハ課金ヲ徵スルコトナカルベシ

第五條　「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ極東水域ニ於テ捕獲セラレ又ハ採取セラレタル魚類及水產物ニ對シテハ該魚類及水產物ガ製造工程ヲ經タルト否トニ拘ラズ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ヨリ日本國ニ輸出セラルベキモノナルトキハ何等ノ稅金ヲ徵スルコトナカルベシ

第六條　本條約第一條ニ特定セラルル地方ニ於テ魚類及水產物ノ捕獲、採取及加工ニ從事スル日本國臣民ノ被使用者ノ國籍ニ付テハ何等ノ制限ヲ設クルコトナカルベシ

第七條　魚類及水產物ノ加工方法ニ付テハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ハ本條約第一條ニ特定セラルル地方ニ於テ漁業權ヲ取得シタル日本國臣民ニ對シテハ該地方ニ於テ漁業權ヲ取得シタル「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦人民ガ免除セラルル何レノ制限ヲモ加ヘザルコトヲ約ス

第八條　漁業權ヲ取得シタル日本國臣民ハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ權限アル領事官ガ日本國ニ於テ發給シタル航海證書及日本國官憲ガ發給シタル健全證書ヲ具フル航海船ヲ日本國ヨリ自己ノ漁場ヘ自己ノ一ノ漁場ヨリ他ノ漁場ヘ及自己ノ漁場ヨリ日本國ヘノ直航ノ用ニ供スルコトヲ得又右船舶ハ搭載セル魚類及水產物ニシテ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ極東水域ニ於テ捕獲セラレ又ハ採取セラレタルモノノ第三國ヘノ輸出ニ要スル手續ニ從フニ於テハ漁場ヨリ直接右第三國ヘ航行スルコトヲ得前記船舶ハ漁業ニ必要ナル人及物件竝ニ捕獲物及採集物ヲ課金及稅金ヲ徵セラルルコトナク運搬スルコト自由タルベシ

漁業權ヲ取得シタル日本國臣民ハ自己ノ漁區又ハ本條約第二條末項ニ揭グル免許狀ヲ具フル船舶ノ間ニ於テ前記ノ人、物件、捕獲物及採集物ヲ陸上岸ニ沿ヒ又ハ海上漁船ニ搭載シテ課金及稅金ヲ徵セラルルコトナク運搬スルコトヲ得

本條ノ規定ハ各自別別ノ漁區又ハ免許狀ヲ有スル者ガ共同シテ一ノ船舶又ハ漁船ヲ使用スル場合ニモ均シク適用セラルベシ

本條ノ規定ハ貸付期間ノ滿了シタル漁區內ニ在ル殘留財產ノ他ノ漁區又ハ日本國ヘノ移轉ニ適用セラルベシ

前記ノ船舶及漁船ハ他ノ一切ノ點ニ付テハ沿岸貿易ニ關シ制定セラレ又ハ制定セラルベキ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ法令ニ從フベシ

第九條　漁業權ヲ取得シタル日本國臣民ハ日本國臣民ガ捕獲シ又ハ採取シタル魚類及水產物ヲ何等ノ輸出免許ヲ要セズシテ日本國ニ自由ニ輸出スルコトヲ得又右日本國臣民ハ右魚類及水產物ヲ之ガ輸出ニ要スル手續ニ從ヒ第三國ニ輸出スルコトヲ得

「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ國營若ハ他ノ企業又ハ人民ヨリ購入シタル魚類及水產物ノ輸出ニ付テハ右日本國臣民ハ之ガ輸出ニ要スル手續ニ從フベシ

右日本國臣民ハ專ラ自己ノ漁業ノ爲及自己又ハ自己ノ被使用者ノ爲ニ使用スルコトヲ目的トスル必需品ヲ何等ノ輸入免許ヲ要セスシテ輸入スルコト自由タルベシ

前記貨物ノ輸入ニ對シテハ何等ノ稅金及課金ヲ徵スルコトナカルベシ右貨物及其ノ數量ハ每年適當ナル時期ニ於テ權限アル地方官憲ガ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ中央官憲ノ承認ヲ經テ作成スベキ品目表中ニ明記セラルベシ

第十條　漁業權ヲ取得シタル日本國臣民及其ノ被使用者ニシテ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦人民ニ非ザルモノノ入國、滯在、移轉及出國ニ關シテハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ官憲ニ依リ制定セラレ又ハ制定セラルルコトアルベキ簡易規則ヲ本條約第一條ニ特定セラルル地方ニ適用スベシ他ノ一切ノ場合ニ於テハ日本國臣民ハ外國人ノ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ヘノ入國、之ニ於ケル滯在及之ヨリノ出國ニ關シ制定セラレ又ハ制定セラルルコトアルベキ法令及規則ニ從フベシ

前記地方ニ於テ漁業權ヲ取得シタル日本國臣民

及「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦人民ハ魚類ノ養殖、魚類及水産物ノ保護、之ニ密接ノ關係アル産業ノ取締竝ニ漁業ニ關スル他ノ一切ノ事項ニ關シ制定セラレ又ハ制定セラルルコトアルベキ法律、規則及命令ニ付均等ノ地歩ニ置カルベシ

「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦ノ極東水域ニ於ケル漁業ニ適用セラルベキ法律及規則ニシテ新ニ制定セラレタルモノハ之ガ施行ノ少クトモ三月前ニ日本國政府ニ通知セラルベク「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦ノ地方官憲ニ依リ新ニ發セラレタル右ト同一性質ノ命令ハ之ガ施行ノ少クトモ二月前ニ「ハバロフスク」駐在日本國領事官ニ通知セラルベシ

第十一條　日本國臣民ハ本條約第一條ニ特定セラルル地方ノ限界外ニ在ル自己借受ノ陸上地區ニ於テ魚類及水産物ノ加工ニ從事スルコト自由タルベシ但シ制定セラレ又ハ制定セラルルコトアルベキ法律、規則及命令ニシテ「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦内ノ一切ノ外國人ニ適用セラルベキモノニ常ニ從フベシ

第十二條　日本國政府ハ「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦政府ガ本條約ニ依リ日本國臣民ニ漁業權ヲ許與シタルコトニ鑑ミ「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦ノ極東水域ニ於テ捕獲セラレ又ハ採取セラレタル魚類及水産物ニ對シテハ該魚類及水産物ガ製造工程ヲ經タルト否トニ拘ラズ何等ノ輸入稅ヲ課セザルコトヲ約ス

第十三條　日本人タル被使用者ハ日本國ニ居住シ、日本國ニ於テ雇傭セラレ及季節的漁業ノ勞働ニ從ヒタル後日本國ニ歸還スルモノナルコト、其ノ慣行及習俗ハ日本人ニ特有ノモノナルコト、日本國及漁場間ノ無賃往復竝ニ全屆傭期間中ノ無料給食ヲ許與セラルルコト、正規ノ賃銀以外ニ捕獲物及採集物ノ配當ヲ與ヘラルルコト竝ニ醫療及他ノ救恤手段ノ無料施設アルコトヲ認ムルニ因リ

「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦ハ制定セラレ又ハ制定セラルルコトアルベキ勞働ノ保護及規律ニ關スル其ノ法令及規則ヲ本條約ノ規定ニ依リ日本國臣民ニ貸付セラレタル漁場ニ於ケル日本人タル被使用者ノ勞働ニ適用スルニ當リ前記事實ニ適合セシムルコトヲ約ス

第十四條　本條約ニ於テ特ニ規定セラルル地方ニ於ケル漁業ニ關スル事項ニ付テハ日本國臣民ハ右地方ニ於テ「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦人民ニ與ヘラルル所ト同一ノ待遇ヲ受クルノ權利ヲ有スベシ

第十五條　本條約ハ八年間引續キ效力ヲ有スベク且右期間ノ終ニ於テ修正又ハ更新セラルベク爾後本條約ハ每十二年ノ終ニ於テ修正又ハ更新セラルベシ

締結國ノ一方ハ本條約ノ終了ノ十二月前ニ於テ本條約ヲ修正スルノ希望ヲ他方ニ通告スルコトヲ得右修正ノ爲ノ商議ハ右十二月以内ニ結了セラルベシ

締約國ノ何レモ右修正ノ爲メノ通告ヲ爲サザルトキハ本條約ハ更ニ十二年間引續キ效力ヲ有スベシ

第十六條　本條約ハ批准セラルベク又其ノ批准書ハ或ルベク速ニ且如何ナル場合ニ於テモ之ガ署名後四月ヨリ後ルルコトナク東京ニ於テ交換セラルベシ

本條約ハ其ノ批准書交換ノ日ノ後五日目ヨリ實施セラルベシ

右證據トシテ各全權委員ハ英吉利語ヲ以テセル本條約二通ニ署名調印セリ

千九百二十八年一月二十三日「モスコー」市ニ於テ之ヲ作成ス

旧中都吉（印）
エル・カラハン（印）
エム・ラツイス（印）

## 議定書（甲）

（昭和三年五月二十六日告示外務省告示第六十三號）

本日日本國「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦間漁業條約ニ署名スルニ當リ兩締約國ノ全權委員ハ左ノ如ク協定セリ

第一條　漁業條約第一條ニ揭ゲラルル例外タル入江ハ左ノ如シ

一「セント、ローレンス」灣（「プナウグン」岬ヨリ「ハルギラフ」岬ニ引キタル直線ニ至ル）

二「メチグメ」灣

三「コニヤム」灣（「ペンケグネイ」灣）（「ネチホノン」岬ヨリ「グラブ、ビーク」ニ引キタル直線ニ至ル）

四「アボレシエフ」灣（「カラガン」灣）



五「ルミレート」灣

六「プロヴィデンス」灣（「リソフスキー」岬ヨリ「ルイサヤ、ガラヴァ」ニ引キタル直線ニ至ル）

七「ホーリー、クロツス」灣（「メエチケン」岬ノ緯線ニ至ル）

八「アナデイル」灣（「セント、バジリアス」岬ヨリ「ゲーカ」岬ニ引キタル直線ニ至ル）

九「セント、バヴラ」灣

十「シリユーボチナヤ」灣

十一「テユイレン」湖

十二「シツクス、フイート」湖

十三「バロン、コルフア」灣ノ北部

十四「カラーガ」灣

十五「ベチエヴインスカ」灣

十六「アヴアチア」灣（「ベズイミヤンヌイ」岬ヨリ「ダルニー」岬ニ引キタル直線ニ至ル）

十七「ペンジンスク」灣（「マメート」岬ノ緯線ニ至ル）

十八「ミルカチンスキー」灣

十九「ヤムスカヤ」灣

二十「アヤン」灣

二十一「コンスタンチン」太公灣

二十二「セント、ニコラス」灣（「ラムズドルフ」岬ヨリ「グロト」岬ニ引キタル直線ニ至ル）

二十三「スチアースチア」灣

二十四「バイカル」灣（「チアウノ」岬ヨリ「ヴイトフタ」岬ニ引キタル直線ニ至ル）

二十五「ヌイスキー」灣

二十六「ナビルスキー」灣

二十七「クレストヴアヤ」灣

二十八「スタルカ」灣

二十九「ヴアニナ」灣（「ヴアニナ」灣「プールヌイ」岬ニ引キタル直線ニ至ル）

三十「ソヴイエト」港（「ミリユーチナ」岬ニ引キタル直線ニ至ル）

三十一「テルネ」灣（「ストラシヌイ」岬ノ經線ニ至ル）

三十二「セント、ヴラヂーミル」灣（「バリユーセク」岬ヨリ「ヴアトフスカゴ」岬ニ引キタル直線ニ至ル）

三十三「プレオブラジエーニヤ」灣ノ北東部ニ在ル小ナル入江（「マトヴエーエヴヅ」岬ノ經線ニ至ル）

右例外ハ公海ニ適用セラレザルベキハ勿論トス

「ボドカゲルナヤ」河ノ河口ヨリ「アヤン」灣ニ至ル迄ノ「オホーツク」海ノ北岸ニ付テハ前記例外中ニ入ルベキ入江ハ「ペンジンスク」灣（第十八參照）、「ミルカチンスキー」灣（第十九參照）及「アヤン」灣（第二十參照）ヲ除キ左ノ定義ニ從ヒ決定セラルベシ

本土ニ入込メル灣ニシテ其ノ長サ（最深キ水道ニ依リ測リタル）灣口ノ幅ノ三倍ヲ超ユルモノ

右ノ外左ノ灣内ニ於テハ漁業ハ他ノ外國人ニ對シ禁止セラルベシ但シ公海ヲ含マザルハ勿論トス

一「デ、カストリー」灣及「フレデリツクス」灣（「カストリー」岬ヨリ「クロスター、カンブ」岬ニ引キタル直線及「クロスター、カンブ」岬ヨリ「オーストルイ」岬ニ引キタル直線ニ至ル）

二「セント、オルガ」灣「マネフスカゴ」岬ヨリ「シユコータ」岬ニ引キタル直線ニ至ル）

三「ピーター」大帝灣（灣内ニ在ル諸島ヲ包含シ「パヴアロートヌイ」岬ヨリ「ガモヴア」岬ニ至ル）

四「ポシエツト」灣（「ガモヴア」岬ヨリ「ブタコフ」岬ニ至ル）

第二條　河川ト海トノ境界ニ關スル事項ニ付テハ兩政府ハ國際法ノ原則及慣例ニ從フベシ

第三條　漁業條約ニ依リ日本國臣民ニ許與セラレタル黒龍江海灣（「リマン」）ニ於ケル漁業權ハ左ノ特別規定ニ從フベシ

（一）　日本國臣民ハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦人民ト同一ノ地歩ニ於テ競賣ニ依リ右地方ニ於テ漁區ヲ取得スルコトヲ得

（二）　漁區ヲ取得シタル日本國臣民ハ漁業ノ關スル限リ一切ノ點ニ付漁區ノ競落者タル「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦人民ト均シク黒龍江流域ニ於ケル河川漁業ニ關シ制定セラレ又ハ制定セラルコトアルベキ法律、規則及命令竝ニ殊ニ右地方ニ於ケル漁區借受人ガ外國人タル勞働者ヲ使用スルコトヲ禁止セル規定ニ從フベシ

第四條　日本國臣民ハ漁業條約第一條ニ特定セラルル地方ノ何レカノ部分ニ於ケル漁區ノ貸付ノ

申請ヲ爲ストキハ右條約第二條ノ規定ニ依リ右貸付ヲ受クルコトヲ得但シ前記地方ニ於ケル魚類ノ養殖及保護、之ニ密接ノ關係アル產業ノ取締竝ニ漁業ニ關スル他ノ一切ノ事項ニ關シ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ニ於テ制定セラレ又ハ制定セラルルコトアルベキ法律、規則及命令ニ從フベシ

捕獲セラルル魚積ガ漁區貸付契約中ニ明記セラレザル場合ニ於テハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ハ捕獲セラルル魚類ニ對シ何等ノ制限ヲ其ノ鮭鱒族ノ保護ニ必要ト爲ラザル限リ課スルコトナカルベシ

第五條　日本國臣民間竝ニ日本國臣民及「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦人民間ノ漁業權ノ轉移ニ付テハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ法令ニ依リ定メラレタル手續ニ從ヒ右移轉ノ申請アリタルトキハ之ガ許可ヲ與フベシ

第六條　漁區ノ貸付期間ハ左ノ如クノヲ定ム

漁業條約ノ實施前既ニ開カレタルモ未ダ經營セラレザリシ漁區又ハ實施後初テ開カレタル漁區ニ付テハ一年

一年以上經營セラレタル漁區ニ付テハ三年

三年以上經營セラレタル漁區ニ付テハ五年

漁業條約第二條第二項及同條約附屬文書ノ規定ニ依リ特別貸付ヲ許與セラルベキ漁區ニ付テハ前記期間ハ之ヲ變更スルコトヲ得ルモノトス

第七條　漁業條約ノ期間ノ滿了ノ日ニ於テ未ダ期間ノ滿了セザル漁業權ハ漁業條約自體ニ關シ兩締約國ノ爲スベキ決定ノ如何ニ拘ラズ右漁業權ノ全存續期間中引續キ有效タルベシ

第八條　漁業條約第一條ニ特定セラルル地方ニ於テ既ニ存在スル漁區ハ漁業條約ノ全存續期間中利用ノ爲開キ置カルベシ

第九條　漁業條約第四條(二)ノ規定ニ關シテハ日本國臣民ハ左ノ稅金、課金及手數料ヲ課セラルベシ

(一)　運搬手段(馬、自動車、自轉車、自動自轉車及航海證書ヲ具ヘザル「モーター・ボート」ニ對スル地方課金

(二)　汽罐、壓力ニ依リ運轉セラルル裝置、昇降機及起重機械ノ檢査證明書ノ手數料

(三)　現ニ都市ニ於テ實施中ナル建物ニ對スル地方課金ガ漁場ノ存在スル地方ニ適用セラルベキ場合ニハ右地方課金

(四)　「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ中央官憲ニ依リ設ケラレタル印紙稅、公證人手數料、裁判手數料竝ニ他ノ同樣ノ稅金、課金及手數料ニシテ漁區及漁場ノ設備ニ間接ノ關係ヲ有スルモノ竝ニ取引所ニ於テ行ハレ又ハ登錄セラレタル取引ニ對シ地方官憲ニ依リ設ケラレタル地方稅金

(五)　「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ヘノ入國、之ニ於ケル滯在及之ヨリノ出國ニ關スル領事手數料及登錄手數料

(六)　文書ノ發給又ハ證明ニ對スル領事手數料又ハ他ノ公ノ手數料

(七)　漁區貸付契約ノ登錄手數料

(八)　森林ヨリ賣出サレタル木材ニ對スル課金

(九)　「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ニ於ケル消費ノ爲ノ魚類及水產物ノ賣却ヨリ生ズル利益ニ對スル所得稅竝ニ右魚類及水產物ニ關スル運搬稅

第十條　「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦政府ハ一箇又ハ數箇ノ特定ノ第三國ニ關シ之ニ輸出セラルル一般貨物ニ適用セラルベキ稅金ヲ變更スル場合ヲ除クノ外「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ極東地方ヨリ輸出セラルル魚類及水產物ニ對シテ稅金ヲ免除スル現行法規ヲ漁業條約ノ存續期間中維持スルコトヲ約ス

「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦政府ハ日本國ニ於テ加工セラレズシテ「ソヴエイト」社會主義共和國聯邦ニ再輸入セラルル魚類及水產物ニ付テハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ產物又ハ製造品タル再輸入品ニ對シ稅金ヲ免除スル自國ノ現行規則ヲ漁業條約ノ存續期間中維持スルコトヲ均シク約ス

第十一條　「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦政府ハ日本國臣民ガ鰊及價値少キ他ノ魚種竝ニ魚類及水產物ノ加工ノ際生ズル廢棄物ヨリ肥料ヲ製造スルコトニ對シ何等ノ異議ヲ有セズ又「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦政府ハ日本國臣民ガ日本式方法ニ依リ鮭鱒族ノ魚類ニ加工シ及之ヲ鹽藏スルコトニ對シ何等ノ異議ヲ有セズ

第十二條　漁業條約第八條第一項ニ揭グル航海證書ハ左ノ書類ノ提出アリタルトキハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ領事官ニ依リ發給セラルベシ

一　船舶ガ回航セントスル一箇又ハ數箇ノ漁區ノ貸付ヲ證明スル書類

二　證明アル在船者名簿ニシテ在船者ノ身分證明ノ書類ヲ添附シタルモノ

三　船舶ノ載貨ガ單ニ漁業條約第九條第三項ニ揭グル貨物ノミヨリ成ルコトヲ證明スル書類、右書類ニハ又載貨ノ數量ヲ表示スベシ

航海證書ニハ左ノ事項ヲ表示スベシ

一　船名及船籍港名

二　一箇又ハ數箇ノ漁區ノ一人又ハ數人ノ借受人ノ名

三　船舶ガ回航セントスル一箇又ハ數箇ノ漁區ノ明示

四　載貨ノ性質及數量

五　乘組員ノ名

前記證書及健全證書ヲ具フル船舶ハ航海證書ニ記載セラレタル「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ沿岸ノ地點ノミニ到リ及留マルコトヲ得稅關ノ存在スル港ハ右船舶ニ對シ常ニ開放セラルルハ勿論トス

漁業條約第二條末項ニ依リ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ極東水域ニ回航スル日本國船舶ハ特ニ指定セラレタル「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ港ノ一ニ先ヅ到ルベク同港ニ於テハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ權限アル官憲ハ右船舶ニ對シ魚類及水產物ノ捕獲、採取及加工ノ爲ノ特別免許狀ヲ發給スベシ該免許狀ハ同時ニ航海證書ニ代用スベシ該免許狀ハ又日本國ニ於ケル「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ領事官ヲ經テ之ヲ受ケルコトヲ得ベク此ノ場合ニ於テハ右船舶ハ前記港ノ何レニモ航行スルコトヲ要セザルベシ

第十三條　「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦政府ハ各別ノ日本國臣民ニ貸付セラレタル漁場間ニ於ケル日本國漁船(「ルイボロヴヌイエ、ロドウキ」)ノ個々ノ航海ニ對シ何等ノ異議ヲ有セズ發動機ヲ具フル漁船ガ曳船ヲ爲シ又ハ爲サズシテ航海スル場合ニ於テハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ地方官憲ヨリ許可ヲ受クベシ

第十四條　「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ水域內ニ於テ漁業又ハ其ノ補助的任務ニ從事スル日本國汽船ハ航海日誌ノ露西亞語又ハ英吉利語ノ翻譯文ヲ具フベシ日本國ノ航海發動機船又ハ航海帆船ハ成ルベク右規定ニ從フベシ

第十五條　「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦政府ハ漁業條約第九條ニ揭グル品目表ヲ作成シ及承認スルニ當リテハ日本國臣民ノ漁業ノ實際ノ必要ガ充分考慮セラルベキコトヲ保障ス

第十六條　漁業ノ何レカノ部門ノ作業ニ適スル日本國臣民ハ總計百人ヲ超エザル限リ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ヘノ入國及之ニ於ケル居住ニ關スル法令及規則ニ從フニ於テハ日本國臣民ニ貸付セラレタル漁區ニ於テ越年スルノ權利ヲ有スベシ右漁區ニ於ケル越年ニ要スル番人ハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦人民中ヨリ之ヲ雇傭スベシ

第十七條　蕃殖ノ爲保護ノ措置ヲ要スルコトアルベキ魚類及水產物ノ捕獲及採取ニ對シテハ右捕獲及採取ノ數量ヲ限定スルコトアルベキ標準ハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ官憲ニ依リ極東ニ於ケル「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ河海兩方面ニ於ケル右魚類及水產物ノ蕃殖ノ實際ノ傾向ヲ考慮ノ基礎トシテ決定セラルベシ日本國臣民ニ貸付セラレタル一切ノ漁區ニ於テハ河口ニ最接近セル漁區ヲ除クノ外建網ノ使用ヲ許サルベシ又河口ニ最接近セル漁區ニ付テハ曳網ヲ以テスル漁業ヲ該漁區ニ於テ行ヒ得ザルコト判明シタル場合ニ於テ建網ノ使用ヲ許サルベキコトヲ約ス尙何レノ漁區ニ於テモ「ウインチ」、「エスカレーター」、「コンヴエーヤー」、「キヤプスタン」、「ブロツク」又ハ漁業ノ作業ヲ容易ナラシムル其ノ他ノ器具、機械及設備ノ使用ニ對シ何等ノ制限ヲ加ヘラルルコトナカルベシ

第十八條　漁業條約及同條約附屬文書中ニ於テ使用セラルル「日本國臣民」及「「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦人民」ナル語ハ夫々日本國及「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ公私ノ企業ヲ含ミ「「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦人民」ナル語ハ特別ノ待遇ヲ享クル地方農民及地方漁民ヲ含マザルモノトス又漁業條約第四條及本議定書第九條ニ特ニ規定スル事項ニ付テハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ國營企業及「コオペラテイヴ」組合ハ特別ノ地位ヲ與ヘラルルモノトス

第十九條　「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦政府ハ漁業條約ノ存續期間ノ第一年ニ於ケル漁區ノ競賣ノ行ハレタル後何時ニテモ漁業條約第一條ニ特定セラルル地方ノ何レカノ部分ニ在ル漁區ノ貸付ヲ該部分ニ現ニ定住シ又ハ定住スルコトアルベキ地方農民及地方漁民ニ對シ競賣ニ依ラズシテ許與スルコトヲ得右許與ハ漁業條約ノ存

續期間中引續キ二年間本議定書第四條ニ揭グル申請ナキ地方又ハ右許與ノ直前引續キ三年ヲ超ユル期間中競買人ナキ漁區ニ付テノミ之ヲ與フルコトヲ得「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦政府ハ日本國臣民ノ爲ニ開カレタル極東水域ニ於ケル漁業上ノ活動範圍ヲ右許與ニ依リ縮少セシメザル爲及權限アル官憲ヲシテ日本國臣民ノ新漁區開設ノ希望ニ副ハシムル爲必要ノ措置ヲ執ルベシ

「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦政府ハ地方農民及地方漁民ニ右ノ方法ニ依リ貸付セラレタル漁區ガ引續キ二年間經營セラレザル場合ニ之ヲ競賣ニ付スルコト竝ニ地方農民又ハ地方漁民以外ノ何レカノ者ヘノ右漁區ノ轉貸又ハ移轉ヲ禁ズルコトヲ約ス

地方農民及地方漁民ハ漁業條約第二條ノ規定ニ從ヒ競賣ニ依ル漁區ノ貸付ヲ受タルコト自由タルモ斯ク漁區ノ貸付ヲ受ケタル者ハ本條ニ依リ許與セラレ、轉貸セラレ又ハ移轉セラルル漁區ヲ右ト同時ニ有スルコトヲ得ズ

右地方農民又ハ地方漁民ノ地位ハ勞働者ヲ使用スルコトナク自己ノ生計ノ爲自ラ漁業ニ從事スル者及其ノ家族ニノミ與ヘラルルコトヲ約ス

第二十條　漁業條約及同條約附屬文書中ニ使用セラルル「魚類及水産物」ナル語ハ鹽納獸及臘虎ヲ除クノ外一切ノ種類ノ魚類、動物、植物及他ノ水産物ヲ謂フモノトス

第二十一條　本議定書ハ本日署名セラレタル漁業條約ノ批准ト共ニ批准セラレタルモノト看做サルベク且該條約ト同一ノ存續期間ヲ有スベシ

右證據トシテ各全權委員ハ英吉利語ヲ以テセル本議定書二通ニ署名調印セリ

千九百二十八年一月二十三日「モスコー」市ニ於テ之ヲ作成ス

田中都吉（印）
エル・カラハン（印）
エム・ラツイス（印）

## 議定書（乙）

（昭和三年五月二十六日告示外務省告示第六十三號）

本日日本國「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦間漁業條約ニ署名スルニ當リ兩締約國ノ全權委員ハ左ノ如ク協定セリ

（一）基本賃銀ノ額ハ極東地方ノ漁業上ノ慣例ニ從ヒ日本國ノ通貨ヲ以テ且全漁季ニ對シ之ヲ取極ムルコトヲ得被使用者ガ希望スル場合ニ於テハ右基本賃銀ノ一部ハ右被使用者ニ前過多ニ因リ、生産物ノ品質ノ低下ヲ防グ爲超過勞働ヲ必要トスル場合ニ限リ適用セラルベシ但シ當該使用者ハ超過勞働ニ關シ使用者及



謂「九一」又ハ同樣ノ慣行ニ依リ其ノ被使用者ニ對シ捕獲物及採集物ノ一定ノ割合ニ相當スル特別給與ヲ與フル場合ト雖モ一月十五圓ニ相當スル額ヲ下ルコトナカルベシ

右規定ハ一方最低賃金ニ關スル「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ法令竝ニ他方日本國ニ於ケル經濟上及社會上ノ現狀ヲ考量シテ採用セラレタルモノナルニ付右規定ガ不適當ナルニ至レル場合ニ於テハ新事態ニ適應セシムル爲兩政府間ノ合意ニ依リ必要ナル更正ヲ爲シ得ルコトヲ約ス

（二）漁場ニ於ケル勞働時間ハ原則トシテ一日八時間トスルモ漁業ノ特質ニ鑑ミ且季節的勞働ニ於ケル勞働條件ヲ規定スル「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ法令ニ從ヒ使用者ハ全漁季ニ對シテモ勞働時間及賃金ニ付勞働人民委員部ノ權限アル地方機關ト取極ヲ爲スニ於テハ其ノ被使用者トノ合意ニ依リ之ヲシテ一日八時間ヲ超ヘ勞働セシムルコトヲ得

尤モ漁撈作業ニ於ケル勞働ニ付テハ漁季中何時タルヲ問ハズ魚類ガ大群ヲ成シテ來ル場合ニ於テ被使用者ノ同意アルトキハ正規ノ時間外、休日及夜間ニ於テ之ヲシテ勞働セシムルコトヲ得ベク之ガ爲勞働人民委員部ノ前記機關トノ何等ノ取極ヲ要スルコトナカルベシ

罐詰作業ニ於ケル勞働ニ付テハ前項ハ魚類ガ大群ヲ成シテ來ル場合ニ於テハ右基本賃銀ノ額ヲ下ルコトナカルベシ

右證據トシテ各全權委員ハ英吉利語ヲ以テセル本議定書二通ニ署名調印セリ

千九百二十八年一月二十三日「モスコー」市ニ於テ之ヲ作成ス

田中都吉（印）
エル・カラハン（印）
エム・ラツイス（印）

## 議定書（丙）

（昭和三年五月二十六日告示外務省告示第六十三號）

本日日本國「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦間漁業條約ニ署名スルニ當リ兩締約國ノ全權委員ハ左ノ如ク協定セリ

漁業權ヲ有スル日本國臣民ガ漁業條約第一條ニ特定セラレル地方ニ於テ罐詰工場ヲ設置シ及經營スルコトニ付テハ左ノ條件ヲ附セラルベシ但シ罐詰工業ニ關スル一切ノ事項ニ付テハ日本國臣民ハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ私人又ハ私企業ニ對シ與ヘラルル所ニ比シ不利益ナル地位ニ置カルルコトナカルベシ

（甲）競賣ニ依リ日本國臣民ニ貸付セラレタル漁區ニ於テハ右日本國臣民ハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ權限アル官憲ニ豫告ヲ爲シ且本議定書（乙）（一）、（二）、（六）、（七）及（九）ノ規定ノ適用ヲ受クルコトヲ條件トシテ其ノ貸付期間ノ漁季中罐詰工場ヲ設置シ及經營スルコトヲ得

（乙）日本國臣民ガ所有スル罐詰工場ニシテ



被使用者間ニ爲サレタル合意ノ條件ヲ成ルベク速ニ且如何ナル場合ニ於テモ當該年ノ漁季ノ終了前ニ地方勞働機關ニ通知スベシ

（四）（イ）使用者ガ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ法令ニ從ヒ社會保險料ヲ支拂フノ義務ヲ負フ場合ニ於テハ其使用者（日本國ニ歸還シタル後ニ於テモ）又ハ日本國ニ在ル其ノ家族ハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦人民又ハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦內ニ居住スル其ノ家族ト同一ノ權利ヲ享有スベシ

（ロ）社會保險金額ガ日本國ニ居住スル日本國臣民又ハ其ノ家族ニ支拂ハルベキ場合ニ於テハ右社會保險金額ハ漁季ニ對スル社會保險料ガ支拂ハレタル後四月以內ニ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦政府ニ依リ該政府ノ日本國駐在領事官ヲ經テ右日本國臣民又ハ其ノ家族ニ支拂ハルベシ

（ハ）社會保險ニ關スル一切ノ計算及支拂ニ於テハ時價ニ依ル爲替相場ノ代ニ日本國及「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ各通貨ノ純分比價ニ依ルベシ

（ニ）使用者ノ社會保險上ノ義務ハ左ノ三種ノ場合ニ限ラルベシ

一　被使產者ガ一時勞働能力ヲ失フトキ

二　被使用者ガ事故ノ爲廢疾ト爲リ又ハ死亡スルトキ

三　被使用者ガ醫療ヲ必要トスルトキ

（ホ）使用者ハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ衞生官憲トノ合意ヲ以テ醫療ノ供與ヲ引受クル場合ニ於テハ（ニ）ノ三ノ場合ニ對スル保險料ノ支拂ヲ免除セラルベシ

使用者ノ團體又ハ他ノ組織ガ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ社會保險中ニ使用者ガ自己ノ爲ニスル保險料ヲ支拂ヒタル場合ニ於テハ使用者ハ（ニ）ノ一及（ホ）ニ比シ被使用者ノ爲同等ノ救恤措置ヲ、日本國ニ依リ承認セラレタル規則ニ從ヒ引渡サルベク且該條約ト同一ノ存續期間ヲ有スベシ

「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ使用者ハ日本國ニ於ケル漁業ニ關シ日本國ノ法令ニ從フノ義務ヲ負フ

「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ使用者ハ日本國ニ於ケル漁業ニ關シ日本國ノ法令ニ從フノ義務ヲ負フ

漁業條約ノ締結ノ當時現ニ存在スルモノノ經營ニ付テハ左ノ條件ニ從ヒ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ權限アル官憲ト關係日本國臣民トノ間ニ特別契約ヲ締結スベシ

(一) 日本國臣民ハ其ノ罐詰工場ノ規模及設備ノ變更ヲ爲スコト自由タルベシ但シ右日本國臣民ハ右變更ヲ爲シタルトキハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ規則ニ依リ定メラレタル手續ニ從ヒ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ權限アル官憲ニ之ガ通知ヲ爲スベシ尙日本國臣民ハ池ノ借受人ニ許與セラレタル漁區ヨリ右罐詰工場ヘ魚類及水產物ヲ運搬シ又ハ之ニ加工スルコトヲ禁止セラレ又ハ制限セラルルコトナカルベシ

(二) 罐詰工場ノ存在スル漁區ニ於ケル「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ政府又ハ人民ニ屬セザル一切ノ財產ハ特別契約ノ期間ノ滿了後他ノ漁區ニ若ハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦外ニ關係日本國臣民ニ依リ運搬セラレ又ハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦政府ノ許可ヲ得テ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ領域內ニ於テ賣却セラルルコトヲ得右財產ハ右契約ノ期間ノ滿了後一年以內ニ前記ノ如ク處分セラレザルトキハ無償ニテ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦政府ノ所有ニ歸スベシ

(三) 現ニ存在スル罐詰工場ノ經營ニ付テハ各罐詰工場ノ存在スル漁區及其ノ附近ニ在ル他ノ一漁區ヲ配屬セシムベク右兩漁區ハ共ニ漁業條約第二條第二項ノ規定ニ從ヒ競賣ニ依ラズシテ貸付セラルベシ

日本國臣民ガ漁區內ニ罐詰工場ヲ設置スル爲漁業條約第二條第二項ノ規定ニ從ヒ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ權限アル官憲ニ對シ右漁區ノ貸付ヲ申請スル場合ニ於テハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦政府ハ事情ノ許ス限リ右貸付ヲ許可スル旨ヲ以テ日本國政府ト商議スベシ

(四) (三)ニ揭ゲラルル罐詰工場ノ經營ニ對スル特別報償金、課金及手數料ハ共ニ每年十二月中ニ支拂ハルベシ

特別報償金ノ前記ノ率ハ當該商品ノ現在ノ市價ガ著シク變動シタル場合ニハ雙方ノ合意ニ依リ之ヲ變更スルコトヲ得

(七) 稅金、課金及手數料ニ付テハ漁業條約第四條ノ規定及同條約附屬文書ノ規定ヲ適用ス右ニ關シテハ右附屬文書中ニ使用セラレタル「報償金」ナル語ハ漁區ノ貸付ニ對スル報償金及(六)ニ規定セラルル罐詰工場ノ經營ニ對スル特別報償金(「ドリエヴオエ、オツチスリエニエ」ヲ包含スト解セラルベキモノトス

(八) (二)ノ規定ニ從ヒ貸付セラレタル漁區ニ對スル普通報償金ノ額ヲ決定スル爲左ノ方法ヲ採用スベシ

競賣ニ依リ貸付セラレ且罐詰工場ニ配屬セラルル漁區ニ最近キ漁區ニシテ右配屬漁區ニ於ケルト同種類ノ魚類ノ捕獲セラルルモノノ成ルベク總計四箇ヲ三年每ニ取





リテ之ヲ標準ト爲シ、右漁區ノ貸付ニ對スル報償金ノ合計ヲ右漁區ノ漁獲標準高ノ合計ヲ以テ除シテ得タル商ヲ基本單位ト看做スベク、當該報償金ハ右基本單位ニ當該漁區ニ割當テラルル漁獲標準高ヲ乘ジテ之ヲ算出シ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ金貨幣ヲ以テ表示スベシ

(九) 罐詰工場及漁區ノ經營ニ關スル一切ノ事項ニシテ本議定書ニ特ニ規定セラレザルモノニ付テハ漁業條約及同條約附屬文書ノ規定ヲ適用スベシ

(十) 現ニ存在スル罐詰工場ニ關スル特別契約ヲ締結スル爲關係日本國臣民ハ本議定書ニ依リ競賣ニ依ラズシテ取得セントスル漁地ヲ明ニ表示シテ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ權限アル官憲ニ對シ商議ノ開始ヲ成ルベク速ニ申請スベシ

商議ハ漁業條約ノ實施後二月以內ニ結了セラルベシ

(十一) 右商議ガ所定ノ期間內ニ結了セザル場合ニ於テハ關係日本國臣民ハ本議定書(乙)ノ規定ヲ基礎トシテ兩政府間ニ協定セラルベキ取極ニ從ヒ關係漁區ニ於ケル罐詰工場ノ經營ヲ繼續スルコトヲ得前記商議ハ兩後六月以內ニ成ルベク結了セラルベシ

日本國臣民ノ所有スル罐詰工場ニシテ漁業條約ノ締結ノ當時現ニ存在スルモノニ關スル特別契約ガ何等カノ理由ニ依リ締結セラレザルカ又ハ締結セラレタル特別契約ガ無效ト爲リタル場合ニ於テハ一箇又ハ數箇ノ當該罐詰工場ニ割當テラレタル漁區ハ共ノ利用ノ繼續ヲ保障スルノ目的ヲ以テ競賣ニ付セラルベキハ勿論トスルモ日本國臣民ハ之ニ應ジテ調節セラルルコトヲ得ルモノトス利用ノ爲新ニ開カレタル漁區ノ場合ニ於テハ其ノ最低價格ハ附近ノ漁區ニ對シ支拂ハルル報償金ト該漁區ニ割當テラレタル漁獲標準高トノ割合ヲ標準ト爲シ決定セラルベシ

(二) 競賣ニ於テ競落者ナカリシ漁區ニ付テハ其ノ最低價格ハ競賣後直ニ公表セラルベク且右漁區ヲ次回ノ競賣ニ付スルニ當リテハ競買人ニ對シ成功ノ好機會ヲ與フルノ目的ヲ以テ其ノ最低價格ノ決定ニ付相當ノ考慮ヲ加フベシ日本國全權委員ハ右ニ對シ何等ノ異議ナキコトヲ聲明ス

(乙) 漁業條約第二條第二項ノ規定ニ關シ日本國及「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ全權委員ハ左ノ如ク協定セルコトヲ聲明ス

(一) 「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦政府ハ漁業條約ノ存續期間中其ノ國營企業ニ對シ該企業自ラノ利用ノ爲競賣ニ依ラズ且該條約附屬議定書(甲)第六條第一項ニ規定セラルル貸付期間ヲ以テ該條約第一條ニ特定セラルル地方ニ存在スル漁區ノ貸付ヲ許與スルコトヲ得鮭鱒族ノ魚類ノ捕獲ニ當テラレタル漁區ノ場合ニ於テハ右貸付ノ許與ハ漁獲標準高ガ右漁業條約ノ實施ノ時ニ於ケル漁獲標準總高ノ約百分ノ二十ニ相當スル

## 最終議定書

(昭和三年五月二十六日 外務省告示第六十四號)

本日日本國「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦間漁業條約竝ニ同條約附屬ノ議定書及附屬書ニ署名スルニ當リ日本國及「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ全權委員ハ左ノ聲明ヲ爲セリ

第一部

一 漁業條約第二條ニ關スルモノ

(甲) 漁業條約第二條第一項ノ規定ニ關シ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ全權委員ハ左ノ如ク證明ス

(一) 既ニ經營セラレタル漁區ノ競賣ニ於ケル最低價格ハ平常ノ狀態ノ下ニ於テハ前回ノ競賣ニ於ケル最低價格ヲ標準ト爲シ決定セラルベク前回ノ競賣後右漁區ノ經濟上ノ價値ニ何等カノ變動アリタル場合ニ於テハ其ノ最低價格ハ之ニ應ジテ調節セラルルコトヲ得ルモノトス利用ノ爲新ニ開カレタル漁區ノ場合ニ於テハ其ノ最低價格ハ附近ノ漁區ニ對シ支拂ハルル報償金ト該漁區ニ割當テラレタル漁獲標準高トノ割合ヲ標準ト爲シ決定セラルベシ

(二) 競賣ニ於テ競落者ナカリシ漁區ニ付テハ其ノ最低價格ハ競賣後直ニ公表セラルベク且右漁區ヲ次回ノ競賣ニ付スルニ當リテハ競買人ニ對シ成功ノ好機會ヲ與フルノ目的ヲ以テ其ノ最低價格ノ決定ニ付相當ノ考慮ヲ加フベシ日本國全權委員ハ右ニ對シ何等ノ異議ナキコトヲ聲明ス

(乙) 漁業條約第二條第二項ノ規定ニ關シ日本國及「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ全權委員ハ左ノ如ク協定セルコトヲ聲明ス

(一) 「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦政府ハ漁業條約ノ存續期間中其ノ國營企業ニ對シ該企業自ラノ利用ノ爲競賣ニ依ラズ且該條約附屬議定書(甲)第六條第一項ニ規定セラルル貸付期間ヲ以テ該條約第一條ニ特定セラルル地方ニ存在スル漁區ノ貸付ヲ許與スルコトヲ得鮭鱒族ノ魚類ノ捕獲ニ當テラレタル漁區ノ場合ニ於テハ右貸付ノ許與ハ漁獲標準高ガ右漁業條約ノ實施ノ時ニ於ケル漁獲標準總高ノ約百分ノ二十ニ相當スル

合計二百萬「プード」ヲ超エザル漁區ニ限ラルベキモノトス右以外ノ魚類及水產物ノ捕獲又ハ採取ニ當テラレタル漁區ノ場合ニ於テハ右許與ハ捕獲物及採集物ノ合計ガ各魚類及水產物ノ捕獲物及採集物ノ總高ノ百分ノ二十ニ相當スル漁區ニ限ラルベシ

(二) 國營企業ガ自ラ前記限度內ノ一切ノ漁區ヲ全部且完全ニ經營シタル場合ニ於テ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦政府ガ提案スルトキハ兩政府ハ右企業ニ對シ許與セラルベキ漁區ノ標準高及漁區ノ數ノ增加ニ關シ更ニ商議ヲ爲スベシ

(三) 國營企業ニ貸付セラルベキ漁區ヲ選定スルニ當リテハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦政府ハ捕獲物及採集物ノ種類及數量ニ從ヒテ分類セラルル漁區ノ各部類ニ對シ前記(一)ニ揭ゲラルル歩合ヲ割當ツルノ原則ニ成ルベク從フベク且「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦政府ハ關係日本國臣民ガ有スルコトアルベキ合理的希望及千九百二十七年即チ漁業條約ノ締結ノ爲ノ商議ノ時ニ於テ國營企業ノ經營セル漁區ガ當時利用ノ爲貸付セラレタル一切ノ漁區ノ百分ノ二十ヲ超エズ日本國臣民ノ經營セル漁區ガ其ノ百分ノ八十ヲ超エタルノ事實ヲ相當考慮シ右選定ニ關スル最終ノ決定ヲ爲スニ先チ日本國政府ト協議スベシ

(四) 競賣ニ依ラズシテ國營企業ニ貸付セラルルコトニ定マレル漁區ニシテ國營企業ガ實際ニ經營セザルモノハ一年以上貸付ノ爲當該年度ノ漁季前適當ノ時期ニ於テ競賣ニ付セラルルカ又ハ地方農民及地方漁民ニ競賣ニ依ラズシテ貸付セラルベシ斯ク貸付セラレタル漁區ハ國營企業ニ依リ經營セラルルモノト看做サレザルベキハ勿論ナリトス

漁業條約及同條約附屬文書ニ關スル限リ「國營企業」ナル語ハ資本ノ過半額ガ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦又ハ之ヲ構成スル一箇若ハ數箇ノ共和國ノ機關ニ依リ投資セラレタルカ又ハ理事ノ過半數ガ右機關ニ依リ任命セラレタル一切ノ種類ノ企業ヲ謂フモノト解セラルベシ右部類ニ屬セザル企業ニシテ右機關ガ何等カノ形式ニ於テ參加スルモノ又ハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦又ハ之ヲ構成スル一箇若ハ數箇ノ共和國ノ機關ノ或ハ一部ニ參加スル企業ニ付テハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦政府ハ漁區ノ取得ニ關シ右企業ガ競賣ニ參加スルヲ得ベキヤ本議定書中ニ指定セラレタル國營企業ノ部類ニ包含セラルベキヤヲ決定スル爲日本國政府ト協議スベシ但シ何レカノ企業ニシテ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦又ハ之ヲ構成スル一箇若ハ數箇ノ共和國又ハ地方組織ノ機關トノ普通ノ商取引中ニ於テ後者ニ對シ債務者ノ地位ニ立チ又ハ其ノ持分ノ參加スルモノ又ハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦又ハ右規定ノ範圍外ニ在ルモノト看做サルベシ

(五) 漁業條約及同條約附屬文書ニ關スル限リ「國營企業」ナル語ハ資本ノ過半額ガ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦又ハ之ヲ構成スル一箇若ハ數箇ノ共和國ノ機關ニ依リ投資セラレタルカ又ハ理事ノ過半數ガ右機關ニ依リ任命セラレタル一切ノ種類ノ企業ヲ謂フモノト解セラルベシ但シ何レカノ企業ニシテ右機關ガ何等カノ形式ニ於テ參加スルモノ又ハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦又ハ之ヲ構成スル一箇若ハ數箇ノ共和國ノ機關ガ形式又ハ方法ノ如何ヲ問ハズ全部又ハ一部ニ參加スル企業ニ付テハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦政府ハ漁區ノ取得ニ關シ右企業ガ競賣ニ參加スルヲ得ベキヤ本議定書中ニ指定セラレタル國營企業ノ部類ニ包含セラルベキヤヲ決定スル爲日本國政府ト協議スベシ但シ何レカノ企業ニシテ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦又ハ之ヲ構成スル一箇若ハ數箇ノ共和國又ハ地方組織ノ機關トノ普通ノ商取引中ニ於テ後者ニ對シ債務者ノ地位ニ立チ又ハ其ノ持分ノ參加スルモノ又ハ右規定ノ範圍外ニ在ルモノト看做サルベシ

(六) 漁業條約及前諸項ノ規定ニ拘ラズ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ハ黑龍江海灣(「リマン」)ニ於テ開カレ又ハ開カルルコトアルベキ漁區ヲ其ノ數ニ關係ナク競賣ニ依ラズシテ國營企業及各種ノ「コオペラテイヴ」組合竝ニ地方農民及地方漁民ニ貸付スルコトヲ得

尤モ黑龍江海灣(「リマン」)ニ於ケル魚類ガ著シク增加シタル場合ニ於テハ又本規定ハ兩政府間ノ合意ニ依リ之ヲ變更シ得ルコトヲ約ス

(丙) 漁業條約第二條末項ノ規定ニ關シ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦全權委員ハ左ノ如ク聲明ス

(一) 「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦政府ハ日本國臣民ガ漁業條約第二條末項ニ揭ゲラルル免許狀ヲ受クルニ付準據スベキ規則ヲ近キ將來ニ於テ發スルノ意嚮ヲ有ス

(二) 「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦政府ハ漁業ニ從事スル日本國臣民ニ對シ捕鯨ノ爲ノ根據地トシテ五箇ヲ超エザル數ノ陸上地區ヲ貸付スルノ用意ヲ有ス

日本國全權委員ハ右ニ對シ何等ノ異議ナキコトヲ聲明ス

二 漁業條約第三條ノ規定ニ關シ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦全權委員ハ左ノ如ク聲明ス

(一) 漁區ノ陸上區域ガ傾斜急ナルカ若ハ沼地ナルカ又ハ狹小ナル爲漁業ニ必要ナル設備ヲ施ス能ハザルコト判明スルトキハ附近ニ於ケル岸地ノ貸付ヲ申請スルコトヲ得「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ハ黑龍江海灣(「リマン」)ニ於ケル漁區ノ貸付ニ關シ日本國臣民ニ對シ特別ノ考慮ヲ拂フベシ

(二) 「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦政府ハ日本國臣民ガ漁業條約第三條ノ規定ニ從ヒ建テラレタル建物、倉庫、小屋及乾燥場ハ當該漁區ノ貸付期間ノ滿了後一年以內ニ之ヲ除去スルカ又ハ右漁區ノ新借受人ニ移轉スベシ

日本國全權委員ハ右ニ對シ何等ノ異議ナキコトヲ聲明ス

三 漁業條約第四條及第十條竝ニ議定書(甲)第九條ニ關スルモノ

「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦全權委員ハ左ノ如ク聲明ス

(一) 魚類及水產物ノ「漁場ニ於ケル價格」ノ決定ハ日本國又ハ何レカノ第三國ニ於ケル右商品ノ各種類ノ主要ナル市場ニ於ケル當該種類ノ平均價格ヨリ運賃及運送ニ關スル他ノ費用ヲ控除シテ之ヲ爲スベシ

尤モ個個ノ漁區間ニ行ハルル魚類及水產物ノ取引ニ對スル營業稅ハ實際ニ支拂ハルル價格ヲ基礎トシテ徵收セラルベシ

(二) 漁業條約第十條第一項前段ニ揭ゲラルル社會主義共和國聯邦ノ官憲ハ右申請ニ對シ相當ノ考慮ヲ加ヘ理由アリト認メタルトキハ右申請ヲ許可スベシ

(一) 漁業作業ニ於テ生ズル廢棄物ハ之ヲ沖合ニ投棄スルコトヲ得

(二) 「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ官憲ハ漁業ニ必要ナルトキハ漁區外ヨリ木材、燃料及水ヲ得ル爲ノ申請ヲ許可スルニ付何等ノ異議ヲ有セザルベシ右ニ關シ要スルコトアルベキ費用及課金ハ關係者ニ依リ支拂ハルベキハ勿論トス

(四) 漁業條約第三條ノ規定ニ從ヒ建テラレタル建物、倉庫、小屋及乾燥場ハ當該漁區ノ貸付期間ノ滿了後一年以內ニ之ヲ除去スルカ又ハ右漁區ノ新借受人ニ移轉スベシ

日本國全權委員ハ右ニ對シ何等ノ異議ナキコトヲ聲明ス

三 漁業條約第四條及第十條竝ニ議定書(甲)第九條ニ關スルモノ

「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦全權委員ハ左ノ如ク聲明ス

(一) 魚類及水產物ノ「漁場ニ於ケル價格」ノ決定ハ日本國又ハ何レカノ第三國ニ於ケル右商品ノ各種類ノ主要ナル市場ニ於ケル當該種類ノ平均價格ヨリ運賃及運送ニ關スル他ノ費用ヲ控除シテ之ヲ爲スベシ

尤モ個個ノ漁區間ニ行ハルル魚類及水產物ノ取引ニ對スル營業稅ハ實際ニ支拂ハルル價格ヲ基礎トシテ徵收セラルベシ

(二) 漁業條約第十條第一項前段ニ揭ゲラルル日本國臣民ノ「ソヴイエト」

六　漁業條約第九條ニ關スルモノ

「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦全權委員ハ左ノ如ク聲明ス

（一）「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ水域ニ於テ日本國臣民ガ捕獲シ又ハ採取シタル魚類及水產物ノ日本國ヘノ輸出ニ關シ要スルコトアルベキ輸出免許以外ノ手續ハ右輸出ニ對シ何等禁止的又ハ制限的ノ質質ノモノタルコトナカルベシ

（二）前記第九條第三項ニ揭ゲラルル貨物ノ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ヘノ輸入ニ關シ要スルコトアルベキ輸入免許以外ノ手續ハ右貨物ガ同條ニ揭ゲラルル品目表中ニ含マルル限リ右輸入ニ對シ何等禁止的又ハ制限的性質ノモノタルコトナカルベシ

（三）魚類及水產物ノ日本國臣民ニ依ル輸出ニシテ（一）ニ揭ゲラルルモノ以外ノモノニ關シ要スルコトアルベキ手續ハ簡易ノモノタルベシ

（四）漁業權ヲ有スル日本國臣民ハ魚類及水產物ガ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ヨリ輸出セラルルコトニ定マレルモノナル限リ漁業權ヲ有スル他ノ日本國臣民又ハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ人民若ハ各種ノ企業ヨリ右魚類及水產物ヲ購入シ又ハ之ニ販賣スルコト自由タルベシ

（五）漁業權ヲ有スル日本國臣民ガ其ノ魚類及水產物ヲ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ國內市場ノ爲ニ大量取引ヲ以テ販賣セント欲スルトキハ每營業年度ニ於テケル右販賣及其ノ數量ニ關シ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ權限アル地方官憲ト取極ヲ爲スベシ右日本國臣民ガ右魚類及水產物ヲ地方住民ニ販賣スル場合ノ如ク個個ニ行フ小量取引ニ付テハ右取極ヲ要スルコトナカルベシ

七　漁業條約第九條及第十條ニ關スルモノ

日本國全權委員ハ右ニ對シ何等ノ異議ナキコトヲ聲明ス

「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦全權委員ハ漁業條約第九條及第十條ノ規定ハ日本國臣民ヲシテ密輸出入ヲ防止スル爲適當ナル措置ノ適用ヲ毫モ免レシメザルハ勿論ナルコトヲ聲明ス

日本國全權委員ハ右ト同一ノ意見ヲ有スルコトヲ聲明ス

八　漁業條約第十三條及議定書（乙）ニ關スルモノ

日本國及「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ全權委員ハ漁業條約第十三條ノ規定及同條約附屬議定書（甲）第十六條ニ揭ゲラルル者ニ對シ何等ノ適用ナク右ノ者ニ付テハ陸上區域及一年未滿ノ期間ヲ以テ貸付ヲ受クルコトヲ得右勞働ノ保護及規律ニ關シ制定セラレ又ハ制定セラルルコトアルベキ法令及規則ガ總テ適用セラルルコトヲ約ス

九　議定書（甲）第一條ニ關スルモノ

日本國及「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ全權委員ハ議定書（甲）第一條ニ揭ゲラルル特定ノ入江ニ關シ將來ノ誤解ヲ防グ爲右入江ノ精確ナル境界ヲ示ス地圖ヲ本最終議定書ニ添附スルコトヲ聲明ス

十　議定書（甲）第三條ニ關スルモノ

日本國及「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ全權委員ハ左ノ如ク協定セルコトヲ聲明ス

（一）黑龍江海灣（リマン）ナル語ハ左ノ境界內ニ包含セラルル水域ヲ表示ス

北ハ「ペトロフスコエ」沙嘴ヨリ「チヤウノ」岬ニ引キタル直線

南ハ「ラザレフ」岬ヨリ「ボゴビ」岬ニ引キタル直線

西ハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ極東地方ノ海岸線

東ハ北「サガレン」ノ海岸線

（二）（イ）議定書（甲）第三條（二）ニ揭ゲラルル國籍ニ關スル制限ハ支配人、監督者等ノ如キ勞働者ノ部類ニ屬セザル者ニ對シ適用セラルベカラザルハ勿論トス

（ロ）一年ヲ超ユル期間ヲ以テ漁區ノ貸付ヲ受ケタル日本國臣民ハ右漁區ヨリ半「ウエルスト」ヲ超ユル距離ニ在ル場所ニ於テ一年未滿ノ期間ヲ以テ魚類ノ加工ニ使用セラルルモ陸上區域ノ貸付ヲ受クルコトヲ得右陸上區域及一年未滿ノ期間ヲ以テ貸付セラレタル漁區ニ於テハ同所ニ於テ使用セラルル勞働者ニシテ實際漁撈ニ從事セザルモノノ國籍ニ付何等ノ制限ヲ加フルコトナカルベシ

十一　議定書（甲）第八條ニ關スルモノ

「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦全權委員ハ議定書（甲）第八條ノ規定ハ自然力ニ原因スル漁區ノ閉鎖ノ場合ニ適用ナカルベキハ勿論ナルコトヲ聲明ス

日本國全權委員ハ右ニ對シ何等ノ異議ナキコトヲ聲明ス

十二　議定書（甲）第十一條ニ關スルモノ

日本國及「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ全權委員ハ日本國臣民ガ捕獲シタル鮭鱒族ノ魚類ノ總高中百分ノ六十以下ハ之ヲ撒漬法ニ依リ加工シ得ルコト及鮭ヨリノ肥料ハ日本國臣民ニ貸付セラルベキ十箇ノ漁區ニ於テ之ヲ製造シ得ルコトヲ約ス

十三　議定書（甲）第十三條ニ關スルモノ

日本國及「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ全權委員ハ三馬力以下ノ發動機ヲ具フル漁船ハ議定書（甲）第十三條前段ニ揭ゲラルル漁船（ルイボロヴヌイエ、ロトウキ）ノ部類ニ屬スルコトヲ約ス

十四　議定書（甲）第十七條ニ關スルモノ

（一）「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦全權委員ハ左ノ如ク聲明ス

（イ）各漁區ニ付定メラルベキ漁獲標準高ハ當該漁區（該漁區ガ既ニ經營セラレタル場合）又ハ當該漁區ガ新ニ開カレタル場合）ニ最近キ漁區ノ過去ニ於ケル實際ノ漁獲高ヲ先ヅ考慮シテ之ヲ決定ス從テ日本國臣民ガ右ニ依リ決定セラレタル標準高ノ變更ヲ詳細ナル理由ヲ具シテ申請スル場合ニ於テハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ官憲ハ右申請ニ對シ相當ノ考慮ヲ加ヘ理由アリト認メタルトキハ右標準高ヲ變更スルニ必要ナル措置ヲ執ルベシ

（ロ）或漁區ニ於ケル漁獲總高ガ割當ラテレタル標準高ニ達スルニ先チタル最後ノ揚網ノ結果トシテ右標準高ヲ超過スル場合ニ於テハ右超過高ハ適法ノ漁獲ト看做サルベシ

（二）議定書（甲）第十七條（二）ニ揭ゲラルル建網ニ關シ日本國全權委員ハ日本國臣民ガ通常ノ建網及中拔網ノミナラズ所謂改良網ヲモ指スト主張スルニ對シ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦全權委員ハ主張ニ反對セズ、日本國臣民ニ依ル改良網ノ使用ハ該使用ガ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ國營、「コオペラテイヴ」又ハ私ノ漁業企業ノ何レカニ許サルルトキ自働的ニ許サルベキコトヲ聲明ス

十五　議定書（甲）第十九條ニ關スルモノ

（一）日本國及「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ全權委員ハ議定書（甲）第十九條第一項ニ規定ラルル期間ハ漁業條約ノ實施前地方農民及地方漁民ニ對シ競賣ニ依ラズシテ許與セラレタル漁區ニ適用ナキコトヲ約ス

（二）議定書（甲）第十九條第一項ノ規定ニ關シ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦全權委員ハ左ノ如ク聲明ス

議定書（甲）第十九條ノ規定ハ同條末項ニ揭ゲラルル地方農民又ハ地方漁民ガ單獨ニ又ハ自己ノ家族ト共ニ自ラ漁業ニ從事スル場合ニ於テ二人以下ノ勞働者ヲ使用スルヲ妨ゲザルコトヲ聲明ス

日本國全權委員ハ右ニ對シ何等ノ異議ナキコトヲ聲明ス

十六　議定書（乙）（二）ニ關スルモノ

「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦全權委員ハ被使用者ガ希望スルニ於テハ使用者ガ被使用者ニ支拂ハルベキ一切ノ種類ノ賃銀及特別給與ヲ日本國ニ於テ支拂フコトヲ得ルハ勿論ナルコトヲ聲明ス

日本國全權委員ハ右ニ對シ何等ノ異議ナキコトヲ聲明ス

十七　議定書(乙)(三)ニ關スルモノ

「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦全權委員ハ左ノ如ク聲明ス

(一)　日本人ノ漁場ニ於ケル追加勞働ノ賃銀ハ漁業ノ平常ノ狀態ノ下ニ於テハ概シテ全漁季ニ對スル基本賃銀ノ百分ノ五十ニ相當スベシトノ見解ニ對シ何等ノ異議ナカルベシ

(二)　右(三)ニ揭ゲラルル「勞働人民委員部ノ地方機關」ナル語ハ「ハバロフスク」ニ在ル機關ヲ指シ又「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦政府ハ右機關ニ對シ日本人ノ漁業企業ニ最有利ナル條件ヲ以テ該企業ト右(三)ニ揭ゲラルル取極ヲ爲スコトヲ命ズル必要ナル訓令ヲ發スベシ

日本國全權委員ハ右ニ對シ何等ノ異議ナキコトヲ聲明ス

十八　議定書(乙)(四)ニ關スルモノ

「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦全權委員ハ右(四)ノ(二)ニ揭ゲラルル三種ノ保險ノ全部ニ對スル保險料ハ被使用者ニ支拂ハルベキ賃銀ノ百分ノ八・三トシ且將來變更セラルルコトアルベキコトヲ聲明ス

日本國全權委員ハ右ニ對シ何等ノ異議ナキコトヲ聲明ス

十九　議定書(乙)ニ關スルモノ

「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦全權委員ハ漁業條約第一條ニ特定セラルル地方ニ於ケル日本人ノ漁業企業ハ本最終議定書ニ附屬スル該企業ニ對スル模範規則ヲ內部管理規則トシテ採用スルヲ得ルコトヲ聲明ス

日本國全權委員ハ右ニ對シ何等ノ異議ナキコトヲ聲明ス

## 第二部

日本國及「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ全權委員ハ本日署名セラレタル漁業條約ノ實施ト同時ニ千九百二十五年一月二十日締結セラレタル北京條約第三條第一項ノ規定ハ完全ニ實行セラレタルモノト又千九百七年ノ漁業協約ハ爾後何等ノ效力ナキモノト看做サルベキコトヲ約シタリ

千九百二十八年一月二十三日「モスコー」市ニ於テ英吉利語ヲ以テセル本書二通ニ署名セリ

田中都吉
エル・カラハン
エム・ラツイス

# 第一附屬書

日本國「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦全權委員ハ漁業條約第一條ニ特定セラルル地方ニ於ケル日本國臣民ニ漁業企業ニ對スル內部管理ニ關スル模範規則

第一條　各漁場ニ於ケル平常ノ勞働日及特別ノ勞働日ノ始時及終時ハ漁場ノ借受人ト勞働人民委員部ノ權限アル地方機關トノ合意ニ依リ定メラルベシ

第二條　勞働日ノ前記始時及終時ハ漁場、號笛又ハ他ノ同樣ノ方法ニ依リ之ヲ被使用者ニ合圖スベシ

第三條　合圖後十五分ヲ經過シテ就業セザル者及勞働日ノ終時前ニ離業スル者ニ關シテハ右不在ニ對シ相當ノ理由ヲ擧ゲ得ザル限リ右不在時間ニ對シ賃銀竝ニ「九一」及他ノ形式ノ報酬ヲ削減スルコトヲ得

第四條　正當ノ事由ニ依リ缺勤シ、遲刻シ又ハ勞働日ノ終了前ニ離業セント欲スル被使用者ハ直接ノ上役ニ通知シテ其ノ承諾ヲ得ルコトヲ要ス

第五條　被使用者ハ食事及休息ノ爲ノ中休時間ヲ與ヘラルベシ

第六條　被使用者ハ其ノ職務ニ關シ管理部及役員ノ一切ノ命令ヲ遂行スルコトヲ要ス

第七條　管理部ハ被使用者間ニ仕事ヲ分配スベシ

第八條　仕事ノ性質上機械、工具及作業用具ヲ取扱フベキ被使用者ハ之ニ對シ適當ノ注意ヲ爲スコトヲ要ス

第九條　管理部ハ機械、工具又ハ作業用具ガ生命及健康ニ對シ何等ノ危險ヲ生ゼザル樣配意シ且必要ナル豫防設備ヲ之ニ施スコトヲ要ス右ノ外管理部ハ初テ就業シ又ハ初テ工具、道具等ヲ受クル被使用者ヲシテ其ノ使用法ヲ習得セシメ且右工具、道具等ノ危險ナル部分及作業ノ危險又ハ有害ナル點ヲ右被使用者ニ特ニ警告スルコトヲ要ス

第十條　機械、工具及作業用具ヲ取扱フ被使用者ハ豫防措置ヲ執リ且最注意シテ之ヲ取扱フコトヲ要ス

第十一條　工具、機械及作業用具竝ニ其ノ作業ヲ安全ナラシムル手段ガ不良ト爲リ又ハ不適當ト爲リタル場合ニ於テハ被使用者ハ直ニ之ヲ其ノ上役ニ通知スルコトヲ要ス

第十二條　就業中被使用者ニ何等カノ事故生ジタルトキハ右被使用者ハ直ニ之ヲ其ノ直接ノ上役ニ通知シ且醫療ヲ受クル爲醫療所ニ赴クコトヲ要ス負傷者ガ自ラ之ヲ爲スコト能ハザル場合ニ於テハ其ノ同僚タル勞働者ハ直ニ管理部ニ通知スルコトヲ要シ管理部ハ直ニ右負傷者ヲ右醫療所ニ送リ且之ト同時ニ事故ノ起リタル當該作業ニ關シ一切ノ可能ナル豫防措置ヲ執ルベシ

第十三條　勞働人民委員部ノ特別規則ニ依リ豫見セラルル作業ノ部門ニ於ケル被使用者ニハ特別ノ衣服及履物竝ニ豫防具ヲ支給スルコトヲ要ス極東地方ノ漁業ニ於ケル右作業ノ部門ニシテ右特別ノ物品ヲ支給セラルベキモノ竝ニ右物品ノ種類及數量ハ勞働人民委員部ノ權限アル地方機關ノ承諾ヲ經ルノ條件ノ下ニ漁場ノ借受人ニ依リ決定セラルベシ

第十四條　被使用者ニ對シテハ左ノ事項ヲ禁止ス

(イ)　喫煙ヲ禁ズル旨ノ揭示アル場所ニ於テ喫煙スルコト

(ロ)　何等ノ必要ナキ場合ニ作業ノ種類ヲ變更スルコト

(ハ)　定規ニ反シ機械、工具及作業用具ヲ濫ニ使用スルコト

(ニ)　就業中骨牌ヲ弄ビ、惡口シ及喧嘩スルコト

(ホ)　酩酊ノ狀態ニ於テ就業スルコト

(ヘ)　管理部ノ許可ナクシテ就業時間中及他ノ時間ニ於テ自己ノ消費ノ爲ニ魚類ニ加工シ竝ニ加工シタル魚類ヲ自己ノ需要ニ供スルコト

第十五條　管理部ハ企業ノ必要ナル場所ニ手洗ノ爲ノ石鹼ヲ具フル洗面臺ヲ設置スルコトヲ要ス

第十六條　住宅ノ附近及他ノ便利ナル場所ニハ充分ナル數ノ洗面器ヲ備附ケ之ヲ清潔ニ保チ且整頓シ置クコトヲ要ス

第十七條　管理部ハ就業ノ場所及被使用者ノ住宅ニ充分ナル數ノ便所ヲ設置シ之ヲ整頓シ且清潔ニ保ツコトヲ要ス右用途ニ充テラレザル他ノ一切ノ場所ハ之ヲ使用スルコトヲ禁ズ

第十八條　管理部ハ漁場ガ清潔ニ保タルル樣配意シ且衛生上ノ一切ノ必要ナル措置ヲ執ルコトヲ要ス被使用者ハ同樣ニ其ノ就業スル場所ヲ清潔ニ保ツノ責任ヲ負フベシ

第十九條　被使用者ハ自己ノ健康ノ爲一切ノ衛生規則及一切ノ勞働保護規則ヲ遵守スルコトヲ要ス右規則ハ見易キ場所ニ揭示セラルベシ

第二十條　天災ニ伴フ勞働ハ全ク例外ニシテ管理部ノ要求アリ次第其者ニ對シ義務的ニシテ管理部ノ實行セラルベキ時ノ如何ヲ問ハズ之ヲ遂行スルコトヲ要ス

第二十一條　本規則ハ一方被使用者ト他方管理部トノ合意ニ依リ且勞働人民委員部ノ權限アル機關ノ承認ヲ經ルノ條件ノ下ニ之ヲ補足シ又ハ修正スルコトヲ得

第二十二條　內部管理規則ハ一般ニ知ラシムル爲見易キ場所ニ日本語及露西亞語ヲ以テ之ヲ揭示スルコトヲ要ス

# 第二附屬書

左ノ境界ヲ示ス地圖

日本國「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦間漁業條約ノ附屬書ニ關スル附屬議定書ノ附屬第二附屬書
Annex No. 2 to the Fishery Convention between Japan and the Union of Soviet Socialist Republics

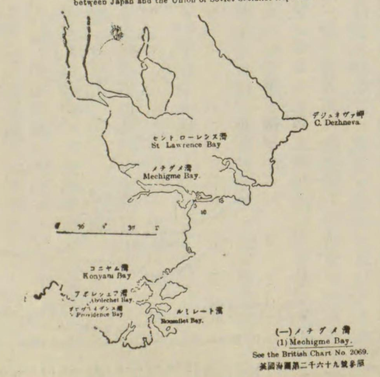


(一)メチグメ湾
(1) Mechigme Bay.
See the British Chart No. 2069.
英國海圖第二千六十九號參照

(一)「メチグメ」灣
(二)「コニヤム」灣、「アボレシエフ」灣、「カラガン」灣)及「ルミレート」灣
(三)「セント・パヴラ」灣
(四)「カラーガ」灣
(五)「バロン・コルフア」灣ノ北部
(六)「ペチエヴインスカヤ」灣
(七)「ミルカチンスキー」灣及「ヤムスカヤ」灣
(八)「アヤン」灣
(九)「コンスタンチン」太公灣
(十)「クレストヴアヤ」灣

# 交換公文

（昭和三年五月二十六日告示
外務省告示第六十五號）

第一號（來翰）

以書翰啓上致候陳者本日署名セラレタル「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦日本國間漁業條約第四條ノ規定及同條約附屬議定書(甲)第九條ノ規定ニ關シ本全權委員ハ本國政府ノ爲ニ左ノ如ク聲明スルノ光榮ヲ有シ候

「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ極東水域ニ於ケル日本國臣民ノ漁業ノ特質ニ鑑ミ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦政府ハ日本國臣民ニ課セラルベキ營業稅竝ニ議定書(甲)第九條(七)及(九)ニ揭ゲラルル稅金及手數料ハ當該漁區ノ貸付ニ對スル報償金ノ百分ノ二十ニ相當スル抵代稅ノ形式ニ於テ支拂ハルベク該支拂ハ右報償金ト同時ニ且同一方法ニ依リ爲サルベキコトニ同意ス

本全權委員ハ玆ニ貴全權委員ニ向テ敬意ヲ表シ候

敬具

千九百二十八年一月二十三日「モスコー」ニ於テ

エル・カラハン

日本國全權委員田中都吉殿

第一號（往翰）

以書翰啓上致候陳者本全權委員ハ貴全權委員ヨリノ本日附ノ左ノ書翰ヲ受領スルノ光榮ヲ有シ候

以書翰啓上致候陳者本日署名セラレタル「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦日本國間漁業條約附屬最終議定書第一部一(乙)ノ規定ニ關シ本全權委員ハ右規定ガ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ國營企業ニ對シ必要ナル漁區ヲ漁業條約ノ存續期中確保スルニ鑑ミ右企業ハ漁業條約ノ存續期中漁區ノ競賣ニ直接又ハ間接ニ參加セザルノミナラズ競賣ニ依リ私人又ハ私企業ニ貸付セラレタル漁區ヲ經營セザルコトヲ本國政府ノ爲ニ貴全權委員ニ通告スルノ光榮ヲ有シ候

本全權委員ハ玆ニ貴全權委員ニ向テ敬意ヲ表シ候

敬具

千九百二十八年一月二十三日「モスコー」ニ於テ

エル・カラハン

日本國全權委員田中都吉殿

第二號（來翰）

以書翰啓上致候陳者本日署名セラレタル「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦日本國間漁業條約附屬最終議定書第一部一(乙)ノ規定ニ關シ本全權委員ハ右規定ガ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ國營企業ニ對シ必要ナル漁區ヲ漁業條約ノ存續期中確保スルニ鑑ミ右企業ハ漁業條約ノ存續期中漁區ノ競賣ニ直接又ハ間接ニ參加セザルノミナラズ競賣ニ依リ私人又ハ私企業ニ貸付セラレタル漁區ヲ經營セザルコトヲ本國政府ノ爲ニ貴全權委員ニ通告スルノ光榮ヲ有シ候

本全權委員ハ玆ニ貴全權委員ニ向テ敬意ヲ表シ候

敬具

千九百二十八年一月二十三日「モスコー」ニ於テ

エル・カラハン

日本國全權委員田中都吉殿





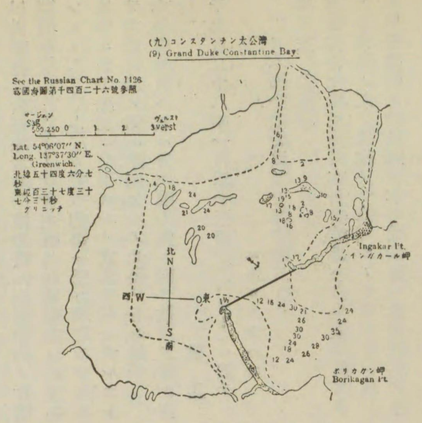


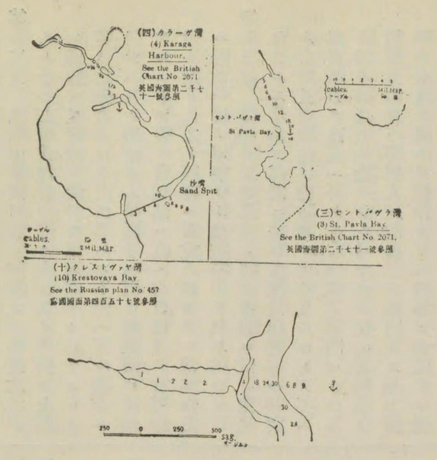


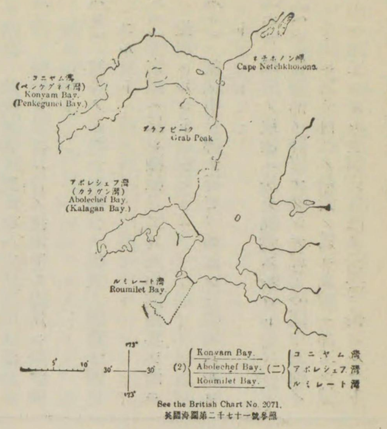


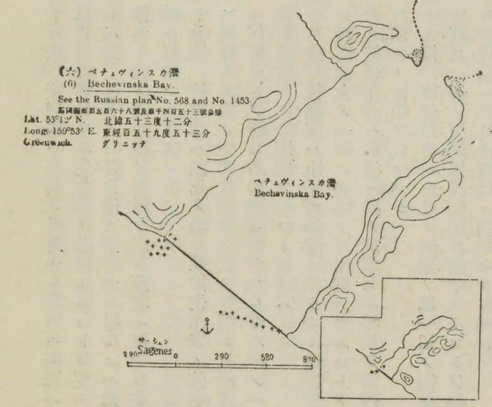


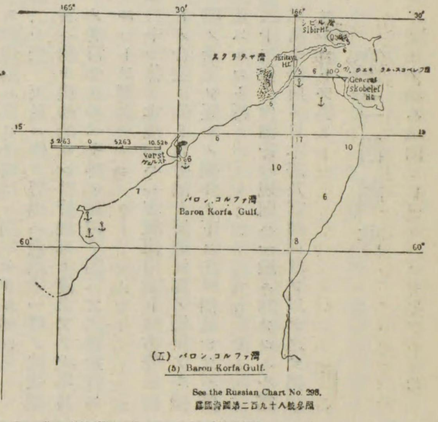


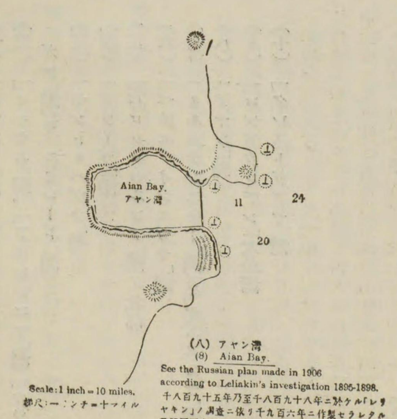


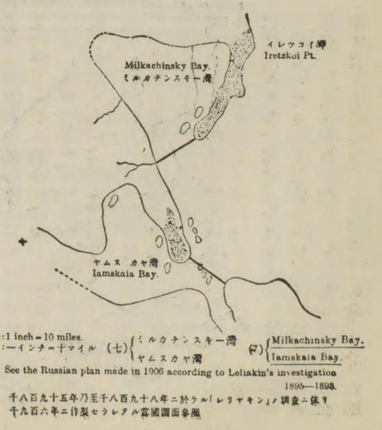

聯邦ノ國營企業ニ對シ必要ナル漁區ヲ漁業條約ノ存續期間中確保スルニ鑑ミ右企業ハ漁業條約ノ存續期間中漁區ノ競賣ニ直接又ハ間接ニ參加セザルノミナラズ競賣ニ依リ私人又ハ私企業ニ貸付セラレタル漁區ヲ經營セザルコトヲ本國政府ノ爲ニ貴全權委員ニ通告スルノ光榮ヲ有シ候

本全權委員ハ回答トシテ貴全權委員ノ前記御通報ヲ了承シタルコトヲ陳述致シ候

本全權委員ハ玆ニ貴全權委員ニ向テ敬意ヲ表シ候

千九百二十八年一月二十三日「モスコー」ニ於テ

敬具

田中都吉

「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦
全權委員「レフ・カラハン殿」

第三號（來翰）

以書翰啓上致候陳者本全權委員ハ漁業條約ノ存續期間中「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ「ツエントロ・ソユーズ」ガ右條約第一條ニ特定セラルル地方ニ於テ漁業ニ從事スルノ意思ヲ有セザルコトヲ本國政府ノ爲ニ聲明スルノ光榮ヲ有シ候

本全權委員ハ玆ニ貴全權委員ニ向テ敬意ヲ表シ候

千九百二十八年一月二十三日「モスコー」ニ於テ

敬具

田中都吉

「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦
全權委員「レフ・カラハン殿」

第四號（來翰）

以書翰啓上致候陳者本全權委員ハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦政府ハ千九百二十八年ノ競賣後何時ニテモ兩政府ノ何レカガ提議スルトキハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ各種ノ「コオペラテイヴ」組合ガ漁區ノ貸付ヲ受クル方法ハ兩政府間ニ於ケル商議ノ目的タルベク且爾後右商議ノ決定ニ從フベキモノト爲スコトニ同意スル旨ヲ本國政府ノ爲ニ貴全權委員ニ通告スルノ光榮ヲ有シ候

本全權委員ハ玆ニ貴全權委員ニ向テ敬意ヲ表シ候

千九百二十八年一月二十三日「モスコー」ニ於テ

敬具

田中都吉

「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦
全權委員「レフ・カラハン」殿

日本國全權委員田中都吉殿

第四號（往翰）

以書翰啓上致候陳者本全權委員ハ貴全權委員ヨリノ本日附ノ左ノ書翰ヲ受領スルノ光榮ヲ有シ候

以書翰啓上致候陳者本全權委員ハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦政府ハ千九百二十八年ノ競賣後何時ニテモ兩政府ノ何レカガ提議スルトキハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ各種ノ「コオペラテイヴ」組合ガ漁區ノ貸付ヲ受クル方法ハ兩政府間ニ於ケル商議ノ目的タルベク且爾後右商議ノ決定ニ從フベキモノト爲スコトニ同意スル旨ヲ本國政府ノ爲ニ貴全權委員ニ通告スルノ光榮ヲ有シ候

商議ガ次回ノ競賣前相當ノ期間內ニ結了セザル場合ニ於テ執ラルベキ措置ニ付テハ兩政府間ニ暫定取極協定セラルベク候

本全權委員ハ日本國政府ガ右書翰ニ全然同意スルコトヲ本國政府ノ爲ニ陳述スルノ光榮ヲ有シ候

本全權委員ハ玆ニ貴全權委員ニ向テ敬意ヲ表シ候

敬具

千九百二十八年一月二十三日「モスコー」ニ於テ

田中都吉

「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦
全權委員「レフ・カラハン」殿

## 千九百七年漁業協約改訂ニ關スル日本國及「ソヴイエト」聯邦間會議錄

（昭和三年五月二十六號告示外務省告示第六十六號）





第七回會議

千九百二十八年一月二十三日午後八時三十分莫斯科ニ於テ開會

列席者

「ソヴイエト」聯邦全權委員

「エル・エム・カラハン」民議長ト爲ル

同

日本國全權委員在莫斯科
日本國特命全權大使　田中都吉

「ソヴイエト」聯邦外務人民委員「ゲ・ヴエ・チチエーリン」、「ソヴイエト」聯邦最高經濟會議幹部會員「エス・イ・アラーロフ」、「ソヴイエト」聯邦外務人民委員部經濟法制部長「ア・ヴエ・サバーニン」、同極東部長「ベ・エヌ・メーリニコフ」

委員

「エヌ・ペ・コルチヤノフスキー」、「エム・ア・カザコフ」、「エヌ・ア・エルガムイシエフ」、「エム・エス・ガリペリン」、「ゲ・デ・テイーホノフ」會議書記官「イ・ユ・ツアレムチュク」

酒勾秀一、杉下裕次郎、島田正靖、西春彥、宮川船夫、越田德次郎、橋本實斐

本日ノ本會議ニ於テ日本國及「ソヴイエト」聯邦夫々ノ全權委員ハ共同シテ次ノ文書ヲ點檢セリ

一　日本國及「ソヴイエト」聯邦間漁業條約

二　議定書三通即チ議定書甲、議定書乙及議定書丙



三　最終議定書一通及其ノ附屬書二通

四　交換公文四件

全權委員ハ右文書ニ記載セラレタル條文及規定ニ付合意ニ達シタル後當該文書ニ正式ニ署名調印セリ

全權委員ハ前記文書ニ署名スルニ當リ夫々次ノ陳述ヲ爲セリ右陳述ノ英文ハ本會議錄ニ添附ノ規定ニ關シ日本國全權委員ハ左ノ陳述セリ

（一）　漁業條約第十五條ノ規定ニ從ヒ經營ノ爲開カレタル漁區ガ議定書（甲）第十九條ノ規定ニ依リ競賣ニ依ラズシテ地方農民及漁民ニ貸下ゲラレタルトキハ議定書（甲）第六條第一項ニ規定セラレタル漁區貸下期間ハ前記貸下ニ對シ適用セラルベキモノナルハ勿論ナル旨陳述セリ

日本國全權委員ハ右ニ同意セリ

（四）　日本國及「ソヴイエト」聯邦全權委員ハ最終議定書第一部第十五節第二號ノ宣言ノ第一段ハ漁區ノ競賣ニ對スル不當ノ入レ値ヲ防止スルコトヲ目的トスルモノニシテ最終議定書第一部第一節（甲）號（一）ノ規定ニ何等影響ヲ與フベキモノニ非ザルコトニ同意ス

（五）　日本國及「ソヴイエト」聯邦全權委員ハ兩國政府ノ執レノ一方ニ於テモ共ノ他方ノ專門家ニシテ公式又ハ非公式ニ漁業關係事項ニ付技術的又ハ科學的ノ調査ヲ爲サント欲スルモノニ對シ必要ノ便宜ヲ供與スルノ用意アルコト及將來兩國政府ノ何レカノ一方ガ望マシキモノト認ムルトキハ右兩國政府ノ一方ハ前記調査ニ協力セシムル爲他方ノ專門家ヲ招クベキ旨聲明セリ

（六）　「ソヴイエト」聯邦全權委員ハ「ソヴイエト」聯邦政府ガ漁業條約圈內ノ地方ニ於テ日本國臣民ノ從事スル漁業ノ大ナル經濟的意義ヲ認メ前記條約ニ從ヒ日本國臣民ノ正當ニシテ合法的ナル利益ガ侵害セラルルコトナカラシムルコトニ付適當ノ考量ヲ加フル用意アルコトヲ聲明スル「聯邦政府ニ於テ輸出稅率ニ變更ヲ加フル會議ガ首尾好ク結了セルコトニ付祝辭ノ交換アリタル後會議ハ閉會ヲ宣セリ

日本國全權委員　田中都吉
同　書記官　宮川船夫
「ソヴイエト」聯邦全權委員　エル・カラハン
同　書記官　ツアレムチユク

# 日露漁業問題の沿革

## 一、緒言

日本國とソヴエート共和國間の經濟關係の密接であることは云ふ迄もないが、其中でも最も重大であり殊に我國にとつては其の内容如何が、直ちに國民經濟の盛衰に關はる程重要意義を有するは極東露領の漁業問題である。即ち曩にモスクワで商議された日露漁業交渉が我國にとり如何なる條件に於て解決せらるるかといふ事は此問題に比較的無關心なる多數邦人が考へたやうに單に露領漁業に從事しつゝある一定數の邦人當業者丈の利害問題ではなかつたのである。又單に此解決の衝當つた政府當局だけの問題でもなかつたのである。實にそれは露領漁業權が我が帝國の國權であり且つ露領漁業が我國産業並に食糧政策上必要缺くべからざる重要意義を有し其役割は今後益々重きを加へつゝある意味に於て、實に國家そのものゝ當面する重大問題であり、國民全體の關係する必須案件であつたのである。從つて此問題に誤らざる視點を据え、此問題の現在置かれてある眞位置を理解すると共に進んで此問題の正當なる知識を持つことは、國民としての權利であり、同時に義務である。

## 二、ポーツマス條約締結前

オホツク海、ベーリング海方面に於ける邦人漁業の歴史は可なりに古く、それは舊幕時代、松前藩が蝦夷地に割據する以前にさかのぼることが出來る。

然るに近藤重藏、錢屋五兵衛、高田屋嘉兵衛等の時代を過ぎて日本人の北境方面に對する知識と興味は漸く盛んとなり、明治時代に入つて北洋漁業の如きも可なり注目されるに至り、明治八年（一八七五年）五月七日締結の樺太千島交換條約第六款第二項には「日本國船及商人、通商航海のために、オホツク海及東カムチヤツカの海港に來り、又は其海岸に沿ふて漁業を營み、すべて露西亞最懇親の國民同樣なる權利及特典を得ること」といふ明文の設定を見るに至つた。しかしこの明文があつたにしても露國が世界的强大國として東洋の一小國に臨むでゐた當時の日露兩國の客觀的情勢は、伊達、栖原の如き舊漁業家が例へ北洋漁業に相當の活動を示してゐたとはいへ、全體として日本の露領漁業を十分に伸張する自由を與へなかつた。現に明治十四年（一八八一年）露國の極東提督は「サガレン東海岸、オホツク海、カムチヤツカ並に附屬諸島に於ける外國人の漁業取締規則」を發布して日本人の漁業に制限を加へ、其後數回に亘つて北樺太、沿海州等に於ける漁業規則の改正を行つて來てゐる。日本人の露領漁業に對する取締の峻嚴を緩和する爲日本政府は明治二十八年（一八九五年）露國政府に向け原案を提出して日露漁業協約の締結を提議したが、遂に有耶無耶のうちに默殺されてしまつた。

ところがこの日本の露領漁業を國家的權利として保證するに至つたのは明治三十七、八年（一九〇四、五年）日露戰役の結果に成るポーツマス講和條約第十一條「露西亞國は日本海、オコーツク海及「ベーリング」海に瀕する露西亞國領地の沿岸に於ける漁業權を日本國臣民に許與せむが爲日本國と協定をなすべきことを約す」と更にこの條約の基礎に立つて明治四十年（一九〇七年）七月二十八日サンクトペテルスブルクにて調印（同年九月十一日公布）の日露漁業協約とであつた。

## 三、日露漁業協約要項

日露漁業協約は條約本文全十四條及附屬議定書其他から成り其要項左の如し。

第一條　露西亞帝國政府ハ本條約ノ規定ニ依リ河川及入江（インレツト）ヲ除キ日本海、オコーツク海、ベーリング海ニ瀕スル露西亞國沿岸ニ於テ鰒鮑獃及鰕虎以外ノ一切ノ魚類及水産物ヲ捕獲、採取及製造スルノ權利ヲ日本國臣民ニ許與ス。前記入江ハ本協約附屬議定書第一條ニ之ヲ列擧ス。

第二條　日本國臣民ハ魚類及水産物ノ捕獲及製造ノ目的ヲ以テ特ニ設ケラレタル水陸兩面ニワタル漁區ニ於テ魚類及水産物ノ捕獲及製造ニ從事スルコトヲ得ベシ。

前記漁區ノ貸下ハ其短期タルト長短タルトヲ問ハズ總テ競賣ノ方法ニヨツテ之ヲ爲シ日本國臣





居ト露西亞國臣民トノ間ニ何等ノ區別ヲ設クルコトナク、該事項ニ關シ日本國臣民ハ本協約第一條ニ特定シタル各方面ニ於テ漁區ノ貸下ヲ受ケタル露西亞國臣民ト同一ノ權利ヲ享有スベシ。

前記競賣ノ爲ニ指定シタル時日及場所並各種漁區ノ貸下ニ關シ必要ナル細目ハ競賣施行ヨリ少クトモ二箇月前浦鹽斯德駐在日本國領事ヘ公然通牒セラルベシ。

特別ノ免許狀ヲ備フル船舶ニ在ル日本國民ハ鰒其他特定漁區内ニ於テ捕獲スルコト能ハサル一切ノ魚類及水産物ノ漁獲ニ從事スルコトヲ得ベシ。

第三條　本協約第二條ノ規定ニ依リ漁區ノ貸下ヲ受ケタル日本國臣民ハ共ノ漁區ノ限界内ニ於テ漁業ニ從事スルガ爲貸與セラレタル岸地ヲ自由ニ使用スルノ權利ヲ有スベシ。

前記日本國臣民ハ該岸地ニ於テ漁船及漁網ニ必要ナル修繕ヲ加ヘ、漁網ヲ曳キ、魚類及水産物ヲ陸揚シ竝漁獲物及採取物ヲ鹽漬シ、乾燥シ、製造シ又ハ貯藏スルコトヲ得ベシ。且ツ此等ノ目的ヲ以テ建物、倉庫、小屋及乾燥場ヲ自由ニ築造シ、又ハ移轉スルコトヲ得ベシ。

第四條　本協約第一條ニ特定シタル各方面ニ於テ漁區ノ貸下ヲ受ケタル日本國臣民及露西亞國臣民ハ漁業ヲ爲シ且捕獲物ヲ製造スル權利竝漁業ニ必要ナル動産及不動産ニ對シ賦課シ又ハ賦課セラルヽコトアルベキ一切ノ公課ニ關シテ均等ノ取扱ヲ享クベシ。

第五條　露西亞國政府ハ沿海州及黒龍江州ニ於テ捕獲又ハ採取セラレタル魚類及水産物ニ對シ、此等ノ魚類及水産物ガ日本國ニ輸出セラルベキモノナルトキハ其製造セラレタルト否トヲ問ハズ何等ノ稅ヲ課スルコトナカルベシ。

第六條　本協約第一條ニ特定セラレタル各方面ニ於テ日本國臣民ガ魚類及水産物ノ爲使用スル人員ノ國籍ニ關シテハ何等ノ制限ヲ設クルコトナカルベシ。

この漁業協約の上に我露領漁業は確固たる保障を得、爾來二十餘年我政府の指導並びに當業者の經營努力其宜しきを得、年と共に我露領漁業は隆昌を來し、其生産價格約四千餘萬圓に達し、内には我國民保健的食糧品の供給を豊富ならしめ、外に對しては隣邦支那を始め遠く歐米諸國に輸出するもの三千萬圓、殊に本業の爲從事する船舶二十數萬噸直接之に從事する者二萬餘人に達した。この數字的事實こそは本業が單に一定數の我露領漁業家の私的事業に非ずして、實に其の盛衰興廢は直ちに懸つて國家經濟の消長に影響する處極めて甚大なるものあるを何より雄辯に實證してゐる。

## 四、露國革命後の變則的出漁時代

前記日露漁業協約は其第十三條を以て「日露漁業協約は十二年間効力を有すべく、毎十二箇年の終りに於て兩締約國相互の合意に依り之を更新又は改訂すべきものとす」と協定してあるが、この最初の協定期即ち十二年目は、大正八年に到來した。然るに當時露國は革命戰の渦中にあり、日本政府と露國革命政權とは全く敵對的關係に置れてあつたため之を改訂する機會なく、爾來日露漁業問題は兩國間に蟠る重大懸案の一つとなつて來たのである。

然るに大正十一年十一月永く不安定を續けて來た極東ロシヤが名實共にロシヤ社會主義聯邦ソヴイエト共和國に歸屬し、勞農政權に統一されたことは吾人の大に之を慶祝した處で、就中之を喜んだのは、過去數年間露國政情不安定のため、少なからぬ不安と幾多の不便の裡に漁業を繼續して來た我露領漁業者であつた。彼等は大正十年、十一年の如き微力なる反ソヴエート極東地方政權の下に出漁するは禍根を他日に殘す處れがあるとて自治的出漁を決行して程である。

然るに勞農政權の統一せる大正十二年に於ては自治的出漁を中止し、露領水産組合では代表として橋口九十馬、田中丸祐原の兩氏を浦鹽に派遣、時の極東漁獵廳當局と漁業協商を遂げ、漁區二百六十八ケ所の貸下契約をなし百十五萬金留を極東漁獵廳に納入した。時偶々後藤子の招聘に因り來朝中の駐支全權ヨツフエ氏は、後藤子の斡旋と露水組合の誠意を認めて特に極東政廳より査證官ホルツマン一行の派遣方を斡旋されたので、當業者は日露の國交未恢復中であつたにも拘らず、何等の支障もなく出漁することが出來たのである。そこで露水組合ではソヴイエト當局の好意を多とし過去に於ける自由出漁及大正十、十一年は勿論十年以前の凡ての未解決問題を査定の上總決算を爲さんと欲し、十二年十月代表委員を浦鹽に派遣の上アンドリヤノフ氏と共同査定に從事せしめ、一

方組合として將來に於ける出漁の安全と、大正十一年以前の總決算を條件として、遂に二百七十五萬金留を負擔することを快諾し內、百萬圓はヨツフエ渡し、左の條件を以て漁區二百三十四ケ所三ケ年間の暫定契約を結んで平和裡に出漁の出來る便利を得たのである。暫定契約の內容左の如し。

一、露國ハ一九二四年ヨリ一九二六年ニ至ル三ケ年間ノ期間ヲ以テ、漁區租借契約ヲ締結スベキコトヲ保證スルコト。

二、長期貸下ニ附スベキ漁區ハ旣設ノモノト將來開設スルモノタルトヲ問ハズ、日本漁業家ノ申込ニ依リ決定ス。而シテ此等ノ漁區ニ對シテハ一九二三年（大正十二年）ノ例ニ準ジ包括的契約ヲ爲スコト。

三、右漁區ニ對スル借區料ハ一九二三年度ノ例ニ依リ決定スルコト。

四、日本漁業家ガ支障ナク漁場ニ出發シ其經營ヲ終了スルコトヲ得ンガ爲一九二三年ノ例ニ依リ函館市ニ查證發給ノ權限ヲ有スル官吏ヲ駐在セシムルコト。

五、漁場勞働者ニ對スル查證、書類ノ證明及發給其他ニ對スル料金ハ一九二三年ノ例ニ依リ徵收スルコト。

六、魚類養殖ノ目的ヲ有スル五分稅ハ借區料中ニ含ムコト。

此圓滿解決は組合の努力並びに組合代表の折衝其宜しきを得たに因ること勿論であるとはいへ、又一方ロシヤ側が我露領漁業の立場に對し好意的諒解を持つた事、大正十二年の租借契約が標準になつて居たことに一半の原因を歸せねばならぬ。

そしてこのことは當業者の記憶すべき點であらう。

## 五、日露基本條約に依る漁業權再確保

露西亞無產階級革命後其政情激動の爲、兩國間に各十二年を以て期間とせる漁業協約更新期既に到るも容易に改訂の機運を見出さず、殊に露領極東地方政局の極度の不安定は、我が漁業權の擁護と漁業開發の上にも種々の動搖を與ふるに到つたが、大正十四年一月二十日北京に於ける芳澤、カラハン日露兩國全權の折衝の効空しからず、日露新條約は締結されるに到り、國交は再び常軌に復し、我露領漁業權も亦正式に保障せらるゝに到つた。即ち同條約第二條に於て『ソヴイエト社會主義共和國聯邦は一九〇五年九月五日ポーツマス條約が完全に効力を存續することを約す』と規定され、又同條第三條に於て『兩締約國の政府ハ本條約實施の上は千九〇七年の漁業協約の締結以後一般事態に付發生したることあるべき變化を考量し右漁業協約の改訂をなすべきことを約す。右漁業協約の締結に到る迄の間はソヴイエト社會主義共和國聯邦政府は日本國民に對する漁區の貸下に關し千九百二十四年に確立せられたる實行方法を維持すべし』と規定してゐる。要するにポーツマスに於て獲得せられたる我國權としての露領漁業權は、其當然の歸結として北京に於ても亦明確に再保證せられた譯である。

思ふに漁業問題は、日露交涉の直接の對象となつた諸重要問題中の重要問題であつた。若し此問題にして兩國の諒解を遂げ得なかつたとすれば會議は恐らく圓滿締結を見なかつたかも知れない。舊帝政時代の凡ゆる對外條約破棄を中外に宣明した勞農當局をして兎に角其基礎に於てポーツマス條約を認知させた事は、我外交當局の成功であつたと言ふことが出來る。

## 六、日露漁業協約改訂交涉

日露基本條約の規定に從ひ、該條約の基礎に立つて大正八年來の懸案たる日露漁業協約を改訂する爲の兩國會商は大正十四年（一九二五年）十二月二十二日からモスクワ外務人民委員會會議室にて開始された。會議開始當時に於ける兩國代表の顏觸れは左の如くである。

日本側

| | |
|---|---|
| 田中大使（全權） | 山崎參事官 |
| 酒匂書記官 | 西書記官 |
| 島田通譯官 | 宮川通譯官 |
| 松村局長 | 越田技師 |
| 井出事務官 | 中谷顧問 |

露國側

| | |
|---|---|
| アラロフ（全權） | ラチス（副全權） |
| ラシケーキツチ | アンドリヤーノフ |
| ハプキン | エルガムイシエフ |
| カザーコフ | クルイシエフ |
| チチエフ | チエルバーエフ |
| ポポフ | |

會議の人的構成は其後會議の進行、紛糾停頓等の諸形勢に應じて日本側もソウエート側も幾度か變遷を見た、即ち本邦側では顧問格たる露水組合代表の中谷、橋口兩氏が大正十五年八月組合の命を受け前後して莫府を引揚歸國せる外、同年十一月二十二日には松村水產局長も本省の召還命令に應じて歸朝し、大濱漁政課長之に代つて赴莫し、其他山崎參事官の歸國轉任を始め幾他の變動があつた。中谷氏等に代つて露水組合から派遣された佐々木平次郎氏が昭和二年七月二日同年度出漁問題の顚末並に改訂交涉の經過報告のため歸朝し、新情勢に應ずる組合の新決議を携へて八月六日再び莫斯科會議に出席した事等も其中の主なる一つである。ソウエート側では之又首席全權のアラロフ氏がカラハン氏に更はつた外會商の顏觸れはストモニアコフ氏に更代し更に同氏が幾度か轉々した。

大正十四年十二月二十二日第一回顏合せ以來昭和三年一月二十三日條約調印に至る迄の會議經過については何しろ二箇年一箇月も費されてゐる長交涉の事である。本會議、專門委員會議、非公式懇談會、及び本交涉とは別箇であるが然し切り離して考へることの出來ない出漁問題の臨時的接衝と數へて來れば、其會合の開かれた度數だけでも數百回を下るまじく、一々詳細に說いてゐる煩に堪へないし、それは又一般讀者に大して興味のあることでもない。そこで本稿には、會議の眼目となつた重要問題の意義及性質、兩國主張の相異點並に最後の解決點、端的にいへば交涉內容の檢討を別項に示すこととしたい。

## 七、漁區決定の問題

唯こゝに書き洩らしがたい一要項は條約の規定に關聯した漁區決定の問題である。これは別項交涉內容檢討の條において觸れるソウエート國營企業の優先的無競賣の漁區獲得權並にコオペラチヴ團體の競賣參加權の問題と關連してゐる。即ちソ聯邦國營企業團體は新に締結された條約において無競賣にて漁區の貸下を受け、條約締結當時における漁獲標準高總計一千萬布度なるに鑑み其二割即ち二百萬布度の漁獲標準を有する各種漁區を國營に於て取得す。コオペラチーヴは漁獲標準十萬布度の範圍において競賣に參加することを得べし」云々の意味を規定してゐる。然らば國營の無競賣にて優先的に取得する漁區、又コオペラチーヴの取得する漁區はどれとどれであるか、果してそれは現在まで本邦漁業家が多大の犧牲と努力を拂つて事實上租借經營し來り、今後も尙それを繼續すべく諸種の設備を行つてゐるあらうか、問題は此點にかゝつてゐる。勿論このことに關するソウエート側の獨裁專擅を防ぐため、該條約締結前、卽ち後藤子の莫斯科に於ける居中斡旋當時、日本側は「日本人の利益重大なるを認め、これを毀損せざることを考慮す」といふソ側の覺書は取つてある。又條約文中「貸下漁區選　方法」の項に於ても、ソ聯邦政府は國營企業に貸下げらるべき漁區を選定するに當り「中略」關係日本國臣民の有するところの漁區中幹旋當時、日本側は「日本人の利益重大なるを認め、これを毀損せざることを考慮す」といふソ側の覺書は取つてある。又條約文中「貸下漁區選　方法」の項に於ても、ソ聯邦政府は國營企業に貸下げらるべき漁區を選定するに當り「中略」關係日本國臣民の有するところの漁區中幹旋當時、日本側は「日本人の利益重大なるを認め、これを毀損せざることを考慮す」といふソ側の覺書は取つてある。又條約文中「貸下漁區選　方法」の項に於ても、ソ聯邦政府は國營企業に貸下げらるべき漁區を選定するに當り、

殊に此問題については當局よりも寧ろ當業者が利害關係密接なるだけに躍起となつて運動をつゞけた。

露領水産組合は昭和二年八月佐々木代表を再度莫斯科會議に參加せしむるに先だつて既に細目協定問題に對する次の如き要領の決議をなし國の內外に於て始終一貫此要求を推し通して來たのである。

一、邦人の現有漁區は舊協約の規定及當業者對露行政廳との取極めに依り合法的に獲得せるものたり、國營主義を採用せる共產政府の下に競賣を施行せらるゝことは以上の現有勢力を減縮するの危險性を多分に包藏するの處れあり殊に本年度西南區第一回競賣の實例は其の脅威を實證す因て協約會議に於て何等かの取極めに依り漁區の現有勢力を確保すること

一、露國國營漁場が日本案第二條但書に依りて其の漁場を確定するとせば日本現有漁區を奪取せしめざること

當業者の要求は、卽ち現有漁區の確保であり、其方法は、此問題の解決を漁業條約の調印前に實現することであつた。これは還延二年にわたる漁業條約調印の一日も速かならんことを焦慮してやまぬ彼我の交涉當局が、條約の規定の然らしむるところとして漁區の決定問題を後に延ばして一先づ調印を取纏めんとするのに對して、當業者が只管反對に反對をつゞけ「漁區問題の協定を調印前に」の標語で押し進んで來たのであつた。昭和二年十月十一日、田中カラハン兩氏間に漁業條約假調印成るの報導が莫斯科表から到着したが、之に對する我當業者の反對運動は農林當局を動かし、更に外務當局をも動かして假調印を無效に歸せしめんとするに至つた。この事實は當業者の覺悟の程を物語るものといへやう。

然るに此假調印後全く行詰りの狀態にあつた漁業交涉は、同年末後藤子の渡露斡旋によつて漸く打開の道を見出し、前記の如く「日本人の利益重大なるを認め……」云々の覺書一札を取つて漁區協定を後廻しとし、一月二十三日二箇年と一箇月振りに兩國代表者間に正式調印を見るに至つたのである。

而して昭和三年度の漁區問題は出漁後に至つて兩國の互讓により遂に解決を見るに至つた。

偖て次項において交涉內容の檢討を試みることとする。

## 八、漁業條約の檢討

漁業條約改訂會議勞頭、兩國代表により相互の立案に成る條約案が提出されたが、それは漁業區域において、漁業權の行使方法就中漁區の貸下方法において、又漁業勞働者の雇傭乃至は勞働法規問題において、工場の建設及經營において、租稅公課、手數料において、條約更新期限において、それらの凡ゆる重大なる要項において極めて大きな相違點があり、而してそこから派生される細部の諸條項にいたつては、當然の結果として、實に夥しい相違に滿たされてゐた。それは全く別個の內容の二つの案であつた。一つの問題の解決案としては兩國會商當事者の交涉拙劣の故に徒らに還延したのではなくして、實に根本的に背遰した二つの態度、二つの利害を唯一つのものに協定せんとする困難の故に、それが招徠されたものであつた。

今兩者の條約原案の重要相違點について些か檢討しそれが如何なる解決に到達したかを調べてみやう。

### 1、漁業區域について

先づ條約第一條の漁業區域に於て、我國の原案は「ソ聯邦は本條約の規定により河川及入江（インレット）を除き、日本海、オコック海、ベーリング海に瀕するソ聯邦沿岸に於て、膃肭獸及膃虎外の一切の魚類及水產物を捕獲、採取、製造及賣買する日露兩國政府の、根本に於ける態度の相違見解の背遰から生れたものであることはいふまでもない。卽ち我政府當局の議案はポーツマス條約の基礎に立つて、部分的に不利不便の點を改訂し曖昧なる點を明かに爲さむとする態度を以て立案せられてゐるに反し、露國案はポーツマス條約による舊漁業協約に大斧鉞を下し、凡ゆる重要なる改更をそれに加へて、今日邦人漁業家の占めてゐる優越的地位に自ら取つて代らうとする意圖が含まれてゐた。この根底に於ける二つの態度二つの利害と、その具體的表現である條約案の重大なる相違を知ることなくしては、今次の日露漁業條約改訂交涉が何が故に、決裂又決裂、停頓又停頓を續け、滿二箇年と一箇月といふ世界外交史上稀に見る長期の難交涉となつたかを理解することは困難である。換言すれば日露漁業條約改訂交涉は、世人が漠然と考へてゐるやうに理由なくして、もしくは兩國會商當事者の交涉拙劣の故に徒らに還延したのではなくして、實に根本的に背遰した二つの態度、二つの利害を唯一つのものに協定せんとする困難の故に、それが招徠されたものであつた。

今兩者の條約原案の重要相違點について些か檢討しそれが如何なる解決に到達したかを調べてみやう。

### 1、漁業區域について

先づ條約第一條の漁業區域に於て、我國の原案は「ソ聯邦は本條約の規定により河川及入江（インレット）を除き、日本海、オコック海、ベーリング海に瀕するソ聯邦沿岸に於て、膃肭獸及膃虎外





するの權利を日本國民に許與す」とあり、大體舊條約を其儘踏襲せるに對し、露側原案は「ソ聯邦はアナデイル河、リマンの南部入口ゲガ岬よりボウオロトニー岬に至る延長において、黑龍江リマン並に河川及入江を除き、日本海、オコック海及ベーリング海の大陸沿岸に於て魚類を捕獲製造するの權利を日本國民に許與す」（傍點は記者附記）となし漁業區域を舊條約よりも縮小制限し、且つ漁業除外區域たる河川及入江についても附屬議定書に於て自國に有利な多くの變更を加へてゐた。これは然し結局日本側の正當なる要求貫徹によつて舊協約の規定通りに協定され、唯舊協約締結當時調査未濟なりしオホツク北岸の入江三個を新しい除外區域として列擧中に加ふる事となつた。

### ロ、漁業權行使について

第二條漁業權行使方法に就ては、日本案が舊協約と大體一致せるに反し、露案は、從來日露人同等の權利、資格を以て漁區競賣に參加し、租借經營して來たものを「ソ聯邦は國營企業及產業コオペラチヴに經營せしむる爲本條約の實施地域に於ける個々の漁區を競賣に依らずして交付するの權利を保留す」といふ重大なる除外例、換言すれば露國國營漁區並にコオペラチヴの優先的參加權を要求することによつて、日本側を愕かした。これは舊協約の根本的變改であつて、事實上邦人漁業家二十年の血と汗の結晶たる露領優良漁區は、悉く少くとも大部分露國國營漁業機關乃至コオペラチヴ團體に奪ひ取られ、後には殆んど經營の價値無き貧弱な不良漁區だけ手に殘るといふ結果を招くのである。從つてこれは我露領漁業を破壞し、死に陷れんとする暴案である。假令他のいづれの條項を承認するとしても、この條項だけは到底露國案を認むるに忍びないことは極めて明瞭である。果然本案は我交涉代表の決定的に反對し否認してやまざるところとなつた。殊に本案と直接利害の運なる我漁業當業者は、彼等を會議に於て代表する露水組合派遣委員中谷、橋口、眞藤諸氏と呼應して猛烈なる反對運動を捲き起した。そして斷乎として本案の撤回を要求し、若し容れられずば會議の決裂敢て辭せずとした。ところで一方此案は革命によつて國家の經濟機關を國有化し、產業國營を實現しつゝある露國にとつては、主義上の見地からも、漁業發展の見地からも極あて重要な意義をもつてゐる。おいそれと引つこめるわけにゆかない。よし多少の修正を加へ讓歩をなすとも何等かの形で通過せしむる方法を講じなければならない。かうした相互の情勢の下に、本問題は漁業會議の諸案件中、最も困難な、最も重大な難問題となり本問題を中心に、會議は幾度か暗礁に乘り上げ、頓挫した。他の諸案件が片づき新聞紙に調印準備成る、條約締結さる等の電報が一再ならず渦げられたが、然し最後まで恰も會議の癌腫の如く殘されたのも此問題であつた。辛ふじて兩國の主張が折合つて漁業條約が既に調印を見た今日、此難問も亦勿論一應の解決を見たとは事實であるが、しかも現在に至るも尙それが完全な形で解決を見たとは云ひえいのである。何故なら國營漁區の箇々の選定問題は解決されずに殘されてゐるからである。ところで問題の一應の解決、換言すれば新漁業條約の上に本案件は如何なる決定を



見、如何に現はされてゐるかを調べてみやう。左は其要項の拔萃である。（條約文其儘の拔萃に非ず）

一、ソ聯邦の國營企業は直接たると間接たるとを問はず漁區競賣に參加せず、又ソ聯邦私人の借受けたる漁區を經營せず

二、ソ聯邦の「ツエントロ、ソユ！ズ」コオペラチヴの中央機關）は條約有效期間中條約水面に於ける漁業經營を爲さず、從つて競賣に參加せず

三、ソ聯邦の各種コオペラチヴは競賣に參加し得ることとなりゐるも、其獲得し得べき漁區に制限あり、又各種コオペラチヴの漁區獲得方法、卽ち競賣に參加し得るや否や等は凡て右商議の決定に依るべきものとす

四、ソ聯邦國營企業は競賣に參加せざる代りに各種類の漁區の二割に相當する漁區をその自營の爲競賣に依らずして借受くることを得、其期間は一般漁區の貸下期間と等しく最永五年とす。魚類の主要なるものは鮭鱒なるが、鮭鱒漁區に付ては條約締結當時に於ける漁獲標準高總計が約一千萬布度なるに鑑み、其二割卽ち二百萬布度の漁獲標準高を有する漁區を無競賣にて借受け得。國營が無競賣にて借受くべき漁區は、各種類の漁區を其經濟的價値に從ひ數個の等級に分ち此等各等級に屬する漁區の二割（漁獲標準高に於て）に相當するものに付選定す。而して右選定に當りては日本國臣民の有する正當なる希望を考慮に入れる可きは勿論にして最終の決定をなすには、日本政府と協議することを要す之によつて之を見れば露國側の最初の提案は、當然の歸結とは云へ、滿身瘡痍、著しい程度に修

正され、其要求は縮小されてゐるのである。

**八、工場設置問題**

次に兩國の議案中極めて開きが大きく、且つ重要難問の一つとなつたものは、漁業地域内に設立され、若しくは今後設立さるべき工場（主として罐詰用）の問題であつた。即ち日本案は之を舊條約そのまゝの踏襲によつて、租借したる岸地を自由に使用するの權、漁獲物の鹽漬、乾燥、製造、貯藏の自由、從つて如上の目的のため、建物倉庫、小屋、乾燥場の自由築造並に移轉の權利を主張し、漁獲物の製造に該當する罐詰工場の設立を當然其中に含むものとして取扱つたに對し、露國側は、前記製造の自由を前文で認めながら、建物倉庫の上に「一時的の」なる制限的名稱を付し、且つ附屬議定書第六條に於て、

漁業條約の規定は日本國臣民に對し、水産物を採取し又罐詰工場を設置するの權を許與せざるに鑑み、ソウエート政府は日本國臣民に對し、此種事業のため利權を許與する問題を考慮するの用意あり、日本國臣民が漁業經營の爲め借受けたる漁區に於て右日本國臣民は他人との關係に於て前記利權を取得するにつき優先的權利を享有すべし。

と立案し、罐詰工場設置を、石油や森林と同じく全く利權讓渡の形式と條件において許與する事を要求した。殊に露國は「雇傭勞働者二十名以上を使用し且つ機械力を用ふる工場經營は之を個人に許與せず」との國内法規を楯に取つて相當頑強に自說を固持したので、同問題も亦「難關」の一つとなり、交涉を紛糾錯雜せしむる一石となつたが、之も我交涉當局並に漁業當業者の强硬なる反對によつて、大體左記趣旨の如く解決を見るに至つた。

一、競賣により借受けたる漁區に、その借區期間内經營する工場については單に事前に規定の届出をソ聯邦側になせばよい

二、條約締結當時日本國臣民が條約適用地域内に現に有する罐詰工場を引續き經營せんとする場合は原則として特別契約を締結することを要するも關係日本當業者が之を欲せざる時は、其關係漁區を競賣により取得し、單に届出をなすことにより經營を繼續することが出來る。

**九、勞働者問題について**

漁業區域問題、國營漁業の優先權問題、罐詰工場設置問題と並むで、同じく會議の死命を制するかと疑はれたほど重大な難障となつたものは、勞働者雇傭問題乃至勞働條件の問題であつた。これは日本が資本主義的國家であり、且つ練熟せる漁業勞働の技術を持つてゐるに反し、露國は勞働者と農民の共和國であり、社會主義的勞働法規を有し、且つ漁業勞働技能に於て幼稚であるといふ對蹠的關係から生み出されたもので、それだけに最後の解決迄には相當の紛糾を見るに至つたのである。即ち日本案が

日本國臣民が魚類及水産物の捕獲、採取製造又は寶買の爲使用する人員の員數及國籍に關しては何等の制限を設くる事なかるべし

と例によつてボーツマス條約の基礎に立ち漁業者自身の自由に委してゐるに對して、ソヴエート側は、日本案と殆んど同文の前文に次の如き但し書を附して、重大なる制限を加へてゐる。

但し漁業に從事するソ聯邦の人民たる勞働者の數は、本條約附屬議定書第七條に記載したる條件の下に於ける一定率を下ることを得ざるものとす。（本文第六條）漁區租借人は岸及海の作業に使用する勞働者の一定數を左記計算によりソ聯邦人民より雇入るゝ義務あるものとす

| 海岸の作業 | 海上の作業 |
|---|---|
| 條約施行第一年 一五% | 一〇% |
| 同 第二年 二〇% | 一五% |
| 同 第三年 三〇% | 二〇% |
| 同 第四年 四〇% | 二五% |
| 同 第五年以降 五〇% | 三〇% |

ソ聯邦人民たる勞働者の前記割合が勞働者の適當なる員數を借區人に提供はざる結果三分の一以上供給せられざる時は、當該年度に對し定められたる割當數は翌年度に對し、引續き有效たる可く而して割當數は順次年度に繰越さざるものとす。日本國企業者に提供せられたる勞働者の適格は、借區人の參加することを得る勞働人民委員部の專門委員會に依り決定せらるべきものとす。（附屬議定書第七條）

即ちソヴエート案に從はんか、初年度に於て岸地作業勞働者總數の一割五分、海上勞働者一割をソウエート市民中より雇傭する義務を負ひ、しかも此雇傭人員は第五年目まで年々一定パーセンテージによつて遞增し、第五年目以後は岸地勞働者の半數、海上勞働者の三割はソウエート市民を使用しなければならない事となり、其結果は彼等の要求する勞働條件及待遇と彼等の有する勞働技術





とが前者は極めて高級なる事により、後者は著しく幼稚なる事により、來れも我國從來のそれと正反對し、斯業經營の上に由々しい大事を惹起する事必定である。殊にソヴエート側は、勞働する現場がソヴエート領土なる事により、一九二一年制定の勞働法乃至一九二六年六月發布の季節的勞働法の適用を我漁業勞働の上に迫つてゐるので、之等の社會主義的勞働法規を我資本主義的雇傭關係の上に適用されるとすれば、企業の採算を立てることさへ困難に陷つて了ふの外はないのである。即ち此問題に關するソウエート側の提案は自國勞働者雇傭の强制、自國勞働法の適用の二方面に亘つて、何れも我露領漁業の基礎を脅かす性質のものだけに、我當局並に當業者は之に對しても猛烈に突つぱつて反對した。其反對理由は主として我露領漁業が北京條約で確實に其存續を保證された國權に基くものであつて從つて夫は自主性乃至は自立性を持つてゐるから、他國勞働法規の適用を受くる理由がないといふ原則的見地と、社會主義的勞働法規の適用及び未熟なる露人勞働者の强制的雇傭は我資本主義的雇傭關係と衝突し、且つ極度に練達せる技術を要する露領漁業には不適當であるといふ實際的技術的見地との上に置かれた。之については單に漁業資本家のみならず、函館に本部を置く漁撈長同志會の如き、又東京を本據とする水産勞資總聯盟の如きも如上の反對理由に加へて、邦人漁夫の失業防止といふ大幟をかざし、反對運動に進出した。

然るに迂餘曲折の結果此問題も大體において日本側の主張通りに解決された。殊に舊協約通り被雇傭者の國籍は無制限となりソウエート勞働者雇傭の義務は負ふ必要がなくなつた。即ち新條約は共第四條雇傭者の條項において、

一、國籍の無制限

魚類及水産物の捕獲、採取及製造に從事する日本國臣民の被雇傭者の國籍に付何等の制限を設くることなし

と制定し、ソ聯邦民雇傭は單にソ側の希望として乃至兩政府間の別個の協定事項として左の如く取扱はれたに過ぎない。

日本國臣民は出來る限り、且日本勞働者に對すると均等なる條件の下に露國勞働者を使用するの問題は、兩國政府間に於て協議すべきものとす。

次に勞働法の適用については、之を日本人企業の特殊性に適應するやう多くの更改を加へ、例外を設けて即ち事實上別個の法規にまで改變して之を適用される事となつた。其要點を示せば、

一、日本人被雇傭者は（一）、日本に住所を有し、日本に於て雇傭せられ、季節的漁業に從事し、日本に歸還すること、（二）特別の風俗習慣を有すること、（三）日本及漁區間の往復及全雇傭期間内の食料に付雇主より保障せられてゐることと、（四）九一制度等による分配を受け又醫療其他の救助を無料にて供給せらるゝことの特質を有する事實に鑑み、勞働に關する現在及將來の法律規則適用については以上の特殊なる事實に適應する方法を講ずること。

**十、條約更新期について**

兩國の提案に可なり著しい開きがあり、最後迄容易に折合ふことの出來なかつた問題の一つは、條約有效期限の問題であつた。舊協約は十二年目毎に更新することになつてゐるがソウエート側は之を三分の一の四年に短縮して原案を提出したのであつた。が結局最後の解決は、第一回の有效期間を八年とし、それ以後は舊協約通り十二年目毎に更新するといふことで解決した。

以上述べ來つた諸問題は、今次の漁業條約改訂交涉において、兩國の主張に極めて著しい開きがあり、從つて交涉の難問題となつた諸項目であるが、此外にも尙、（一）船舶の廻航並に運搬問題について、（二）滯在移轉及出國の問題について、（三）漁業用物件並に漁獲物の輸出入問題について、（四）漁網、殊に改良網使用問題について、（五）租稅、公課、手數料について、（六）製魚區に於ける製造權問題について、（七）漁業關係法令發布について、其他の技葉末節の問題について、兩國の利害の背景、見解の相違、提案の開きから會議は紛糾し錯綜し、停頓決裂にすら瀕したことも一再に留まらなかつたが、根氣强い長交涉の末、それらの一つ一つは議定され遂に調印に導かれることとなつた。

漁業協約改訂交涉の踏んで來た足跡を、本體として見返る時、根本的にはそれが國情相反し利害を異にする二つの國が、唯一つの解決點に到達せんとするものであつたところに言語につくしがたい無數の難關の聳つてゐたことを發見する。而して實際的には日本側が本稿の始めにも指摘した通り、ボーツマス條約乃至舊漁業協約の基礎に十分に足を踏ん張つて部分的に不利不便の點曖昧なる

同月二十八日より發効した。

### 九、罐詰工場特別契約成立

又本條約附屬議定書丙の規定に依て邦人罐詰工場の特別契約に關する商議は昭和三年七月十日以來本邦關係當業者代表眞藤氏とソ聯邦利權本部との間に進行中であつたが豫定期限の七月二十八日迄に終了せざりしを以て九月十五日迄延期し商議を繼續したが、大體協定成立し條文整理印刷等の關係で多少遲延し十一月三日正式調印を了した。此の契約に依り從來邦人が租借した漁區で罐詰工場の經營に關係のある優良漁區四十二箇所は十箇年の長期租借が出來ることになつた。（完）

## 邦人の露領漁業狀態

明治四十年日露漁業協約の締結によつて正常なる基礎の上に据えられた我露領漁業は翌四十一年條約發効後最初の出漁において既に租借漁區數百十九を占め、總漁獲高は鮭の四萬六千九百三十八石を筆頭に八萬七千九百六十五石に達したが、明治四十一年以來現在に至る二十一年間の邦人租借露領漁區を示せば左の如し。

### ◇邦人租借漁區數累年表

| 年次 | 漁區數 |
|---|---|
| 明治四十一年 | 一一九區 |
| 同　四十二年 | 一八三區 |
| 同　四十三年 | 一五七區 |
| 同　四十四年 | 一二四區 |
| 大正一年 | 一二五區 |
| 同　二年 | 一一〇區 |
| 同　三年 | 一一四區 |
| 同　四年 | 一〇三區 |
| 同　五年 | 一一八區 |
| 同　六年 | 一二四區 |
| 同　七年 | 一二五區 |
| 同　八年 | 一二四區 |
| 同　九年 | 一二五區 |
| 同　十年 | 一二八區 |
| 同　十一年 | 一二七區 |
| 同　十二年 | 一二六區 |
| 同　十三年 | 一二四區 |
| 同　十四年 | 一二五區 |
| 昭和一年 | 一二五區 |
| 同　二年 | 一二五區 |
| 同　三年 | 一二五區 |

注意——上表は名儀上の租借漁區であつて此中には不經營漁區が若干含まれてゐる。例へば明治四十一年には邦人租借漁區は百十九區であつたが實際に經營したものは百十七區であり、翌四十二年には名儀上租借漁區は百八十三區であつたが、實際經營漁區は百七十八であつた。

### ◇邦人實際經營漁區、經營者、從業員數累年比較

| 年次 | 經營漁區數 | 經營者數 | 全從業者數 |
|---|---|---|---|
| 明治四十一年 | 一一七區 | 五四人 | 三、五七〇人 |
| 同　四十二年 | | | |
| 同　四十三年 | | | |
| 同　四十四年 | | | |
| 大正一年 | | | |
| 同　二年 | | | |
| 同　三年 | | | |
| 同　四年 | | | |
| 同　五年 | | | |
| 同　六年 | | | |
| 同　七年 | | | |
| 同　八年 | | | |
| 同　九年 | | | |
| 同　十年 | | | |
| 同　十一年 | | | |
| 同　十二年 | | | |
| 同　十三年 | | | |
| 同　十四年 | | | |
| 昭和一年 | | | |
| 同　二年 | | | |
| 同　三年 | | | |

### ◇邦人鮭鱒鰊漁獲高累年表

| 年次 | 地方別 | 沿海區 | サハレン區 | オホツク區 | カムチヤツカ 西海岸 | カムチヤツカ 東海岸 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 明治四十一年 | | 四、八二〇石 | 四、四四八石 | 一、一三七石 | 六一、〇七七石 | 一八、〇三五石 | 八九、五一七石 |
| 同　四十二年 | | 九、八七〇 | 四、一二八 | 一、六七三 | 一一、八四九 | 三一、九二六 | 一六二、七二七 |
| 同　四十三年 | | 一三、〇〇九 | 六、一九八 | 一、二三七 | 一八、九三五 | 三七、二一一 | 二四〇、八一二 |
| 同　四十四年 | | 一八、九三五 | 四、七七九 | 一五、一五三 | 三一、四七四 | 五四、二五六 | 四〇六、五九七 |
| 大正一年 | | 一三、一三四 | 一、六一九 | 九、一三五 | 一五、一三三 | 四八、一四五 | 二二五、一六六 |
| 同　二年 | | 一〇、二三六 | 一、六九二 | 八、六〇八 | 二四九、〇九四 | 九六、七五四 | 三六六、八〇二 |
| 同　三年 | | 一一、〇八四 | 九五七 | 一六、七六七 | 三四八、九〇七 | 八一、七三二 | 一六、七三二 |
| 同　四年 | | 九五六八 | 二五九 | 一三、九三八 | 三一三、九二三 | 一一、七二一 | 一三、九三八 |
| 同　五年 | | 六、二六一 | 六七九 | 三二、五七八 | 四一五、三八〇 | 四八、一四五 | 三二、五七八 |
| 同　六年 | | 四、二一〇 | 二、五八五 | 二六、八八七 | 三六三、九七二 | 九六、七五四 | 二六、八八七 |
| 同　七年 | | 五、九三六 | 二、九二五 | 四〇、六〇三 | 三〇〇、二三八 | 六〇、九〇六 | 四〇、六〇三 |
| 同　八年 | | 六、八一六 | 二、一六九 | 四三、六四一 | 二九九、〇六〇 | 一一一、七四〇 | 四三、六四一 |
| 同　九年 | | 四、九一八 | 七、五〇四 | 四二、九八一 | 四二四、九八一 | 六八、二六三 | 二九、一六九 |
| 同　十年 | | 五、三九二 | ——— | 六三、二六七 | 三六七、六四〇 | 四一三、二三六 | 四三、六四一 |
| 同　十一年 | | 七、五二五 | ——— | 八六、六六〇 | 五〇九、三五四 | 七七、三四四 | 二九、一六九 |



同　四十二年　一七八　八七　三、七一四石
同　四十三年　一五二　八五　四、九三八
同　四十四年　二一四　一〇四　七、六一六
大正一年　二一三　九三　九、七五一
同　二年　二三一　九八　一〇、六七六
同　三年　二二六　九〇　一〇、〇三一
同　四年　二三〇　八五　一〇、七一七
同　五年　二〇一　七五　九、九二九

同　六年　二一三　六九　一〇、四五八
同　七年　二二四　六八　一〇、九〇六
同　八年　二四六　七七　一三、六〇〇
同　九年　二四六　八〇　一三、二六八
同　十年　二二四　七五　一二、五五六
同　十一年　二六四　九一　一六、八五二
同　十二年　二二九　八四　一七、〇七四
同　十三年　二一五　六六　一五、八一六

同　十四年　二二八　六四　二〇、三七九石
昭和一年　二四三　五五　一八、九一九
同　二年　二三二　六四　二〇、五五三
同　三年　二四五　四七　約二〇、一五〇

即ち右表の經營漁區數は、邦人租借名儀に拘らず不經營漁區を除いた實際經營漁區數である。

次に明治四十一年以後現在に至る極東露領主要魚族たる鮭鱒鰊漁獲高の地方別計數は左の如し。

| 年次 | 地方別 | 沿海區 | サハレン區 | オホツク區 | カムチヤツカ 西海岸 | カムチヤツカ 東海岸 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 明治四十一年 | | 四、八二〇石 | 四、四四八石 | 一、一三七石 | 六一、〇七七石 | 一八、〇三五石 | 八九、五一七石 |
| 同　四十二年 | | 九、八七〇 | 四、一二八 | 一、六七三 | 一一、八四九 | 三一、九二六 | 一六二、七二七 |
| 同　四十三年 | | 一三、〇〇九 | 六、一九八 | 一、二三七 | 一八、九三五 | 三七、二一一 | 二四〇、八一二 |
| 同　四十四年 | | 一八、九三五 | 四、七七九 | 一五、一五三 | 三一、四七四 | 五四、二五六 | 四〇六、五九七 |
| 大正一年 | | 一三、一三四 | 一、六一九 | 九、一三五 | 一五、一三三 | 四八、一四五 | 二二五、一六六 |
| 同　二年 | | 一〇、二三六 | 一、六九二 | 八、六〇八 | 二四九、〇九四 | 九六、七五四 | 三六六、八〇二 |
| 同　三年 | | 一一、〇八四 | 九五七 | 一六、七六七 | 三四八、九〇七 | 八一、七三二 | 一六、七三二 |
| 同　四年 | | 九五六八 | 二五九 | 一三、九三八 | 三一三、九二三 | 一一、七二一 | 一三、九三八 |
| 同　五年 | | 六、二六一 | 六七九 | 三二、五七八 | 四一五、三八〇 | 四八、一四五 | 三二、五七八 |
| 同　六年 | | 四、二一〇 | 二、五八五 | 二六、八八七 | 三六三、九七二 | 九六、七五四 | 二六、八八七 |
| 同　七年 | | 五、九三六 | 二、九二五 | 四〇、六〇三 | 三〇〇、二三八 | 六〇、九〇六 | 四〇、六〇三 |
| 同　八年 | | 六、八一六 | 二、一六九 | 四三、六四一 | 二九九、〇六〇 | 一一一、七四〇 | 四三、六四一 |
| 同　九年 | | 四、九一八 | 七、五〇四 | 四二、九八一 | 四二四、九八一 | 六八、二六三 | 二九、一六九 |
| 同　十年 | | 五、三九二 | ——— | 六三、二六七 | 三六七、六四〇 | 四一三、二三六 | 四三、六四一 |
| 同　十一年 | | 七、五二五 | ——— | 八六、六六〇 | 五〇九、三五四 | 七七、三四四 | 二九、一六九 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 同 | 十二年 | — | 五、五二四 | — |
| 同 | 十三年 | — | 五、七七四 | — |
| 同 | 十四年 | — | 八、六〇三 | — |
| 昭和 | 一年 | — | 六、七一〇 | 二、九一〇 |
| 同 | 二年 | — | 八、八四五 | 一、二八〇 |

以上の漁獲物は、鮮魚のまゝ冷凍船にて送り出されるものと、鹽漬されるものと、罐詰に製造されるものと三種あるが、近年罐詰工場の增設と共に罐詰に製造されるもの增加し、それは左の如く著しい趨勢を以て發展してゐる。

### ◇邦人鮭鱒罐詰製造高累年表

| | | |
|---|---|---|
| 明治四十一年 | — | — |
| 同 四十二年 | — | — |
| 同 四十三年 | 七〇〇函 | — |
| 同 四十四年 | 三、三〇〇函 | — |
| 大正元年 | 二三、一〇〇函 | — |
| 同 二年 | 七五、〇七四函 | — |
| 同 三年 | 七五、〇〇〇函 | — |
| 同 四年 | 一一九、七〇〇函 | — |
| 同 五年 | 二二二、三九〇函 | — |
| 同 六年 | 二七一、七六九函 | — |
| 同 七年 | 三八二、四八一函 | — |
| 同 八年 | 六六一、七三八函 | — |
| 同 九年 | 五三四、四九〇函 | — |
| 同 十年 | 七〇三、三九一函 | — |
| 同 十一年 | 七〇九、五五四函 | — |
| 同 十二年 | 六七二、七六〇函 | 四八、七八八 |
| 同 十三年 | 九〇六、六三六函 | 三一、一二一 |
| 同 十四年 | 七三九、一三二函 | 二三、三九二 |
| 昭和元年 | 一、二四四、七二五函 | 一七、八二五 |
| 同 二年 | 一、二二〇、九六九函 | 九、五〇一 |
| 同 三年（概算） | 一、四五〇、〇〇〇函 | 二四三、九三三 |

即ち最初七百函から出發して、昭和元年後は一百二十萬函以上の鮭鱒罐詰を製造するに至つた。

### ◇露領並に本邦蟹罐詰生産高比較

| 年次 | 地方別 | 露領 | 北千島 | 樺太 | 計 | 本邦 | 北見 | 利尻 | 計 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 大正十二年 | 函 | 四〇、七三九 | 一、三二九 | 一、七〇五 | 四三、九七三 | 八八、五四二 | 七、八五八 | 二、三七六 | 一〇、二〇一 | 五四、一七四 |
| 同 十三年 | 函 | 三七、五九八 | 七、〇八五 | 二、三五七 | 四七、九四〇 | 一〇、四二九 | 三、二五七 | 四、五三七 | 一八、〇〇五 | 六五、九四五 |
| 同 十四年 | 函 | 八八、五四二 | 七、八五八 | 三、二二三 | 九九、六〇三 | 一三、三五五 | 三、二二三 | 四、五三七 | 二一、一一五 | 一二〇、七一八 |
| 昭和元年 | 函 | 一一〇、五二四 | 八、四三二 | 二、九一七 | 一二一、三七三 | 一五、八六六 | 二、〇七三 | 七三二 | 一八、六七一 | 一三九、四四四 |
| 同 二年 | 函 | 一四九、五六八 | 八、三三七 | 二、九一七 | 一六〇、八二二 | 三一、七八八 | 三、三二六 | 一、六七三 | 三六、七八七 | 一九七、六〇九 |
| 同 二年 | 円 | 四〇、〇六六 | 二、三七九 | 八〇一 | 四三、四四六 | 八、四一四 | 八四一 | 二八一 | 九、四三九 | 五二、八八五 |
| 同 三年 | 函 | 一五二、六九五 | 八、四三七 | 二、九一七 | 一六三、〇五九 | 三一、七八八 | 三、三二六 | 一、六七三 | 三六、七八七 | 一九九、八四六 |
| 同 三年 | 円 | 四〇、七三九 | 二、三九一 | 八〇一 | 四四、一三一 | 八、四一四 | 八四一 | 二八一 | 九、四三九 | 五三、五七〇 |

そしてこれは今日我國内市場に於て、國民保健上の重要食糧品となつてゐるばかりでなく、隣邦支那を始め近く歐米市場に年々大部分を輸出され、我主要輸出品の一となつてゐるのである。

次に鮭鱒と並んで露領漁場に於ける我重要漁獲物となつてゐる蟹罐詰の製造額を、本邦内の他の地域に於けるそれと比較して示せば左の如し。

| 年次 | 地方別 | 露領 | 其他ノ陸上 | 工船 | 合計 | 本邦 | 陸上 | 合計 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 大正三年 | 函 | — | — | — | — | 一〇八、七五四 | — | 一〇八、七五四 | 一〇八、七五四 |
| 同 四年 | 函 | — | — | — | — | 六三、九六七 | — | 六三、九六七 | 六三、九六七 |
| 同 五年 | 函 | — | — | — | — | 一五六、〇六五 | — | 一五六、〇六五 | 一五六、〇六五 |
| 同 六年 | 函 | — | — | — | — | 一七四、五三九 | — | 一七四、五三九 | 一七四、五三九 |
| 同 七年 | 函 | — | — | — | — | 一三八、八一四 | — | 一三八、八一四 | 一三八、八一四 |
| 同 八年 | 函 | — | — | — | — | 八四、八七九 | — | 八四、八七九 | 八四、八七九 |
| 同 九年 | 函 | 四、八三九 | 二、七 | — | 四、八四九 | 七三、四一〇 | 七、八三六 | 八〇、三七九 | 八五、二七八 |
| 同 十年 | 函 | 二〇、三七九 | 七九 | 五一六 | 二〇、三七九 | 七九、五一六 | 二、三五二 | 一〇六、四三五 | 一二七、一八四 |
| 同 十一年 | 函 | 一六、三五二 | 四、〇三〇 | 一〇三、九一五 | 一二三、一〇九 | 一〇三、九一五 | 八、三三一 | 一一二、四四六 | 一三五、五九八 |
| 同 十二年 | 函 | 四〇、七二五 | 二、三五八 | 一〇六、四三五 | 一四九、八一八 | 一〇六、四三五 | 八、三三一 | 一一四、七六六 | 一六四、五八四 |
| 同 十三年 | 函 | 八、三四二 | 一、一六六 | 三、四二六 | 一三、九三四 | 三、四二六 | 一、一六六 | 四、五九二 | 一八、五二六 |
| 同 十四年 | 函 | 二一、六九二 | 二、九一九 | 一〇、四〇八 | 三四、五一九 | 一〇、四〇八 | 二、九一九 | 一三、三二七 | 四八、八四六 |
| 昭和元年 | 函 | 一八二、一〇六 | 二、九一九 | 一〇、四〇八 | 二〇一、〇三三 | 一〇、四〇八 | 二、九一九 | 一三、三二七 | 二一四、三六〇 |
| 同 二年 | 函 | 一五六、〇六五 | 一四、五三九 | 一七、四〇八 | 一八八、六一三 | 一七、四〇八 | 一四、五三九 | 三二、四四七 | 二二〇、六六〇 |
| 同 二年 | 円 | 一五六、〇六五 | 一四、五三九 | 一七、四〇八 | 一八八、六一三 | 一七、四〇八 | 一四、五三九 | 三二、四四七 | 二二〇、六六〇 |
| 同 三年 | 函 | 一五六、〇六五 | 一四、五三九 | 一七、四〇八 | 一八八、六一三 | 一七、四〇八 | 一四、五三九 | 三二、四四七 | 二二〇、六六〇 |
| 同 三年 | 円 | 一五六、〇六五 | 一四、五三九 | 一七、四〇八 | 一八八、六一三 | 一七、四〇八 | 一四、五三九 | 三二、四四七 | 二二〇、六六〇 |



即ち露領に於ける蟹罐詰生産高は、本邦領土内各地方に於ける生産合計額よりも遙かに超過してゐる。次に本邦蟹罐詰の輸出國別表を示せば左の如し。

### ◇本邦蟹罐詰輸出國別表

| 國名 | 大正十三年 | 同 十四年 | 昭和元年 | 昭和二年 |
|---|---|---|---|---|
| 合衆國 | 九八、一〇一函 | 一六五、八五六函 | 一八二、一〇六函 | 二一七、七五六函 |
| 布哇 | 一、七三四 | 四、六六五 | 二、九一九 | 六、二〇七 |
| 英國 | 二〇、三二六 | 三五、七一六 | 六九、七四五 | 一一二、一二五 |
| 濠洲 | 二、四八七 | 四、八五 | 九、三一三 | 一三、八二二 |
| 佛國 | 一、四三〇 | 一、一二九 | 一〇三 | 八一五 |
| カナダ | — | — | 一、六七三 | 三、二五〇 |
| 逸獨 | — | — | 四、五四四 | 四、三六一 |
| 抹丁 | — | — | 四、二五二 | 九、二四一 |
| 瑞典 | — | — | 三〇〇 | 一、五五二 |
| 其他 | 三、〇四七 | 六、一六六 | 三、四二六 | 一〇、三三四 |
| 合計 | 一二七、一二五 | 二一八、四一七 | 二七八、三八一 | 三八一、四六九 |
| 單價 | 三六円 | 四一円 | 四二円 | 三三円 |
| 金額 | 四、五七六、五〇〇 | 八、九五五、一〇七 | 一一、六九二、〇〇二 | 一二、五八八、四七七 |

次に露領陸上と勘察加公海に於ける蟹工船の蟹罐詰生産高とを比較して示せば左の如し。

### ◇蟹罐詰陸上工船比較表



| 年次 | 地方別 | 露領 | 其他ノ陸上 | 工船 | 合計 | 本邦 | 陸上 | 合計 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 大正三年 | 函 | — | — | — | — | 一〇八、七五四 | — | 一〇八、七五四 | 一〇八、七五四 |
| 同 四年 | 函 | — | — | — | — | 六三、九六七 | — | 六三、九六七 | 六三、九六七 |
| 同 五年 | 函 | — | — | — | — | 一五六、〇六五 | — | 一五六、〇六五 | 一五六、〇六五 |
| 同 六年 | 函 | — | — | — | — | 一七四、五三九 | — | 一七四、五三九 | 一七四、五三九 |
| 同 七年 | 函 | — | — | — | — | 一三八、八一四 | — | 一三八、八一四 | 一三八、八一四 |
| 同 八年 | 函 | — | — | — | — | 八四、八七九 | — | 八四、八七九 | 八四、八七九 |
| 同 九年 | 函 | 四、八三九 | 二、七 | — | 四、八四九 | 七三、四一〇 | 七、八三六 | 八〇、三七九 | 八五、二七八 |
| 同 十年 | 函 | 二〇、三七九 | 七九 | 五一六 | 二〇、三七九 | 七九、五一六 | 二、三五二 | 一〇六、四三五 | 一二七、一八四 |
| 同 十一年 | 函 | 一六、三五二 | 四、〇三〇 | 一〇三、九一五 | 一二三、一〇九 | 一〇三、九一五 | 八、三三一 | 一一二、四四六 | 一三五、五九八 |
| 同 十二年 | 函 | 四〇、七二五 | 二、三五八 | 一〇六、四三五 | 一四九、八一八 | 一〇六、四三五 | 八、三三一 | 一一四、七六六 | 一六四、五八四 |
| 同 十三年 | 函 | 八、三四二 | 一、一六六 | 三、四二六 | 一三、九三四 | 三、四二六 | 一、一六六 | 四、五九二 | 一八、五二六 |
| 同 十四年 | 函 | 二一、六九二 | 二、九一九 | 一〇、四〇八 | 三四、五一九 | 一〇、四〇八 | 二、九一九 | 一三、三二七 | 四八、八四六 |
| 昭和元年 | 函 | 一八二、一〇六 | 二、九一九 | 一〇、四〇八 | 二〇一、〇三三 | 一〇、四〇八 | 二、九一九 | 一三、三二七 | 二一四、三六〇 |
| 同 二年 | 函 | 一五六、〇六五 | 一四、五三九 | 一七、四〇八 | 一八八、六一三 | 一七、四〇八 | 一四、五三九 | 三二、四四七 | 二二〇、六六〇 |
| 同 二年 | 円 | 一五六、〇六五 | 一四、五三九 | 一七、四〇八 | 一八八、六一三 | 一七、四〇八 | 一四、五三九 | 三二、四四七 | 二二〇、六六〇 |
| 同 三年 | 函 | 一五六、〇六五 | 一四、五三九 | 一七、四〇八 | 一八八、六一三 | 一七、四〇八 | 一四、五三九 | 三二、四四七 | 二二〇、六六〇 |
| 同 三年 | 円 | 一五六、〇六五 | 一四、五三九 | 一七、四〇八 | 一八八、六一三 | 一七、四〇八 | 一四、五三九 | 三二、四四七 | 二二〇、六六〇 |

露領漁場に於ける本邦漁業の著しい發展はそれに相應した莫大な船腹を要求してゐるが、その船舶及總噸數の累年增加趨勢は左の如し。

### ◇露領租借漁區使用船舶數及總噸數

| 年次 | 漁區數 | 船舶隻數 | 噸數 |
|---|---|---|---|
| 明治四十一年 | 一一七 | 一八四 | — |
| 同 四十二年 | 一七八 | 二一〇 | 三二、一七二 |
| 同 四十三年 | 一五二 | 二七五 | 四三、九七九 |
| 同 四十四年 | 二一四 | 三六九 | 七八、八六三 |
| 大正一年 | 二一三 | 三六六 | 九五、〇七六 |
| 同 二年 | 二一三 | 三六〇 | 一〇九、〇六五 |
| 同 三年 | 二一六 | 三三〇 | 一〇四、〇四八 |
| 同 四年 | 二一三 | 三一五 | 一一七、〇〇五 |
| 同 五年 | 二一〇 | 三一七 | 一一三、一七三 |
| 同 六年 | 二一三 | 三五五 | 一二六、一四六 |
| 同 七年 | 二二四 | 三六六 | 一三二、五一二 |
| 同 八年 | 二一四 | 三三三 | 一一五、三五六 |
| 同 九年 | 二一四 | 三三六 | 一一六、〇八五 |
| 同 十年 | 二一二 | 三二八 | 一一四、七八八 |
| 同 十一年 | 二一二 | 三一九 | 一一九、四四二 |
| 同 十二年 | 二一二 | 三一〇 | 一一六、八〇七 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 同　十三年 | 二一五 | 三四八 | 三〇五、一九五 |
| 同　十四年 | 二二八 | 四二三 | 四〇四、八五五 |
| 昭和一年 | 二四三 | 四九八 | 五三八、七三六 |
| 同　二年 | 二三二 | 四一六 | 四七三、九二九 |
| 同　三年 | | | |

上表に明かなる如く明治四十二年には二百十艘、三萬二千噸位であつたが、今日では五百隻五千噸以上といふ著しい發展を跡づけてゐる。そしてこゝに書き洩らしがたいのは、以前には殆んど大部分帆船を使用されてゐたが今日では一變し千二百八十三噸に對し、汽船三百四十四隻、噸數四十五萬六千六百九十六噸を示すに至つた。之は帆船に對する汽船の優越から見て當然の歸結であると言はなければならぬ。

## 昭和三年邦人露領租借漁區表

### 鮭鱒鰊漁區ノ部

### 沿海區

（摘要——△鰊漁區を一般漁區に變更のもの、エ1は鑵詰工場一ライン、未は租借者名義變更未濟）

| 漁區番號 | 名稱 | 位置 | 借區者 | 借區料 | 漁獲制限高 |
|---|---|---|---|---|---|
| 三七ェ | ネリミンスキー第八 | 南　十一露里 | 山内大次郎 | 二、七六〇 | 二〇、〇〇〇布 |
| 三七グ | 同　第三 | 同　九露里 | 株式會社八木本店 | 四、一一二 | 一九、五〇〇 |
| △三七デ | 同　第四 | 同　四露里半 | 同　社 | 六、四〇〇 | 二四、四〇〇 |
| △三八 | 同　第一 | 同　二露里百五十露間 | 同　社 | 六、四〇〇 | 二四、四〇〇 |
| | **ネリマ河** | | | | |
| 三八ェ | ネリミンスキー第十一 | 東北　十九露里 | 内山大次郎 | 三、八五〇 | 一八、〇〇〇 |
| 三八デ | 同　第十 | 同　二十三露里 | 株式會社八木本店 | 二、七六〇 | 二〇、〇〇〇 |
| 三八ジュ | グロセウイチエフスキー | 阿部外也雄（山下敏夫） | | 三、〇二六 | 九、七六〇 |
| 三九エ | アドジエミンスキー第三 | 東北　四露里半 | 八島八郎 | 五、一八七 | 二〇、〇〇〇 |
| 三九エル | アドジエミンスキー第四 | 北　六露里半 | 八島八郎 | 三、七九六 | 一八、〇〇〇 |
| | ネリマ河口 | ネリマ河口 | 同 | | |
| | 同 | 同 | 同 | | |
| | グロセウイチ岬 | 南二十五露里八十露間 | | | |
| | アドジエミ河口 | 東北　四露里半 | 八島八郎 | | |
| | アドジエミ河口 | 北　六露里半 | 八島八郎 | | |

| 漁區番號 | 名稱 | 位置 | 借區者 | 借區料 | 漁獲制限高 |
|---|---|---|---|---|---|
| 四一ベ | インノケンチエフスキー第三 | 同　四露里 | 八島八郎 | 二、三九二留 | 一二、〇〇〇布 |
| 四三 | グイドジュイキー第二 | 南　四露里 | 同　人 | 二、九五六 | 一二、〇〇〇 |
| 四六ァ | マパチンスキー第四 | 北　一露里 | 同　人 | 一、〇一〇 | 四、五〇〇 |
| 五七ァ | グクダマンスキー | 同　二露里 | 同　人 | 一、六五六 | 六、〇〇〇 |
| | 計十三區漁區（此外露人二漁區） | | | 四六、九一五 | 二一四、五六〇 |
| | **薩哈嗹區** | | | | |
| | ブツチ河口 | アヌウチン海峽砂觜 | 東岸ニ沿ヒ | 二、五〇〇 | 七、三二〇 |
| | グイドジュ岬 | 同 | 南四露里九露間 | 二、三九八 | 六、〇〇〇 |
| | マパチ岬 | 同 | 東　十露里 | 一、九三八 | 六、〇〇〇 |
| | ナウシュク岬 | 同 | 十四露里 | 一、八八六 | 六、〇〇〇 |
| | | 同 | 十八露里 | 八、七二二 | 二五、三二〇 |
| 七三 | フエドチエフスキー | 同 | 土門啓助 | 二、五〇〇 | 七、三二〇 |
| 七五 | アヌウチンスキー第二 | 同 | 工藤良吉 | 二、三九八 | 六、〇〇〇 |
| 七七 | 同　第四 | 同 | 長谷川藤三郎 | 一、九三八 | 六、〇〇〇 |
| 七九 | 同　第六 | 同 | 人 | 一、八八六 | 六、〇〇〇 |
| | 計四漁區 | | | 八、七二二 | 二五、三二〇 |
| | **オホトスキー區** | | | | |
| | **ギユンチ河** | | | | |
| 九二ァ | ウリインスキー第十 | ウリヤ河口 | 西南　七露里半 | 狹布宗太郎 | 一、三二三 | 六、五〇〇 |
| | **ウリヤ河** | | | | |
| 九六 | ウリインスキー第五 | ウリヤ新河口 | 東北　四露里半 | 宮川幸太郎 | 四、九六〇 | 二六、〇〇〇 |
| 九七 | 同　第六 | 同 | 六露里半 | 日魯漁業株式會社 | 一、五二二 | 一六、〇〇〇 |
| 九七ァ | 同　第七 | 同 | 八露里半 | 同　社 | 四、六二九 | 二二、〇〇〇 |
| 九七ベ | 同　第八 | 同 | 十露里半 | 宮川幸太郎 | 二、〇五一 | 一六、〇〇〇 |
| 九七ウェ | 同　第九 | 同 | 十二露里半 | 日魯漁業株式會社 | 四、六二九 | 二二、〇〇〇 |
| 九二ジュ | ウリインスキー | 同 | 十四露里半 | 同　社 | 一、四五五 | 一六、〇〇〇 |
| 九七デ | 同　第十二 | 同 | 十六露里半 | 田中仙太郎 | 一、五八七 | 一三、〇〇〇 |

| 漁區番號 | 名稱 | 位置 | 借區者 | 借區料 | 漁獲制限高 |
|---|---|---|---|---|---|
| 九七ゲ | ウリインスキー第十一 | 東北 十八露里半 | 畠山合名會社 | 二、〇五一留 | 一三、〇〇〇布度 |
| 同 | 同 第十三 | 同 二十露里半 | 田中仙太郎 | 九、二五八 | 四二、〇〇〇 |
| 九七オ | 同 第二十三 | 同 二十二露里半 | 日魯漁業株式會社 | 三、三〇七 | 一六、〇〇〇 |
| 九七カ | 同 第二十四 | 東北二十四露里半 西南二露里 | 同 | 六、三四八 | 一六、〇〇〇 |
| | **西マレカン河** | | | | |
| 九七ジュ | ウリインスキー第十五 | 東北 二露里 | 日魯漁業株式會社 | 五、一五八 | 二六、〇〇〇 |
| 九七セ | 同 第十六 | 同 四露里 | 同社 | 三、五七一 | 一九、五〇〇 |
| 九七イ | 同 第十七 | 同 六露里 | 同社 | 一、五八七 | 一三、〇〇〇 |
| 九八カ | ウラクスキー | 西南 二十五露里 | 堤 清一郎（日魯漁業社） | 二、三八一 | 一三、〇〇〇 |
| 九八セ | 同 第十 | 同 二十三露里 | 同社 | 六、二一六 | 三三、五〇〇 |
| 九八イ | 同 第十一 | 同 二十一露里 | 同社 | 六、八七七 | 三三、五〇〇 |
| | **ホモト河** | | | | |
| 九八ジュ | ウラクスキー第九 | 西 十八露里 | 日魯漁業株式會社 | 六、〇八四 | 三二、〇〇〇 |
| 九八エ | 同 第八 | 同 十五露里半 | 同社 | 一〇、九七七 | 五七、〇〇〇 |
| 九八ウエ | 同 第五 | 同 六露里半 | 日魯漁業株式會社 | 二、九一〇 | 二六、〇〇〇 |
| 九八ペ | 同 第四 | 同 四露里半 | 同社 | 二、六四五 | 一九、五〇〇 |
| | **オホタ河** | | | | |
| | **クフトイ河** | | | | |
| 一〇五 | ホホトスキー第六 | 東北 六露里 | 日魯漁業株式會社 | 一五、八七〇 | 七二、〇〇〇 |
| 一〇五ア | 同 第八 | 同 八露里 | 同社 | 三、九六八 | 二〇、〇〇〇 |
| | **マレカン河** | | | | |
| | **ウリペヤ河** | | | | |



| 漁區番號 | 名稱 | 位置 | 借區者 | 借區料 | 漁獲制限高 |
|---|---|---|---|---|---|
| 一〇五オ | ウリペインスキー第十一 | 西 二十四露里 | 保坂慶藏 | 二、〇五一留 | 一七、〇〇〇寸度 |
| 一〇五カ | 同 第七 | 同 十四露里半 | 坂本作平 | 五、五五五 | 三〇、〇〇〇 |
| | **イニヤ河** | | | | |
| 一一二カ | モトイクレイスキー | 北 一露里 | 野口一三郎 | 二、七五〇 | 一〇、三二〇 |
| 一一二ア | 同 第一 | 同 五露里 | 同人 | 二、三三七 | 一〇、〇〇〇 |
| 一一二ペ | 同 第二 | 同 七露里 | 同人 | 一、七二〇 | 七、〇〇〇 |
| 一一二ウエ | 同 第三 | 同 九露里 | 同人 | 一、七二〇 | 七、〇〇〇 |
| | **タウイ河** | | | | |
| | **ヤーナ河** | | | | |
| 一〇九ゲ | ヤンスキー第二 | 東 四露里半 | 野口一三郎 | 二、七六〇 | 九、七一〇 |
| 一〇九イ | 同 第七 | 同 十四露里半 | 西脇喜四郎 | 二、一一六 | 一三、〇〇〇 |
| | **アルマン河** | | | | |
| | **オーラ河** | | | | |
| 計三十二漁區（此外露人十漁區） | | | | 一三二、二七三 | 六九八、〇三〇 |
| | **ギジギンスキー區** | | | | |
| 一一三ヤ | ギジギンスキー | 西南 二十四露里 | 荻布宗太郎 | 一、三二三 | 九、〇〇〇 |
| エ1一一九 | パランスキー第五 | 北 二露里 | 株式會社松田商會 | 三、三〇七 | 二〇、〇〇〇 |
| | **カフタナ河** | | | | |
| | **ワヤンポルカ河** | | | | |
| | **チギリ河** | | | | |

| 漁區番號 | 名稱 | 位置 | 借區者 | 借區料 | 漁獲制限高 |
|---|---|---|---|---|---|
| 一三〇ア | チギリスキー第四 | 西南 六露里 | 日魯漁業株式會社 | 三、三〇七 布 | 一七、〇〇〇 布度 |
| 同 | 第九 | 同 十二露里 | 同 | 二、六四五 | 一六、〇〇〇 |
| 一三〇ヲ | 計四漁區（此外露人一漁區） | | 社 | 一〇、五八二 | 六二、〇〇〇 |

## イチンスキー區

### ウトコロカ河

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 一三〇ヵカ | ウトコロフスキー第一 | 南 八露里 | 長谷川 藤三郎 | 四、三五二 | 一六、五〇〇 |

### モローシエチナヤ河

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 一三五エム | ソーボチヌイ第十五 | 北 四十四露里 七露里半 | 日魯漁業株式會社 同 | 二、六四五 三、三九五 | 一三、〇〇〇 二〇、〇〇〇 |
| エ1 一三五エ | 同 第九 | | | | |

### ソーボチナヤ河

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 一三七 | ソーボチヌイ第二 | 南 四露里半 | 樺太漁業株式會社 | 三、七三四 | 二五、〇〇〇 |
| 一三五ジュ | 同 第十 | 同 六露里四百五十露間 | 本川藤三郎 | 三、九六八 | 二二、〇〇〇 |
| 一三七セ | 同 第十一 | 同 十露里 | 小杉正二 | 三、八三六 | 二一、〇〇〇 |
| 一三七デ | イーチンスキー第二十 | 北 十七露里 | 同 人 | 三、〇〇〇 | 八、一〇〇 |
| 一三七ゲ | 同 第十七 | 同 十一露里半 | 梶榮次郎 | 二、三五二 | 一五、〇〇〇 |
| 一三七ア | 同 第十二 | 同 九露里 | 同 人 | 二、九四四 | 一八、〇〇〇 |
| 一三七エ | 同 第二十一 | 同 七露里 | 西出商事株式會社 | 四、七六一 | 二四、〇〇〇 |
| 一三九 | 同 第二 | 同 四露里四百五十露間 | 島本外次郎 | 三、六九八 | 二一、〇〇〇 |

### イーチヤ河

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 一四四 | イーチンスキー第七 | 南 五露里三百露間 | 八島八郎 | 六、七八五 | 三八、〇〇〇 |
| 一四六 | 同 第九 | 同 九露里四百十八露間 | 田代三吉 | 五、八〇五 | 二一、〇〇〇 |



| 漁區番號 | 名稱 | 位置 | 借區者 | 借區料 | 漁獲制限高 |
|---|---|---|---|---|---|
| 一四八ウエ | 同 第十五 | 同 二十四露里百九十五露間 | 森正太郎 | 四、二二七 布 | 二六、〇〇〇 布度 |
| 一四八セ | 同 第十九 | 同 二十六露里三百五十露間 | 濱田庄平 | 五、二三二 | 二五、〇〇〇 |
| 一四八ダ | オプルコウインスキー第九 | 北 十六露里二百二十露間 | 藤木治郎平 | 四、六五二 | 二四、〇〇〇 |
| 一四八イ | 同 第十四 | 同 十四露里百八十八露間 | 荻布宗太郎 | 二、四〇〇 | 一六、六四〇 |
| 一四八デ | 同 第十 | 同 十二露里六十六露間 | 水橋商事株式會社 | 二、六四五 | 一四、〇〇〇 |
| 一四八エ | 同 第十一 | 同 九露里百九十五露間 | 濱田庄平 | 三、六四五 | 二二、〇〇〇 |
| 一四九ア | 同 第八 | 同 七露里百三十五露間 | 八島八郎 | 三、二四一 | 一八、〇〇〇 |
| 一四九 | 同 第一 | 同 四露里三百八十七露間 | 高橋喜六 | 三、一四五 | 二〇、〇〇〇 |
| 一五〇 | 同 第二 | 同 二露里三百八十七露間 | 藤木治郎平 | 三、二四一 | 一八、〇〇〇 |

### オプルコウイナ河

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 一五三 | オプルコウインスキー第五 | 南 四露里三百八十露間 | 小杉正二 | 三、三九五 | 二一、〇〇〇 |
| 一五五 | 同 第七 | 同 十露里百九十五露間 | 小杉正二 | 二、七四九 | 一六、〇〇〇 |
| 一五五ア | 同 第十二 | 同 十二露里二百五十五露間 | 汐海昌 | 三、七六三 | 一九、〇〇〇 |
| 一五五デ | クルトゴロフスキー第八 | 北 八露里百六十露間 | 水橋商事株式會社 | 三、四九九 | 一九、〇〇〇 |
| 一五五ダ | 同 第九 | 同 六露里百五十露間 | 荻布宗太郎 | 三、七四九 | 二四、〇〇〇 |
| 一五六 | 同 第一 | 同 四露里百五十露間 | 同 人 | 四、七四一 | 二四、〇〇〇 |

### クルトゴロワ河

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 一五九 | クルトゴロフスキー第四 | 南 四露里半 | 株式會社林兼商店 | 一〇、八六三 | 四五、〇〇〇 |
| エ2 一六〇 | 同 第五 | 同 六露里半 | 同 店 | 七、四九一 | 三九、五〇〇 |
| 六一一 | 同 第十 | 北 十八露里半 | 荻布宗太郎 | 八、一〇〇 | 三三、五〇〇 |
| 一六一ウエ | コルパコフスキー第十五 | 同 十六露里半 | 同 人 | 四、八九〇 | 二六、〇〇〇 |
| 一六一ア | 同 第十一 | 同 十四露里半 | 日魯漁業株式會社 | 四、五五七 | 二七、五〇〇 |
| 一六一ヲ | 同 十六 | 同 十二露里半 | 同 社 | 四、八二一 | 二七、五〇〇 |
| 一六一ダ | コルパコフスキー第十七 | 北 十露里半 | 日魯漁業株式會社 | 三、六三一 | 二四、〇〇〇 |

| 漁區番號 | 名稱 | 位 | 置 | 借區者 | 借區料 | 漁獲制限高 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| エ2 一六二デ | 同 第一 | 同 | 同 八露里半 | 同 社 | 七、九三五留 | 四五、〇〇〇布度 |
| 一六三 | 同 第二 | 同 | 同 六露里半 | 同 社 | 七、〇七五 | 三五、〇〇〇 |
| | **コルパコワ河** | | | | | |
| 一六七ア | コルパコフスキー | コルパコワ舊河口 | 南 四露里半 | 日魯漁業株式會社 | 一〇、八六四 | 四三、〇〇〇 |
| エ2 一六七 | 同 第六 | 同 | 同 六露里半 | 同 社 | 七、〇一〇 | 四二、〇〇〇 |
| 一六八 | 同 第七 | 同 | 同 八露里半 | 同 社 | 五、八三〇 | 二九、〇〇〇 |
| 一六九 | 同 第八 | 同 | 同 十露里半 | 同 社 | 五、一一五 | 二八、〇〇〇 |
| 一七〇 | 同 第九 | 同 | 同 十二露里半 | 佐渡傳二 | 四、六九二 | 二一、〇〇〇 |
| 一七一エ | 同 十三 | 同 | 南 十四露里半 | 同 人 | 三、〇四二 | 二一、〇〇〇 |
| 一七一ジユ | ブリユムキンスキー第二 | 新河口二露里以上 ブリユムキナ河口 | 北 四露里 | 日魯漁業株式會社 | 四、二三二 | 三五、〇〇〇 |
| | **ブリユムキナ河** | | | | | |
| | 計四十四漁區(此外露人六漁區) | | | | 二〇五、六七七 | 一、〇九〇、二四〇 |
| | **西堪察加區** | | | | | |
| 一七一イ | ブリユムキンスキー第四 | ブリユムキナ河口 | 南 四露里半 | 八島八郎 | 七、四五二 | 四三、五〇〇 |
| 一七一カ | 同 第五 | 同 | 同 六露里半 | 日魯漁業株式會社 | 六、五四〇 | 三九、〇〇〇 |
| 一七一エリ | ウオロフスコイ第十二 | ウオロフスカヤ河口 | 北 三十六露里半 | 同 社 | 六、九三七 | 三九、〇〇〇 |
| 一七一エム | 同 第十三 | 同 | 同 三十四露里半 | 同 社 | 七、二〇二 | 三九、〇〇〇 |
| 一七一エヌ | 同 第十四 | 同 | 同 三十二露里半 | 同 社 | 六、六七三 | 三九、〇〇〇 |
| エ2 一七一オ | 同 第十五 | 同 | 同 三十露里半 | 同 社 | 一五、七三六 | 三九、〇〇〇 |
| 一七一ベ | 同 第十六 | 同 | 同 二十八露里半 | 同 社 | 一〇、五八〇 | 五三、〇〇〇 |
| 一七一エル | 同 第十七 | 同 | 同 二十六露里半 | 同 社 | 六、一四四 | 三九、〇〇〇 |
| 一七一エス | 同 第十八 | 同 | 同 二十四露里半 | 同 社 | 四、九五三 | 三九、〇〇〇 |

| 漁區番號 | 名稱 | 位 | 置 | 借區者 | 借區料 | 漁獲制限高 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 一七一テ | 同 第十九 | 同 | 同 二十二露里半 | 同 社 | 八、九五五留 | 三九、〇〇〇布度 |
| 一七一ア | 同 第七 | 同 | 同 二十露里半 | 同 社 | 八、二八三 | 四五、五〇〇 |
| 一七一ベ | 同 第八 | 同 | 同 十八露里半 | 同 社 | 八、八八九 | 四四、〇〇〇 |
| エ2 一七一テ | 同 第十一 | 同 | 北 十二露里半 | 同 社 | 一三、〇九三 | 七六、〇〇〇 |
| 一七二 | 同 第一 | 同 | 同 十露里半 | 同 社 | 九、九一九 | 五六、〇〇〇 |
| 一七三 | 同 第二 | 同 | 同 八露里半 | 同 社 | 一〇、三八三 | 五六、〇〇〇 |
| 一七四 | 同 第三 | 同 | 同 六露里半 | 同 社 | 九、〇六〇 | 五三、〇〇〇 |
| | **ウオロフスカヤ河** | | | | | |
| | **テジマアチ河** | | | | | |
| 一七八 | テジマアチスキー第一 | テジマアチ河口 | 南 二露里半 | 日魯漁業株式會社 | 八、五六四 | 五〇、〇〇〇 |
| 一七九 | 同 第二 | 同 | 同 四露里半 | 西出商事株式會社 | 一一、八〇一 | 六〇、〇〇〇 |
| 一七九ア | 同 第三 | 同 | 同 六露里半 | 同 社 | 九、四九七 | 五〇、〇〇〇 |
| 一七九ベ | 同 第四 | 同 | 同 八露里半 | 同 社 | 八。九三一 | 五二、〇〇〇 |
| 一七九ウエ | 同 第五 | 同 | 同 十露里半 | 日魯漁業株式會社 | 八、三六五 | 五〇、〇〇〇 |
| エ2 一七九テ | ケフチンスキー第二 | ケフタ河口 | 北 五露里二百露間 | 同 社 | 八、八六七 | 五〇、〇〇〇 |
| 一七九カ | 同 | 同 | 同 三露里 | 西出商事株式會社 | 一〇、〇九五 | 五〇、〇〇〇 |
| | **ケフタ河** | | | | | |
| 一七九エ | ケフチンスキー第三 | ケフタ河口 | 南 二露里半 | 石丸好助 | 一〇、八〇〇 | 六〇、〇〇〇 |
| 一七九ゼ | コーリスキー第四 | コーリ河口 | 北 六露里半 | 同 人 | 一〇、〇二六 | 五四、〇〇〇 |
| | **コーリ河** | | | | | |
| 一八二ア | コーリスキイ第五 | コーリ河口 | 南 六露里半 | 日魯漁業株式會社 | 九、〇八三 | 五〇、〇〇〇 |
| エ3 一八二ベ | プイムプチンスキー第五 | プイムプタ河口 | 北 四露里半 | 同 社 | 八、九六〇 | 五〇、〇〇〇 |
| 一八三 | 同 第一 | 同 | 同 二露里半 | 同 社 | 一一、七二二 | 五〇、〇〇〇 |

| 漁區番號 | 名稱 | 位 | 置 | 借區者 | 借區料 | 漁獲制限高 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | **プイムプタ河** | | | | | |
| 一八三ア | プイムプチンスキー第四 | 南 | 二露里半 | 日魯漁業株式會社 | 九、八七〇個 | 五〇、〇〇〇布度 |
| 一八四 | 同　第二 | 同 | 四露里半 | 同　社 | 九、九〇一 | 五〇、〇〇〇 |
| 一八五 | 同　第三 | 同 | 六露里半 | 同　社 | 一〇、八三〇 | 五〇、〇〇〇 |
| 一八五ア | 同　第六 | 同 | 八露里半 | 田代三吉 | 一二、〇〇〇 | 五〇、五〇〇 |
| | **ムイソワヤ河** | | | | | |
| 一八六 | ムイソウオイ | 南 | 二露里半 | 坂本作平 | 九、一三三 | 四五、〇〇〇 |
| 一八六ウエ | 同　第一 | 同 | 四露里半 | 日魯漁業株式會社 | 九、四〇七 | 五〇、〇〇〇 |
| 一八六ベ | クイクチンスキー第五 | 北 | 六露里半 | 同　社 | 一三、二二五 | 八〇、〇〇〇 |
| | **クイクチク河** | | | | | |
| 一九〇 | ムヒンスキー第一 | 北 | 二露里半 | 西出商事株式會社 | 一一、六八五 | 六〇、〇〇〇 |
| | **ムヒナ河** | | | | | |
| 一九一 | ムヒンスキー第二 | 南 | 二露里半 | 日魯漁業株式會社 | 八、一三四 | 四一、〇〇〇 |
| 一九二 | 同　第三 | 同 | 四露里半 | 齋藤定五郎 | 七、三九四 | 四〇、〇〇〇 |
| エ3一九三 | ウトキシスキー第一 | 北 | 六露里半 | 日魯漁業株式會社 | 七、七〇五 | 四五、〇〇〇 |
| 一九四 | 同　第二 | 同 | 四露里半 | 同　社 | 八、〇六八 | 四一、〇〇〇 |
| 一九五 | 同　第三 | 同 | 二露里半 | 同　社 | 一七、二五〇 | 四〇、〇〇〇 |
| | **ウトカ河** | | | | | |
| 一九五ア | ウトキンスキー第四 | 南 | 二露里半 | 田代三吉 | 七、七九〇 | 四四、〇〇〇 |
| 一九五ベ | 同　第五 | 同 | 四露里半 | 同　人 | 八、九六八 | 五〇、〇〇〇 |





| 漁區番號 | 名稱 | 位 | 置 | 借區者 | 借區料 | 漁獲制限高 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 一九五ウエ | ウトキンスキー第六 | 南 | 六露里半 | 日魯漁業株式會社 | 八、三一四箇 | 四一、〇〇〇布度 |
| 一九六ア | ミトギンスキー第四 | 北 | 九露里半 | 田代三吉 | 六、九四四 | 三七、五〇〇 |
| 一九六 | 同　第一 | 同 | 六露里半 | 荻布宗太郎 | 六、七〇〇 | 三〇、三〇〇 |
| | **ミトガ河** | | | | | |
| 一九八ア | ミトギンスキー | 南 | 四露里 | 日魯漁業株式會社 | 五、八五〇 | 三三、〇〇〇 |
| 一九八デ | ボリシエレツキー第二十五 | 北 | 二十六露里半 | 同　社 | 一〇、七八〇 | 三六、〇〇〇 |
| 一九八エ | 同　第二十七 | 同 | 二十四露里 | 本川藤三郎 | 一一、五六〇 | 五九、〇〇〇 |
| 一九八ベ | 同　第十九 | 同 | 二十二露里 | 日魯漁業株式會社 | 一一、八三八 | 四四、〇〇〇 |
| 一九八ウエ | 同　第二十 | 同 | 二十露里 | 同　社 | 二一、九〇三 | 六七、五〇〇 |
| 一九八ゲ | 同　第二十一 | 同 | 十八露里 | 同　社 | 一六、一三五 | 九〇、〇〇〇 |
| 二〇〇 | 同　第二 | 同 | 十四露里 | 同　社 | 二七、七三 | 一五〇、〇〇〇 |
| エ3二〇一 | 同　第三 | 同 | 十二露里 | 同　社 | 二三、八〇五 | 一五〇、〇〇〇 |
| 二〇二 | 同　第四 | 同 | 十露里 | 同　社 | 二三、八〇五 | 一七〇、〇〇〇 |
| | **ボリシヤヤ河** | | | | | |
| エ2二〇七 | ボリシエレツキー第九 | 南 | 六露里 | 坂本作平 | 一二、二五〇 | 四七、三三〇 |
| 二〇八 | 同　第十 | 同 | 八露里 | 同　人 | 八、六一三 | 五三、〇〇〇 |
| エ2二〇九 | 同　第十一 | 同 | 十露里 | 日魯漁業株式會社 | 九、二五八 | 六〇、〇〇〇 |
| 二一二 | 同　第十四 | 同 | 十六露里 | 同　社 | 七、二〇二 | 三九、〇〇〇 |
| 二一五 | 同　第十七 | 同 | 二十二露里 | 同　社 | 七、〇二六 | 三六、〇〇〇 |
| 二一六 | 同　第十八 | 同 | 二十四露里 | 森正太郎 | 七、六八九 | 四〇、〇〇〇 |
| エ2二一六ウエ | 同　第二十二 | 同 | 二十六露里 | 日魯漁業株式會社 | 五、二九〇 | 三四、〇〇〇 |
| 二一六ゲ | 同　第二十三 | 同 | 二十八露里 | 同　社 | 四、四九七 | 三二、〇〇〇 |
| エ1二一六ヂ | 同　第二十四 | 同 | 三十露里 | 畠山合名會社 | 七、〇五七 | 三九、〇〇〇 |
| 二一六カ | 同　第二十六 | 同 | 三十二露里 | 日魯漁業株式會社 | 七、〇六四 | 三六、〇〇〇 |
| 二一六エム | 同　第二十八 | 同 | 三十四露里 | 同　社 | 九、〇二〇 | 四二、〇〇〇 |

| 漁區番號 | 名稱 | 位 | 置 | 借區者 | 借區料 | 漁獲制限高 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 二一一六エヌ | オパリンスキー第十三 | 同 | 北 | 坂本作平 | 七三七宿 | 三五、〇〇〇布度 |
| 二一一六エリ | 同　第十二 | 同 | 同 | 日魯漁業株式會社 | 九、二五八 | 四二、〇〇〇 |
| 二一一六エ | 同　第八 | 同 | 同 | 同 | 八、六八五 | 四〇、〇〇〇 |
| 二一一六ジエ | 同　第九 | 同 | 同 | 同 | 七、四五三 | 三五、〇〇〇 |
| 二一一六ゼ | 同　第十 | 同 | 同 | 同 | 五、三三六 | 二六、〇〇〇 |
| エ4 二一一六イ | 同　第十一 | 同 | 同 | 同 | 六、六一三 | 四二、〇〇〇 |
| 二一一六ア | 同　第五 | 同 | 同 | 同 | 四、五七一 | 二四、〇〇〇 |
| 二一一六ベ | 同　第六 | 同 | 同 | 同 | 四、八三六 | 二四、〇〇〇 |
| 二一一七ア | 同　第三 | 同 | 同 | 同 | 三、九三八 | 二〇、〇〇〇 |
| 二一一七ベ | 同　第四 | 同 | 同 | 同 | 三、七〇三 | 二〇、〇〇〇 |
| 二一一七 | 同　第一 | 同 | 同 | 同 | 四、九六〇 | 三四、〇〇〇 |
| | **オパラ河** | | | | | |
| | **ゴルイギナ河** | | | | | |
| 二一一八ウエ | ゴルイギンスキー第一 | ゴルイギナ河口 | 南 | 日魯漁業株式會社 | 二四、四六七 | 一三五、〇〇〇 |
| エ3 二一一九ア | コシエゴチンスキー第三 | コシエゴチェク河口 | 北 | 同 | 九、一二六 | 六〇、〇〇〇 |
| 二一一九 | 同　第一 | 同 | 同 | 同 | 一〇、五一五 | 六三、〇〇〇 |
| | **コシエゴチェク河** | | | | | |
| 二一二〇 | コシエゴチンスキー第二 | コシエゴチェク河口 | 南 | 日魯漁業株式會社 | 一四、八三五 | 六〇、〇〇〇 |
| エ3 二一二〇ア | 同　第四 | 同 | 同 | 同 | 六、四八一 | 六〇、〇〇〇 |
| 二一二四 | ヤウインスキー第四 | ヤウイナ河口 | 北 | 同 | 一七、八五四 | 八一、〇〇〇 |
| エ3 二一二五 | 同　第五 | 同 | 同 | 同 | 二一、二九三 | 一〇八、〇〇〇 |
| 二一二六 | 同　第六 | 同 | 同 | 同 | 九、三九〇 | 四二、〇〇〇 |
| | **ヤウイナ河** | | | | | |

| 漁區番號 | 名稱 | 位 | 置 | 借區者 | 借區料 | 漁獲制限高 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 二一二六ア | ヤウインスキー第七 | ヤウイナ河口 | 南 | 日魯漁業株式會社 | 一〇、八四五宿 | 四九、〇〇〇布度 |
| 二一二六ベ | 同　第八 | 同 | 同 | 同 | 一〇、九七七 | 四九、〇〇〇 |
| 二一二九 | オゼルノイ第三 | オゼルナヤ河口 | 北 | 同 | 二三、八〇五 | 一〇八、〇〇〇 |
| エ6 二一三〇 | 同　第四 | 同 | 同 | 同 | 一三、三五八 | 六〇、〇〇〇 |
| △ 二一三一 | 同　第五 | 同 | 同 | 同 | 一三、〇九三 | 六六、〇〇〇 |
| | **オゼルナヤ河** | | | | | |
| | 計九十漁區（此外露人十六漁區） | | | | 九二、七三四、七五五、一三〇 | |
| | **東堪察加區** | | | | | |
| 二四一ジュ | カムチヤトスキー第二十一 | カムチヤトカ河口 | 西南 | 日魯漁業株式會社 | 四、六一二 | 一七、〇〇〇 |
| エ6 二四一ギ | 工場用借區 | 同 | 同 | 同 | 一三、八八七 | 六六、〇〇〇 |
| 二四一エ | カムチヤトスキー第十九 | 同 | 同 | 同 | 一〇、九七七 | 六六、〇〇〇 |
| 二四一ア | 同　第十二 | 同 | 同 | 同 | 一二、二三四 | 六六、〇〇〇 |
| 二四一ベ | 同　第五 | 同 | 同 | 同 | 一、三二三 | 五五、〇〇〇 |
| 二四一ウエ | 同　第六 | 同 | 同 | 同 | 一九、八三八 | 九九、〇〇〇 |
| 二四一ゲ | 同　第七 | 同 | 同 | 同 | 五〇、六〇〇 | 八二、三五〇 |
| 二四二 | 同　第八 | 同 | 同 | 同 | 三七、〇三〇 | 一九〇、〇〇〇 |
| △ 二四二ア | 同　第一 | 同 | 同 | 同 | 三九、八四六 | 六一、六一〇 |
| エ4 | カムチヤトスキー工場用借區 | 同 | 同 | 同 | | |
| | **カムチヤトカ河** | | | | | |
| エ4 二四五ウミ | カムチヤトスキー第十一 | カムチヤトカ河口 | 東北 | 日魯漁業株式會社 | 二二、四八三 | 一一〇、〇〇〇 |
| 二四五ゲ | 同　第十二 | 同 | 同 | 同 | 三一、八七三 | 一六五、〇〇〇 |

漁業關係

| 漁區番號 | 名稱 | 位置 | 借區者 | 借區料 | 漁獲制限高 |
|---|---|---|---|---|---|
| 二四五エ | カムヤトスキー第十三 | 八露里半 | 日魯漁業株式會社 | 一一、六〇〇 | 二一、二〇〇 |
| 二四五シュ | 同　第十四 | 十露里 | 同　社 | 六、八〇〇 | 六、一〇〇 |
| 二四五セ | 同　第十五 | 十二露里 | 同　社 | 四、五〇〇 | 六、一〇〇 |
| | 計十四漁區（此外露人十漁區） | | | 二六七、四〇三 | 一、〇〇二、三六〇 |

## カラギンスキー區

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 二五七エリ | ナチキンスキー第五 | 六露里半 | 濱田庄平 | 三、三〇七 | 一七五〇 |
| 二五七ヂ | 同 | 十露里 | 同　人 | 四、六三〇 | 二二、〇〇〇 |

### マロワヤム河

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 二五七ベ | ウキンスキー第十 | 東南 | 小熊幸治郎 | 一、〇〇〇 | 五、四九〇 |
| 二五八ア | 同　第十二 | 八露里半 | 田代三吉 | 二、〇〇〇 | 一二、二〇〇 |
| 二五八 | 同　第一 | 六露里半 | 小熊幸治郎 | 二、六四〇 | 一四、〇〇〇 |
| 二五九 | 同　第二 | 四露里半 | 田代三吉 | 一、九八四 | 一一、〇〇〇 |

### ウカ河

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 二六一ア | ウキンスキー第六 | 西北 | 鹿取久治良 | 四、〇〇二 | 二一、〇〇〇 |
| 二六一ウエ | 同　第八 | 四露里半 | 大串長次郎 | 四、六五八 | 二〇、〇〇〇 |
| 二六一ゲ | 同　十一 | 八露里半 | 同　人 | 五、二三三 | 二〇、〇〇〇 |
| 二六一デ | 同　第九 | 十露里半 | 花房並次郎 | 五、〇五〇 | 九、一五〇 |
| 二六六 | ホリユリンスキー第一 | 十二露里半 | 同　人 | 五、〇五〇 | 一四、六四〇 |
| 二六七 | 同　第二 | 八露里半 | 大串長次郎 | 一、九八四 | 一〇、〇〇〇 |
| 二六八 | 同　第三 | 六露里半 | 大串長次郎 | 四、四八四 | 二〇、〇〇〇 |

### ホリユリ河



| 漁區番號 | 名稱 | 位置 | 借區者 | 借區料 | 漁獲制限高 |
|---|---|---|---|---|---|
| 二七〇 | ホリユリンスキー第五 | 北　四露里半 | 大橋藤二郎 | 四、七一五 | 二〇、〇〇〇 |
| 二七〇ア | 同　第七 | 同　六露里半 | 片桐寅吉 | 四、四五〇 | 一〇、三七〇 |

### ルサコワヤ河

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 二七四 | ルサコフスキー第四 | 北　六露里半 | 鈴木佐平 | 三、五六五 | 二〇、〇〇〇 |
| 二七五ゲ | 同　第十一 | 同　十六露里 | 長谷川藤三郎 | 三、五八七 | 一六、〇〇〇 |
| 二七五カ | パンカリンスキー第十一 | 西南　八露里半 | 橋本熊作 | 四、〇九四 | 一九、〇〇〇 |
| 二七六 | 同　第一 | 同　四露里半 | 同　人 | 三、一四八 | 一三、四九〇 |

### パンカラ河

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 二七八ア | パンカリンスキー第四 | 東北　四露里半 | 鈴木佐平 | 一、五〇〇 | 一六、四七〇 |
| 二七八ベ | 同　第六 | 同　六露里半 | 橋本熊作 | 三、六〇八 | 一五、〇〇〇 |
| 二七八ジュ | ドランキンスキー第六 | 西南　六露里半 | 高野憲造 | 五、三九〇 | 一五、〇〇〇 |

### ドランカ河

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 二八一 | ドランキンスキー第三 | 東北　六露里半 | 北房並次郎 | 四、〇四〇 | 五、四九〇 |

### カユム河

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 二八二ア | マカロフスキー第三 | 北　四露里半 | 高橋助七 | 四、三九三 | 一五、〇〇〇 |
| 二八九 | オツソールスキー第一 | 西　二露里 | 阿部外也雄 | 二、八三七 | 一三、〇〇〇 |

### オツソール河

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 二九九 | タムラトスキー第八 | 西南　十六露里 | 花房並次郎 | 一、〇〇〇 | 一二、二〇〇 |
| 三〇〇 | 同　第二 | 北　二露里半 | 田代三吉 | 三、三〇〇 | 一二、二〇〇 |

### タムラト灣入口

漁業關係

| 漁區番號 | 名稱 | 位置 | 借區者 | 借區料 | 漁獲制限高 |
|---|---|---|---|---|---|
| 三〇四ウエ | キチギンスキー第九 | 南 十露里 | 片桐寅吉 | 二、三一〇㊀ | 二六、三八〇布度 |
| 三〇四ベ | 同 第六 | 同 八露里 | 同 人 | 二、四一〇 | 三〇、五〇〇 |
| 三〇五 | 同 第一 | 西南 六露里 | 田代三吉 | 一、九八四 | 一〇、〇〇〇 |
| | **キチガ河** | | | | |
| 三〇七ダ | ワルワヤムスキー第二 | 西南 二露里半 | 田代三吉 | 二、一一六 | 一〇、〇〇〇 |
| | **ワルワヤム河** | | | | |
| | **ウイウインスカヤ河** | | | | |
| 三一〇ウエ | ウイウインスキー第六 | 東北 六露里半 | 日魯漁業株式會社 | 八、四二〇 | 三〇、〇〇二 |
| 三一〇ジユ | 同 第十 | 同 二十四露里半 | 社 | 一、二五七 | 九、〇〇〇 |
| 三一〇イ | 同 第十二 | 同 二十八露里半 | 同 | 五、五五五 | 一七、〇〇〇 |
| 三一〇カ | 同 第十三 | 同 三十露里半 | 同 | 四、一六七 | 一七、〇〇〇 |
| | 計三十五漁區 | | 社 | 一二三、八七三 | 五五〇、五六二 |
| | **オリユートルスコ、ナワリンスキー區** | | | | |
| 三一三 | オリユートルスキー第三 | 東 二露里半 | 日魯漁業株式會社 | 八、三九六 | 二五、三〇三 |
| 三一三ベ | 同 第五 | 同 六露里半 | 社 | 六、一一九 | 二〇、九九八 |
| 三一三ダ | 同 第十 | 同 八露里半 | 同 | 六、六四〇 | 七五、三〇七 |
| | 計三漁區（此外露人三漁區） | | 社 | 二一、一五五 | 一六九、八五七 |
| | 合計二百三十九漁區（此外露人四十漁區） | | | 一、七二九、二一二 | 八、四七三、五〇九 |

**◇邦人租借鮭鱒鰊漁區數、借區料及漁獲制限高表**



| 監視區別 | 漁區數 | 借區料 | 漁獲制限高 |
|---|---|---|---|
| 沿海區 | 一三 | 四六、九一五㊀ | 二一四、五六〇布度 |
| 薩哈嗹區 | 一四 | 八、七二二 | 二五、三二〇 |
| オホトスキー區 | 三二 | 一三二、三七三 | 六九八、〇三〇 |
| ギジギンスキー區 | 四 | 一〇、五八二 | 六二、〇〇〇 |
| イチンスキー區 | 四四 | 二〇六、四七七 | 一、〇九〇、二四〇 |
| 西堪察加區 | 九〇 | 九一一、七一二 | 四、七五五、一三〇 |
| 東堪察加區 | 一四 | 二六七、四〇三 | 一、〇〇二、三六〇 |
| カラギンスキー區 | 三五 | 一二三、八七三 | 五五〇、五六二 |
| オリユウトルスコ、ナワリンスキー區 | 三 | 二一、一五五 | 七五、三〇七 |
| 計 | 二三九 | 一、七二九、二一二 | 八、四七三、五〇九 |

## 蟹漁區ノ部

### イチンスキー區

| 漁區番號 | 名稱 | 位置 | 借區者 | 借區料 | 漁獲制限高 |
|---|---|---|---|---|---|
| エ1 二九ダ | ソーボチヌイ第四 | 北四十六乃至五十一露里間 | 日魯漁業株式會社 | 一四、七九〇㊀ | 一一、〇〇〇噸 |
| 二九マ | 同 第二 | 五乃至十二露里間 | 同 社 | 二二、五五〇 | 一七、〇〇〇 |
| | **ソーボチナヤ河** | | | | |
| エ1 二九 | ソーボチヌイ | 南 五乃至十露里間 | 日魯漁業株式會社 | 二三、四七五 | 一八、〇〇〇 |
| | ソーボチナヤ河口 | | | | |
| | **イーチヤ河** | | | | |

| 漁區番號 | 名稱 | 位置 | 借區者 | 借區料 | 漁獲制限高 |
|---|---|---|---|---|---|
| エ1 三〇 | イーチンスキー | 南 四乃至九露里間 | 八島八郎 | 一三、一五〇留 | 一〇〇〇噸 |
| | **コルパコワ河** | | | | |
| 三一ウエ | コルパコフスキー | 南 五乃至十露里間 | 日魯漁業株式會社 | 二〇、六五〇 | 一六、〇〇〇 |
| 計五漁區 | コルパコワ舊河口 | | | 九四、六一五 | 七二、〇〇〇 |
| | **西堪察加區** | | | | |
| | **プリユムキナ河** | | | | |
| 三一 | プリユムキンスキー | 南 一乃至六露里間 | 日魯漁業株式會社 | 一四、四〇〇 | 一一、〇〇〇 |
| 三一ア | ウオロフスコイ 同 | 同十六乃至二十一露里間 | 同 社 | 一四、二七〇 | 一一、〇〇〇 |
| 三三 | 同 | 北 九乃至十四露里間 | 同 社 | 一四、二七〇 | 一一、〇〇〇 |
| 三三ア | ケフチンスキー | 北 一乃至六露里間 | 同 社 | 一四、四〇〇 | 一一、〇〇〇 |
| | **ウトカ河** | | | | |
| 三六ア | ポリシエレツキー | 北十八乃至二十三露里間 | 日魯漁業株式會社 | 五、五二〇 | 四、〇〇〇 |
| | **ポリシヤヤ河** | | | | |
| 三七 | ポリシエレツキー第二 | 南二十五乃至三十露里間 | 日魯漁業株式會社 | 一三、一五〇 | 一〇、〇〇〇 |
| 三八 | オパリンスキー第一 | 北 十乃至十五露里間 | 同 社 | 九 四〇〇 | 七、〇〇〇 |
| | **オパラ河** | | | | |
| 三九 | オパリンスキー第二 | 南 二乃至七露里間 | 日魯漁業株式會社 | 九、二〇五 | 七、〇〇〇 |
| | オパラ河口 | | | | |

| 漁區番號 | 名稱 | 位置 | 借區者 | 借區料 | 漁獲制限高 |
|---|---|---|---|---|---|
| | **コシエゴチエク河** | | | | |
| 四〇 | コシエゴチンスキー | 南 四乃至九露里間 | 日魯漁業株式會社 | 九、二七〇 | 七、〇〇〇 |
| | コシエゴチエク河口 | | | | |
| | **ヤウイナ河** | | | | |
| 四一 | ヤウインスキー | 南 五露里間 | 日魯漁業株式會社 | 四、一〇〇 | 三、〇〇〇 |
| | ヤウイナ河口 | | | | |
| | **オゼルナヤ河** | | | | |
| 四二 | オゼルノイ | 南 二乃至七露里間 | 日魯漁業株式會社 | 三、四五〇 | 二、五〇〇 |
| 計十一漁區（此外露人二漁區） | オゼルナヤ河口 | | | 一一、四七五 | 八四、五〇〇 |
| 合計十六漁區（此外露人二漁區） | | | | 二〇六、〇九〇 | 一五六、五〇〇 |

## ◇邦人租借蟹漁區數借區料及製造制限高

| 監視區別 | 漁區數 | 借區料 | 製造制限高 |
|---|---|---|---|
| イチンスキー區 | 五 | 九四、六一五留 | 七二、〇〇〇噸 |
| 西勘察加區 | 一一 | 一一一、四七五 | 八四、五〇〇 |
| 計 | 一六 | 二〇六、〇九〇 | 一五六、五〇〇 |

## 罐詰工場附屬漁區決定

露領に於ける邦人現有罐詰工場附屬漁區貸下問題については、前項に記述したが、昭和三年十一月三日付モスクワに於て眞藤代表と露側當局者間に特別契約調印を了せる工場附屬漁區表左の如し。

| 工場名及附屬漁區 | | 位置 | |
|---|---|---|---|
| 日魯漁業株式會社 | | | |
| コンパ工場 | 附屬漁區 | 南 | 六露里半 |
| 同 | 同 | 南 | 四露里半 |
| ウオロフスカヤ工場 | 附屬漁區 | 北 | 三十露里半 |
| 同 | 同 | 北 | 廿八露里半 |
| ウオロフスコイ第一工場 | 附屬漁區 | 北 | 十二露里半 |
| 同 | 同 | 北 | 十露里半 |
| ウオロフスコイ第二工場 | 附屬漁區 | 北 | 五露里二百間 |
| 同 | 同 | 南 | 十露里半 |
| ケフタ工場 | 附屬漁區 | 北 | 四露里半 |
| 同 | 同 | 南 | 六露里半 |
| ブイムタ工場 | 附屬漁區 | 北 | 十二露里半 |
| 同 | 同 | 北 | 十四露里 |
| ポリシエレツキー第一工場 | 附屬漁區 | 南 | 十露里 |
| 同 | 同 | 同 | 十二露里 |
| ポリシエレツキー第二工場 | 附屬漁區 | 南 | 廿六露里半 |
| 同 | 同 | 南 | 廿八露里 |
| ポリシエレツキー第三工場 | 附屬漁區 | 南 | 十四露里半 |
| 同 | 同 | 南 | 十六露里半 |
| オパラ工場 | 附屬漁區 | 北 | 十四露里半 |
| 同 | 同 | 北 | 十六露里半 |
| コシエゴチン工場第一工場 | 附屬漁區 | 北 | 四露里半 |
| 同 | 同 | 南 | 四露里半 |
| 第二工場 | 附屬漁區 | 南 | 四露里半 |
| 同 | 同 | 北 | 二露里半 |
| ヤーイナ工場 | 附屬漁區 | 北 | 四露里半 |
| 同 | 同 | 北 | 六露里半 |
| オゼルノイ工場 | 附屬漁區 | 北 | 八露里半 |
| 同 | 同 | 北 | 六露里半 |
| ウスカム十露里工場 | 附屬漁區 | 西南 | 八露里 |
| 同 | 同 | 西南 | 十四露里 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 一六七號 | コルパコワ河口 | 南 | 六露里半 |
| 一六七號ア | 同 | 南 | 四露里半 |
| 一七一號オ | ウオロフスカヤ河口 | 北 | 三十露里半 |
| 一七一號ベ | 同 | 北 | 廿八露里半 |
| 一七一號デ | 同 | 北 | 十二露里半 |
| 七二號 | 同 | 北 | 十露里半 |
| 一七九號デ | ケフタ河口 | 北 | 五露里二百間 |
| 七九號ウエ | テジマアチ河口 | 南 | 十露里半 |
| 一八二號ベ | ブリムブタ河口 | 北 | 四露里半 |
| 一八二號ア | コーリ河口 | 南 | 六露里半 |
| 二〇一號 | ポリシヤヤ河口 | 北 | 十二露里 |
| 二〇〇號 | 同 | 北 | 十四露里 |
| 二〇九號 | ポリシヤヤ河口 | 南 | 十露里 |
| 二一〇號 | 同 | 同 | 十二露里 |
| 二一六號ウエ | ポリシヤヤ河口 | 南 | 廿六露里 |
| 二一六號ゲ | 同 | 南 | 廿八露里 |
| 二一六號イ | オパラ河口 | 北 | 十四露里半 |
| 二一六號ゼ | 同 | 北 | 十六露里半 |
| 二一九號ア | コシエゴチェク河口 | 北 | 四露里半 |
| 二一八號ウエ | ゴルイギナ河口 | 南 | 四露里半 |
| 二二〇號ア | コシエゴチェク河口 | 南 | 二露里半 |
| 二二〇號 | 同 | 北 | 四露里半 |
| 二二五號 | ヤウイナ河口 | 北 | 六露里半 |
| 二二四號 | 同 | 北 | 八露里半 |
| 二三〇號 | オゼルナヤ河口 | 北 | 六露里半 |
| 二三一號 | 同 | 北 | 四露里半 |
| 二四三號ア | カムチヤトカ河口 | 西南 | 八露里 |
| 二四二號 | 同 | 西南 | 十四露里 |



| | | | |
|---|---|---|---|
| ウスカム三十四露里工場 | 附屬漁區 | 西南 | 十六露里 |
| 同 | 同 | 西南 | 廿九露里 |
| ウスカム工場 | 附屬漁區 | 東北 | 四露里 |
| 同 | 同 | 東北 | 六露里 |
| ソーポチ工場 | 附屬漁區 | 北 | 七露里半 |
| 同 | 同 | 北五乃至十二露里間 | |
| 蟹工場 | 附屬漁區 | 北四十六乃至五十一露里 | |
| 同 | 同 | 南七乃至十二露里間 | |
| 蟹工場 | 附屬漁區 | 南五乃至十露里間 | |
| 同 | 同 | 南二十乃至二十五露里間 | |
| 八島八郎 | 蟹漁區 | 南 | 五露里 |
| イーチヤ工場 | 附屬漁區 | 南 | 四乃至九露里間 |
| 同 | 同 | | |
| 松田商會 | | | |
| パラン工場 | 附屬漁區 | 北 | 二露里 |
| 同 | 同 | 北 | 四露里 |
| 畠山合名會社 | | | |
| ボリシエレツキー工場 | 附屬漁區 | 南 | 三十露里 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 一四一號ゲ | ソーポチナヤ河口 | 同 | |
| 二四一號ゲ | 同 | 同 | |
| 二四五號ウエ | 同 | 同 | |
| 一三五號エ（保留） | イーチヤ河口 | 同 | |
| 二一九號ベ | 同 | 同 | |
| 二一九號ゲ | 同 | 同 | |
| 二一九號デ | パラナ河口 | 同 | |
| 二一九號カ | 同 | 同 | |
| 一四四號 | イーチヤ河口 | 同 | |
| 三〇號 | 同 | 同 | |
| 蟹 | | | |
| 一一九號 | パラナ河口 | 同 | |
| 一一八號 | 同 | 同 | |
| 二一六號デ | ボリシヤヤ河口 | 同 | |

## ◇昭和三年邦人漁業成績

昭和三年に於ける邦人漁業家の極東露領に於ける漁業成績については本稿脱稿の日まで全般的に報告されてゐないが、其中絶對多數を占むる日魯漁業會社の漁獲製造高及勘察加に於ける日魯以外邦人の主なる罐詰製造高を報告することにより、昭和三年度本邦露領漁業の概要を示すこととする。

### 漁業關係

日魯漁業會社の漁獲高

| | |
|---|---|
| 紅鮭 | 一二、一〇〇、〇〇〇尾 |
| 銀鮭 | 四二〇、〇〇〇尾 |
| 白鮭 | 九、四〇〇、〇〇〇尾 |
| 鱒ノ助 | 六五、〇〇〇尾 |
| 鱒 | 四四、〇〇七、〇〇〇尾 |
| 計 | 六五、九八五、〇〇〇尾 |
| 以上の外蟹を加へて之を製魚せる成果左の如し | |
| 紅鮭罐詰（レッド） | 七七〇、〇〇〇函 |
| 銀鮭罐詰（シルバー） | 三二、〇〇〇函 |
| 鮭罐詰（チャム） | 一、〇〇〇函 |
| 鱒罐詰（ピンク） | 三七八、〇〇〇函 |
| 蟹罐詰 | 一二〇、〇〇〇函 |
| 計 | 一、三〇一、〇〇〇函 |
| 同 鹽魚製造高 | |
| 改良函入紅鮭 | 五、〇〇〇函 |
| 改良函入鮭 | 二四〇、〇〇〇函 |
| 改良函入鱒 | 一五〇、〇〇〇函 |
| 鹽紅鮭（バラ） | 六一三、〇〇〇尾 |
| 鹽鮭（バラ） | 二、八二六、〇〇〇尾 |

| | | |
|---|---|---|
| 鹽鱒(バラ) | 二三、〇〇〇、〇〇〇尾 | |
| 副産物 | | |
| 筋子及搾粕魚油 | 七〇〇、〇〇〇圓 | |
| 冷凍冷藏品 | | |
| 氷藏鮭 | 三三、〇〇〇尾 | |
| 同　鱒 | 一九二、〇〇〇尾 | |
| 同　ショマ | 二二、〇〇〇尾 | |
| 冷凍白鮭 | 一、五〇〇、〇〇〇尾 | |
| 冷凍紅鮭 | 四〇、〇〇〇尾 | |
| 同　キング | 二四、〇〇〇尾 | |
| 同　ショマ | 三二、〇〇〇尾 | |
| 同　銀鮭 | 二〇、〇〇〇尾 | |
| 同　鱒 | 六五、〇〇〇尾 | |
| 冷藏新巻紅鮭 | 七、〇〇〇尾 | |
| 同　白鮭 | 二一、〇〇〇尾 | |
| 同　鱒 | 四、〇〇〇尾 | |
| 同　鱒ノ助 | 一、〇〇〇尾 | |
| 同　雜 | 一、〇〇〇尾 | |

次に露領に於ける日魯以外の主なる邦人漁業家鮭鱒罐詰製造高概數左の如し。

◇其他邦人罐詰製造

| | 紅鮭 | 鱒 | 計 |
|---|---|---|---|
| 畠山漁業會社 | 五、六〇〇函 | 一、〇〇〇函 | |
| 小川合名會社 | 一 | 三、〇〇〇 | |
| 林兼商店 | 一、三〇〇 | 一六、〇〇〇 | |
| 西野商事會社 | 一六、〇〇〇 | 一八、〇〇〇 | |
| 八島八郎 | 六三〇 | 一、二六〇 | 一、九〇〇 |

# 露國の極東漁業狀態

露國の極東露領に於ける漁業の歴史は極めて古く、既に安永七年（一七七八年）代に其漁獲物の販途を我國に求めて來てゐる史實があるが、其後歴代の支配者は東方侵略にこそ努力を盡したれ、勘察加方面に於ける漁業の開發には、それが、其國土の中心地帶から餘りに僻遠の地帶に屬し、交通の便無きと、歐露方面に豊富なる魚富を有するが等の理由から左程精進しなかつたため、自然技術的にも著しく遲れ、日露漁業協約締結當時に於てすら日本人の露領漁業に比し可なり遜色ある狀態で即ち、明治四十一年に於ける日本人の租借漁區百十九に對し、露人のそれは漸く十四といふ際立つた比較を示してゐたが、其後歐洲大戰、ロシヤ革命等の種々の段階を經て露國の極東漁業には消長起伏があつたとはいへ、我國のそれと對比する時は漁區數、漁獲高、製造高等漁業管制のすべてに亘つて常に可なり著しい懸隔のあつたことには變りはない。

日露漁業協約締結以來現在迄の露國側の極露東領に於ける租借漁區數を示せば左の如し。

◇露人租借漁區累年表

| 年次 | 漁區數 |
|---|---|
| 大正六年 | 一四區 |
| 同七年 | 三七區 |
| 同八年 | 二三區 |
| 同九年 | 三〇區 |
| 同十年 | 二九區 |
| 大正元年 | 四九區 |
| 同二年 | 五四區 |
| 同三年 | 五一區 |
| 同四年 | 四二區 |
| 同五年 | 四二區 |
| 同六年 | 七三區 |
| 同七年 | 八〇區 |
| 同八年 | 八七區 |
| 同九年 | 七三區 |
| 同十年 | 五八區 |
| 同十一年 | 五七區 |
| 同十二年 | 三四區 |
| 同十三年 | 四九區 |
| 同十四年 | 四六區 |
| 昭和元年 | 四〇區 |
| 同二年 | 四〇區 |
| 同三年 | 四二區 |

◇露人鮭鱒漁獲高累年表

| 年次 | 漁獲高 |
|---|---|
| 大正六年 | 三四〇、三四〇石 |
| 同七年 | 二二三、二七五石 |
| 同八年 | 九七、四五六石 |
| 同九年 | 一一六、七〇九石 |
| 同十年 | 九七、三一四石 |
| 同十一年 | 三七六、六一五石 |
| 同十二年 | 二六八、七九六石 |
| 同十三年 | 五六〇、七九一石 |
| 同十四年 | 二七五、〇三四石 |



昭和元年　一七二、七八九石
（昭和二年、三年の露側漁獲高については信憑するに足る資料なきため不記）

◇露人罐詰製造高累年表

| | |
|---|---|
| 明治四十一年 | 一 |
| 同四十二年 | 一 |
| 同四十三年 | 九、三〇〇函 |
| 同四十四年 | 一九、九一四函 |
| 大正元年 | 三二、九三五函 |
| 同二年 | 五八、三二六函 |
| 同三年 | 七七、〇〇〇函 |
| 同四年 | 一四五、〇五〇函 |
| 同五年 | 二四七、三二九函 |
| 同六年 | 二三九、二三二函 |
| 同七年 | 不明 |
| 同八年 | 八二、一八〇函 |
| 同九年 | 四五、九六五函 |
| 同十年 | 七、五三五函 |
| 同十一年 | 二八、九五六函 |
| 同十二年 | 六二、三六七函 |
| 同十三年 | 二四、一五九函 |
| 同十四年 | 不明 |
| 昭和元年 | 不明 |
| 同二年（國營） | 八五、〇〇〇函 |
| 同三年（國營） | 一二五、〇〇〇函 |

露國は大正五年に於ける二十四萬函をレコードとして爾來下向を示してゐるが、最近に至り罐詰製造工業の發展に著しく著目し、勘察加河口其他に罐詰工場を設立して製魚額の增進に努めつゝあるから今後は相當見る可き成果を擧ぐ可く期待される。

◇昭和三年露人租借漁區表

## 鮭鱒鰊漁區ノ部

### ◇沿海區

| 漁區番號 | 名稱 | 位置 | 借區者 | 借區料 | 漁獲制限高 |
|---|---|---|---|---|---|
| | ネリマ河 | | | | |
| 五五 | シランチエフスキー | 二露里 | 國營 | 一、四三七・五〇留 | 一五、〇〇〇布度 |
| 五七 | レセプスキー | 四露里 | 同 | 一、七八二・五〇 | 一五、〇〇〇 |
| | 計二漁區（外に日本人十三漁區） | | | 三、二二〇 | 三、〇〇〇 |
| | ◇薩哈璉區 | | | | |
| | ホモト河 | | | | |
| 九八ァ | ウラクスキー第三 | 西南　十二露里半 | 國營 | 一四、二〇〇 | 一七、〇八〇 |
| | 漁業關係 | | | | |
| | ウラク河口 | | | | |

| 漁區番號 | 名稱 | 位置 | 借區者 | 借區料 | 漁獲制限高 |
|---|---|---|---|---|---|
| 九八ヂ | 同 第七 | 同 | 同 | 同 | 同 |
| 九八ゲ | 同 第六 | 同 | 同 | 同 | 同 |
| 九八エリ | ラクスキー | 東北 | 同 | 四、〇八二・五〇 | 二六、〇〇〇 |
| 九八エム | 同 | 同 | 同 | 三、四七八・七五 | 二五、〇〇〇 |
| 九九ベ | オホトスキー第七 | 西南 | 同 | 一七、四八〇 | 六〇、〇〇〇 |
| | **ウラク河** | | | | |
| 九九ア | オホトスキー | 西南 | 國 | 一二、一〇〇 | 二〇、一三〇 |
| 一〇〇 | 同 | 同 | 營 | 一七、八七〇 | 二一、九九〇 |
| | **イニヤ河** | | | | |
| 一〇六ベ | インスキー第四 | 西 | フリプコ イヤチ組合 | 三、二〇〇 | 一三、四〇〇 |
| 一〇六ウエ | 同 第五 | 同 | | 三、三四四 | 一七、〇〇〇 |
| | **◇ギジギンスキー區** | | | | |
| | **パラナ河** | | | | |
| 一二一 | パランスキー第七 | 南 | リユリ | 六、三〇〇 | 二四、四〇〇 |
| | 計一漁區（此外日本人四漁區） | 同 | 同 | 六、三〇〇 | 二四、四〇〇 |
| | **◇イチンスキー區** | | | | |
| | **イーチヤ河** | | | | |
| 一四五 | イチンスキー第八 | 南 | フリプコ イヤチ組合 | 八、一〇七・五〇 | 三八、〇〇〇 |
| 一四七 | 同 第十 | 同 | 同 | 四、八六〇 | 一二、二〇〇 |
| 一四八 | 同 第十一 | 同十五露里四百七十四露間 | 同 | 五、〇〇〇 | 一七、〇八〇 |

| 漁區番號 | 名稱 | 位置 | 借區者 | 借區料 | 漁獲制限高 |
|---|---|---|---|---|---|
| 一四八ア | 同 第十三 | 同十八露里五十八露間 | 同 | 四、〇〇〇 | 一五、二五〇 |
| 一四八ベ | 同 第十四 | 同二十露里百五十露間 | フリプコ | 三、六八〇 | 二〇、〇〇〇 |
| | **オプルコウイナ河** | | ルイボブロドウクト | | |
| 一五四 | オプルコインスキー第六 | オプルコウナ河口南八露里百四十露里間 | | 五、六六〇 | 二〇、一三〇 |
| | 計六漁區（此外日本人四十四漁區） | | | 三一、三〇七 | 一二二、六六〇 |
| | **◇西堪察加區** | | | | |
| 一七一ウエ | ウオロフスコイ第九 | ウオロフスカヤ河口 | ナデツキー人 | 八、一五〇 | 二三、一八〇 |
| 一七一ゲ | 同 第十 | 同 | 同 | 九、三五〇 | 二一、三五〇 |
| | **ケフタ河** | | | | |
| 一八〇 | コーリスキー第一 | コーリ河口 | 南 | 十六露里半 | |
| | **コーリ河** | | 同 | 十四露里半 | |
| 一八六ゲ | ムイソウオイ | ムイソワヤ河口 | 南 | 六露里半 | 八、八二〇 |
| 一八二 | コーリスキー | コーリ河口 | 南 | 四露里半 | 一一、七〇〇 |
| | **ムイソワヤ河** | | | | |
| 一八七 | クイクチンスキー第一 | クイクチク河口 | 北 | 四露里半 | 五、四〇〇 |
| | **クイクチク河** | | | | |
| 一八八 | クイクチンスキー第二 | クイクチク河口 | 北 | 二露里半 | 九、九〇〇 |
| | | | 南 | 四露里半 | 一〇、八〇〇 |

| 漁區番號 | 名稱 | 位置 | 借區者 | 借區料 | 漁獲制限高 |
|---|---|---|---|---|---|
| 一八九 | 同　第三 | 六露里半 | 國 | 七、二〇〇 | 三三、五五〇布度 |
| 一八九ア | ムヒンスキー第四 | 四露里半 | 同 | 六、三〇〇 | 三四、一六〇 |
| | **ミトガ河** | | | | |
| 二〇三 | ボリシエレツキー第五 | 八露里 | 國 | 一六、八六〇 | 四二、七〇〇 |
| | **ボリシヤヤ河** | | | | |
| 二一〇 | ボリシエレツキー第十二 | 十二露里 | ナデツキー | 一三、五五〇 | 二五、六二〇 |
| 二一一 | 同　第十三 | 十四露里 | ルイボプロドウクト | 一四、六〇〇 | 三一、一一〇 |
| 二一三 | 同　第十五 | 十八露里 | 同 | 九、四〇〇 | 二八、〇六〇 |
| 二一四 | 同　第十六 | 二十露里 | 同 | 一二、三五〇 | 二八、〇六〇 |
| | **ヤウイヤ河** | | | | |
| 二三二 | オゼルノイ第六 | 四露里半 | 國 | 一三、〇九三 | 六六、〇〇〇 |
| | **オゼルナイ河** | | | | |
| 二三四 | オゼルノイ第八 | 二露里 | ルイボプロドウクト | 一二、六〇〇 | 二七、四五〇 |
| | | 計十六漁區（此外日本人九〇漁區） | | 一七〇、〇七三 | 五、六六、八一〇 |
| | **東堪察加區** | | | | |
| 二四三 | カムチヤトスキー第二 | 十二露里 | 國 | 三九、六四六 | 六一、六一〇 |
| 二四一 | カムチヤトスキー | 十露里 | 同 | 四二、一〇〇 | 五六、一二〇 |
| | | 計二漁區（此外日本人十六漁區） | | 八一、七四六 | 一一七、七三〇 |

◇オリユートルスコ、ナワリンスキー區

| 漁區番號 | 名稱 | 位置 | 借區者 | 借區料 | 漁獲制限高 |
|---|---|---|---|---|---|
| 三一三ア | オリートスキイ　第四 | 東 | ルイボプロドウクト | 四、八〇〇竹 | 一七四五〇右度 |
| 三一六ア | アナドヰルスキー　第三 | 南 | リ | 二、七〇〇 | 三六、六〇〇 |
| 三一八ア | 同　第五 | 北 | ユ | 二、五〇〇 | 三〇、五〇〇 |
| | 計三漁區（此外日本人三漁區） | | 人 | 三一、一五五 | 一六九、八五七 |

合計四十漁區（此外日本人二百三十九漁區）

◇露人租借漁區數、借區料及漁獲制限高表

| 監視區別 | 漁區數 | 借區料 | 漁獲制限高 |
|---|---|---|---|
| 沿海區 | 二 | 三、二二〇留 | 三、〇〇〇布度 |
| 薩哈嗹區 | 一〇 | 一〇一、四〇五・二五 | 二七八、八九〇 |
| オホトスキー區 | 一一 | 六、三〇〇 | 二四、四〇〇 |
| ギジギンスキー區 | 六 | 三一、三〇七・五〇 | 一二二、六〇〇 |
| イチンスキー區 | 一六 | 一七〇、〇七三 | 五六六、八一〇 |
| 西堪察加區 | 二 | 八一、七四六 | 一一七、七三〇 |
| 東堪察加區 | 三 | 一〇、〇〇〇 | 九四、五五〇 |
| カラギンスキー區 | | | |
| オリユウトルスコ、ナワリンスキー區 | 三九 | 四〇四、〇五一・七五留 | 一、二三五、〇四〇 |
| 計 | | | 四〇四、〇五一・七五 一、二三五、〇四〇 |

# 蟹漁區ノ部

## 西堪察加區

ケプタ河
コーリ河

| 漁區番號 | 名稱 | 位置 | 借區者 | 借區料 | 製造制限高 |
|---|---|---|---|---|---|
| 三四 | コーリスキー | 南 五乃至十露里間 | 國營 | 七、二〇〇 | 五、〇〇〇 |

### クイクチク河

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 三五 | クイクチンスキー | クイクチク河口 | 南 三乃至八露里間 | 國營 | 一二、五〇〇 | 五、〇〇〇 |
| | | 計二漁區（此外日本人十六漁區） | | | | |

◇昭和三年露側漁獲成績

露國側の發表にかゝる東西勘察加、オホツク、北樺太の三漁場を含む極東露領（從つて沿海州、ニコラーエフスク漁場を含まず）の昭和三年（一九二八年）漁獲並に製造高概計左の如し。（一センチネルは我二十六貫六百六十匁）

一、オホトスキイ區（鮭鱒）

| | | |
|---|---|---|
| 國營漁業諸機關 | | 三五●五一〇（センチネル） |
| コオペラチヴ漁業機關 | | 六七八 |
| 私營漁業家及農漁民 | | 二五●〇二〇 |
| 日本漁業家 | | 四〇●四一〇 |
| 計 | | 一〇一●六一八 |

（製魚方法は燻製、新卷、バラ鹽樽漬、氷詰等である）

二、薩哈嗹區

| | | |
|---|---|---|
| 國營漁業諸機關 | | 三●三〇〇（センチネル） |
| コオペラチヤ漁業機關 | | 二●四二八 |
| 私營漁業家及農漁民 | | 三●〇四八 |
| 日本漁業家 | | 八●七七六 |

三、イチンスキイ區（勘察加西海岸）

| | | |
|---|---|---|
| コオペラチヤ漁業機關 | | 二●九二五 |
| 私營漁業家及農漁民 | | 二二●九一四 |
| 日本漁業家 | | 一七五●九六二 |
| 計 | | 二〇一●八〇一 |

此外日本漁業家による鮭鱒並に蟹罐製造高十五萬五千三百九十函

四、西勘察加漁場（漁業中心地帶）

| | | |
|---|---|---|
| 國營漁業諸機關鮭鱒 | | 四八●一〇〇 |
| 紅鮭罐詰 | | 三〇●八〇三函 |
| コオペラチヤ漁業機關 | | 九八●八九五 |
| 私營漁業家及農漁民鮭鱒其他 | | 一三〇●〇〇九（センチネル） |
| 魚及蟹罐詰 | | 三八●一六〇函 |
| 日本漁業家鮭鱒 | | 三八一●一九六 |
| 魚及蟹罐詰 | | 四九八●六五四函 |
| 計 | | 六五八●二〇〇 |
| 鮭鱒及鰊 | | （但し右の中鰊は七●三四七センチネル） |
| 魚及蟹罐詰 | | 五六七●六一七函 |

五、東勘察加漁場

| | | |
|---|---|---|
| 國營漁業機關紅鮭及鱒ノ助 | | 一四●九四四 |
| 紅鮭罐詰 | | 一四三●六六一函 |
| コオペラチヤ漁業機關 | | 一●二七三 |
| 日本漁業家 | | 五二●六八二 |
| 紅鮭罐詰 | | 三五二●一五六函 |
| 計 | | 六八●八九八 |
| | | 四九五●八一七函 |

六、オリユトル・ナワリン漁場（勘察加東海岸）

| | | |
|---|---|---|
| コオペラチヴ漁業機關 | 鮭 | 三●四〇五（センチネル） |
| 私營漁業家農漁民 | 鮭 | 一六●四六三 |
| 計 | 鮭 | 一九●八六八 |

右の中カラギン、ギジギン二漁場の漁獲高は露國側に確報されてゐないので玆には省略されてゐる。

◇露國の極東漁業十年計畫

露國は、世界三大漁場の一たるオホツク海、ベーリング海を始め全極東露領の水域に於て自國の漁業を完全に發展せしめる遠大なる計畫を立てた漁區並に漁場設備の擴張、漁獲物の生産並に製造の增進、公海漁業の發達等がそれである。勿論日本が露領漁場に占めてゐる優先的地位と之を將來にまで保證する日露漁業條約の改訂、國內資本の不足、技術の幼稚等は露國の極東漁業大計畫の實現に多くの制限と障害を與へてゐるが、然し、それにも拘らず露國はその遠大なる計畫を部分的には現在までに實行に移しつゝあるから、必ずしも之を架空の夢物語と見ることは出來ぬ。否むしろ今日から明日へかけて漁獲製造に、販賣に日本人の强敵であると見なければならぬ。

これについて露國の極東漁業通ウエ・イ・ウオロトニコフ氏は一九二六年極東露領國營漁業の根本的建設十年計畫案を發表し、我營業者にも色々のセンセーションを與へたが、之が計畫通り實現されるか否かは別問題としても相當參考になる點も少くないから左にその要點を紹介する。

第一期五箇年（一九二七—一九三一年）

一、生魚、主として紅鮭の日本工場への賣却より所屬工場に於ける之が罐詰製造に部分的に移り極東露領水域に於ける日本罐詰業を漸次減縮せしむること。

二、魚類を企業の爲には損失となる安價なる日本式魚產物に準備することより、歐洲市場向輸出罐詰製造に漸次移ること。

三、蟹罐詰を米國市場に直接輸出せんが爲蟹罐詰事業を擴張すること。

四、自己の活動圈內に新規の營業對象物即ち鱈、勘察加鰊及海洋哺乳動物（海豚、鰭脚類）を入るゝこと。

五、國內市場の爲魚類を改良された鹽漬となし、殊に該鹽漬漁を生凍のまゝにて輸出し、且つ大規模に鹽鰊を準備すること。

第二期五箇年（一九三二—一九三六）

次の五箇年間は國營漁業の發達を現在の租借漁區に於ける鮭鱒類の漁獲に限定することなく、左の基礎によりて設定するを要す。

一、貴重なる輸出物たる紅鮭を自己の掌中に集中せしむる目的を以て紅鮭の罐詰製造の爲工場を建設し、以て紅鮭漁區をトラストに於て一層確保すること。

二、所屬氷藏船及冷凍船を以て日本及其他の亞細亞市場並に歐洲市場に生鮭、生鱒の輸出をなすこと。

三、沿岸漁撈より公海漁撈に移り、トロール漁撈蟹工船、鹽漬製造用自働艀其他を應用すること。

三、海獸漁業を一層擴張すること。

四、鮪、大鮮、牡蠣、氷魚及其他の新漁業を組織すること。

五、特殊工場を建設して魚廢物を廣く利用し肥料、魚油、膠其也の產物を作ること。

六、魚類の保存及凍氷魚類を國內に輸送する爲常設冷藏庫を利用すること。

以上根本方策の實現計畫として立案せられてゐるところ左の如し。

◇漁業計畫の實施方法

イ、西勘察加區

十箇年間に魚類罐詰工場七ケ所及蟹罐工場八ケ所建設、蟹工船十、鱈用トロール船六、創設せらるべく、鍊鹽漬補助區六ケ所、蟹仕上漁區六ケ所其他工場原料保證のため必要漁區を設置すべし。

ロ、東勘察加區

三箇所の罐詰工場、一ケ所の製脂工場、同區生產額は二百八十萬留より一九三〇年の終には四百九十四萬留、一九三〇年には七百十九萬留迄增加。

ハ、黑龍江區

高價ならざる內地向鹽漬物生產品の準備中心地。但し本區は罐詰工場の建設を豫見せず。內地鹽魚の二割迄は生の冷凍にて輸送の豫定。

ニ、薩哈嗹區

同區にて鮭鱒一九二、〇〇〇布度迄（偶數年度に製造せらるべく、黑龍江區のそれと合せ一漁期間に五七、〇〇〇布度以上なるべし。外國向輸出は生の鱒一五〇、〇〇〇留迄、蟹罐詰三五〇、〇〇〇留迄に制限せらるべし。

ホ、オホツク區

鮭鱒業は十箇年間安定狀態を持續すべし。鮭の製產數量二六五、〇〇〇布度（價格一百萬留强）現在同樣主として日本市場へ輸出すべし。

ヘ、沿海區

各種漁業對象物を有するため此漁場は重大意義を有す同區製造物價格は、六四、〇〇〇留より第一期（五ヶ年）の終迄に八八五、〇〇〇留、第二期の終迄に二、一六三、〇〇〇留迄增加せらるべし。漁業は主として鰊を基調とするも彼得大帝灣における鰊の自然的資源に限あるため增加尠少五〇、〇〇〇布度迄）を見るのみなるべし。

一九三二年トロール船購入と共に鰊の外漁業の新目的物たる鱈及各種魚類を計畫中に入るべし。右各種魚類中には鮪鯖スダーク鰈氷魚及其他を豫想し其賣却は外國及露國市場に於て爲さるゝ豫定。

# 日本の露領漁業團體

## 露領水產組合

一、本部　東京市丸の內、丸の內ビルヂイング

一、支部（東京支部）東京市丸の內丸の內ビルヂイング四〇三區、
（北海道支部）函館市辨天町
（新潟支部）新潟市大川前通十番町
（富山支部）富山縣新湊町

### 一　沿革

本組合は明治四十一年十二月、即ち日露漁業協約による本邦露領出漁第一年目に、外國領海水產組合法によつて創立された。外國領海水產組合法は明治三十五年制定公布されたもので立法の主旨は（一）外國の領土に出漁する邦人を取締るため（二）關係漁業者間の統一自治に任ぜしむるため、（三）外交的關係の必要のため、又其內容は頗る簡單で即ち第一條には「條約又ハ許可ニ依リ外國領海ニ於ケル水產動植物ノ採捕、其ノ製造又ハ販賣ヲ業トスル帝國臣民ハ本法ニ依リ水產組合ヲ設立スルコトヲ得」と爲すの外、同業組合に關する規定を準用してある。

本法は最初韓國に出漁する邦人の爲主として適用されたが日露漁業協約成るに及んで本邦露領漁業者の上に適用され、露領沿海州水產組合の創立を見るに至つたが、明治四十二年現名稱に改稱され、本那露領漁業の發展と最近數年間日露漁業關係の難局打開に大なる貢獻をつくして今日に及んだものである。

### 二　目的及事業

本組合は組合定款第一條が示す如く露領沿海州勘察加州及薩哈嗹州に於ける日露水產業者間の圓滿を期し、弊害を矯め、風紀を正し、水產業の改良發達を圖り組合員共同の利益を擧ぐるを目的とし其事業は左の如く規定されてゐる。

一、組合員及其の從業者の風紀矯生に關する事項
二、組合員及其の從業者の保護救濟に關する事項
三、組合員の紛議調停に關する事項
四、漁場の調査、水產動植物の蕃殖に關する事項
五、漁業製造及販路の調査に關する事項
六、組合員の彼我官憲に對する諸願屆其他の手續等代辨に關する事項
七、彼我水產業者の便宜に關する事項
八、其他組合員共同の利益を增進するが爲必要なる施設に關する事項

### 三　組織

本組合は露領沿海洲及勘察加洲、薩哈嗹洲に於て水產動植物の採取、製造又は販賣を業とする者を以て組織され、必要に應じて組合員總會を招集される。此總會に於て定數二十五名の組合代議員選出され、代議員會を構成する。

本組合には左の役員が置かれてある。組長一名副組長一名、理事二名以內、評議員四名。組長は組合を代表し組合の事務を統理する。評議員は組合事務を監査し、組長の諮詢に應ずる。各役員の任期は三箇年である。

現任組長及副組長左の如し。

組長　堤清六
副組長　佐々木平次郎

### 四　組合員

各支部別組合員氏名（若くは團體名）左の如し。

◇東京支部所屬　四二名
（〇印ハ他支部ヘモ加入ノ者）

稻川竹治　株式會社林兼商店
羽村與三郎　橋口九十馬
橋本正太郎　日露實業株式會社
日魯漁業株式會社　保坂慶藏
土門啓助　奧田龜造
加隈良介　吉武源太郎
田中丸祐厚　田村徹
大北漁業株式會社　〇高松喜六
竹村廣吉　〇堤清一郎
月成元俊　辻常吉
埜邑直次　鍋島熊道
中部幾次郎　中村多四良
株式會社八木本店　山本房藏
八木龜三郎　正木正行
小山富三郎　衞藤秀吉
秋保盛正　遠藤彌三次
三菱商事株式會社　宮川幸太郎
島田元太郎　霜村平七
眞藤藤吉郎　〇眞藤愼太郎
〇平塚常次郎　須田孝太郎
鈴木商店　下關支店

◇北海道支部所屬　五一名

石丸好助　石動谷正次郎
橋本正三郎　長谷川藤三郎
日本毛皮株式會社　西野商會
西出商事株式會社　千葉傳藏
小熊幸一郎　大庭彥平
大鹽常治　大淵三太
近江政太郎　奧川敎孝
渡邊金太郎　樺太漁業株式會社
川內精作　河野千松
金子元三郎　田中重一
田中仙太郎　田淵速吉
〇高松喜六　竹村醇多
中村豐二　中瀨捨太郎
宇尾庄太郎　生形政芳
工藤長平　八木實通
山內大次郎　山崎松次郎
山下敏夫　山本養藏
松田商會　藤井猪之助
小杉豐三郎　近藤伸秀
江原俊輔　阿部外也雄
佐藤平吉　佐藤彥松
佐田作郎　佐々木平次郎
齋藤定五郎　坂井定吉
坂本作平　笹野富吉
三浦玄三　〇眞藤愼太郎
〇平塚常次郎

◇新潟支部所屬　二六名

井出智　花房並次郎
濱田庄平　橋本熊作
西脇喜四郎　小熊德司郎
小熊幸治郎　大橋藤二郎
大串長次郎　鹿取久治良
片桐寅吉　笠舍清松
田代三吉　高橋喜六
高橋助七　高野憲造
堤清六　〇堤清一郎
野口一三郎　近藤久吉
有田六太郎　有田清次
新木熊太郎　株式會社新東組
〇平塚常次郎　鈴木佐平

◇富山縣支部所屬　一七名

富山清三　袴信一郎
畠山合名會社　本川藤三郎
島本外次郎　荻布宗太郎
梶榮次郎　米田六四郎
八島八郎　藤木治郎平
小杉正二　佐渡傳二
水橋商事株式會社　湊隼人
宮城彥次郎　汐海昌
森正太郎

## 日魯漁業株式會社

一、本社　東京市麴町區永樂町　丸の內ビルヂイング
一、出張所　函館市眞砂町

### 一　沿革

日魯漁業株式會社は大正三年三月二十三日資本金二百萬圓にて創立され、ロシヤ革命勃發の大正六年七月には一百萬圓を增資して三百萬圓となり、大正九年二月には更に增資して一千萬圓の大會社となり、翌十年六月には輸出食品株式會社、

勘察加漁業株式會社の二社を合併して資本金二千五百七十萬圓の新會社日魯漁業株式會社となつたが同年十月には八百七十萬圓減資して資本金一千七百萬圓となり、大正十三年には三菱との共同會社大北漁業を買收して、殆んど露領邦人漁區の八割を經營する鎗々たる大會社となり、漁撈に、製造に、輸出に其受持つところの役割は極めて大きなものがある。

## 二 會社の現狀（昭和三年十月現在）

◇、公稱資本金　四千萬圓
◇、拂込資本金　二千二百七十五圓
◇、製品賣上年額　四千六百萬圓

重役

會長　堤　清六　專務　檀野禮助
常務　平塚常次郎　取締役　鍋島熊道
取締役　高橋熊三　取締役　吉富璣一
取締役支配人　三浦良次　取締役事業部長　眞藤愼太郎
常任監査役　阿部秀太郎　監査役　高橋光威
監査役　エフ・エス・ブース

漁場及工場

| | 漁場 | 工場 |
|---|---|---|
| 勘察加東海岸 | 二一 | 三 |
| 同　西海岸 | 八五 | 一八 |
| オホツク及沿海洲 | 一六 | …… |
| 計 | 一二二 | 二一 |

設備能力

冷藏船　九　隻（噸數　一萬三千百七十七噸）
冷藏庫　四ケ所（四十四萬四千三百五十立方呎）

## 三 生産高

漁獲高（單位石）　昭和三年

| | 昭和二年 |
|---|---|
| 紅鮭 | 一二五、〇八五　概算二〇一、六六七 |
| 其他鮭 | 一〇六、六〇二　同　一六四、七六〇 |
| 鱒 | 六三、二〇二　同　二七五　〇四三 |

罐詰製造高（單位函）

| | |
|---|---|
| 紅鮭 | 七七〇、〇〇〇 |
| 銀鮭 | 三二、〇〇〇 |
| 其他 | 三七九、〇〇〇 |
| 鹽魚製造高 | 二四五、〇〇〇函 |
| 鮭（改良函入）六二、〇五一石 | 一五〇、〇〇〇函 |
| 鱒（同右） | 一七、九三七石　概算一四三、七五〇石 |
| 鱒（バラ） | 一三、四〇五石　概算一四三、七五〇石 |
| 其他 | 二四、三六九石　同　五七、三一七石 |

## 林兼商店

一、本店　下關市竹崎町
一、支店　東京、函館、青森、長崎、（其他省略）
一、出張所　勘察加西海岸　二
一、漁區　勘察加西海岸　一
一、罐詰工場　西勘察加に一

## 西出商事株式會社

一、本店　函館市西濱町一九
一、漁區　西勘察加　五

## 小川合名會社

一、本店　函館市辨天町
一、漁區　西勘察加　四、オホツク　一

## 株式會社　八木本店

一、本店　愛媛縣波止濱町大字波止濱一九七
一、漁區　沿海洲四ケ所

## 株式會社　新東組

一、本社　新潟市入舟町五ノ三七七六
一、漁區　西勘察加　二　東勘察加　二
　オホツク　五

## 八島八郎

一、住所　富山市新湊町放生律一七五四
一、漁區　沿海洲　六、西勘察加　三、蟹　一

## 田代三吉

一、住所　新潟市上大川前通四番町
一、漁區　七ケ所

## 荻布宗太郎

一、居住地　高岡市中原町三六
一、漁區　勘察加　八ケ所

備考　以上の外露領漁業者は別項租借漁區表中に有

# 露國の極東漁業團體

## カムチヤツカ株式會社

略稱「アコ」

一、本店　ハバロフスク市
一、支店　モスクワ、ペトロパウロフスク、アナドキリ、キジガ、オホツク、函館
一、事務本所　浦汐斯德市
一、輸出入業務は駐日露國通商代表部にて代辦

## 一 沿革

勞農政府の極東露領漁業開發を目的として大正十三年（一九二四年）組織されたる國營會社オカロ（オホツク・カムチヤツカ株式會社）の事業を繼承したダリゴスルイブトレスト（極東國營漁業トラスト）は一九二六―二七年度一年間出漁の後其經營漁區域たる沿海地方、黑龍地方、北樺太地方を共手に殘して、東西勘察加及びオホツクは之を手放すこととなつた。そしてこの二地方を中心とする廣汎なる地域、水域の漁業並に一般產業開發の爲一九二七年十月一日ソウエート聯邦國民經濟最高會議に直屬して、國家資本により創立されたものがこのカムチヤツカ株式會社（アコ）である。

同社は創立以來日淺く漸く一年を經るに過ぎないが、漁撈設備の擴張、罐詰工場の增設、蟹工船の創設を始め、勘察加鑛業、毛皮資源の踏查、物資の配給、生產物の輸出等に可なり大きな仕事を跡づけて來た。そしてその事業の規模、資本額等凡ての點で極東露領に於ける他の如何なる露國國營乃至公營漁業機關よりも優勢となり、且つ今後大なる嘱望をかけられてゐる。

## 二 會社の現狀

一、資本金　一千一百萬留
一、一九二六―二八年度取引額　一千七百萬留

## 三 生產高

| | 昭和三年 |
|---|---|
| 紅鮭 | 八五、〇〇〇函 |
| 銀鮭 | 三〇、〇〇〇函 |
| 鱒 | 一〇、〇〇〇函 |
| 計 | 一二五、〇〇〇函 |

## 極東國營漁業トラスト

略稱「ダリゴスルイブトレスト」

一、本社　浦汐斯德市
一、日本との輸出入業務は駐日露國通商代表部にて代辦

本トラストは、「オカロ」と「クルイブ」（極東海產株式會社）等を合併して一九二六年設立、東西カムチヤツカを中心に極東露領の殆んど全漁場にわたり漁業經營し、一九二六―二七年度には漁夫及其他勞働者四千七百五人を雇傭し、六百九萬七千七百留額の生產高を上げ、且つウスカムに近代式罐詰工場を設立し、此建設中火災のため日本漁業關係者等突發したことは尙世人の記憶に新なところである。然るに勞農當局の極東漁業開發方針の變更により、一九二七年十月一日以來前項記述の通り、アコと分立することとなり

## 極東國營通商局

略稱「ダリゴストルグ」

一、本　部　ハバロフスク市
一、日本出張所　東京、函館、神戸

本機關は共名の示す如く國營通商機關で、國內國外の商取引を本業とするも其比較的豐なる資本を生產企業方面にも投下しつゝあり、漁業は其中の最大なもので、一九二四年「オカロ」設立當時の如きも、極東國營漁業部及ツエントロ・ソユーズと共に之に出資し、現在では沿海州及北樺太の鰊鰯、鮭、鱒漁區を多數出漁經營すると共に、一方個人漁業家にも融資して極東露領漁業の上に可なり大きな役割を演じつゝある。

## 極東露領漁業コオペラチヴ同盟

一、本部　浦汐斯德市

極東ソウエート政廳の一九二八年度漁區競賣豫備資料として査定せる極東露領露側民間漁師數は四萬九千三百人に達し、此中約三割に相當する一萬二百七十四人の漁師が二百七十九個の漁業コオペラチヴを組織し彼等は更に極東露領漁業コオペラチヴ同盟なる一個の統一機關を構成してゐるが夫等の中の主なるものは

沿海州コオペラチヴ（プリムソューズ）
北樺太ソウエート漁師コオペラチヴ（ソヴエツスキイ●ルイバーク）
黒龍下流コオペラチヴ（ウスチ●アムールスキイ）
勘察加川下流コオペラチヴ（ウスチ●カムチヤツカ）
等である。彼等は沿海州の鰊並に鰯漁區、勘察加オホツク、黒龍下流の鮭、鱒漁區、北樺太の鰊漁區等全部にわたつて可なり大規模に漁業を營みつゝある。

## リユリ兄弟商會

一、本店　浦汐斯德
一、支店　函館、横濱、上海、哈爾賓

一九〇二年ニコラーエフスクに於て創立以來黒龍江を中心に北樺太、勘察加等に於て漁業に從事し、年々其事業を發展し來り、日露漁業協約成立後も日本漁業家に對し力強い競爭者となり、其取引額の如きも數十萬留に達したが、ロシヤ革命後の政局動搖と殊に一九二〇年尼港事件ではリユリ兄弟の一人が慘殺された外、其企業の上に最も深刻なる打撃を蒙つたが、極東露領漁業に對する深い經驗と企業上の才能とは新經濟政策實施後の勞農當局にスペシヤリストとして認められ、主として露國國家資本の背景の下に勘察加方面に出漁し昭和三年に於てもギジギンスキーに一漁區、アナズイルスキイに二漁區を經營、鮭鱒罐詰六萬五千函を始め、相當の漁獲成績をあげてゐる。

## 「ルイボブロドゥクト」

別名「オホツク、カムチヤツカ漁業會社」

一、本店　浦汐斯德レーニンスカヤ街一番地
一、支店　函館市末廣町九十八番地
ゲ●グリエンコ、ヤ●ボボブ兩氏の共同會社で東西勘察加及オホツクに漁場を經營中。

## ア・エス・フリプコ

一、本部　浦汐斯德市
アレクサンドル●エス●フリプコ氏は勘察加に漁場を經營する露人漁業家でイチンスキイに於ては其後海外の賈客たる米國がロブズターの漁獲制限を行ふや、蟹罐詰は之が代用品として愛用せらるゝに至りしより、需要俄に增加し價格も漸次騰貴したため大正之が製造に從事するもの漸く多く、其工場は北海道から樺太へと展開して終には勘察加方面に進出し、陸上にありては日露漁業條約に基いて大正九年から露國をして蟹漁區を開設せしめ、更に沖合には蟹工船として母船式の漁業を經營することになつた。其發展の速かなる、大正十五年には工場數、北海道、樺太を通じて四十箇所露領十五箇所、蟹工船數は十二隻に達し、其生産數量は卅五萬四千二百函、其價格實に一千三百萬圓と註せられた。

想ふに明治維新以後急激に勃興發達した幾多本邦産業の中で、斯の如く短期間に眼覺ましい發展を遂げたものは恐らく他に類例が無いであろう。殊に一朝彼の蟹工船が出現してからの進歩發達は、其生産數量の激增に於て、更に又た技術の改善に於て眞に驚嘆に値する。而かも粗製濫造の正札付であるかの如き觀ある我國産品中に於て、其品質の優良を以て異彩を放ちつゝあるは實に近來の快事である。

# 日本の工船蟹漁業

## 一　蟹罐事業と蟹工船

我國に於ける蟹罐詰事業の歴史も頗る新らしい。明治四十年の頃稲井縣でズワイ蟹を原料として製造したのが抑々の濫觴であり、其後北海道では根室町和泉庄藏氏が、タラバ蟹で試みたが孰れも失敗に歸して了つた。其漸く世に認められたしの努力の賚であつて、明治四十二年の事である。

殊に一朝彼の蟹工船が出現してからの進歩發達は、其生産數量の激增に於て、更に又た技術の改善に於て眞に驚嘆に値する。而かも粗製濫造の正札付であるかの如き觀ある我國産品中に於て、其品質の優良を以て異彩を放ちつゝあるは實に近來の快事である。

## 二　工船蟹漁業の創始と發展

斯く斯界の發展に資し之が躍進の彈機たりし蟹工船の始めて考案されたのは今から十餘年前の事であつた。大正五、六、七年の三箇年間、毎年六月から八月にかけて水産講習所教授丸川久俊氏は、水産講習所の練習船雲鷹丸の船内で、學生に水理生物學に關する實際的指導を行ひつゝ、オホツク海洋の狀態と鮭、鱒、鱈蟹等の重要水産物に關する調査を試みたが、蟹工船の考案は實に此時に萠されたのであつた。



當時タラバ蟹の漁獲と罐詰製造業は主として北海道、樺太に於て行はれ、大正五年日魯漁業會社は千島幌筵島村山灣に罐詰工場を造つた。そして同會社は幌筵島沿海で漁獲する以外に、勘察加西海岸オゼルナヤ沖合七、八浬の地點に百噸乃至二百噸の帆船三隻を假泊せしめ、各船を母船として川崎船を派出し蟹を漁獲し、之を甲板上にて煮沸し氷雪を利用して冷藏したものを運搬川專門の一小發動汽船で村山灣へ輸送しつゝ罐詰工場へ供給したものであつた。

所が蟹罐詰には原料が極めて新鮮でないと肉が黒變し易い、之には各工場ともに少からず惱まされた。是に於て水産講習所では大正五年雲鷹丸に簡單な罐詰器械を据付けて、船内で蟹罐詰製造試驗を行つたが、幸にも頗る好成績であつた。之が

# 三　創業後の蟹工船出漁實績

（帆は帆船、補帆は補助機關付帆船、汽は汽船）

## （大正九年）

| 船種 | 船名 | 總噸數 | 漁業者 | 製造函數 | 許可函數 | 出漁方面 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 帆 | 昊羽丸 | 一七五、〇〇 | 富山縣水講 | 二八七 | — | — |
| 合計 | 一隻 | 一七五、〇〇 | | 二八七 | | |

## （大正十年）

| 船種 | 船名 | 總噸數 | 漁業者 | 製造函數 | 許可函數 | 出漁方面 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 汽 | 喜多丸 | 二九〇、〇〇 | 和島貞二 | 二、〇六三 | — | — |
| 帆 | 久丸 | 三〇〇、〇〇 | 同右 | 六九七 | — | — |
| 計 | 二隻 | 六八九、〇七 | | 二、七九九 | | |

漁業關係

## （大正十一年）

| 船種 | 船名 | 總噸數 | 漁業者 | 製造函數 | 許可函數 | 出漁方面 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 帆 | 昊羽丸 | 一七五、〇〇 | 富山縣水講 | 一、一六一 | 一、二六一 | 四、〇七〇 |
| 合計 | 一隻 | 一七五、〇〇 | | 一、一六一 | 一、二六一 | 四、〇七〇 |
| 帆 | 鵬丸 | 三九五、三〇 | 日本漁業株式會社 | 一、三八二 | — | — |
| 汽 | 第一敏丸 | 五八八、一二 | 横山俊二郎 | 四、三三九 | — | — |
| 帆 | 喜久丸 | 三〇〇、〇七 | 和島貞二 | 一、五四四 | — | — |
| 計 | 三隻 | 一、二五三、九八 | | 七、二二五 | | |
| 帆 | 北辰丸 | 三三三、〇〇 | 新潟縣水試 | 六七 | — | — |
| 同 | 昊羽丸 | 一七五、〇〇 | 富山縣水講 | 一、〇三九 | — | — |
| 計 | 二隻 | 三八八、〇〇 | | 一、一〇六 | — | — |
| 合計 | 五隻 | 一、六六一、九八 | | 八、三三一 | | |

作ふ船價の暴落せるに乘じて、汽船を以て從業せしを動機として之に做ふもの簇出せんとするに至り、蟹工船の前途必ずや多端なるべしと思はれたので、農林省は大正十二年省令を制定し、爾來蟹工船事業に從事せんとする者は、農林省の許可を要することゝなつた。工船蟹漁業取締規則は即ち之である。

更に母船が今日の如く大型汽船となつたのは、八木貫通氏の英斷に端を啓いてゐる。即ち同氏が大正十二年一般の異論を意とせず、敢然三千噸級の樺太丸を用ゐて異數の成績を擧げてから、蟹工船としては航海の安全と將た漁業、製造能率向上等の見地より、相當大型の汽船が有利なりと確信づけたのであつた。創業以後八年間の工船漁業の趨勢を表示すれば左の如し。

## （大正十二年）

| 船種 | 船名 | 總噸數 | 漁業者 | 製造函數 | 許可函數 | 出漁方面 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 汽 | 旭丸 | 七二、一〇 | 日魯漁業株式會社 | 二五七 | 七、〇〇〇 | 西勘 |
| 同 | 俊和丸 | 三、〇八〇、一六 | 横山俊一郎 | 五、八一九 | 一〇、〇〇〇 | 同 |
| 同 | 第一敏丸 | 五八八、一二 | 同 | 三、三六五 | 六、〇〇〇 | 同 |
| 同 | 吉野山丸 | 五八〇、六三 | 合名會社松葉組 | 一、五五三 | 五、五〇〇 | 同 |
| 補帆 | 寶山丸 | 四八〇、七九 | 大成漁業株式會社 | 三、〇二四 | 三、五〇〇 | 西勘 |
| 同 | 第二千島丸 | 一九一、六五 | 日魯漁業株式會社 | 九四五 | 二、〇〇〇 | 同 |
| 汽 | 第二富美丸 | 六六七、〇九 | 同 | 二、八一〇 | 四、〇〇〇 | 同 |
| 同 | 美保丸 | 四六六、八〇 | 坂本竹次郎 | 三、五三五 | 四、〇〇〇 | 同 |
| 帆 | 太平丸 | 六〇三、四三 | 守山茂松 | 二、五二九 | 四、〇〇〇 | 同 |
| 帆補 | 日鵬丸 | 三四八、五五 | 日本漁業株式會社 | 一、五五〇 | 四、〇〇〇 | 第一二六區 |
| 帆 | 市川丸 | 一七一、三八 | 同 | 一、二七五 | 二五、〇〇〇 | 第一二六區 |
| 同 | 風鵬丸 | 三五五、八〇 | 同 | 一、三四九 | 四、〇〇〇 | 第一二六區 |
| 同 | 南鵬丸 | 一七八、三一 | 同 | 一、〇〇八 | 二、五〇〇 | 第一二六區 |
| 汽 | 肥後丸 | 一、二九二、一五 | 楚邑直次 | 四、〇五三 | 五、〇〇一 | 第六區 |
| 補帆 | 喜久丸 | 三〇〇 | 和島貞二 | 一、一五一 | 四、〇〇〇 | 第一二六區 |
| 計 | 十五隻 | 九、〇七四、九一 | | 三三、九四 | 六七、五〇〇 | |
| 帆 | 吳羽丸 | 一七五、〇〇 | 富山縣水講 | 一、一三三 | | |
| 同 | 北辰丸 | 二三二、〇〇 | 新潟縣水試 | 四八七 | | |
| 計 | 二隻 | 三八八、〇〇 | | 一、六九六 | | |
| 合計 | 十七隻 | 九、四六二、九二 | | 三五、六一〇 | | |

## （大正十三年）

| 船種 | 船名 | 總噸數 | 漁業者 | 製造函數 | 許可函數 | 出漁方面 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 汽 | 第二富美丸 | 六六七、〇九 | 日魯漁業株式會社 | 四一三 | 四、〇〇〇 | 西區 |
| 同 | 樺太丸 | 二、八三一、九三 | 木實通 | 一五、三七八 | 一六、〇〇〇 | 第一、二、三六區 |
| 同 | 肥後丸 | 一、二九二、一五 | 楚邑直次 | 七、三五六 | 九、〇〇〇 | 第六區 |
| 同 | 龍裕丸 | 三、二七一、四七 | 大成漁業株式會社 | 一、二五一 | 一〇、〇〇〇 | 第一二六區 |
| 計 | 四隻 | 六、八三一、九三 | | 三三、九四 | 六七、五〇〇 | |
| 合計 | 四隻 | 六、八三一、九三 | | 一、六九六 | | |
| | | | | 三五、六一〇 | | |

## （大正十四年）

| 船種 | 船名 | 總噸數 | 漁業者 | 製造函數 | 許可函數 | 出漁方面 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 補帆 | 寶山丸 | 四八〇、七九 | 明治漁業株式會社 | 四、〇八 | 三、五〇〇 | 第六區 |
| 汽 | 門司丸 | 二、〇八一、五九 | 松崎龍一 | 三、五〇三 | 八、〇〇〇 | 第六區 |
| 計 | 六隻 | 九、五六一、〇一 | | 四〇、九一七 | 五〇、五〇〇 | |
| 帆 | 吳羽丸 | 一七五、〇〇 | 富山縣水講 | 一、二一六 | — | |
| 計 | 一隻 | 一七五、〇〇 | | 四二、一三三 | | |
| 合計 | 七隻 | 九、七三六、〇一 | | | | |

## （大正十五年）

| 船種 | 船名 | 總噸數 | 漁業者 | 製造函數 | 許可函數 | 出漁方面 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 汽 | 肥後丸 | 一、二九二、一五 | 御船罐詰合資會社 | 八、一三 | 一〇、〇〇〇 | 西勘 |
| 同 | 秩父丸 | 一、四〇七、九 | 松崎龍一 | 九、四三五 | 一〇、〇〇〇 | 同 |
| 同 | 樺太丸 | 二、八三一、九三 | 木實道 | 一〇、八六四 | 一六、〇〇〇 | 同 |
| 同 | 門司丸 | 二、〇八一、五九 | 楚邑直次 | 一六、六九四 | 一〇、〇〇〇 | 同 |
| 同 | 龍裕丸 | 三、二七、四七 | 大成漁業株式會社 | 一五、六一二 | 一〇、〇〇〇 | 同 |
| 同 | 英航丸 | 一、四一〇、三三 | 北辰漁業株式會社 | 一三、三二九 | 一〇、〇〇〇 | 同 |
| 同 | 豐國丸 | 二、四四三、六七 | 楚邑直次 | 一三、一六五 | 一〇、〇〇〇 | 同 |
| 同 | 福一丸 | 二、一三五、二五 | 松田漁業合資會社 | 一一、七六六 | 一〇、〇〇〇 | 同 |
| 計 | 八隻 | 一五、八五三、三四 | | 一〇八、七二一 | 九一、〇〇〇 | — |
| 合計 | 九隻 | 一六、〇一〇、三四 | 富山縣水講 | 一、一九八 | | |
| | | | | 一〇九、五六九 | | |

## （大正十四年）

| 船種 | 船名 | 總噸數 | 漁業者 | 製造函數 | 許可函數 | 出漁方面 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 補帆 | 寶山丸 | 四八〇、七九 | 明治漁業株式會社 | 三、五〇三 | 三、五〇〇 | 第六區 |
| 汽 | 門司丸 | 二、〇八一、五九 | 松崎龍一 | 三、五〇三 | 八、〇〇〇 | 第六區 |
| 計 | 六隻 | 九、五六一、〇一 | | 四〇、九一七 | 五〇、五〇〇 | |
| 帆 | 吳羽丸 | 一七五、〇〇 | 富山縣水講 | 一、二一六 | — | |
| 計 | 一隻 | 一七五、〇〇 | | 四二、一三三 | | |
| 合計 | 七隻 | 九、七三六、〇一 | | | | |

## （昭和二年）

| 船種 | 船名 | 總噸數 | 漁業者 | 製造函數 | 許可函數 | 出漁方面 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 同 | 豐國丸 | 二、三四三、六七 | 楚邑直次 | 二、〇一三 | 一八、〇〇〇 | 同 |
| 同 | 福一丸 | 二、一三五、二五 | 松田漁業合資會社 | 一三、二五九 | 一四、七〇〇 | 同 |
| 同 | 神宮丸 | 二、七六、四六 | 須田孝太郎 | 一九、三〇〇 | 一九、三〇〇 | 同 |
| 同 | 博愛丸 | 二、六五、三六 | 中村精七郎 | 一八、一〇〇 | 一八、一〇〇 | 同 |
| 同 | 遼東丸 | 二、三六三、四四 | 松田漁業合資會社 | 一〇、五八三 | 一〇、一〇〇 | 同 |
| 同 | 嚴島丸 | 三、八六四、五四 | 日正水產株式會社 | 二、四八六 | 三、〇〇〇 | 同 |
| 同 | 美福丸 | 二五八、二四 | 八木實通 | 三、二七六 | 三、四〇〇 | 同 |
| 計 | 十二隻 | 三八、四七三、五九 | | 三八、七四一 | 二〇、三〇〇 | 同 |
| 隻 | 吳羽丸 | 一七五、〇〇 | 富山縣水講 | 一、一〇〇 | — | |
| 計 | 一隻 | 一七五、〇〇 | | 一、一〇〇 | | |
| 合計 | 十三隻 | 三八、四七三、五九 | | 三九、八四二 | | |

## （昭和二年）

| 船種 | 船名 | 總噸數 | 漁業者 | 製造函數 | 許可函數 | 出漁方面 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 汽 | 肥後丸 | 一、二九二、一五 | 御船罐詰合資會社 | 一四、二六二 | 一四、〇〇〇 | 西勘 |
| 同 | 樺太丸 | 二、八三一、九三 | 木實通 | 三一、五三三 | 二七、九四二 | 同 |
| 同 | 門司丸 | 二、〇八一、五九 | 楚邑直次 | 一七、〇〇〇 | 一七、〇〇〇 | 同 |
| 同 | 龍裕丸 | 三、二七、四七 | 大成漁業株式會社 | 二〇、八〇八 | 二〇、四〇〇 | 同 |
| 同 | 英航丸 | 一、四一〇、三三 | 北辰漁業株式會社 | 一三、九二四 | 一八、一〇〇 | 同 |
| 同 | 豐國丸 | 二、四四三、六三 | 楚邑直次 | 一四、〇六三 | 一八、一〇〇 | 同 |
| 同 | 福一丸 | 二、一三六、二五 | 松田漁業合資會社 | 一八、一〇三 | 一八、一〇〇 | 同 |
| 同 | 神宮丸 | 二、七六、四六 | 須田孝太郎 | 一九、三〇三 | 一九、三〇〇 | 同 |
| 同 | 遼東丸 | 二、三六三、四四 | 松田漁業合資會社 | 一〇、五八三 | 一〇、一〇〇 | 同 |
| 同 | 嚴島丸 | 三、八六四、五四 | 日正水產株式會社 | 二、四八六 | 三、〇〇〇 | 同 |
| 同 | 美福丸 | 二五八、二四 | 八木實通 | 三、二七六 | 三、四〇〇 | 同 |
| 計 | 十二隻 | 三八、四七三、五九 | | 三八、七四一 | 二〇、三〇〇 | 同 |
| 隻 | 吳羽丸 | 一七五、〇〇 | 富山縣水講 | 一、一〇〇 | — | |
| 計 | 一隻 | 一七五、〇〇 | | 一、一〇〇 | | |
| 合計 | 十三隻 | 三八、四七三、五九 | | 三九、八四二 | | |

## （昭和三年）

| 船種 | 船名 | 總噸數 | 漁業者 | 製造函數 | 許可函數 | 出漁方面 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 汽 | 門司丸 | 二、〇八一、五九 | 日本工船漁業株式會社 | 三五、五〇 | 一七、〇〇〇 | 西勘 |
| 同 | 英航丸 | 一、四一〇、三三 | 不出漁 | 一四、七〇〇 | 一四、七〇〇 | 同 |
| 同 | 福一丸 | 二、一三五、二五 | 不出漁 | 一五、四七三 | 一七、四〇〇 | 同 |
| 同 | 神宮丸 | 二、七六、四六 | 不出漁 | 三三、一〇〇 | 一九、三〇〇 | 同 |
| 同 | 博愛丸 | 二、六五、三六 | 不出漁 | 一七、七〇〇 | 一八、一〇〇 | 同 |
| 同 | 美福丸 | 二、三六三、四四 | 不出漁 | 二五、六二六 | 二〇、〇〇〇 | 同 |
| 同 | 海幸丸 | 一、五九八、一四 | 不出漁 | 一八、一三〇 | 一七、一〇〇 | 同 |
| 同 | 春海丸 | 一、五七九、一四 | 不出漁 | 一四、六八二 | 一七、〇〇〇 | 同 |
| 計 | 七隻 | 一四、六八二、一四 | | 一三〇、五九六 | 一三、三六遇 | |

| 船名 | 船種 | 總噸數 | 漁業者 | 製造函數 | 許可函數 | 出漁方面 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 合計 | 十八隻 | 四二一三 | （内不出漁四隻） | 三〇三 | 三五六 | 三一、五六 |

注意—昭和三年度は日本、昭和とも各二隻（計四隻）の不出漁工船があつたため、此分の許可函數を各々の出漁工船に振當てた。許可函數より製造函數超過せるものもあるは此理由に依る。

即ち右表に依れば大正九年には富山縣水産講習所の吳羽丸一隻であつたが、翌十年には和島貞二氏始めて民間業者の先驅として氣焰を吐き、十一年には日本漁業、横山、新潟水試の參加により五經營者、五隻となり十二年には更に日魯漁業、松葉組、大成、坂本、守山、埜邑の六者を加へて十一經營者十七隻と激增し、超えて昭和二年には十三經營者、工船十八隻と其高頂に達したのであつた。

昭和三年度の蟹罐詰製造豫想高は、蟹工船業者が一割減の限產協定をした爲に、許可函數卅一萬九千九百廿六函は廿八萬七八千臺に減ずべく、從つて陸上と合算ぜば四十五萬八千四百函内外と計算されてゐた。實際に於て協定の實行如何は危ぶまれてゐたが、天候其の他の關係から昭和二年に比して不漁であつたことは、各出漁工船が前年より平均一週間遲れて漁場を切揚たことで察せられる。限產に加ふるに不漁の噂は、早くも市場を脅かしてゐた、而かも一方輸出狀態は益々好況である。

即ち九月中旬迄の「フアンシー」、「チヨイス」「フエヤー」及「パツスド」各級の輸出高は卅七萬三千三十函、之を前年同期に比すれば十三萬千八百卅七函の增加である。當時卸屋仕入値段はフアンシー四十三圓以上、パツスドA卅三圓以上、パツスドB廿八圓以上であつたが、而かも先物も大手筋偏在の關係上小資業者側は如何に狂奔するも品物を手に入れ得ぬ始末であつた。

所が本年度の工船製造高は三十萬八千九十三函に過ぎなかつた、一割減の限產は略ぼ保たれて、許可函數に比し一萬餘函の減少である。一方輸出方面を見るに十月中に輸出せられしもの七萬二千七百十六函、本年一月以降の累計は四十六萬一千七百十一函、昨年の同期に比して廿一萬四千五百九十四函の輸出增加である。其内約十萬函は昭和二年内餘す所尚ほ二箇月今春を市場を脅威した品不足の聲は、遂に現實化されて了つたのである。

## 四　蟹漁業の科學的調査

事業は斯くも長足の進歩を來たしたが、其漁業の目的物たるタラバ蟹に關する科學的研究に至つては、之を等閑に附せしこと實に言語同斷で、唯だ北海道根室近海產のものに就て僅に二三の化學及生物學的調査があつたに過ぎなかつた。

工船が增加し漁業が激しくなり、小漁業から大規模の事業に遷るに伴ふて、對象物たる漁獲物の移轉狀態とか成長蕃殖と言ふやうな生物學的智識は是非共必要になつて來る。然るに此の基礎的智識は皆無であつた。其將來の漁業率や蕃殖率は怎うなるであらうか、其漁業の生命は果して永遠であろうかと云ふやうな疑問に就ては何人も研究しなかつたのである。

昭和二年、日本蟹罐詰業水產組合聯合會が蟹漁場並に蟹に關する研究調査をば、水產講習所に托したのは遲ればせながらも斯界に對する照明であつた。水產講習所は丸川久俊敎授を主任とし山本宣夫氏を助手とし、同年五、六月を期して精密な調査を遂げ、昭和三年も同樣調査を續け、更に我が蟹漁業に對して一新紀元を劃した。

見來れば我國に於ける蟹罐詰業の發達は、宛ら急轉直下の感を抱かしむるのであるが、勿論其道程には幾多の難關横はり而かも眞に成功の域に到達したのは大正十五年であつた。前揭創業以來の統計は其消息を如實に譚つてゐる。

蓋し前述の如く調査不充分にして、漁區によつて相異る蟹の習性を知らず、工船の裝置不完全にして自働式機械等の設備なく、從つて或は漁期を失し或は豊漁に應ずるに由なくして、原料を腐敗せしめ、又た漁撈方面にありては發動機付川崎漁船を有せず殆んど手押し川崎船にて操業せるが故に、操業面積狹くして而かも天候のため著しく能率を減少され、加之、露國出先官憲の壓迫は少からず斯業の發達を沮害したのであつた。露國官憲の壓迫は所謂る十二浬公海論に其端を發してゐたそして三浬外の我が出漁船にまで干渉の手を延ばして數隻は終に拿捕抑留の憂目に逢つた。

然るに其後漁場の海洋氣象に慣れて自然漁期を延長し、各種の施設漸く完備すると共に一方にありては露國々情の安定と、本邦官憲の出漁船に對する保護取締、就中海軍の保護の徹底し來れることと等は相俟つて大正十五年の好成績となつて現はれて來たのである。

去年。現在に於て蟹工船の確定的漁場は堪察加西海岸沖合に限られてゐる。而かも蟹の蕃殖は左程旺盛でない。依つて農林省は漁場の漁利保續のため、昭和二年十月省令を改正して堪察加西海岸沖合漁場の蟹工船數を十八隻と制限したが、昭和三年は當業者の限產協定により實際出漁せるものは昭和工船會社五隻、日本工船會社九隻の十四隻であつた。

## 五、漁撈對象タラバ蟹

タラバ蟹は動物學上甲殻綱十脚目に屬し、イバラ蟹、タラ蟹又はヲタル蟹の異名がある。露國では沿海州方面の日本海產、オコツク海產並びベーリング海產と產地によつて三別してゐるが、堪察加西海岸沖合のオコツク海產が最も早く世に紹介された關係上、學名もパラリソーデス・カムチヤスカ(Paralithodes Camtschatica)＝Til＝として知られてゐる。

日本海產最も大にしてベーリング海產之に次ぎオコツク海產最も小であるが、罐詰原料としては日本海、オコツク海、ベーリング海產の順序で、ベーリング海產の製品價値は前二者に比して殆んど半減するのが毎である。

雌、雄も亦た形態を異にし雄は雌に比すれば形極めて大きく肉質緊まりて罐罐詰原料としては之のみに限られてゐる而かもタラバ蟹の特性として交尾期以外雌雄同棲せぬことは該族保存上天惠とも言へやう。

漁業の發達と共に蟹の大さが漸次縮少しつゝあるは否むべからざる現象である。大正五、六年頃には堪察加西海岸沖合ですら甲巾八寸のものが稀に漁獲され、七寸八分位のものは少なくなかつたが、昭和二年には七寸が最大で六寸五、六分のものが大きい方になつた。罐詰原料としても五寸以上に限られてゐたが昨今は四寸内外のものまで使用する樣になり、從つて一函に要する蟹の數も次第に多くなつた。即ち六隻分に就て調査された所によると、大正十三年には平均五十二匹、十四年には五十八匹、十五年には六十二匹となつてゐる。更に大正十五年堪察加西海岸沖合で、九百三十匹に就て統計された結果は、雄蟹は胸甲巾平均六寸三分五厘、重量六百九十四匁で雌蟹は四寸内外であつた。

## 六、タラバ蟹分布の概觀

タラバ蟹は寒海に棲息する動物である。千八百十二年始めて堪察加半島沿岸で發見され其分布區域はベーリング海、オコツク海、日本海及太平洋の深部で、漁獲して罐詰にするのはアラスカ、加奈陀の沿岸、堪察加東西海岸、樺太、北海道、朝鮮東海岸沿海州等である。

【北海道】沿岸各地に於ける蟹の減少甚しきため北海道廳は昭和二年二月一日以降五ヶ年間沿岸一帶を禁漁して蕃殖を保護することにした。故に現在北海道で蟹罐詰の出來るのは花咲郡雛島、色丹、國後郡の東南目梨地方、擇捉島單冠灣及び北千島の占守島に過ぎぬ。

【樺太】全島到る所に產し、就中西海岸眞岡近海並に亞庭灣内が多かつたが近年殆んど問題にならぬ。

【堪察加東海岸】アナスターシヤ沖合、グルボーカヤ沖合、モルダロヤ沖合を主とするが西海岸に比すれば豊富で無い。

【堪察加西海岸】領海の内外共に豊富で、現今タラバ蟹の主要漁場であつて我國產蟹罐詰の九割三分は此漁場の供給原料である。領海内に於ては日露漁業條約に基く蟹漁區が、北はソーポリナヤから南オゼルナヤに至る間に十八箇所を算し、領海外は主として蟹工船が操業し毎月四月から九月まで漁業に從事する。重もなる漁場はカララン沖モロセーチナヤ河口沖、ソーポチナヤ沖、イチヤ沖、ウオロフスコイ沖等の各北方漁場でキシカ以南は多少荒廢の傾がある。

【沿海州】沿岸一帶に漁場が陸岸に沿ふて狹長せるため、操業期間短く且つ春蟹、秋蟹の別あり堪察加西海岸の如く連續操業をすることが出來ず漁場價値頗る減少する、サマルガ以北ソヴエートスカヤ灣迄及びオリガ以南浦潮沖合迄が有望視されてゐる。

## 七、漁場區域と漁船並に漁網

イ　漁場　蟹工船の漁場として確定的のものは目

下堪察加西海岸のみであることは前屢々述べた如くであるが、勘海州岸合の日本海、堪察加東岸のベーリング海並に太平洋の北西部等は將來當然開發せらるべき運命を有つてゐる。農林省は此等の漁場を八區に分ちて許可を取扱つてゐるが、同省の分割區域と專門家の各區域推定面積は左の通りである。

| 農林省分割區域 | 陸岸地區 | 面積 |
|---|---|---|
| 第一區（日本海西部北緯四十三度以内） | 沿海州合 | 七〇〇平方浬 |
| 第二區（日本海北西部北緯四十三度以北四十七度以南） | 沿海州合 | 四、〇〇〇 |
| 第三區（日本海北部北緯四十七度以北） | 沿海州合 | 一、〇〇〇 |
| 第四區（オコツク海西部北緯五十八度以南東經百五十度以西） | 樺太東海岸 | 不明 |
| 第五區（オコツク海北部北緯五十八度以北） | オコツク合 | 不明 |
| 第六區（オコツク海東部北緯五十八度以南東經百五十度以東） | 西堪察加合 | 一〇、〇〇〇 |
| 第七區（太平洋北西部北緯五十六度以南東經百五十八度以東） | 東堪察加合 | 三〇〇 |
| 第八區（ベーリング海北緯五十六度以北） | 東堪察加合 | 二、〇〇〇 |
| 合計 | | 一八、〇〇〇 |

**ロ 漁船** 漁船は發動機船と川崎とに分けられる。發動機船は廿馬力乃至六十馬力のセミディゼル機關を据付けた普通の西洋型船で、主なる任務は曳船と漁場探査である。

川崎船は肩巾九尺、敷長四十五尺、投網、揚網一切の漁業に使用さるゝもので十馬力内外のセミディゼル機關か又はフオード揮發油發動機を据付け、一工船に對して三四隻乃至十隻宛位配屬されてゐる。

刺網一反の長さは通常浮子方二十七間半、沈子方二十五間半であるが、過去三年間の工船數及使用網數は次の如くであつた。

| 年度 | 工船數 | 發動機船 | 川崎船 | 刺網反數 | 一隻當刺網數 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 發動機付一同無シ | | |
| 大正一四 | 八 | 一四 | 二 四六 | 六五、〇〇〇反 | 八、二五〇反 |
| 同 一五 | 一二 | 二〇 | 八八 一 | 八六、〇〇〇 | 一五、五〇〇 |
| 昭和 二 | 一五 | 一六 | 九六 一七 | 二五三、〇〇〇 | 一六、八六六 |
| 昭和 三 | 一四 | 一七 | 一〇八 | 二八〇、〇〇〇 | 二〇、〇〇〇 |

**ハ 漁網** 漁網は今では底刺網に限られてゐる。工船蟹漁業取締規則で一尺五寸以下の網目のものの使用を禁止されたので一樣に一尺六寸目以上の網地を使用してゐる。

尙ほ昭和三年度に勘察加へ出漁した蟹工船は十四隻、總噸數二萬八千五百噸、發動機十七隻、川崎船百〇八隻（發動機船をも含む）乘組船員漁夫雜夫を合せて約四千五百人といふ大世帶であつた。そして使用した漁網の長さを全漁期中に延勘定すると一千七百八十里十八町七間、地圖を辿れば堪察加西海岸の中央部ウオロフスコイ漁場から南洋圈内の比律賓群島ミンダオ港に達するといふ始末である。

## 八、各漁場盛衰の大勢

千二三百噸乃至二千噸の蟹工場設置の母船が悠然と錨を下すと、三、四隻乃至十隻の川崎船が電光の如く飛び廻つて日に數百把の底刺網を投網揚網し始めるから、工船の周圍には海底數十浬に亘つて刺網が堵のやうに屏立する、假りに一漁業百日の間に於ける一工船の漁獲數平均百萬尾としても十五隻では千五百萬尾である、然るに蟹の生産はさ程旺盛ではない。加之、罐詰に不適當な雌蟹や小型の幼少なものが少くも一割五分は網にかゝつてくる。勿論其等は復び放養せらるべき筈ではあるが、不親切な漁夫の取扱ひのために大抵は死骸となつて海に葬られる。だから其加速度的の減少は當然の結果と言はねばならぬ。北海道廳が其激減に驚いて一部地方の五年間禁漁を斷行したのは寔に適當の措置であつた。

所が一方勘察加西海岸のみは年と共に漁獲高を增加して、其無盡藏たるやを思はしむるのであるが、だが之も何時まで續くかは疑問である。丸川敎授の推定によれば北緯五十四度から五十八度の間に、甲幅二寸五分以上の蟹が少くも十億尾以上棲息してゐるだらうとのことであるが、而かも同氏も亦た、蟹工船の發達以來其體形の漸次小さくなりつゝある傾向から、頗る將來を悲觀して切りに漁業家の覺醒を促してゐる。



## 九、蟹工船經營の概況

蟹工船は實に我國の發案であつた。所で蟹工船は漁船の取扱を受けず臨時客船として取扱はるゝから漁夫雜役夫の居室は採光、通風、寢室等に對して規定の檢査を受けねばならぬ。更に蟹工船としての具備せねばならぬ特徵は動搖少くして甲板面積大に、貯罐數二箇以上を有し淡水槽多く、貯炭庫の容積も大きくなければならぬ、其他從業員室の設置簡易にして連力大なる必要がある、之れ二千五百噸乃至三千噸の中古半客船が蟹工船として欣ばるゝ所以である。

工船としての施設は言ふ迄もなく罐詰製造の工場裝置と從業員の起居に對する設備である。其他漁船たる川崎船を吊るためのダビットや上甲板上の網干場などの設備もせねばならず、ダビットに就ても檢査規定が設けられてある。

今一隻の蟹工船が川崎漁船八隻と發動機船一隻とを備へて、每日半封度の罐詰三百函を製造する計畫であるとすれば、先づ母船は二千五百噸乃至三千噸でなければならず、之に要する人員は船員卅八名、漁撈部員百卅八名、製造部員は原料部百〇二、工場部六十六を合して百六十八名、監督部員六名、之に炊事係十名を加ふれば乘組員總數は三百六十名の多數となる。

原料は自給自足を原則とする。揚網と同時に蟹刺網を蟹ぐるみ本船の上甲板に揚げて鉤で蟹を取外し、甲羅剝しをやつて煮沸及冷却作業を行ひ、肢割作業によつて肉を採取し、更に肉洗、水切りを了つたら肉を撰別して罐詰にするのである。

蟹罐詰用の罐は罐型によつて三種に區分され、現在の寸法と、一函の罐數は次のやうになつてゐる。

| 罐の種類 | 一封度罐 | 半封度罐 | 四分の一封度罐 |
|---|---|---|---|
| 直徑 | 四吋十六分の三 | 三吋十六分の九 | 三吋十六分の三 |
| 高さ | 二吋十六分の十三 | 二吋十六分の三 | 一吋十六分の九 |
| 一函罐數 | 四十八 | 九十六 | 九十六 |

副産物としては甲羅を人絹糸の原料に利用する以外に蟹粕肥料がある、蟹罐詰製造に際して廢棄する殘滓及甲殼を乾燥したもので、蟹肉付粕と蟹殼粕の二種とし百石で八百五十圓內外の相場である。假に二萬函の蟹罐詰を製造するとすれば蟹の水揚尾數は百廿萬尾內外であるが其一尾の廢棄物の量を二百匁とすれば其總量は廿四萬貫となり、歩留りは二割六分であるから六萬二千四百貫即ち千五百六十石となる。さすれば之が價格は一萬三千五百餘圓、全部の工船では年額廿二萬圓內外と計算されてゐる。原料の減少に伴れて勢ひ經費は增加されねばならぬ。從つて人絹原料なり、肥料なり其廢物利用方法に就ては一層の考慮を拂ふ必要がある。

最近日本蟹罐詰水產組合聯合會所屬橫濱檢查所長石原氏は、蟹罐詰廢品の利用法に成功したと傳へらるゝ。同氏の方法によれば廢品の肉質中の黑變した所を摘出し、肉味の有する臭味をば洗滌によりて脫出し、乾燥の後粉末として適當の調味料を加へサンドウイチ用ペーストとして美味佳良なるものを作製するのである。美味佳良であるとの好評から、大阪の日本魚糧株式會社が此方法で廢品の再製を試みたが、之亦た好成績で三百餘函を製出することが出來た。そこで堂本商會は一函百個入の該ペースト三百函をば亞米利加に向けて初輸出をやつた。其結果如何は本稿締切までに知る由もないが、從來豚の食料以外には利用され得なかつた蟹罐詰廢品が、高級食料品として甦生するに至つては實に斯界に對する寄績的福音である。

## 十、蟹工船企業と採算

蟹工船事業の有利な事業であると云ふことは一般の疑はぬ所であるが、其收支の大要は何人も知らんと欲するところであろう。之に就て斯界の權威三宅、松谷の兩氏は一例として次のやうに算定した。

**イ、漁 勢**

漁 期　四月上旬函館出帆、九月上旬切揚ぐ其間約五ケ月とす。

操業日數　漁期を通じ百十日內外。

漁 船　八隻、十馬力小型發動機付、滿船一時間の速力は三乃至五浬。

發動汽船　一隻、廿五乃至廿八噸、四十馬力內外とす。

**ロ、製 造**

製造能率　一日の製造高三百函內外。

製造總數　一封度●五千函、半封度●一萬五千函

計二萬函、

**ハ、中積船**

五月中旬、六月中旬、七月中旬、八月中旬、各一回宛。

**ニ、漁場**

堪察加西海岸、第六區（北緯五十八度以南、東徑百五十度以東）海岸を距る三浬乃至廿浬。

**ホ、設備**

母船には總噸數二、五〇〇噸級の大型汽船を用ゐ漁船懸垂用のダビツトは徑六吋の堅牢なるものを備へ、罐詰製造に對しては自動製罐機械設備となす。

**ヘ、收支計算**

總收入金　八三八、二五二圓
總支出金　七一五、八六二圓九四錢
差引利益金　一二二、三八七圓〇六錢

**ト、收入內譯**

(1)製品賣上金……七九一、〇〇〇圓

| 罐型 | 等級 | 數重 | 單價 | 金額 |
|---|---|---|---|---|
| 一封度 | 一等品 | 三、二五〇 | 四〇圓 | 一三〇、〇〇〇円 |
| 同 | 三等品 | 一、七五〇 | 二八圓 | 四九、〇〇〇 |
| 半封度 | 一等品 | 九、七五〇 | 四五圓 | 四三八、七五〇 |
| 同 | 三等品 | 五、二五〇 | 三三圓 | 一七三、〇五〇 |

(2)前貸金回收金……三七、二五〇圓
(3)貸付品回收金……一〇、〇〇〇圓

**チ、支出內譯**

(1)本船設備費　一八、八〇〇圓
(2)本船消耗費　二、〇〇〇圓
(3)工場費　一五五、四〇二圓九四
(4)漁撈費　一二九、八〇〇圓
(5)炊事用具　六〇〇圓
(6)電氣及燈火裝置用器具　一、〇〇〇圓
(7)傭船料（七ケ月分）　五六、〇〇〇圓
(8)炭水費　二〇、一一五圓五五
(9)食糧費　二九、〇〇〇圓
(10)艀、仲仕、通船、運搬費　三、三〇八圓五〇
(11)醫療費　八〇〇圓
(12)船渠修繕費　一〇、〇〇〇圓
(13)保險料　一二、〇〇〇圓
(14)中積費　二〇、〇〇〇圓
(15)番屋費　二、〇〇〇圓
(16)給料、歩合及手當　一二七、四二〇圓
(17)前貸金　三七、二五〇圓
(18)慰勞費　二、〇〇〇圓
(19)貸付及支給品　一五、〇〇〇圓
(20)問屋口錢　二六、〇〇〇圓
(21)製品諸掛　一〇、〇〇〇圓
(22)組合費　一四、〇〇〇圓
(23)營業費　一八、三六六圓
(24)諸雜費　五、〇〇〇圓

## 十一、蟹罐詰販路と取引相場の高低

### イ　蟹罐詰消費國と其需要

蟹罐詰の販路の大部分は海外市場である。就中前述の如く北米合衆國がロブスターの代用品として蟹罐詰を嗜好し始めしより以來、我國に於ける年產額の半數は米國市場で消化されてゐる。今後の消長は勿論測り難いが、最近過去四箇年間の消費量統計は左の如くであつた。

**國別消費量統計**

| 輸出先 | 大正十三年 | 大正十四年 | 大正十五年 | 昭和二年 |
|---|---|---|---|---|
| 北米 | 九八、一〇一函 | 一六五、八五六函 | 一八二、一〇六函 | 二二七、七五六函 |
| 加奈陀 | — | — | 一、六七二 | 三、二五〇 |
| 布哇 | 一、七三四 | 三、九六五 | 二、九一九 | 六、二〇七 |
| 英蘭 | 二〇、三二六 | 三五、七一六 | 六九、七四五 | 一二二、一二五 |
| 濠洲 | 二、四八七 | 四、八八五 | 九、三一三 | 一三、八二一 |
| 佛蘭西 | 一、四三〇 | 一、一二九 | 一〇三 | 二、八一六 |
| 獨逸 | — | — | 四、五四四 | 四、三六一 |
| 丁抹 | — | — | 四、二五二 | 九、二七四 |
| 瑞典 | — | — | 三〇〇 | 一、五五二 |
| 其他 | 三、〇四七 | 六、一六六 | 三、四二六 | 一〇、三三五 |
| 合計 | 一二七、一二五 | 二一七、七一七 | 二七八、三八一 | 三八一、四七〇 |
| 日本國內 | 一五、八一五 | 四一、五一六 | 五八、七一八 | 九八、六五五 |
| 總生產額 | 一九五、三八五 | 二六〇、六三七 | 三九六、三三一 | 五二八、九八三 |

【備考】右表外國及內國消費數量が各年度の總生產高と合致せざるは差額が翌年度への持越品となつてゐる爲である。

**ロ、蟹罐詰取引相場の高低**

蟹罐詰を輸出し始めた明治四十二年頃は、一封度四打入一函が僅か九圓位であつたが、其後逐年昂騰して大正十一年にはフアンシー半封度入一函が五十七圓の高値を唱ふるといふ盛況であつた。だが之を大正十四年度に就て見るにフアンシー一封度罐のみでも最低三十四圓五十錢から最高四十二圓五十錢と、一函に就て八圓の開きがあり、翌十五年には最低四十圓から最高四十五圓と、五圓の開きがあつた。而かも同業者の簇出は勢ひ濫獲となり生產過剩となり、終に昭和二年以來の蟹罐界空前の不況を招徠して、製造家、販賣業者共に深刻な傷手を蒙つて了つた。左に聊か其自繩自縛に陷つた經緯を述べやうと思ふ。

## 一二、蟹罐界不況招徠の經緯

我國に於ける蟹罐事業が餘り急激に發展した結果は、大正十四年頃から漸く生產過剩の傾向が顯はれ、昭和二年に至つて愈々之を裏書して了つた。而して此急激な增產の結果は生蟹の輕減を來して遂に樺太、北海道方面に於ては漁場閉鎖の止むを得ざる所すら生ずるに至つた。更に蟹罐工船の漁場である露領堪察加沿岸に於ても未だ出漁中止を必要とする程涸渇しないが、生蟹の形態が漸次小さくなりつゝあることは、畢竟現今の漁獲高が、生蟹の增殖比率以上なるを譚つてゐるのである。

是に於て生產の調節といふ事には、單に需給を合致せしめて價格の維持を圖るといふことばかりでなく、之が資源の涸渇を防ぐといふ意味も出て來るのである。農林省に於ては寧ろ後者の意味を以て從來蟹工船の製造許可數に對し嚴重なる態度を示して來たのであろうが、最近工船の二大合同が出來たのは却つて前者の意味からてあるのは興味ある對照である。就も當局の態度に就ては可なり不徹底の嫌があつたと言はれてゐる。即ち大正十五年から昭和二年にかけて、製造許可數を無視して超過製造した工船に一方では制限をして置きながら、他方では追加許可を與へたとか或は工船の合同を慫慂して一面では新工船の許可をした等は確に本問題を眞面目に考慮して居るや否やをすら疑はしめたのである。

然しそれは當局の罪と言ふよりは寧ろ當業者自體の希望でもあつたろうから今更之を責めたとて詮ない事である。また製造業者の立場になつて見れば算盤づくから來たものであつたかも知れぬ、が、それは單に眼前の利慾にばかり駈られて半年先も判らぬ算盤の彈き方であつた。その結果は直に販賣の上に顯はれて來た。昭和二年春以來生產調節の聲が斯業界各方面を風靡したのも之がためである。乍去、同じ製造家の中にも陸上製造家あり、工船經營者あり、更に特定の販賣者と結び付いてゐた製造家もあつたので、この錯雜せる異つた立場が統一を缺かした爲に遂に合同の機運はあり乍ら其實現を見るに至らずして昭和二年の漁期は終つた。そこで總勘定をして見ると驚く勿れ生產五十二萬函を突破する未曾有の高額に達してゐた。一方之が消費は生產高の激增に伴ふ事が出來ず滯貨は年末尙二十數萬函と云ふ是亦た未曾有の多量を示したのであつた。

從つて値段の如きも昭和二年夏製造家と販賣家と協定して取極めた最低價格フアンシー級半封度罐八打入一函四十一圓、同一封度罐四打入一函三十六圓五十錢は一片の空文に歸し、三十五圓も出せば立派な工船物（FC印）の一等品が買へると言ふ奇現象を呈した。更に外電は某製造大手筋の製品が英國渡しで七十志で相當纏つた數量が引合はされたとすら傳へて來た。之を橫濱渡しに換算すると僅に卅一、二圓にしかつかぬ、フアンシー級一封度物は半封度ものに比して生產數量が割合に少なかつた爲め、半封度もの程甚敷値下りしはしなかつたが標準物である半封度が斯の如き下落をしたので矢張り函當り三、四圓の値下りを呈したフアンシー級に續いて生產高の多いパツスドA級品はフアンシー級を標準として十一、二圓の下鞘に置かれるのが普通であるが、此內地滯貨の處分に苦心した揚句に例の三罐一圓の廉品をやつた。之れが果して妥當の相場であつたろうが、一罐三十錢の關門さへ既に弗々破れかゝつてゐる當時に於て、而かも之が店頭賣の値段であつた。此の中から小賣屋、仲買人、卸問屋特約等の口錢、橫濱から小賣屋店頭迄の小運賃、包裝手入賃、レベル代等を差引き橫濱倉庫渡製造家の手取金を算出するならば如何にそれが安賣りされてゐたかゞ想像出來るのである。

當時の蟹罐詰界市況は叙上の通りであるが、之を製造業者から見れば一人角力に餘り力を入れ過ぎて自らその力負けに終つた觀があつた。と云ふのは、昭和元年度の生產高が既に需要を超過して居た事は、昨年の出漁當時に分つてゐた事であつた。其頃一般の推測は內外の滯貨合せて十萬函內外はあつた筈である、夫故翌昭和二年に於ても製造家として採るべき態度は、生產高を減じて自らも休養し蟹にも增殖の暇を與へ、需給の均衡がとれて市況が健全なる狀態に立直るのを俟つてこそ大に活躍すべきであつた。然るに事此處に出でずして殆ど前々年度に倍加する力瘤を入れて各自製造高の競爭をするやうな態度に出た爲め、結局昭

和元年の最低價格より一割も低い最低價格を取極めたに拘らず更にそれより二割も安い所迄落込まざるを得ない事になつたのである。

假に一函當り當時の値下りを五圓平均と見ると約二百六十萬圓と云ふものを製造家は失つた事となり、前々年度の最低標準價格に比べると一函半均十圓として約五百萬圓の利益がフイになつた事となる、勿論生産高を減じて居れば總資上高も減するのであるから、此數字をその儘に損失として計算する譯にも行くまいが、兎も角も製造家が根本方針を見誤つてゐた爲めに、徒らに働き損の草疲れ儲けに終つた事は明かである。

## 一三、關係業者の協調非協調

然らば右の製造家が失つた所は果して誰の儲となつたか、製造家の賣渡す相手は當然販賣業者であるから蟹罐詰の商人が此利益を得たらうとは一寸考へらるゝ所ではあるが、實際に於ては販賣業者は寧ろ製造家の無謀な大量生産の側杖を喰つた。尤も昨年製造家と販賣業者との關係は昭和元年迄のそれとは全然違つたのが多かつた。即ち昭和元年迄は寧ろ供給不足の形であつたので、各販賣業者は出漁の前から爭つて製造家と契約を取結び、オープニング、プライス或は夫以上の値段で一定數量を買取る約束をしたものであつた。つまり販賣業者は品物の仕込を確實にする爲めに向ふ一ケ年間の危險を冒して居たのである。

然るに昭和元年の生産高が豫想より遙に多く相場漸落の損失か莫大であつたので、翌二年には期せずして自由取引になり各販賣業者は必要の數量だけを其都度の相場で買ふ態度に出たので相場の騰落による危險や一定數量を無理に引取らねばならぬ義務は全然負はずに濟んだのである。乍併斯様に自由な立場となつても、昭和二年のやうな相場の下落に逢つては之も亦た側杖を免れ得るものではない、即ち充分利益ありと思つて買付けて積出した荷物がまだ先方に着かぬ中に、相場が下れば、そこには如實の損失を生ずるし、又例へ賣先の極つたものであつても買手は色々の難癖をつけて必ず値引を要求して來るものである其場合契約を楯に値引に應ぜぬと其後の商賣が出來なくなる處れがあるから孰れにしても甚しい苦境に陷るのである。結局相場の下落によつて利益を得たものは製造家にあらず將た販賣業者でも無い、要するに消費者の利益、即ち外國人の利益となつたのである。蓋し蟹罐詰の消費者は大部分外國人で、從來内地に消費された額は六七萬函が頂上であつた。昭和二年度の様な廉賣ですら十萬函の消化は容易でない、而かも内地消費者に向けらるゝものは大體パッスドA級以下のものが十中八九を占めて居る關係上、價格を標準にして内外の消費比率を求めたなら、如何に大部分が外國に消費されているかゞ判明さるゝと同時に、外國市場の利する所愈々莫大なりしものありしやに想到するであろう。

是に於て當然產れ出たものは日本工船漁業株式會社と昭和工船漁業株式會社との二大合同（之については後述）であり、次いで出來上つたのが日魯漁業に内地陸上製造業者を加へての限產協定である。

こうなると最低標準價格の決定などは問題では無い、要は製造業者と販賣業者との結束である。之さえ確立すれば我國の特產品である以上、買はねば賣らぬと言ふ度胸は自ら生れて來る。日本人が得て外國人にせしめられるのは何時でも此協調を破るからである。此の如き事實を示されて猶目が醒めぬ様ならば最早濟度すべからざる利己一點張りの短見者であり自らが墓穴を掘らんとする者である。然し三社が遂に互讓の結果この協調的精神に立戻つたことは何よりである、是に於て初めて我が蟹罐詰業者全體が健全なる軌道を走り得るのである。

外國人は却々拔目がない、日本人の此結束が某國大使館附の商務官から一度彼地に報導せらるゝや、驚くべし一時はフアンシー級半封度一函の安値十九弗とさへ唱へられてゐたものが漸騰また漸騰、瞬く間に二十五弗半とまで漕ぎ附けたと云ふ事實がある。それ許りでは無く、販賣業者は販賣業者としての立場から輸出組合を作つて製造家側の生產調節を實行し易からしむる様に仕向けて責任を以て之を有利に賣捌く事を保證せんとする態度に出た爲め海外市況は更に約半弗の値上りを示したのに徵するも全豹を窺知し得るであろう。

だが喉元を過ぐれば熱さを忘るゝのは日本人の通有癖である、玆に重ぬて販賣業者にも警告をして置く事がある。夫は吾が北海の特產品であり他に比較するものゝ無い言はゞ吾國の專賣品であるこの貴重なる蟹罐詰を取扱ふのに、仲間同志の小競合に沒頭し拔駈の功名に汲々として事業全體の利害も國家の損失も顧みぬが如き態度は絶對に避けねばならぬ事である。





最低價格の如きも製造家が安賣せねば夫迄だとは云ふものゝ、また一面縱し製造家が安賣りをしても販賣業者が相警めて最低價格を基礎とした値段以下に安賣りせなければ海外市況を惡化せしむる事は無い筈である。然るに製造家が安賣りすると同時にそれによりて他人の地盤の切崩しを試みるから茲に激烈なる値引の競爭が始まり、一ケ所の競爭は忽ち全般に擴がり結局滔々として沮止すべからざる混亂狀態に陷つて了ふ。そして其結果は當然製造家をも壓迫して採算上法外の安値で捨賣せしむる事となるのである。勿論製造家が生產過剩に次ぐに過剩を以てした事が過去の混亂狀態を惹起した禍根に相違ないが、其罪の一般は販賣業者も負はねばならぬ。之に據つて齎に莫大なる國富を失つたのみならず剩え海外の取扱業者の輕侮を招き不滿を買ふに至つては愚や及ぶべからずである。更に又吾人は、露國の國營蟹工船事業の前途の容易に侮るべからざるものあるを見て、一段の猛省を我が當業者に促さざるを得ないのである。

## 一四、日本及昭和二大會社に合同成立

蟹罐事業の高潮は大合同の氣運を醞釀した、言ふ迄も無く各自の希望は打つて一丸とする大同團結であつた。斯くて機運漸く熟せる昭和二年九月卅日、松田漁業北辰漁業を除く全組合員は合同促進協議會を開いたが、甲論乙駁何等具體的成案を見るに由なく、兎も角も當局の意嚮が將來共新規工船の許可並に陸上方面に對して無制限方針では徹底を缺くの惧れありとなし、關係當局者を歷訪して私見を披瀝し其然諾を得たのをせめてもの收獲として散會した。農林省は十月十五日省令第廿一號を以て隻數制限、許可名義の變更等に關する取締規則を公布して合同に對する把愛の大半を一掃した。是に於てか合同案は愈々灼熱して十月十四日全組合員を集合し一擧に假調印を行ふべしとさえ傳へられたのである。

當時の基本案は、合同資本金五百萬圓（十萬株）内七萬五千株（三百七十五萬圓）は現場提供船體（船具漁具製罐機等一切）隻當廿五萬圓）は流動資金として現金拂込、尙從來の西勘察加方面に於ける十五隻を十隻に減船し、操業費を節減して隻別函數を增加すと云ふのであつた。

然るに十月下旬に至つて流產說すら傳はつて來た、之が原因は各經營者の内幕曝露である、負債決濟に對する意見の杆格であつたそして合同派に對する對峙派の確執となり兩々相讓らず終に二大分裂の禍根を作つて了つた。當時各當業者の色別は次の如くであつた。

▲合同派＝共同漁業（門司丸、豐國丸、嚴島丸、神宮丸）―北海工船（釜山丸）―稻垣龍（桑德丸）―樺太產業（廣東丸）―松田漁業（福一丸、遼東丸）

▲對峙派＝八木實通（樺太丸、美福丸）―大成漁業（龍裕丸、肥後丸）―林兼商店（博愛丸）―北辰漁業（英航丸）

▲態度不明＝日魯漁業（豐前丸）―渡邊俊郎（海幸丸）―今井作治（東隆丸）

對峙派の三菱商事系たる大成漁業及八木實通氏等は素より合同案の急先鋒であつた。爲に大合同が破れても決して默視してゐる譯ではなかつた。終に其策動によつて先づ工船五隻を主體とする昭和工船漁業株式會社を設立することゝなり、昭和二年十一月四日發起人會を開いて同月十五日創立總會を召集し、一方、共同漁業を中心とする北工、北鳳、樺產、松田の五社は工船九隻を擁して日本工船漁業會社を組織し、こゝに本邦蟹工船漁業界は一大合同に失敗して二大會社に合同するに至つた。

## 日本工船漁業株式會社

昭和二年十一月十七日創立

### 資本金其他

資本金三百萬圓、株式數六萬株、額面五十圓（全額拂込）

尙ほ函當りは十三圓八十七錢と査定す、依つて各船函數及株の振當左の如し。

〔共同〕八六、三〇〇函＝二八、二三四、株
〔北工〕二〇、二六〇同＝六、五四三、株
〔北鳳〕二〇、〇〇〇同＝六、六七四、株
〔樺產〕二〇、〇〇〇同＝六、五四三、株
〔松田〕三五、四〇〇同＝一二、〇〇六、株
合計一八一、九六〇函＝六〇、〇〇〇株

其後日魯漁業の參加により豐前丸一五、七〇〇函に對する權利讓受金函當貳圓五十錢に對する七百八十五株を各社より按分分割提供することゝなつたが、之と同時に監査役として日魯の三浦良次氏

の就任を見るに至つた、日本工船漁業株式會社の現在に於ける重役並に現在所屬の工船は左の如くである。

### 役員

▲取締役專務、植木憲三（共同）△取締役常務、埜邑直次（北鳳）△同、渡邊藤作（北工）△同茅花安太郎（松田）△同伊東次郎（樺太）▲監査役、上村啓三（共同）△同、上村宇多彌（北拓）△同三浦良次（日魯）

### 所屬工船

| 船名 | 製造許可函數 |
|---|---|
| 豐國丸 | 一八、一〇〇函 |
| 門司丸 | 一七、〇〇〇同 |
| 神宮丸 | 二三、二〇〇同 |
| 嚴島丸 | 二八、〇〇〇同 |
| 福一丸 | 一七、四〇〇同 |
| 遼東丸 | 一七、七〇〇同 |
| 釜山丸 | 一七、一〇〇同 |
| 榮德丸 | 二〇、四〇〇同 |
| 廣東丸 | 二〇、〇〇〇同 |
| △豐前丸 | 一五、七〇〇同 |
| △英航丸 | 六、五〇〇同 |
| △海幸丸 | 六、七〇〇同 |
| 合計 | 二〇七、八〇〇函 |

〔備考〕船名の上に△印あるものは當社と昭和工船會社と共同名義にて許可されしものである。

## 昭和工船漁業株式會社

### 資本金其他

昭和二年十一月四日發起人會を開き、同月十五日創立總會を召集して其組織を了つた。

資本金二百萬圓、四萬株、額面五十圓全額拂込株振當は左記當局許可の函數を基準とす。

〔八木〕樺太丸、美福丸＝五九、二九一函
〔大成〕龍裕丸、肥後丸＝三五、一六九〇
〔林兼〕博愛丸、＝二二、四九一〇

### 役員（昭和三年十二月改選現在）

△取締役（社長）　田村啓三
△同（專務）　八木實通
△同　榎本春之助
△同　三浦立三
△監査役　高橋錬逸
△同　高崎達之助
△同　松崎壽三
〔八木實通〕一二、七八〇株（六、十三萬九千圓）
〔共同漁業〕三二、五〇〇株（百十二萬五千圓）
註－大成漁業と林兼の持株買收による
〔三菱〕四、七二〇株（二、十三萬六千圓）
合計　四萬株＝二百萬圓

### 所屬工船

| 船名 | 製造許可函數 |
|---|---|
| 樺太丸 | 一八、九九〇函 |
| 美福丸 | 一七、四三〇同 |
| 龍祐丸 | 一七、四〇〇同 |
| 肥後丸 | 一一、〇〇五函 |
| 博愛丸 | 二〇、五〇〇同 |
| 春海丸 | 一三、一〇〇同 |
| △英航丸 | 六、五〇〇同 |
| △海幸丸 | 六、七〇〇同 |
| 合計 | 一一二、一二六同 |

## 工船蟹漁業取締規則

之が制定の動機は前項に之を述べた、本令は大正十二年三月を以て制定され、昭和二年十月改正されて今日に及んでゐる、之に依つて更に斯業の輪廓を窺知し得るであらう。

第一條　本則ニ於テ工船蟹漁業ト稱スルハ罐詰製造設備ヲ有スル船舶又ハ之ニ附屬スル漁船ニ依リテ爲ス蟹漁業ヲ謂フ。

第二條　工船蟹漁業ヲ營マムトスル者ハ工船毎ニ願書一通ヲ作リ第一號樣式ニ依ル船舶件名書又ハ船舶國籍證書寫及船舶檢查證書寫並第二號樣式ニ依ル事業計畫書ヲ添ヘ之ヲ農林大臣ニ差出シ許可ヲ受クヘシ。

第三條　船舶件名書ヲ差出シ前條ノ許可ヲ受ケタル者ハ指定期間内ニ船舶國籍證書寫及船舶檢查證書寫ヲ差出スヘシ。

指定期間内ニ前項ノ書類ヲ差出ササルトキハ農林大臣ハ其ノ許可ヲ取消スコトアルヘシ。

第三條ノ二　東徑百五十度以東ノオホーツク海ニ於テ操業スル工船蟹漁業ヘ工船數十八隻以内ニ限リ之ヲ許可ス。



第四條　農林大臣第二條ノ許可ヲ爲シタルトキハ第三號樣式ニ依ル許可證ヲ交付ス但シ前條第一項ノ場合ニ於テハ當該書類ヲ差出シタル後之ヲ交付ス

許可證ハ之ヲ工船内ニ保持スヘシ。

第五條　工船蟹漁業者ハ第四號樣式ニ依リ工船ノ兩舷及附屬漁船ノ見易キ場所ニ許可番號ヲ表記スヘシ。

工船蟹漁業者ハ其使用スル漁網ノ浮子ニ許可番號ヲ烙印スヘシ。

第六條　工船蟹漁業カ許可ノ期間ハ五年トス前項ノ期間ハ申請ニ依リ之ヲ更新スルコトヲ得。

第七條　工船當漁業ハ農林大臣ノ告示シタル禁止區域内ニ於テハ操業スルコトヲ得ス。

第八條　網目一尺五寸以下ノ刺網ハ工船又ハ附屬漁船ニ於テ之ヲ所持シ又ハ使用スルコトヲ得ス。

第九條　工船蟹漁業許可證ニ記載シタル事項ヲ變更セムトスル時ハ農林大臣ノ許可ヲ受クヘシ但シ第十一條ノ規定ニ該當スル場合ニ於テハ此ノ限ニアラス。

農林大臣前項ノ許可ヲ爲シタル時ハ許可證ヲ書換交付ス。

第十條　前條第一項ノ規定ニ該當スル場合ヲ除クノ外工船蟹漁業者其事業計畫書ニ記載シタル事項ヲ變更シタル時ハ其旨届出ヘシ。

第十一條　工船蟹漁業者其氏名住所若ハ船舶ノ名稱ヲ變更シ又ハ許可證ヲ亡失毀損シタル時ハ許可證ノ書換又ハ再交付ヲ申請スヘシ。

第十二條　工船蟹漁業者ハ毎年十二月末日迄ニ其年ノ事業報告書ヲ農林大臣ニ差出スヘシ。

農林大臣必要アリト認ムル時ハ隨時事業報告ノ提出ヲ命スルコトアルヘシ。

第十三條　左ノ場合ニ於テハ工船蟹漁業者ノ有スル全部ノ許可ヲ失フ但シ第一號ノ場合ニ於テ其相續人又ハ合併後存續スル會社若ハ合併ニ因リテ設立シタル會社カ引續キ其漁業ヲ營ム時ハ此ノ限ニアラス。

一、工船蟹漁業者死亡シ又ハ解散シタル時

二、許可ヲ受ケタル船舶滅失シ、沈沒シ、解撤シ又ハ國籍ヲ喪失シタル時

前項但書ノ場合ニ於テハ相續又ハ合併アリタルコトヲ證スル書面ヲ添ヘ死亡又ハ解散ノ日ヨリ三十日内ニ許可證ノ書換ヲ申請スヘシ。

第十三條ノ二　工船蟹漁業ヲ營ム目的ヲ以テ工船ノ讓受又ハ借受ヲ爲スニハ農林大臣ノ許可ヲ受ケタル時ハ其讓渡人又ハ貸付人ニ對シテ爲シタル工船蟹漁業ノ許可ハ爾後工船ノ讓受人又ハ借受人ニ對シ之ヲ爲シタルモノト看做ス。

前項ノ許可ヲ受ケムトスル時ハ第二號樣式ニヨル事業計畫書及工船ノ讓受又ハ借受ヲ證スル書面ヲ具シ契約當事者連署シテ農林大臣ニ出願スヘシ。

農林大臣第一項ノ許可ヲ爲シタル時ハ許可證ヲ書換之ヲ讓受人又ハ借受人ニ交付ス。

第十四條　許可證ノ交付ヲ受ケタル後一年内ニ工船蟹漁業ニ着手セス又ハ引續キ二年以上工船蟹漁業ヲ營マサル時ハ農林大臣ハ其許可ヲ取消スコトアルヘシ。

第十六條　工船蟹漁業者本則ノ規定又ハ本則ニ基ク處分ニ違反シタル時ハ農林大臣ハ工船蟹漁業ヲ停止シ又ハ其許可ヲ制限シ若ハ取消スコトアルヘシ。

前項ノ規定ニ依ル處分ハ當該工船蟹漁業者ノ有スル全部ノ許可ヲ付之ヲ爲スコトアルヘシ。

第十七條　各工船ニ付工船蟹漁業ヲ廢止シ又ハ許可ノ効力消滅シタル時ハ直ニ當該工船ニ對スル許可證ヲ返納スヘシ但シ許可證ヲ返納スル能ハサル時ハ事由ヲ具シ其旨届出ツヘシ。

第十三條　第一項第一號ノ場合ニ於テハ相續人、合併後存續スル會社若ハ合併ニ因リテ設立シタル會社又ハ清算人ニ於テ前項ノ手續ヲ爲スヘシ。

第十八條　工船ノ船長ノ所爲第二十條第一項各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ農林大臣ハ工船蟹漁業者ニ對シ船長ノ變更ヲ命スルコトアルヘシ。

第十九條　以下第廿一條ニ至ル罰則省略。

### 第一號樣式

◇船舶件名書　（計畫又ハ現在）

一、船種及船名
二、船體ノ長幅及深
三、總噸數
四、機關ノ種類及數
五、純馬力又ハ實馬力若ハ公稱馬力
六、速力
七、竣工年月日
八、所有者ノ住所氏名又ハ名稱

**第二號樣式**

◇事業計劃書

一、主ナル製船港
二、操業區域及時期
三、附屬漁船ノ種類、數及大サ
四、漁具及副漁具ノ種類構造及箇數
五、罐詰製造ニ關スル設備（配置圖添付ヲ要ス）
六、罐詰製造最高豫定數
七、乘組員職務別人員數

**第三號樣式**

第　號

工船蟹漁業許可證

住所
氏名又ハ名稱

| | |
|---|---|
| 船種及船名 | |
| 總噸數 | |
| 操業區域 | |
| 漁具ノ種類 | |
| 罐詰製造最高豫定數 | |
| 條件又ハ制限 | |
| 年月日　農林大臣㊞ | |

**第四號樣式**

12

（備考）（1）各文字ノ大サハ一尺五寸大以上、文字ノ太サハ三寸以上、各數字ノ間隔ハ一尺以上二尺以下、輪廓ノ大サハ三寸以上トシ明瞭ニ記載スルヲ要ス。
（2）附屬漁船ニアリテハ其種類及大小ニ應シ前項ニ準シ明瞭ニ記載スルコトヲ要ス。

## 工船蟹漁業禁止區域ノ件

工船蟹漁業禁止區域左ノ通リ定ム

後志國神威岬ヨリ禮文島北端、禮文島北端ヨリ海馬島南端ニ至ル線ノ中點、北見國宗谷岬ヨリ樺太島西能登呂岬ニ至ル線ノ中點、得撫島伸津岬、釧路國尻羽崎ヲ通過スル緯線ト東經百四十六度ノ經線トノ交叉點ヲ經テ尻羽崎ニ至ル線內。

## 「イバラ」蟹ノ雌又ハ胸甲ノ幅五寸未滿ノ雄捕獲禁止ノ件

第一條　「イバラ」蟹（北海道方面方言「タラガニ」又ハ「タラバガニ」）ノ雌又ハ胸甲ノ幅五寸未滿ノ雄ハ之ヲ捕獲スルコトヲ得ス但シ漁具ニ罹リタルモノニシテ生活力ヲ失ヒタルモノハ此限ニアラス。

第二條　前條ノ蟹ハ販賣ノ目的ヲ以テ之ヲ製品トナスコトヲ得ス。

前條ノ蟹又ハ其製品ハ之ヲ販賣シ又ハ販賣ノ目的ヲ以テ所有シ若ハ所持スルコトヲ得ス。

前條第二項ノ規定ハ前條但書ニ該當スル蟹又ハ其罐詰以外ノ製品ニシテ地方長官ノ許可ヲ受ケタルモノニ之ヲ適用セス。

第三條　前二條ノ規定ニ違反シタルモノハ百圓以下ノ罰金ニ處シ其所有シ若クハ所持スル蟹又ハ其製品ハ之ヲ沒收ス。

附則　本令ハ罐詰ニ關スル規定ヲ除クノ外當分ノ內北海道ニ限リ之ヲ施行ス。

## イバラ蟹ノ雌罐詰輸出及輸出ノ目的ニ供スル爲販賣取締方

地方長官ガ內地向トシテ製造スルコトヲ認メタルイバラ蟹ノ雌蟹罐詰ハ農林大臣ノ認可ヲ得ルニアラサレハ之ヲ輸出シ又ハ輸出ノ目的ニ供スル爲販賣スルコトヲ得ス。

前項ノ規定ニ違反シタル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス。

附則　本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス。

## 露國の工船蟹漁業

### 一、蟹工船と領海問題

日本の蟹工船企業と露國とは最近までそれの正常な形においては何等直接の關係も有り得なかつた。蓋し工船の操作する漁場は勘察加西海岸沖合の公海であり、何人も自由に出漁しこの海面を用益する權利を持つてゐたからである。然しそれであるにも拘らず日露兩國間に蟹工船の拿捕問題や射撃問題等屢次激發して夏期年中行事の一つであるかの如く、センセーショナルな世論を煽つたのは全く次の二つに共理由を歸せられねばならぬ。

（一）日本が國際法の規定たる領海三浬說立に脚して三浬外の勘察加西海岸沖を公海とし、之に出漁したに反し、露國は自國法規による領海十二浬說を楯に日本の工船企業現場を自國領海と主張したこと。

（二）日本の蟹工船もしくは蟹漁船が故意若しくは偶然に三浬內の露國領海に進入したこと。

而して（一）は露國政府が日本政府當局に對し昭和二年日本蟹漁船拿捕問題發生の際「露國政府は當分の間領海三浬說を認むる」旨聲明せる事により事實上係爭原因消滅し、（二）は昭和三年夏期に於ても日本工船會社所屬の工船神宮丸並に仲積船神榮丸が過つて露國領海內に侵入したため露國監視船に拿捕され漁期を失した等の事件が勃發したが、然しこれは偶々日本側の過失によつて導かれたのであつて、正規の形態、即ち公海に於ける漁撈に終始する時何等露國との間に問題の起りやうは無いのである。

### 二、露國蟹工船の創始

ところが、此領海問題の外に日露間には昭和三年以來工船蟹漁業に關する特殊關係が發生した。それは勘察加西海岸沖合に於ける露國工船蟹漁業の創始である。

蟹工船其ものは前項記述の如く、日本の創始にかゝり大正十年以來異常なる進歩發展を跡づけて生産に輸出に本邦重要產業の一となつたものであるが、これは遠大なる計畫をもつて極東漁業の將來の一大發展を期する露國漁業當局を刺戟せずには措かなかつた。殊に其漁場が露國西勘察加とすぐ目と鼻の近海であり、其生産品の販途が英米市場に於て完全に保證されてゐることは、露國を發奮せしめ新なる計畫に進出せしめる一要因であつた。

然しながら日本の創始にかゝる蟹工船企業は、其企業組織に於て、殊に其特殊の練達を要する技術に於て他の追從を許さぬものがあり、此點露國の苦心の存するところであつた。殊に露國の蟹工船創始は日本當業者にとつては直接競爭關係者の現出を意味するので、日本側の積極的援助乃至指導を期待し得ず、一度は昭和二年末から三年の初頭にかけて日本蟹工船業者の結束の緩みに乘じ一工船の買收を試みたが、如上の理由により成功を見るに至らなかつた。然し露國は昭和三年より是非共蟹工船を創設して西勘察加公海に出漁せしむる固い決意の下に、買船運動を試み遂に米國及日本に於て各一隻宛を手に入れることに成功した。其買船事情左の如し。

（一）米國汽船チェース號購入——在米露國通商機關「アムトルグ」を通じて沙市所在のインターナショナル、パッキング●カンパニイよりチェース號（四千三百噸）を購入し、レーキ●ワシントン船渠にて之が艤裝を行ひ、船內に完全なる一ラインの罐詰製造機並にワン●カー●レトルト六基を設置して、一日の製造能力五百函の蟹工船を竣成し、之を第一蟹工船と命名して出漁した。

（二）日本汽船泰陽丸購入——極東國營漁業トラスト生產部長ケルネル、船舶技師ローリンド●ノスーリヤ氏等を買船のため日本に派遣し當業者と引合中、大連市植田汽船會社所有船泰陽丸（三七五〇噸）を同社委任者たる神戸市榮町村尾汽船會社池田正直氏との間に商談進捗し、ケルネル氏は取引條件に關し露本國の承認を經買收價格十六萬一千圓を以て昭和三年二月三日駐日露國通商代表部に於て兩當事者間に商談成立を見、露側は同船を神戸にて改造し、且つ同地にて空罐其他機材を積載して浦潮に廻航、完全に艤裝を終り「カムチヤツカ」と命名して出漁した。

以上の外仲積船としてアラスカ、スチームシップ會社の所有船「ナベスナ」號を購入した外モーター船としてクラーケス●ブロワー號を買船した外製品の輸送船として諸威汽船會社からグロスホルム號（三、〇〇〇噸）をも傭船し、工船蟹漁業への進出第一年に於ける諸準備を備へ昭和三年度に蟹罐詰三萬函、價格百三十萬留の生產計畫を立てた。

### 三、昭和三年の業績

此露國極東漁業の上に重要なる一展開を劃する蟹工船企業が如何なる機關を通じて行はれるかといふにそれは極東國營漁業トラスト及び直接勞農政府の監督の下に置かれる國營會社「アコ」（勘察加株式會社）である。即ち第一工船は前者に所屬し「カムチヤツカ」號はアコに所屬してゐる。

前記二工船は蟹工船漁撈並に製造に熟達せる日本漁夫を函館方面に於て雇傭し、且つ漁網大凡三萬七千反を用意し、五月初旬何れも相前後して函館を出帆、勘察加西海岸沖合の漁場に到着し漁撈並に製造を開始した。

然るに露側は勞働法の適用乃至勞働時間の短縮、其他雇傭條件良好なる關係上到底所期の漁撈並に製造能力を發揮すること困難なる可しと邦人側で豫想されたにも拘らず、左の好成績を擧げ八

月十七日日本側に先つて漁場を引揚げた。

| | |
|---|---|
| 第一工船 | 一二、二四七函 |
| カムチヤツカ | 一三、七五五函 |
| 計 | 三五、〇〇二函 |

露國側發表の製罐數、並に製品の品質については始め本邦に於て種々の風評が流布されたが、其後品質は本邦に於て實際に試驗の結果寧ろ邦品を凌ぐ事實が明かにされ、露國が北洋工船蟹漁業界に於て邦人の有力なる競爭者であることが證據立てられた。

因みに露國側製品の販途については二工船の中第一工船の分は在米露國機關アムトルグの手を經て米國市場に賣却され殘る一隻の製品は目下我函館保稅倉庫内に貯藏され居るも近々英商マツケンジー商會の手及在横濱の古屋商店の手を經て夫々英國方面へ輸出される趣である。

## 四、將來の發展計劃

國營アコは昭和三年度の蟹工船漁業の好成績に鑑み昭和四年度には更に工船二隻を增加し四隻を出漁せしむることに決し新工船の中一隻は昭和三年十月英國船ダケスタン號（五七四二噸）を神戸に於て購入の上目下工船として艤裝中であり殘る一隻も亦ダケスタン號と同程度の船舶を駐日露國通商代表部を通じて現在物色中であるから何れは買船されるものと豫想される。

此外露國側では昭和三年度にアコ會社の融資二百萬留を受けて鮭鱒鱒及蟹漁業を經營した露國個人漁業家リユーリ商會が昭和四年度に蟹工船を創業すべく國營側の諒解を得て、工船二隻の準備中であるから之が實現すれば昭和四年度に勘察加公海に出漁する露國側蟹工船は一躍六隻となる譯で日本側が同地方蟹漁資源の枯渇を恐れ、限産協定を實施し更に新なる保護施設を講ぜんと策しつゝある折柄露側の急激なる進展は一般斯業者間に異常な注意を換起しつゝある。

# 日露海獸狩獵關係

明治四十年（一九一二年）米國の主唱に基き、華盛頓に於て膃肭獸及獵虎の蕃殖保護のため日英米露四國間に會議を開催し、北緯三十度以北に於て膃肭獸の海上漁獲の禁止及陸上漁獲に關する件並に膃虎捕獲に關する條約を締結した。其條文左の如し。

## 膃肭獸保護條約

（明治四十四年十二月十四日條約第十三號）

第一條　各締約國ハ相互ニ左ノ事項ヲ約ス各締約國ノ人民又ハ臣民及凡テ其ノ法令條約ニ服從スヘキ者竝其ノ船舶カ本條約ノ有効期間白令海、勘察加海「オコツク」海及日本海ヲ包含スル北緯三十度以北ノ北太平洋ノ海上獵獲ヲ爲スヲ禁止スヘキコト

右ノ禁止ヲ犯シタル者及船舶ハ各締約國ノ海軍將校其ノ他相當ノ權限アル官吏ニ於テ之ヲ拿捕抑留スルヲ得ルコト但シ拿捕ハ他ノ締約國ノ領海内ニ非サル場合ニ限ル

拿捕地最近ノ地點其ノ他互ニ協定スルコトアルヘキ場所ニ於ケル其ノ所屬國ノ當該官吏ニ引渡スヘキコト

右ノ犯罪ヲ審判シ之ニ刑罰ヲ科スルノ權ハ獨リ犯罪者又ハ船舶ノ所屬國官憲ノミ之ヲ有スルコト

右犯罪立證ノ爲必要ナル證人及證據ニシテ苟モ締約國ノ宰領内ニアルモノハ成ルヘク速ニ其ノ犯罪審判ノ管轄權ヲ有スル當該官憲ニ之ヲ提供スヘキコト

第二條　各締約國ハ自國ニ於ケル何レノ港灣タルト其ノ領土内ニ於ケル何レノ場所タルトヲ問ハス第一條ニ揭クル保護區域内ノ洋海ニ於ケル膃肭獸海上獵獲ノ作業ニ關聯スル目的ノ爲何人ニモ又如何ナル船舶ニモ之ヲ使用セシメサルコトヲ約ス

第三條　各締約國ハ第一條ニ揭クル保護區域内ノ北太平洋ノ洋海ニ於テ獵取セラレタル膃肭獸皮及獸群ノ蕃殖地ヲ領有スル締約國各自ノ權内ニ於テ獲取セラレ官ニテ記號ヲ附シ其ノ旨ヲ證明シタルモノヲ除クノ外米露若ハ日本ノ獸群ニ屬シ「カロルヒヌ、アラスカヌス」「カロルヒヌス、ウルシヌス」若ハ「カロルヒヌス、クリレンシス」ト稱スル種族ト看做サレタル膃肭獸皮ハ何レノ締約國ノ版圖内ニモ之ヲ輸入又ハ移致セシメサルコトヲ約ス

第四條　各締約國ハ第一條ニ揭クル洋海ノ沿岸ニ棲息スル印甸人、「アイノ」人、「アリユート」人其ノ他ノ土人カ他船ヲ以テ運搬セラレ又ハ他船ト相關聯シテ使用セラレサル「カヌー」艇ニシテ專ラ櫂ノ類又ハ帆ヲ用ヒテ推進シ一隻ノ乘員五人ヲ超過セサルモノニ依リ從來慣行ノ方法ニ從ヒ銃器ヲ使用スルコトナクシテ膃肭獸ノ海洋獵獲ヲ行フ場合ニ付本條約ノ規定ヲ適用セサルコトヲ約ス但シ右ハ該土人カ他人ニ使用セラレス又共ノ獲取シタル獸皮ヲ他人ニ引渡スノ契約ヲ爲ササル場合ニ限ル

第五條　各締約國ハ其ノ人民若ハ臣民又ハ船舶ニ對シ本條約第一條ニ揭クル洋海ノ何レノ部分タルヲ問ハス其ノ領土ノ海岸線ヨリ三海里外ニ於テ獵虎ノ膃殺、捕獲又ハ追獲ヲ許ササルコトヲ約ス

第六條　各締約國ハ前數條ヲ規定ヲ有効ナラシムルニ必要ナル法令ヲ制定施行シ其ノ違反ニ對スル相當ノ罰則ヲ付スヘキコトヲ約ス

第七條　合衆國、日本國及露西亞國ハ保護ニ付特ニ利害關係ヲ有スル膃肭獸群ノ來集スル洋海ニ於テ前數條ノ規定ヲ實施スルニ必要ナル限リ各自警衛又ハ巡邏ノ設備ヲ爲スヘキコトヲ約ス

第八條　各締約國ハ第一條ニ揭クル禁獵區域内ニ於ケル膃肭獸ノ海上獵獲ヲ防止スル爲適當ニシテ且有用ナル措置ヲ執ルニ付相互ニ協力スヘキコトヲ約ス

第九條　本條約ニ於テ海上獵獲ト稱スルハ如何ナル方法ヲ以テスルヲ問ハス海上ニ於テ膃肭獸ノ獵殺、捕獲又ハ追蹤ヲ爲スヲ謂フ

第十條　合衆國ハ「プリビロフ」島又ハ第一條ニ揭クル洋海ニ在リ將來膃肭獸群ノ來集スルコトアルヘキ同國所屬ノ他ノ島嶼及海岸ニ於テ同國ノ權内ニ於テ年々獲取スル膃肭獸皮ノ總數中數量及價格ノ數量カ其ノ年ニ於ケル公定獵殺數ノ百分ノ十五ヲ超過スル場合ト雖亦同シ但シ合衆國カ島嶼ニ棲息スル土人ノ衣食用又ハ船用ノ外如何ナル目的タルヲ問ハス膃肭獸ノ獵殺ヲ絶對ニ禁止シタル年ニ於テハ此ノ限ニ在ラス此ノ場合ニ於テハ合衆國ハ其ノ禁獵年間獸皮ノ配分ニ代ヘテ大不列顛國及日本國ニ對シ年年各一萬弗ヲ支拂フヘキコトヲ約ス而シテ大不列顛國及日本國ハ獵殺再始後兩國各自ノ受領額ヨリ前項ノ規定ニ依リ前拂金回收ノ爲合衆國カ保留スヘキ獸皮ヲ引去リタル後尙右兩國ノ受領額カ各特定ノ最少限タル一千枚ヲ超過シタル年ニ於テハ合衆國カ該超過獸皮ヲ更ニ保留シテ本項ニ規定スル支拂金ノ回收ニ充當スルノ權利ヲ有スルコトニ同意ス但シ右更ニ保留スヘキ獸皮ノ數量ハ其ノ前項規定ノ市價ニ基キテ算出セラレタル金額カ右支拂金ノ總額ニ年四分ノ利子ヲ加ヘタルモノニ相當スルヲ限度トス

然レトモ合衆國島嶼ニ來集スル膃肭獸ノ總數カ官ノ調査上十萬頭以内ニ下リタル年ニ於テハ膃肭獸ノ獵殺ハ其ノ數カ官ノ調査上再ヒ十萬頭ヲ超過スルニ至ル迄獸皮ノ配分又ハ之ニ相當スル金額ノ支拂ヲ爲スコトナクシテ前記土人ノ生計ニ必要ナル少量ノ供給ヲ除クノ外一切之ヲ停止スルコトヲ得

第十二條　露西亞國ハ「コンマンダー」島又ハ第一條ニ揭クル洋海ニ在リ將來膃肭獸群ノ來集スルコトアルヘキ同國所屬ノ他ヲ島嶼及海岸ニ於テ年々獵取スル膃肭獸皮ノ總數中數量及價格ノ執レヨリスルモ之カ百分ノ十五ニ相當スルモノヲ加奈陀政府ノ公認代表者ニ、同上總數量及價格ノ百分ノ十五ニ相當スルモノヲ日本國政府ノ公認代表者ニ毎獵季ノ終ニ「プリビロフ」島ヨリノ運賃ヲ引去ル」ニ基キ之ヲ爲スヘク若シ該市價ニ付爭議ヲ生シタルトキハ其ノ場合ノ如何ニ依リ或ハ合衆國ト大不列顛國ト或ハ合衆國ト日本ト間ニ協定スル審判官之ヲ決定スヘキモノトス

ノ百分ノ十五ニ相當スルモノヲ日本國政府ノ公認代表者ニ毎獵季ノ終ニ「コンマンダー」島ニ於テ引渡スヘキコトヲ約ス但シ此ノ規定ハ露西亞國カ本條約期間ノ最初ノ五年間何時ニテモ其ノ管轄内ニ在リテ膃肭獸群ノ保存保護又ハ蕃殖ニ必要ナリト認ムル島嶼又ハ海洋ニ於テ膃肭獸皮ヲ獲取スルコトヲ全然停止スルノ權利竝本條約ノ有効期間何レノ獵季ヲ問ハス獸皮ノ獲取數及獵獲ノ方法時期場所ニ關シ獸群ノ保存保護又ハ蕃殖ニ必要ナリト認ムル制限及規定ヲ設クルノ權利ニ對シ何等ノ約束ヲ加フルモノニ非ス尤モ露西亞國ハ本條約期間ノ最後ノ十年間年々其ノ膃肭獸蕃殖地及集合地ニ於ケル膃肭獸總數ノ百分ノ五ヲ下ラサル數ヲ獵殺スヘキコトヲ約ス但シ右ハ上記百分ノ五カ其ノ年ニ上陸スル三歳ノ牡獸ノ百分ノ八十五ヲ超過セサル場合ニ限ル

然レトモ露西亞國島嶼ニ來集スル膃肭獸ノ總數カ官ノ調査上一萬八千頭以内ニ下リタル年ニ於テハ其ノ數カ官ノ調査上再ヒ一萬八千頭ヲ超過スルニ至ル迄前揭獸皮ノ配分ヲ爲サス且島嶼ニ棲息スル土人ノ生計ニ必要ナルモノヲ除ク外一切ノ膃肭獸ノ獵殺ヲ停止スルコトヲ得

第十三條　日本國ハ海豹島又ハ第一條ニ揭クル洋海ニ在リ將來膃肭獸ノ來集スルコトアルヘキ同國所屬ノ他ノ島嶼及海岸ニ於テ年々獲取スル膃肭獸皮ノ總數中數量及價格ノ執レヨリスルモ之カ百分ノ十ニ相當スルモノヲ合衆國政府ノ公認代表者ニ同上總數量及價格ノ百分ノ十ニ相當スルモノヲ加奈陀政府ノ公認代表者又同上總數量及價格ノ百分ノ十ニ相當スルモノヲ露西亞國政府ノ公認代表者ニ毎獵季ノ終ニ海豹島ニ於テ引渡スヘキコトヲ約ス但シ此ノ規定ハ日本國カ本條約期間ノ最初ノ五年間何時ニテモ其ノ管轄内ニ在リテ膃肭獸群ノ保存保護又ハ蕃殖ニ必要ナリト認ムル島嶼又ハ海洋ニ於テ膃肭獸皮ヲ獲取スルコトヲ全然停止スルノ權利竝本條約ノ有効期間何レノ獵季ヲ問ハス獸皮ノ獲取數及獵獲ノ方法時期場所ニ關シ獸群ノ保存保護又ハ蕃殖ニ必要ナリト認ムル制限及規定ヲ設クルノ權利ニ對シ何等ノ約束ヲ加フルモノニ非ス尤モ日本國ハ本條約期間ノ最後ノ十年間年々其ノ膃肭獸蕃殖地及集合地ニ於ケル膃肭獸總數ノ百分ノ五ヲ下ラサル數ヲ獵殺スヘキコトヲ約ス但シ右ハ上記百分ノ五カ其ノ年ニ上陸スル三歳ノ牡獸ノ百分ノ八十五ヲ超過セサル場合ニ限ル

然レトモ日本國島嶼ニ來集スル膃肭獸ノ總數カ官ノ調査上六千五百頭以内ニ下リタル年ニ於テハ其ノ數カ官ノ調査上再ヒ六千五百頭ヲ超過スルニ至ル迄前揭獸皮ノ配分ヲ爲サス且島嶼ニ棲息スル土人ノ生計ニ必要ナルモノヲ除ク外一切ノ膃肭獸ノ獵殺ヲ停止スルコトヲ得

第十四條　大不列顛國ハ第一條ニ揭クル同國所屬ノ島嶼及海岸ニ將來膃肭獸ノ來集スルコトアル場合ニ於テハ本條約期間右獸群ヨリ年々獲取スル膃肭獸皮ノ總數中數量及價格ノ執レヨリスルモ之カ百分ノ十ニ相當スルモノヲ合衆國政府ノ公認代表者ニ同上總數量及價格ノ百分ノ十ニ相當スルモノヲ日本國政府ノ公認代表者ニ同上總數量及價格ノ百分ノ十ニ相當スルモノヲ露西亞國政府ノ公認代表者ニ毎獵季ノ終ニ引渡スヘキコトヲ約ス

第十五條　合衆國及大不列顛國ハ千九百十一年二月七日兩國間ニ締結シタル膃肭獸ニ關スル條約ノ規定ニシテ本條約ノ規定ト牴觸又ハ重複スル部分ニ付テハ本條約ノ規定ヲ以テ之ニ代フヘキコトヲ約ス

第十六條　本條約ハ千九百十一年十二月十五日ヨリ之ヲ實施シ同日ヨリ十五年間及其ノ後締約國中ノ或者ヨリ爾餘ノ締約國ニ對シ爲シダル十二月前ノ書面通告ヲ以テ廢棄セラルル迄引續キ救力ヲ有ス右ノ通告ハ十四年ヲ經過シタルトキハ又ハ其ノ後何時ニテモ之ヲ爲スコトヲ得又本條約終了前何時ニテモ締約國中ノ一國ヨリ請求アルトキハ各締約國ハ直ニ代表者ヲ會合セシメ本條約ノ期間延長及若シ必要アラハ之ト共ニ追加修正ヲ協議シ成ルヘク之ニ同意スヘキコトヲ約ス

## 海獸獵獲禁止法の内容

右條約の結果日本政府は明治四十四年勅令、又翌四十五年法律を以て海上獵業禁止の旨を公布するに至つたのである。

その主なる内容と條約との關係左の如し。

同法第一條　第一項にベーリング海、勘察加海、オコツク海及日本海を包含する北緯三十度以北の北大平洋に於ては膃肭獸の獵獲を爲すことを得ずと規定したのは前記四國條約第一條の結果であり、同條第二項に帝國の海岸より三海里を超ゆる前項の海面に於ては蠟虎の獵獲を爲すことを得ずと規定したのは條約第五條の結果である。法第二條に膃肭獸の陸上獵獲及帝國の海岸より三海里を超えざる範圍内に於ける膃虎の獵蕃殖を害せずして膃虎の海上獵獲を爲さんが爲である。又第四條に膃虎膃肭獸又は其の獸皮は之を帝國内に輸入又は移致することを得ず、但し命令を以て定むるものは此限に在らずと爲したのも條約の結果である。

第二　關係命令、前記法律第四條但書の結果として輸入又は移致し得る膃虎膃肭獸及其の獸皮に關し規定のあるのは當然である。夫は前記法律の施行規則第一條に規定してある。

又大正三年に農林省令を以て海驢又は海豹の獵獲禁止の件を規定して、東經百四十九度以東北緯四十五度以北の場所に於ては官廳の外海驢又は海豹の獵獲を爲すことを得ずと規定し之に罰規定を設けたのは海驢海豹は膃肭獸に對し害敵ではあるが同一地點に存在する場合が多いからして、海驢海豹の獵獲を一般に許せば其の正當なる獵獲でも膃肭獸を驚愕恐怖せしめて蕃殖上害あり、又中には海驢海豹の獵獲を名として膃虎膃肭獸を覘ふものありて條約又は法律の目的を達し難からしむる處もある。依て其獵獲を一般に禁止し害敵驅除の爲にする獵獲に付いては官廳即ち膃虎膃肭獸の保護を主管する農林省自らその必要に應じて獵獲することにしたのである。海驢海豹の皮革利用の問題もあるけれども其の弊が頗る大なりとの主旨で斯の如き規定を設けたものである。

## 條約滿期後の經過

明治四十四年十二月から實施された右四國條約は大正十五年（一九二六年）十二月十四日を以て一應の期限たる十五年を經過した。これより先き日本政府は同條約第十六條の規定に基き大正十五年一月締約國駐剳大使をして同條約修正に關する帝國政府の意志表示を致さしめて以來現在に至るまで之が修正に關する下協議をなしてゐるが締約諸國中米國は尚露國ソウエート政府未承認中であり、英國は昭和二年に至つて露國と國交斷絶し、露國と正式國交を締結せるは唯日本あるのみなので此四國關係の不一致が條約改訂の主なる障害となつて現れ、第一回條約期限滿了後滿二年を經過する現在に至るまで、下調査の上會議開催の運びに至らないでゐるのが、今日に於ては甚だ遺憾の次第である。

明治四十四四國條約締結當時と今日とは禁獵區域たる北太平洋上に現存する膃肭獸の數が非常に變化してゐる。數字を以て之を示せば條約締結當時約二十三萬頭と査定されたものが、今日に於ては正に百萬頭に達するの有樣である。從つて條約締結の目的は大體に於て達成されてゐるが、斯の如く棲息數の增加するにつれてその犧牲となる魚類の數も益々多くなる。殊に我近海に洄游するものの數逐年增加し來る關係から見て我漁業經濟の受ける被害と脅威は莫大なるものあり、かゝる見地から我國としては現行條約を此まゝ存續することは極めて不利であつて輿論がこれを承知しないのである。速に四國間の不一致を解決し、條約を現狀に適應するやう改訂して膃肭獸及膃虎の保護をなすと共に、一方漁業の被害を輕減することは當面の急務である。

# 利權企業

## 日露利權企業概觀

其領有する廣大なる國土の地上及地中、水上及水中に各種の自然的資源を有する露國は其中自力を以て直ちに開發し得ざるもの又は開發するを欲せざものを利權の形で外國資本家に提供し、外國資本並に技術の誘致と、國內勞働力の利用を期するため、一九二〇年十一月二十三日利權法を發布し、經濟上並に法律上の條件を規定した。越えて一九二三年三月中央利權局（グラウコンツエスコム）を設置し、政府の利權政策に遵ひ、外國人との間に利權交涉を行ひ、且つ契約案を人民委員會に提出して裁下を受けることになり、一九二七年九月一日現在の利權企業總數は一百十件に及んでゐる。

日露兩國の間にも此利權關係が成立してゐることは衆知の事實で駐日露國通商代表部內には利權委員會が設置され、現にアニケエフ氏がその委員長、ベークマン氏が責任書記官である。此利權企業關係は日露兩國の經濟的相互關係の重要なる楔で、今後共益々發展の可能性を持つてゐる。それは日本が其國內の重要資源に制限され、經濟的發展上の一大支障を來し、且つ或程度の外國投資の可能と、相當高度の技術を有してゐるに、露國は日本と隣接する極東露領地方に、鑛業・林業を始め各種の未開發資源を有しながら、しかも現在ではそれを開發する資金に乏しく、技術に遲れてゐるといふ一聯の對蹠的な相互關係の上に基礎づけられてゐる。

日露新國交成立以後今日まで我國の企業團體乃至個人によつて獲得された利權の數は八件であつて、その中には今日大なる成果をあげつゝあるもの、例へば北樺太石油並に石炭利權の如きもあれば、殆んど何等の成果を見るなくして遺棄された形となつてゐるもの、例へば田中與太郎のオホツク鑛利權其他があるが、之を利權の性質上二大別する時は日露基本條約の規定に基いて獲得せるものと、個人の資格で獲得せるものとある。此中前者に屬するものは、大正十四年、十五年に勅令並に法令の發布制定を見、利權企業は即ち其基礎を利權契約に置くと共に、其企業組織の形態等を此勅令並に法令に準據してゐるものである。

邦人對露利權の二大別を示せば左の如し。

### A、日露基本條約の基礎に依り獲得した利權

一　北樺太石油利權「東海岸に面するオハ、イハビ、ビリツン、ヌトウ、チヤイオ、ヌイオウイクレツク、カタングリ他に未開油田一千平方露里」利權者—北樺太石油株式會社（一九二五年十二月十四日契約）

二　北樺太石炭利權「西海岸に面せるドウーエ、ウラヂミロフスキー、マーチ」利權者—北樺太鑛業株式會社（一九二五年十二月十四日契約）

三　北樺太石炭利權「東海岸アグネオ川流域」利權者—阪井組合（一九二五年十二月十四日契約）

### B、個人の立場で獲得した利權

一　北樺太石炭利權「東海岸コスチナ川上流」利權者—塚原組合（一九二六年二月二十三日契約）

二　オホツク砂金鑛利權「リヂンスキー」利權者—田中與太郎氏（一九二五年九月二十三日契約

三　沿海川森林利權「沿海州東海岸に面せる第七號、第十號、第十二號林區」利權者—露領林業株式會社（一九二七年四月二日契約）

四　オホツク砂金鑛利權「ウラヂミロフスキー、レブイ、プラウイー」利權者—昭和金鑛株式會社（一九二七年七月十二日契約）

五　一八五四年バラクラワ附近に沈沒せる汽船プリンツ號引揚作業利權、利權者—株式會社深海興業所（一九二七年六月二十八日契約）



## 北樺太利權に關する勅令及法律

朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル條約ニ基ク外國トノ利權契約ニ依リ外國ニ於テ事業ヲ營ムコトヲ目的トスル帝國會社ニ關スル法律ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽

攝政名

大正十四年三月三十日

內閣總理大臣　子爵　加藤高明
農商務大臣　高橋是清
外務大臣　男爵　幣原喜重郎
司法大臣　小川平吉

法律第三十七號

條約ニ基ク外國トノ利權契約ニ依リ外國ニ於テ事業ヲ營ムコトヲ目的トスル帝國會社ニ付テハ勅令ヲ以テ特別ノ規定ヲ設ケ之ニ準據セシムル事ヲ得

附則

本法施行期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

朕大正十四年法律第三十七號條約ニ基ク外國トノ利權契約ニ依リ外國ニ於テ事業ヲ營ムコトヲ目的トスル帝國會社ニ關スル法律ノ施行期日ニ關スル件ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽

攝政名

大正十五年三月五日

內閣總理大臣　若槻禮次郎
外務大臣　幣原喜重郎
司法大臣　江木翼
商工大臣　片岡直溫

勅令第八號

大正十四年法律第三十七號ハ大正十五年三月十日ヨリ之ヲ施行ス

朕日本國及ソヴイエト社會主義共和國聯邦間ノ關係ヲ律スル基本的法則ニ關スル條約關係議定書乙ニ基ク利權契約ニ依リ北樺太ニ於テ石油又ハ石炭ノ採掘ニ關スル事業ヲ營ムコトヲ目的トスル帝國株式會社ニ關スル件ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽

攝政名

大正十五年三月五日

內閣總理大臣　若槻禮次郎
商工大臣　片岡直溫

勅令第九號

第一條　日本國及ソヴエイト社會主義共和國聯邦間ノ關係ヲ律スル基本的法則ニ關スル條約關係議定書(乙)ニ基ク利權契約ニ依リ北樺太ニ於テ石油又ハ石炭ノ掘採ニ關スル事業ヲ營ムコトヲ目的トスル帝國株式會社ニ關シテハ本令ニ別段ノ定アルモノヲ除クノ外商法及付屬法令ノ規定ヲ適用ス

第二條　會社ノ發起人ハ株金第一回拂込前定款及事業目論見書ヲ具シ商工大臣ニ會社設立ノ免許ヲ申請スヘシ

前項ノ免許ノ申請ニハ株式申込證ノ謄本ヲ添付スヘシ

第三條　株式ハ記名式トシ帝國臣民又ハ帝國法令ニ依リ設立シタル法人ニシテ議決權ノ過半數カ外國人若ハ外國法人ニ屬セサルモノニ非サレハ之ヲ所有スルコトヲ得ス

第四條　定款變更、合併及解散ノ決議並重要財產ノ讓渡ハ商工大臣ノ認可ヲ受クヘシ

前項ノ重要財產ノ範圍ハ商工大臣之ヲ指定ス

第五條　會社ハ營業年度每ニ事業計畫ヲ定メ收支豫算ヲ添ヘ商工大臣ノ認可ヲ受クヘシ

事業計畫ヲ變更セムトスルトキ亦前項ニ同シ

第一項ノ認可ノ申請ハ營業年度開始三月前ニ之ヲ爲スヘシ但初營業年度ニ於テハ會社ノ設立登記後二月以內ニ之ヲ爲スヘシ

第六條　商工大臣ハ必要アリト認ムルトキハ位置及深度ヲ指定シテ試掘ヲ命シ其ノ他事業計畫ノ變更ヲ命スルコトヲ得

第七條　會社ノ採取シタル石油ニ付テハ政府ハ時價ヲ標準トシ優先シテ之ヲ購入スルコトヲ得

第八條　會社ノ採取シタル石油ノ購入ニ付テハ隨意契約ニ依ルコトヲ得

第九條　政府ノ北樺太ニ於ケル財產ヲ會社ニ對ヲシテ讓渡ス場合ニ於テハ其ノ代價ハ會社ノ設立登記後四年目以後ニ於テ其配當シ得ヘキ利益金額カ拂込資本金額ニ對シ一年百分ノ十ノ割合ヲ起過シタル年ノ翌年ヨリ起算シ十年以內ニ於テ之ヲ年賦償還セシムルコトヲ得

第十條　會社ハ商工大臣ノ認可ヲ受クルニ非サレ

ハ利益金ノ處分スルコトヲ得ス

第十一條　每營業年度ニ於テ配當シ得ヘキ利益金額カ拂込資本金額ニ對シ一年百分ノ十五ノ割合ヲ超過スルトキハ會社ハ該超過額ノ二分ノ一ヲ政府ニ納付スヘシ但シ當該營業年度ヲ除キ其ノ前三年ニ包含セラルル營業年度ニ於ケル配當シ得ヘキ利益金額（該利益金額中政府ニ納付シタル金額アルトキハ之ヲ控除ス）ヲ通算シ拂込資本金額ニ對シ一年百分ノ十五ノ割合ニ達セサルトキハ其ノ不足額ヲ當該營業年度ニ於ケル配當シ得ヘキ利益金額ヨリ控除シ其ノ殘額カ拂込資本金額ニ對シ一年百分ノ十五ノ割合ヲ超過スル場合ニ限リ會社ハ該超過額ノ二分ノ一ヲ政府ニ納付スヘシ

第十二條　會社ハ定時總會開會前ニ財産目錄、貸借對照表、營業報告書、損益計算書收支決算書及株主名簿ヲ商工大臣ニ提出スヘシ

第十三條　商工大臣ハ必要アリト認ムルトキハ會社ノ業務若ハ財產ノ狀況ノ報告ヲ命シ又ハ官吏ヲシテ之ヲ檢査セシムルコトヲ得

第十四條　商工大臣ハ會社ノ業務ニ關シ監督上必要ナル命令ヲ發スルコトヲ得

第十五條　商工大臣ハ會社ノ決議、法令若ハ定款ニ違反シ又ハ公益ヲ害スト認メタルトキハ其ノ友議ヲ取消スコトヲ得、商工大臣ハ取締役ノ行爲法令若ハ定款ニ違反シ若ハ公益ヲ害スト認メタルトキ又ハ取締役商工大臣ノ命シタル事項ヲ執行セサルトキハ之ヲ解任スルコトヲ得

第十六條　第五條、第六條、第九條及第十條ノ規定ハ石炭ノ掘採ニ關スル事業ヲ營ムコトヲ目的トスル會社ニ關シテハ之ヲ適用セス

附　則

本令ハ大正十五年三月十日ヨリ之ヲ施行ス

# 北樺太石油利權

## 利權者北樺太石油株式會社

## 利權交渉經過

### 一、はしがき

北樺太石油株式會社對露利權契約の締結は大正十四年十二月十四日のことであつた。我全權はヨツフエ氏で、之により露里共に其五割は確實に我國の利權に屬することになつたのである。若し夫れ北樺太油田の絕對的價値如何を論ずれば、或は幾多の異見があるかも知れぬ。乍去、少くも我國の現情と極東露領に對しては資源として特殊の重要性を帶びてゐる。從つて其利權を割くもの之を受くるもの共に一層の眞劍味を見せてゐたのである。之れ玆に頁を割愛して其經過の概要を述ぶる所以である。

### 二、全權代表の詮衡難

北京條約の規定に依れば、樺太の引渡條約締結後五箇月間內に細目協定を取極めねばならぬことになつてゐる。所で契約調印後會社成立の上は社長になる人も決定せねばならぬ。然るに右代表者と社長は不可分といふ事で、之には我實業連も磁石の如く露國側全權ヨツフエ氏を中心として集まつた。而して露國側では、現在彼地にある一切の財產はソヴイエート政府に所屬すべきものであると主張したのである。共理由として彼等は、露國の契約は利權法といふ法律を基礎としてゐるが、財產は利權者に使用せしむるが其所有權はソヴイエート政府にあるといふ事であつて、それでソヴイエートでは所有權は有つて居るけれども處分權に就ては拘束を受けて居る、又利權者は所有權を有つてゐる、それ故に利權者としては企業に差支ない以上は所有權なぞ怎うでも好からうといふのであつた。

乍去、北京條約中の交換公文中には財產を列擧してある。兩々相譲らず終に兩國政府間の懸案に移された。

更に生產物の五割買上優先權問題も頗る難事であつたが、最後の十二時近くなつて先方の全權クレウツチ氏の友誼的譲歩によつて削除され、地域問題の坑區割方に至りては十二月四日夜に至つて漸く解決されたと云ふ如き難關であつた。

其他勞働條件、先方に對する負擔、使用料社會保險料等の協議に至つては、彼我國情の相違と、多雜なる露國財政狀態に原因して、孰れも危機を孕まざるはなかつたが、先方に對する負擔に就ては、五割買上優先權の削除の代償的に我先づ譲歩し、其他に關しては悉く露國側より好意的譲歩を示して其局を結んだのであつた。

其成敗の蹟を顧みれば、之亦た若干望蜀の感を抱かしむるの餘地なしと誰が言ひ得やう、去年僅々四箇月の短時日の間に一般の決裂の豫想を裏切つて、此の如き難問題を解決し得た所以ものは素直なる我が中里全權の態度と、熱血兒グレウツチ全權の誠意の賚物であつた。左に示すものは同利權契約の大綱である。

## 利權契約要項

### 一、利權の目的

北樺太東海岸の既開油田未開油田（別記の通り）の試掘採掘並に共附帶事業

### 二、地　域

A、既開油田（別表の通り）

B、未開油田（壹千平方露里）

（イ）本地域の選定は契約締結後一ケ年內に露國政府と利權者雙方協定の上決定す

（ロ）右地域確定の上は其地域內に於て九六〇「デシヤチン」（三・一七六一七・六坪）の地積を有する試掘區域を數ヶ箇所に制限なく利權者之を選定し試掘することを得右九六〇「デシヤチン」の形狀は南北に參、東西に貳の比なる形にして更に之を壹區劃八〇「デシヤチン」其形狀は東西に貳南北に壹なる比の短形十二個二列に區分す

（ハ）前記試掘區域が調査試掘の結果、採掘價値決定せば、八〇デシヤチンの正方形二個に分ち（結局九六〇デシヤチンの試掘區域を市松





四十七箇條の條項中尙ほ保留中のもの十六條、而かも何れも難問である。十月十五日は樺太徹兵後滿五箇月であると同時に、本協定の豫定の調印日であるけれども、之では如何にしても致方は無い、終に會議を十一月三十日迄即ち一箇月半延長することゝなつた。之より双方共に全勢力を傾注して連日連夜審議を重ね共進捗を計つたが形成愈々混沌、就中拾一月二十二日頃の有樣は、一般をして危惧の感を懷かしめたのであつたが、兩全權は會議以外に或は懇談又は私的會見を逐げて只管相互の諒解を圖つた結果、二十八日に至つて俄然局面轉回して、一切の條項を議了せるは實に最後の十一月三十日夜十二時、越えて十二月四日兩全權の間に假調印行はれ、其後露國側に於ける最高經濟會議並に內閣會議の諮詢を了るを待ち、漸く十二月十四日に正式の調印を了つたのである。

露國側の全權はヨツフエ氏病氣のために、其後グレウイツチ氏に代はつた。契約條項は四十七箇條なりしもの最後に四十八箇條となつたが、其中大體に於て第一條から第九條迄は權利義務の關係、第十條より第十六條迄は地域の問題、次がロヤルテーと稅の問題、それから輸出入に關する條項、技術問題、勞働條件、無線電信問題等で其他は事務的の事柄であるが、難題中の難題は財產の所有權問題、地域の問題、勞働法の適用、ロヤルテーの問題、買上優先權の問題等であつた。

### 四、彼我意見の杆格

財產所有權に就て彼我見解の相違は、日本が軍事占領以後政府又は民間で施設した財產は當然日本のものである、而して今次利權契約を結んで後日此の契約が滿期となり、露西亞政府に返還する場合には、一切の財產は露國政府が當然買上げて呉れるものであると信じてゐたのが我が全權の考へであつた。所が露國側では、現在彼地にある一切の財產はソヴイエート政府に所屬すべきものであると主張したのである。共理由として彼等は、露國の契約は利權法といふ法律を基礎としてゐるが、財產は利權者に使用せしむるが其所有權はソヴイエート政府にあるといふ事であつて、それでソヴイエートでは所有權は有つて居るけれども處分權に就ては拘束を受けて居る、又利權者は所有權を有つてゐる、それ故に利權者としては企業に差支ない以上は所有權なぞ怎うでも好からうといふのであつた。

乍去、北京條約中の交換公文中には財產を列擧してある。兩々相譲らず終に兩國政府間の懸案に移された。

更に生產物の五割買上優先權問題も頗る難事であつたが、最後の十二時近くなつて先方の全權クレウツチ氏の友誼的譲歩によつて削除され、地域問題の坑區割方に至りては十二月四日夜に至つて漸く解決されたと云ふ如き難關であつた。

其他勞働條件、先方に對する負擔、使用料社會保險料等の協議に至つては、彼我國情の相違と、多雜なる露國財政狀態に原因して、孰れも危機を孕まざるはなかつたが、先方に對する負擔に就ては、五割買上優先權の削除の代償的に我先づ譲歩は、其他に關しては悉く露國側より好意的譲歩を

形とす）政府は各正方形を北京條約の例に倣ひ交互に割き取る權利を有す、若し利權者の出油井が政府鑛區に入りしときは其油井を含む部分を利權者に與ふ

（ニ）試掘期限　十一ヶ年間契約の効力發生日（一九二五年十二月三十日）より起算す

## 三、利權期間

四十五ヶ年（契約効力發生日一九二五年十二月十四日）

## 四、利權者の特典並に權利

（イ）產出物の無稅輸出の特典
（ロ）事業用品並に從業員用食糧等の無關稅輸入
（ハ）事業用材伐採權
（ニ）土地、水面、水力の使用權
（ホ）事業用電話線架設の權利
（ヘ）築港施設權
（ト）工作物施設の權利
（チ）附帶設備をなすの權利
（リ）送油管敷設權
（ヌ）農事施設の權利
（ル）既設無線電信所（オハ、チヤイオ）の使用權並に新設の權利
（ヲ）船舶入港の權利

前記の權利は無償にて附與せらるべし

## 五、利權者の義務

A報償

（一）報償率

（イ）普通井の場合　三萬噸まで總生產高の五%一萬噸を增すことに貳厘五毛を增率し四十五萬噸の時一五%となる

（ロ）噴油井の場合　拾噸までは普通井と見做す、十噸乃至五十噸迄一五%それより十噸を增す每に五%增率し百噸以上に至つて四五%となる

「ガソリン・ブラツト」一千立方尺に對し二「ガロン」迄一〇%一「ガロン」增す每に五%增率し六「ガロン」以上は三五%とす

（二）報償支拂方法　金納單一制とす此場合算出方は「ボーメー」二五度以下は加州原油山元値段「ボーメー」二五度以上は「メキシコ」灣原油値段に依るものとす、但し橫濱市價及樺太運賃の公定を見たる場合は同市價より運賃保險料其他諸掛りを控除したるものに依ことを得

B課稅　單　稅とし生產高に對する三、八四%算出は報償の場合と同じ

C社會保險　勞働者の賃銀總額に對する一六%每年支拂ふこと

D火災保險　利權企業を組成する財產中罹災の憂少なきものを列擧して附保の義務なき事とし罹災の際保險金を利權者名義にて國立銀行に預入れ復興の爲めに使用し得

E露國政府財產使用料　政府財產は利權者の希望するものに限り引渡を受け每年之が使用料として右財產の評價の四分を納入するものとす（當該財產の評價は兩者協定の上之を決定す）利權地域の現存財產中如何なるものが政府の所屬のものなるかは爾來日露兩國政府間の交涉に依り決定するものとす。

## 六、產油優先買上權

露國政府に買上權なし

## 七、勞働者並に從業員雇傭

A勞働法の適用を受く

B傭入割合

左記割合にて外國人（露國人にあらざるもの）雇入することを得

（イ）事務員、技術員、高級勞働者五〇%

（ロ）中位以下勞働者二五%

但し管理者、工場長、各部長は右の制限を受くることなし浦潮勞働部長が前記の場合に依るものを供給し能はざる場合には利權者は其不足數だけ任意に雇傭し得べく浦潮支部が供給したる外國人（露國人にあらざるもの）はABの區別に關係なきものとす非常の場合起りしときは任意に技術者及勞働者を雇傭することを得

C募集は每年四月及七月十日迄に浦潮勞働支部に申出ること

前記雇傭關係の規定は大正十五年航海終期迄之を猶豫するものとす

## 八、爭議調停條項

本契約並に附屬書及補充書の解釋及實行に關し政府並に利權者間の凡ての爭議及不一致はソヴイエト社會主義共和國聯邦大審院之を決定す

利權者並に第三者との間に於ける私權の性質を帶びたる例へば國營機關一般組合其他の機關及び個人間の爭議は通常三方法によりソヴイエト社會主義共和國聯邦裁判機關之を決定す本條は



相互の合意により兩者間の爭議解決を第三者の審問に移すことの權利を排除するものに非ず

## 九、其他要項

利權期間滿了の際引渡すべき財產に對する政府の補償

A利權期間最後の十ヶ年間に設備したるものにして償却未濟の額に就ては財產引渡後政府より利權者に對し之を支拂ふこと

B償却率、石造建物、「タンク」鐵管三%、機械及設備、七%、本造建物及艀、五%

九、利權企業を組成する財產は之を沒取徵發其他强制處分の目的と爲すことを得ず

十、本契約中別段の規定なき限り利權者は現行の法律及將來公布せらるべき一般法律並に法律に基く官憲の命令處分を遵守すべし

十一、中央政府又は地方官憲の命令其他の規定又は處分力本契約に依る利權者の權利を制限し又は無効たらしめたるときは政府は其損害を賠償す

十二、政府は其一方的意思に依り契約の効力を制限し又は無効たらしむることなし

猶ほ契約全條項は四十數項であつて右は其の中の重要條項中決定したること明かなるものであるが殘る條項は手續上の問題及び利權者と露國政府との間に爭議の起りたる際に採るべき調停方法の問題でそして調停方法は次の如く決定したのである。

### 既開各油田、面積

| 油田 | 名形狀 | 全面積 | 一地區の面積 | 地區數 |
|---|---|---|---|---|
| オハ | 長方形 | 九二五、〇五デ（二、五〇〇、エ） | 三三、乃至三五、デ三〇 | （三三—一〇 三五—二〇） |
| エハビ | 正方形 | 五九一、六九デ（一、六〇〇エ） | 三七、デ | 一六 |
| ピリツン | 長方形 | 四四三、七六デ（一、二〇〇、エ） | 三七、デ | 一三 |
| ヌトヲ | 多角形 | 九二五、〇三デ（二、五〇〇、エ） | 三八、五デ | 二四 |
| チヤイオ | 正方形 | 四四三、七六デ（一、二〇〇、エ） | 二七、七五デ | 一六 |
| ヌイオ | 正方形 | 五九一、六九デ（一、六〇〇、エ） | 三七デ | 一六 |
| ウイクレツク | 長方形 | 二九五、八四デ（八〇〇、エ） | 二四、デ | 一三 |
| カタングリ | 正方形 | 五九一、六九デ（一、六〇〇、エ） | 三七、デ | 一六 |
| 「デ」は デシヤーチン | （一デシヤーチン） | 三、三二四坪八三八） | | |
| 「エ」は エーカー | （一）エーカー | 一、二二四坪） | | |

## 北樺太油田試掘地積の利權契約締結

北樺太未開發油田の名に呼ばれる試掘地域一千平方露里、即ち我三億四千萬坪に亘る地區の利權協定は、前記石油利權契約締結當時露國側にて未調査の故を以て調印後一ヶ年內に双方協議の上決定することとなつてゐたので、北樺太石油會社は大正十五年十一月成富道正古澤覺本氏等を交涉委員として露都に派遣し、同年十一月二十五日露國側と中央利權委員會に於て第一回交涉を開始以來折衝を重ねること十一回、技術會議五回に及び既に疑問視せられてゐた北京條約議定書（乙）第二項の地積問題については果せるかな兩國間に解釋上の相違を來し日本側が各地の試掘地積を提議したるに對し露國側は未調査なるツイミ川沿岸の一ヶ所を主張して讓らず之が爲め交涉は一時危機に瀕したが元來此の利權には兩國間に利害共通點を有する故レーニン氏の記念祭當日に至り俄然交涉局面の開展を見一月二十九日假調印、二月十八日駐露田中大使立合の席上代表成富道正氏對クリブヰシエフ氏に依つて正式調印が行はれたのである。

### 利權契約大要

一、利權地積は1北部オハ、2エハビ、3クヰドヰラリン、4ポロマイ、5北部ボアターシン、6南部ボアターシン、7チエメルニインーグーキ、8ガタノキーノオグリン9ムヰングーコンギ、10チヤクレーナンピーチヤムグウ、11ヴエ

ンゲリーボリシャーツブウジの十一ケ所合計里一千平方露

二、利權期限千九百二十五年十二月十四日（既開油田契約當日）より四十五ケ年とし試掘期限は十ケ年とす

三、利權者は十ケ年の試掘期間内に採掘さるべき鑛區をソヴイエト鑛業監督官に報告し採掘鑛區を設定する事

四、採掘鑛區は一九二五年十二月十四日の利權契約に基きソヴイエト政府と利權者が市松方形に分割す

五、試掘中の採油に對する報償は千九百二十五年十二月十四日の契約に依る

因みに此試掘利權は昭和二年中に商工省から七萬五千餘圓の助成金を得て地質調査に着手し、同年度中に四地方丈けは既に調査結了し、採掘鑛區八箇所の劃定作業も約三分の二を年度末までに了り、翌昭和三年度に於ては北オハ及カンタグリーに鋼式各一抗を掘鑿し、其他鑛區劃定地質調査、地形測量等の諸作業にも多くの勢力を跡づけた。

## 同社の勞働團體契約

露國領土に於て利權を獲得せる外國人は凡て其現地に於ける作業遂行上の勞働には露國勞働法の適用を受けなければならぬ。

北樺太利權會社も其例に洩れず、北樺太の現場に於ける勞働に對しこの露國の社會主義的勞働法の適用を受け、勞働賃銀、勞働時間、傭入、解雇補償、敎化、爭議解決方法等全勞働條件はこの勞働法に準據して會社と露國鑛山勞働組合との間に締結されたる勞働團體契約の決定するところとなつてゐる。從つてこの勞働團體契約が利權企業そのものの浮沈の鍵を握る程重要性を有してゐることは、我露領林業利權の現狀が如實に之を證明してゐるところである。

北樺太石油會社の最初の勞働團體契約は、會社創立後間も無く即ち大正十五年九月四日會社派遣代表と露國鑛山勞働組合中央委員會代表アブラモーキツチ氏との間に月餘の難交渉を費して締結された。ところで此契約期間は一年なので一年目即ち翌昭和二年九月には更新される必要があり、此第二回目の契約改訂交渉は、勞働組合側の勞銀値上要求を中心に兩者の意見一致を見す紛糾に紛糾を重ね、四箇月の日子を費して漸く妥協一致を見るに至つた。

第三回目の改訂交涉は去る九月初旬以來ハバロフスクに於て兩者の間に交涉繼續中であるが、未だに解決を見るに至らず遷延してゐる。

惟て此重要性を持つ勞働團體契約とは如何なる内容のものであるか、參考のため北樺太石油會社と露國鑛山勞働者組合との間に昭和二年締結の現行團體契約の全文を左に揭げることとした。

## 勞働團體契約

### 第一章　總則

第一條　一方ノ當事者タルソヴイエト社會主義共和國聯邦鑛山勞働者組合中央委員會（以下中央委員會ト稱ス）ハ千九百二十七年五月廿五日附第〇五二―〇二一―二三號中央委員會ノ委任狀ニ基キ行動スル中央委員會員グリゴリイ、セミヨノウイチ、ロクテフヲ通シ又他方當事者タル北樺太石油株式會社（以下會社ト稱ス）ハ千九百二十七年六月九日發給千九百二十七年六月二十八日附ハバロフスク市駐在日本總領事代理ノ證明セル委任狀ニ基キ行動スル會社ノ代表者成富道正ヲ通シ兩當事者ニ對シ義務的ナル千九百二十二年發布露西亞社會主義聯邦ソヴイエト共和國勞働法第四章（第十五條乃至第二十六條）ニ基キ且其擴張並ニ追加トシテ本團體契約ヲ締結ス

備考　千九百二十二年發布露西亞社會主義聯邦ソヴイエト共和國勞働法ハ以下勞働法ト略稱ス

第二條　中央委員會ハソヴイエト社會主義共和國聯邦鑛山勞働者組合ノ名義ヲ以テ本契約ノ履行ヲ組合ノ極東地方委員會及樺太ニ於ケル其代理者（以下組合ト稱ス）ニ委任ス

從テ本契約ノ履行ニ關聯シテ發生スル總テノ問題ニシテ兩當事者ノ協定又ハ解決ヲ要スル事件ヲ生シタル場合ニハ會社ハ組合ト、組合ハ會社ト直接之カ交涉ヲナスモノトス

又組合及會社ハ地方ノ狀況ヲ考慮シ本契約ノ追加及擴張トシテ本契約ノ條件ニ適合セル協定ヲ締結スルコトヲ得

第三條　本條備考ニ記載セル者ヲ除キ本契約ハ會社カ現ニ經營セル若クハ新ニ經營スルコトアルヘキ總テノ基本企業又ハ附帶企業、營造物及經濟團體ニ就業中ノ、又ハ新ニ就業スル勞働者及從業員ノ全部（男女、老幼、民族、宗敎、臣籍又ハ國籍、鑛山勞働者職業組合若クハ其他ノ職業組合ニ加入ノ有無ヲ問ハス）ニ効力ヲ及ホシ且會社トソヴイエト社會主義共和國聯邦政府トノ間ニ締結セル利權契約ニ規定シタル會社ノ樺太利權地域内ニ會社カ爲シ又ハ會社ノ爲メニスル總テノ作業ヲ實施スルニ際シ適用セラルルモノトス

備考　本契約ハ高級管理部員、高級技術員、高級經理部員、勞働者及從業員ノ雇傭解雇並ニ勞働評價決定ノ權能ヲ有スル者、會社ノ利益ニ參加スル者及組合ト會社トノ特別追加協定ヲ以テ作成セラルル職務細則ニ列擧シタル者ニ對シ其効力ヲ及ホササルモノトス

第四條　本契約ハ千九百二十七年九月一日ヨリ効力ヲ發生シ千九百二十八年九月一日迄有効トス

第五條　會社カ本契約ノ違反又ハ不履行ニ依リ勞働者及從業員ニ各種ノ物質的損害ヲ與ヘタルトキハ之カ賠償ノ義務ヲ負フモノトス

勞働者又ハ從業員ニシテ本契約ニ依ル自己ノ義務ヲ履行セサル場合ハ勞働法第四十七條（二）項ノ規定ニ依リ處分セラルルモノトス

備考　不可抗力（火災、沈沒又ハ海難、時化及其他）ニ起因セル契約不履行ハ之ヲ違反又ハ不履行ト認メサルモ其事實ハ最寄當該國家機關（勞働監督部、鑛山監督署、通商代表部、港務部及其他）ノ證明ヲ要スルモノトス

第六條　勞働法第三十二條ノ擴張トシテ次ノ通リ定ム

會社ハ自己ノコントラゲント（賃借人、請負人、用達及其他）ト如何ナル契約ヲ締結スル場合ト雖モ其契約中ニハ會社ノ爲メ作業ヲ實施スルニ當リ前記コントラゲントカ利權地域内ニ於テ使用スル總テノ雇傭勞務者ニ對シ本契約全部ヲ適用スルノ條件ヲ挿入スルモノトス

前記コントラゲントカ本契約不履行ノ場合ニハ會社之ハカ爲メ勞務者ニ及ホシタル總テノ物質的損害ニシテコントラゲントノ賠償セサリシモノヲ遲滯ナク賠償（本契約ノ範圍内ニ於テ）スルモノトス

第七條　本契約ノ有効期限内ニ於テ契約ノ個々ノ條項ハ組合ト會社トノ相互協定ニ依リ之ヲ變更スルコトヲ得

第八條　本契約ニ定メタル期間滿了ニ際シ當事者ノ双方ニ於テ契約條件ノ再審ヲ申出テサルトキハ本契約ノ効力ハ將來ニ對シ本契約ニ定メタル繼續期間（第四條）延長セルモノト看做ス

當事者ノ一方カ新ナル條件ニ依リ契約ノ再審ヲ希望スル場合ニハ相手方ニ對シ其旨ヲ期限二ケ月前ニ書面又ハ電信ヲ以テ通告スルモノトス右通告カ相手方ニ達シタル後一ケ月以内ニ於テ兩當事者ハ共再審ニ着手スルモノトス

本契約期間滿了セルモ尙兩當事者ノ協議終了セサルトキハ勞働並ニ賃銀ノ條件ハ新契約ノ効力發生スル迄舊契約ニ依リ律セラルルト雖モ舊契約ハ之カ爲メ新契約ノ發生ヲ阻止スルコトナシ而シテ新契約ノ効力發生期ハ新ニ締結セラルヘキ契約ニ當事者之ヲ定ム

備考　本契約締結ノ當事者間ノ通信ハ左記ノ宛名ニ依ルモスクワ市ソリヤンカ

中央委員會（書信用）

十二、勞働館、ソヴイエト社會主義共和國聯邦鑛山勞働者組合中央委員會

中央委員會（電信用）モスクワ、ゴルノソユーズ

會社（書信用）東京市丸ノ内、北樺太石油株式會社

會社（電信用）東京樺石

前記宛名變更ノ場合ニハ當事者ハ直ニ其旨ヲ相手方ニ通知スルモノトス

第九條　本契約適用ニ關スル異議及爭議ヲ解決センカ爲メ且勞働法及本契約ニ於テ一地方評價爭議委員會（ＭＰＫＫ）ニ對シ課シタル總テノ任務ヲ遂行實現スルカ爲メ會社及當該組合機關（鑛場委員會、地方委員會及其他）ハ共ニ同數ノ代表者ヲ出シ會社ノ企業及營造物ニ於テ一地方評價爭議委員會（ＭＰＫＫ）ヲ組織スルモノトス尙地方全體ノ爲メ組合ト會社トノ追加協定ニ依リ地方評價爭議委員會（ＭＰＫＫ）ヲ組織スルコトヲ得右兩委員會ハ本契約添付附（錄第一及第二參照）ノ規定ニ基キ行動スルモノトス一地方評價爭議委員會及地方評價爭議委員會ニ於テ解決スルコト能ハサル爭議ハ勞働法第百六十八條乃至第百七十四條ニ規定セル手續ニ依リ解決スルモノトス

第十條　本契約ニ規定ナキ總テノ勞働條件ハソヴイエト社會主義共和國聯邦及露西亞社會主義聯邦ソヴイエト共和國ノ現行勞働法及該法規ノ擴張追加トシテ發布セラレ又ハ發布セラルヘキ義務的決定、公式釋明、訓令、規定及其他一般法

規又ハ關係官省ノ指令ニ依リ律セラルルモノトス

備考　季節勞働者ニ關シ本契約ニ別ニ定メナキ勞働條件ハ千九百二十六年六月四日附ソヴイエト社會主義共和國聯邦中央執行委員會及人民委員會議ノ季節勞働ノ勞働條件ニ關スル決定及千九百二十七年一月十四日附臨時勞働ニ關スル決定ニ依リ律セラルルモノトス

## 第二章　雇傭及解雇

勞働法第二章第五章及第九章（第二十七條乃至第四十九條及第七十七條乃至第九十三條）千九百二十五年一月二日附ソヴイエト社會主義共和國聯邦中央執行委員會及人民委員會議勞働力雇傭手續ニ關スル決定並ニ雇傭解雇問題ニ關スル其他總テノ法律及指令ノ擴張及追加トシテ次ノ通リ定ム

第十一條　ソヴイエト社會主義共和國聯邦政府ト締結セル利權契約履行ノ爲メ會社ハソヴイエト社會主義共和國聯邦市民中ヨリ勞働者及從業員ヲ雇傭スル總テノ場合並ニソヴイエト社會主義共和國聯邦領域內ニ於テ勞務者ヲ雇傭スル總テノ場合ニ會社ハ熟練程度並ニ其他ノ條件同等ナルトキハ次ノ場合ヲ除キ職業組合員ノ失業者ヲ第一順位ヲ以テ勞務ニ採用スルモノトス

（イ）會社カ勞働力雇傭ヲ勞働人民委員會ノ機關ヲ通シテ行フ場合

（ロ）職務又ハ勞務カ特別ノ個人信用ヲ要スル場合但該職務及勞務ノ表ハ組合ト會社トノ追加協定ニ依リ定ムルモノトス

（註　備考ハ重複ニツキ譯文削除）

第十二條　勞働法第三十八條及第三十九條ノ擴張トシテ次ノ通リ定ム法定ノ試驗期間ヲ經過スルモ試驗ノ結果ニ就キ通知ヲ受ケサル勞働者及從業員ハ自動的ニ雇傭セラレタルモノト看做ス

第十三條　會社ハ勞働ノ爲メ雇傭シタル全勞働者ニ對シ法定形式ノ賃銀帳ヲ交付シ各勞働者ノ行ヒタル勞働ノ個別計算ヲ爲シ其勞働ニ從事セル日數及之ニ相當スル報酬金額並ニ支拂ヒタル金額ヲ賃銀帳ニ記入シ自己ノ事務所ヲ經テ直接各勞務員ノ勞働ニ對シテ支拂フモノトス

第十四條　一定ノ勞務ノ爲メ勞働者及從業員カ樺太以外ノ地ニ於テ雇傭セラレ作業地ニ到着シタルニ勞務者ノ熟練程度ニ相當スル職務ナカリシ場合ニハ會社ハ當該勞務員ニ對シ其等級ニ相當スル一ケ月ノ定給但七級俸ヲ下ラサル金額ヲ解雇手當トシテ支給シ尙雇入地迄ノ歸還旅費ヲ支拂ヒ且當該勞務者ニ對シ當該航路ノ第一船待合セ全期間並ニ最初ノ乘船地上陸迄ノ期間ニ對シ當該等級賃銀定額ニ依リ報酬ヲ支拂フモノトス

備考　解雇セラレタル後出發シ得ルニモ拘ハラス當該航路ノ第一船ニテ出發ヲ希望セサル勞務者ハ會社ノ費用ニ依リ歸還スル權利ヲ喪失シ唯其賃銀率ニ依リ退職手當及報酬ヲ受クルモノトス

第十五條　勞働法第三十七條第四十四條乃至第四十九條第八十八條乃至第九十條及千九百二十五年七月十六日附露西亞社會主義聯邦ソヴイエト共和國勞働人民委員會決定第一二六四―二〇七號ノ追加トシテ次ノ通リ定ム

（イ）定員及生產ノ縮少ヲ行フ際同一程度ノ熟練ニ於テハ先ツ職業組合員ニアラサル者ヲ解雇スルモノトス但職業組合員（樺太ニ於テ雇傭シ同地ニ居住ルルモノ）ヲ留職セシムル爲メ同一熟練程度ノ組合員ニアラサル者（樺太外ニ於テ雇傭セラレタルモノ）ヲ解雇スルニ至リタル場合後（本條（ハ）項）ニ述フル條件ニ依リ物質的賠償ヲ要スル時ハ現地ノ組合機關（鑛場委員會）トノ協定ニ依リ解雇問題ヲ解決スヘキモノトス

（ロ）幼兒又ハ被扶養者ヲ有スル獨身婦女ハ定員ノ減少ニ際シ他ノ同一條件ノ者ニ對シ留職スルノ優越權ヲ有スルモノトス

（ハ）勞働法第四十七條（イ）（ロ）（ハ）各項ニ依ル被解雇者ニ對シテハ其解雇ニ就テ勞務者カ豫告ヲ受ケタルト否トニ拘ハラス三週間分ノ平均賃銀ヲ解雇手當トシテ支拂ヒ勞働法第四十七條（ト）項ニ依ル被解雇者並ニ一ケ年以上ノ勤續者ニシテ自己ノ希望ニ依リ退職スル者ニハ解雇ノ豫告ノ有無ニ拘ハラス二週間分ノ平均賃ヲ解雇手當トシテ支拂フモノトス

尙會社ハ前記總テノ場合ヲ通シ樺太ヨリ出發ヲ希望スルモノニハ會社ノ汽船ニ便乘セシムルカ又ハ雇傭場所迄ノ船賃ヲ支給ス若シ勞務者カ他ノ地ニ向テ歸還セントスル場合ハ雇傭地迄ノ旅費實費ノ範圍內ニ於テ其旅費ヲ支拂フモノトス會社ハ前記出發者ノ申出ニ依リ本人及其家族ニ對シ本契約第二十三條ニ從ヒ支障ナク本人ノ負擔ヲ以テ食糧品ヲ賣渡スモノトス但此場合各人ニ對スル支給ハ二週間分ノ消費標準ヲ越エサルモノトス

（ニ）會社ハ職業組合、政治又ハソヴイエト等ノ機關ノ勞務ニ選擧セラレタル勞務者ニ對シテハ企業ニ歸還後從前ノ職務又ハ之ニ相當スル職務ヲ與フルモノトス

前記諸機關ニ於テ服務スル期間ニ對シ特ニ法律ヲ以テ定メタル場合ノ外會社ハ其給料ヲ支給セサルモノトス

（ホ）期限附雇傭勞務者ニ對シテハ其雇傭ノ際雇傭期間ヲ明示シタル裏面ヲ交付スルモノトス

備考　解雇又ハ辭職セル勞務者ノ輸送期日及其手續ハ組合ト會社トノ追加協定ヲ以テ之ヲ定ム

第十六條　雇入及解雇ノ際同等熟練ノ程度ヲ決定スルニハ同一條件ノ下ニ於テ勞務者各個ノ遂行セル勞務ノ量及質ヲ比較シテ之ヲ行フヘキモノトス之ニ際シテ起ル異論爭議ハ本契約第九條ニ示セル手續ニ依リ解決スヘキモノトス

## 第三章　勞働賃銀標準及支拂手續

勞働法第七章及第八章（第五十六條乃至第七十六條）ノ擴張トシテ次ノ通リ定ム

第十七條　會社ハ其從事スル作業ニ應シ本契約（附錄第三參照）ニ添附セル作業及職務ノ細別ニ從ヒ勞務者ヲ當該賃銀等級ニ依リ區別ス前記ノ細別ハ組合ト會社トノ特別協定ニ依リ追加スルコトヲ得

右ニ拘ハラス管理部員技術員及特ニ熟練セル事務員ニハ組合ト會社トノ特別協定ニ定ムル額及手續ニ依リ追加支拂ヲナスモノトス

本條實行ニ際シ發生スル各種ノ異論爭議ノ解決ハ本契約第九條ニ示セル手續ニ依ル

備考　會社ハ適當ノ時ニ於テ季節及臨時勞働者ノ支拂ノ條件ニ就キ組合ト追加協定ヲ締結スルモノトス

第十八條　熟練勞働者及從業員ニシテ一時的ニ自己ノ專門ニ屬セサル作業ヲナス場合ニハ該時間ニ對シテ之ニ相當スル基本的又ハ一時的ノ勞働ニ相當スル等級中ノ高率ニ依ル賃銀ヲ受クルモノトス

第十九條　勞働法第三十六條第六十二條及第六十四條ノ擴張トシテ次ノ通リ定ム

勞働者又ハ從業員ニシテ（イ）當該勞務者ノ爲メ定メタル賃銀等級ニ該當スル作業ニ不適當ナル場合及（ロ）高級ニ相當スル作業ナキ場合ニハ一地方評價爭議委員會ノ決定ニ依リ之ヲ上級ヨリ下級ニ移スコトヲ得

前項ノ場合下級ニ移サルルコトヲ承諾セサル者ニハ勞働法第四十七條（イ）（ロ）（ハ）項ニ依リ本契約第十五條（ハ）項ニ記載セル被解雇者ノ受クヘキ總テノ補償ヲ支給シ一般的規定ニ基キ之ヲ解雇スルコトヲ得下級ニ移サルルコトヲ承諾シタル者ハ低下後二週間ハ從前ノ等級ニ依ル平均賃銀ヲ受クルモノトス疾病休暇又ハ出張中ノ勞務者ハ之ヲ下級ニ移スコトヲ得ス

第二十條　第一級月額賃率賃銀ヲ三十一留ト定ム其他ノ等級ノ賃率賃銀ハ左記十七等級賃銀率網ノ係數ニ應シテ之ヲ定ム

| 賃銀月額 | 日給 | 級別 | 係數 |
|---|---|---|---|
| 31,00 | 1,29 | 1 | 1'0 |
| 37,20 | 1,55 | 2 | 1,2 |
| 46,50 | 1,94 | 3 | 1,5 |
| 55,80 | 2,33 | 4 | 1,8 |
| 68,20 | 2,84 | 5 | 2,2 |
| 77,50 | 3,23 | 6 | 2,5 |
| 86,80 | 3,62 | 7 | 2,8 |
| 96,10 | 4,00 | 8 | 3,1 |
| 108,50 | 4,52 | 9 | 3,5 |
| 130,20 | 5,42 | 10 | 4,2 |
| 142,60 | 5,94 | 11 | 4,6 |
| 155,00 | 6,46 | 12 | 5,0 |
| 170,50 | 7'10 | 13 | 5,5 |
| 192,20 | 8,01 | 14 | 6,2 |
| 207,70 | 8,65 | 15 | 6,7 |
| 223,20 | 9,30 | 16 | 7,2 |
| 248,00 | 10,33 | 17 | 8,0 |

備考　賃銀ハ組合機關（鑛場委員會、地方委員會）ト會社トノ追加協定ニ依リ定メタル期日ニ於テ勞働法第六十五條及第六十七條ニ依リ支拂フモノトス

第二十一條　勞働者及從業員ハ本契約ニ定メタル賃銀ノ支給ヲ受クルヲ以テ當該勞務ヲ遂行シ且之ニ相當スル素質ヲ保障スルモノトス相當ノ理由ナクシテ組織的不履行又ハ不良ナル履行ヲナス場合ニハ評價爭議委員會ノ決議ニ依リ下級勞働ニ低下スルカ又ハ他ノ勞務ニ移スカ若クハ勞働法第四十七條（ハ）（ニ）項ニ依リ解雇スルコトヲ得

第二十二條　出來高評價又ハ其他ノ評價ハ會社之ヲ定ム但會社ハ其實行期十日前ニ之ヲ當該組合機關（鑛場委員會）ニ通告シ且就業前見易キ場所ニ掲示スルモノトス

組合機關又ハ各個ノ勞働者及從業員ヨリ會社ノ定メタル評價ニ對シ抗議（本契約第九條ノ手續ニ依リ）スルモ其評價ノ効力ハ停止セス此場合爭議中ノ賃銀ハ評價爭議委員會ノ決定シタル評價ニ依リ支拂フモノトス但右決定評價ハ會社カ勞働割當ニ際シ發表シタル評價ヨリ低下スルコトヲ得ス

第二十三條　會社ハ勞働賃銀ヲ引當トシ總テノ勞務者及其同棲家族ニ對シ良質ノ食糧品及一般日用品ノ供給ヲ保障スルモノトヌ

各種ノ勞務者並ニ其家族ニ對スル食糧品及一般

日用品ノ品揃、交付期日其他ハ組合ト會社トノ追加協定ニ依リ之ヲ定ム

備考　一、外國及ソヴイエト内國市場ニ於テ購入スル物資ノ價格及利權契約第二十一條ニ依ル實價トス

備考　二、勞働者及從業員ハ食糧品ノ全部又ハ一部ノ受領ヲ辭退スルコトヲ得

第二十四條　組合機關ハ食糧品及一般日用品ノ分配及其良質ナルコトヲ查見スルコトヲ得

第二十五條　被解雇者ノ精算ハ會社管理部ニ於テ解雇ヲ決定セルトキ又ハ勞働者ノ申出ニ依リ管理部ニ於テ之ヲ承認セル解雇期日ヨリ三日以内ニ之ヲ行フモノトス若シ管理部ノ過失ニ依リ右ノ日限以後尙其精算ヲ遲延スル場合ニハ被解雇者ハ引續キ在職シ又ハ勞働ニ從事シタルモノト看做シ精算アル迄ノ平均勞働賃銀額ノ支拂ヲ受クルモノトス

第二十六條　日給ノ標準ハ各勞働者及從業員ノ現ニ配屬スル賃銀等級ニ依ル一定ノ月額賃銀ヲ二十四分シ之ヲ定ム時間給ノ勞働賃銀標準ハ前記ノ日給ヲ其勞務者ニ對シ定メラレタル通常勞働日ノ時間數ニ割當テ之ヲ定ム尙出來高評價ハ勞働ノ種類等級ニ依リテノミ定メ該勞働ヲ實行スル者ノ等級ニ依ラサルモノトス

第二十七條　出來高勞働ニ從事スル未成年者ハ成年者同樣ノ出來高評價ニ依ルモノニシテ其短縮時間ニ對シテハ每時間ノ割合ニ依リ等級賃銀ノ割增ヲ受クルモノトス

第二十八條　平均勞働賃銀ハ其適用ノ總テノ場合ニ於テ次ノ計算ニ依ルモノトス

（イ）一日ノ平均賃銀ハ從業最後ノ月ノ實際賃銀（月額等級賃銀、出來高ニ依ル割增、時間外拂、歩增其他）ヲ其月ノ實際出勤日數ヲ以テ除シ之ヲ定ム

（ロ）一ケ月ノ平均賃銀ハ最後ノ月ノ一日ノ平均賃銀ノ二十四倍シ之ヲ定ム

備考　一ケ月ノ實際勞働賃銀中ニハ左記ノモノヲ含マス

出張中ノ日當、解雇手當、補償金（休暇ヲ取ラサリシニ依ルモノ、被雇傭者ノ器具使用ニ對スルモノ）賞與金及其他之ニ類スルモノ

第二十九條　勞働法第七十一條ノ擴張トシテ次ノ通リ定ム

（イ）管理部カ就業ノ爲メ定メタル出頭場所ヨリ勞働現場迄ノ徒歩又ハ其他ノ事由ニヨル徒歩通リ定ム

（ロ）備品及設備ノ準備並ニ之ヲ勞働現場ニ運搬シ又ハ送致スル場合若シ勞働評價決定ノ際之ヲ算入セサルカ又ハ算入スルコト能ハサルトキハ勞働者ノ賃銀中ヨリ何等控除ヲ爲スコトヲ得ス

第三十條　勞働法第八十三條ノ追加トシテ次ノ通リ定ム

生產ニ於ケル出來高勞働ノ場合勞働進行中或程度ノ恒常的毀損品ヲ出ス場合之カ普通ノ毀損率ニ止マルトキハ勞働者ノ賃銀中ヨリ何等控除ヲ行ハサルモノトス

第三十一條　勞働者及從業員ノ出張又ハ轉任ノ日當ハ平均賃銀ニ依リ支給ス但第九級條以下ナルコトヲ得ス

第三十二條　勞務者ノ解雇ヲ誘起セサル事業中止及會社カ勞務者ニ他ノ職務ヲ授與スルコト能ハサル場合ハ勞務者ハ中止全期間ニ對シ六日以内中止ノ場合ニハ平均賃銀、六日以上中止ノ場合ニハ休業全期ニ對シ等級賃銀ニ依リ支拂ヲ受クルモノトス

第三十三條　勞務者ノ解雇ヲ誘起セサル事業中止及會社カ勞務者ニ他ノ職務ヲ授與スルコト能ハサル場合ハ勞務者ハ中止全期間ニ對シ六日以内中止ノ場合ニハ平均賃銀、六日以上中止ノ場合ニハ休業全期ニ對シ等級賃銀ニ依リ支拂ヲ受クルモノトス

第三十四條　一時勞働能力ヲ喪失シタル者（病者）又ハ會社カ解雇セシ勞働者及從業員ハ冬期間即チ十月一日ヨリ六月一日迄其居住セル住宅ヨリ退去セシメラレサルモノトス

備考　會社ハ地方組合機關（鑛場委員會）トノ協定ニ依リソヴイエト領樺太內ニ住屋（自己又ハ家族ノ）ヲ有スル者ヲ本條ノ規定ヨリ除外ス

第三十五條　勞働法第五十條乃至第五十五條ニ從ヒ組合ト會社トノ協定ニ依リ會社ノ企業及營造物ノ爲メ本契約ニ添付セル草案（附錄第四參照）



ニ基キ內部管理規則ヲ定ムルモノトス

勞働者又ハ從業員ハ本契約ニ添附セル罰則ニ於テ明確ニ定メタル場合及手續ニ依リテノミ處罰スルコトヲ得但如何ナル場合ト雖モ勞働者ニ對シ罰金ヲ課スルコトヲ得ス（附錄第五參照）

## 第五章　勞働時間及休憩

勞働法第十章第十一章及第十二章（第九十四條乃至第百二十條、第百三十一條乃至第百三十六條及第百六十一條）ノ擴張トシテ次ノ通リ定ム

第三十六條　有害ナル生產及勞働ニ從事スル勞働日（註、一日ノ勞働時間）ハソヴイエト社會主義共和國聯邦及露西亞社會主義聯邦ソヴイエト共和國勞働人民委員會ノ定メタル目錄ニ依リ之ヲ定ム

特ニ困難且有害ナル職業及勞働ノ爲メニ組合ト會社トノ追加協定ニ依リ前記目錄ノ追加又ハ擴張ラ行フコトヲ得

備考　一、短縮勞働日ハ完全ナル八時間ノ勞働日トシテ支拂ハルルモノトス

備考　二、規定ノ勞働日以上勞働スル總テノ勞働者ニハ其勞働超過時ノ最初ノ二時間ニ對シテハ普通賃銀ノ一倍半ヲ支給シ其後ノ時間ニ對シテハ二倍ヲ支給スルモノトス

第三十七條　普通ノ勞働條件ニ於テ總テノ勞働者（日給又ハ出來高拂）カ日給並ニ出來高拂ニ對シ當然出勤スヘキ日數ハ一ケ月中二十四日トス

備考　本條ニ規定シタル一ケ月中ノ標準出勤日數ヲ服務シタル勞働者ハ其他ノ日ニ於ケル缺勤ニ對シ何等制裁ヲ受ケサルモノトス但月給勞働者及從業員ハ曆上ノ全勞働日ニ對シ勞働スル項ニ依リ解雇スルコトヲ得



ヲ要ス此ノ場合（月給者ニ對シテハ）勞働法第四十七條（ハ）項ヲ適用スルモノトス

第三十八條　每週休日及特別休日又ハ革命祭日ニ於ケル總テノ勞働（勞働法第百九條乃至第百十二條）ハ法律ヲ以テ規定シタル手續ニ依リテノミ許可セラル但普通賃銀ノ二倍ヲ支給スルモノトス

第三十九條　會社ハソヴイエト社會主義共和國聯邦主義聯邦ソヴイエト共和國勞働人民委員會公布ノ目錄ニ從ヒ勞働者及從業員ニ特別被服、豫防具、特別石鹼並ニ中和劑（脂肪）ヲ給與スルモノトス同表ハ現地ニ於テ會社ト組合トニ依リ作成シ本契約ニ添附スルモノトス

第四十條　會社ハ企業、營造物及經濟團體ニ於テ五ケ月半以上連續勞働シタル者ハ曆年ニ於テ一回二週間ノ定期休暇ヲ、又十一ケ月以上連續勞働セシ者ハ曆年ニ於テ一回三週間ノ定期休暇ヲ得尙五ケ月半以內連續勞働セシ者ハ曆年ニ於テ其完全又ハ不完全ナル各勞働月每ニ平均月額賃銀ノ二十四分ノ一ニ相當スル額ノ補償ヲ受クルモノトス

第四十一條　十八歲未滿ノ未成年者及乳兒ヲ養育シ又ハ幼兒ヲ有スル婦女ハ何レノ地タルヲ問ハス當人ノ承諾ヲ得ルニアラサレハ常在地以外ノ地ヘ派遣スルコトヲ得ス

第四十二條　勞働者及從業員ノ全部並ニ其家族ニ對シ會社ノ負擔ヲ以テ一週一回以上入浴ノ便宜ヲ與フルモノトス

第四十三條　會社ハ組合ト協定シタル期限內ニ應急手當ニ必要ナル藥品及衞生材料ヲ具備スル小

備考　三、休暇（並ニ職務、職業組合、政黨、購買組合及其他ニ關スル出張）中ノ勞務者及其家族ハ住宅及總テノ共產的待遇ヲ受クルコトヲ得尙家族ハ當該勞務者カ休暇（又ハ出張）ヨリ歸還スル迄總テノ勞働者及從業員ト同樣ノ原則ニ依リ食糧品ヲ購買スルコトヲ得ルモノトス

## 第六章　勞働保險

勞働法第十三章（第百二十九條乃至第百三十七條）第十四章（第百三十八條乃至第百五十條）第十七章（第百七十五條乃至第百九十二條）並ニソヴイエト社會主義共和國聯邦及露西亞社會主義聯邦ソヴイエト共和國發布ノ勞働保護問題ニ關スル義務的決定、公式釋明、訓令、規則並ニ其他一般立法又ハ關係官省ノ指令ノ擴張並ニ追加トシテ次ノ通リ定ム

第四十條　會社ハソヴイエト社會主義共和國聯邦及露西亞社會主義聯邦ソヴイエト共和國勞働人民委員會公布ノ目錄ニ從ヒ勞働者及從業員ニ特別被服、豫防具、特別石鹼並ニ中和劑（脂肪）ヲ給與スルモノトス同表ハ現地ニ於テ會社ト組合トニ依リ作成シ本契約ニ添附スルモノトス

第四十一條　十八歲未滿ノ未成年者及乳兒ヲ養育シ又ハ幼兒ヲ有スル婦女ハ何レノ地タルヲ問ハス當人ノ承諾ヲ得ルニアラサレハ常在地以外ノ地ヘ派遣スルコトヲ得ス

第四十二條　勞働者及從業員ノ全部並ニ其家族ニ對シ會社ノ負擔ヲ以テ一週一回以上入浴ノ便宜ヲ與フルモノトス

第四十三條　會社ハ組合ト協定シタル期限內ニ應急手當ニ必要ナル藥品及衞生材料ヲ具備スル小

藥筐ヲ各作業地ニ整備スルモノトス
備考　會社ハ重症ノ勞務者及其家族ヲ病院ニ送ル時及限院歸宅ニ際シ車馬若クハ他ノ乘物ヲ提供スルモノトス

第四十四條　勞務者ノ湯治療養及休養館ニ對シ會社ハ每月其前月ニ勞務者ニ支拂ヒタル賃銀總額ノ一%ヲ組合ニ納ムルモノトス

第四十五條　勞働ノ遂行ニ依リ起レル不祥事ニ依リ勞働者又ハ從業員死亡ノ場合ハ社會保險ノ扶助料ニ關係ナク會社ハ其家族ニ對シ當該死亡者ノ平均賃銀三ケ月分ヲ一時的救恤金トシテ支給スルモノトス但七條級以下タルコトヲ得ス

第四十六條　勞働者及從業員死亡シタル時ハ其事情ノ如何ニ拘ハラス會社ハ被解雇勞務者ト同一ノ原則ニ據リ其家族ヲ樺太ヨリ出發スルコトヲ得シムルモノトス（本契約第十五條ノ（ハ）項參照　但出發希望者ハ死亡後一ケ月以內ニ組合ヲ經テ會社ニ申込ムモノトス

第四十七條　會社ハ組合トノ追加協定ニ依リ生產的待遇トシテ總テノ勞務者ニ對シ勞働人民委員會機關ノ當該法律及決定ニテ制定セル標準及範圍ニ依リ無償ニテ必要ナル家具ヲ備ヘタル宿舍、暖房、點燈、給水、浴場、洗濯場、乾燥室、便所掃除及其他ヲ提供スルモノトス尙會社ハ前述ノ家屋及設備カ所要數ニ達セサル場合其建築設計及期間並ニ現存セル住宅、家屋ノ衞生的施設ヲナスコトニ就キ速ニ適當ノ手段ヲ講スル爲メ組合ト協定スルモノトス

第四十八條　會社ハオハニ現存スル食堂用家屋ヲ之ニ附屬スル器具及設備ト共ニ臨時使用ノ爲メ組合ニ引渡シ必要ニ應シ小修繕ヲ爲スモノトス

第四十九條　會社ハ社費ヲ以テ會社ノ勞務者合宿所ニ一名ノ掃除夫（番人）ヲ配置スルモノト但一人ノ掃除夫（番人）ハ居住者ノ總數四十名以內ニ於テハ隣接スル合宿所ニ對シ勤務セシムルコトヲ得

## 第七章　徒弟制度

勞働法第十二章（第百二十一條乃至第百二十八條ノ）ノ正確ナル實行ニ關シ兩當事者ハ其擴張並ニ追加トシテ次ノ通リ定ム

第五十條　會社企業ニ於ケル未成年者（註、十六才乃至十八才）ノ數ハ企業ノ常傭勞働者及從業員總數ノ五%トシ未成年者ノ定員充實ハ會社ト組合トノ特別協定ニ依リ之ヲ定ム未成年者教育ニ對スル支拂ハ現地ニ於テ會社ト組合トノ協定ニ依リ定ムルモノトス

第五十一條　徒弟ノ勞働支拂ハ其實際ノ熟練ニ從ヒ短縮勞働日ニ依リ完全ナル所定賃銀ヲ支拂フモノトス本契約ノ總テノ條件ハ徒弟ニ對シ其効力ヲ及ボシ本契約中未成年者ノ爲メ定メタル總テノ條件及特典ヲ適用スルモノトス

第五十二條　徒弟ノ期間ハ研究職業ノ難易及教育方式ニ依リ三ケ年以下ト定ム

備考　徒弟カ一企業ヨリ他ノ企業ニ移ル場合ハ他ノ企業ニ於テ經過セル教育時間ヲモ算入スルモノトス

## 第八章　文化事業

第五十三條　會社ハ組合ノ文化事業ニ對シ第五十九條（備考ヲ含ム）ニ示セル期限方法ニ依リ該金額ノ一%半ノ額ヲ組合ニ納入スルモノトス

第五十四條　此ノ外會社ハ
（イ）文化教育施設ノ爲メ組合機關（鑛場委員會、地方委員會）トノ追加協定ニ依ル地域、廣サ及期限ニ於テ家屋ヲ新築シ又ハ提供スルモノトス
（ロ）現ニ存在シ至クハ新設スヘキ俱樂部、圖書館並ニ赤色室ノ採暖、點燈、給水ヲナスノ外中小修繕ハ組合トノ協定ニ依リ之ヲ行フモノトス

第五十五條　會社ハ文化教育營造物ニ從事スル勞務者（俱樂部員、教員其他）及其家族ニ對シ地方革命委員會ノ指定セル價格ニ依リ本契約ニ定メタル標準ヲ以テ住宅及共產的待遇ヲ與フヘシ但定率ノ食糧品及一般日用品ハ會社ノ勞務者ノ爲メニ定メタル標準價格ニ依リ提供スルモノトス

第五十六條　會社ノ企業地方ニ於テ勞働者及從業員ノ子弟ニ對シ學校ヲ設立スル場合ニハ會社ハ右學校用トシテ家屋ヲ提供スルモノトス

## 第九章　組合機關

勞働法第十五章（第百五十一條乃至第百六十七條）ノ擴張トシテ次ノ通リ定ム

第五十七條　勞働法第百五十九條ノ擴張トシテ次ノ通リ定ム

委員會ニ於テ執務スル爲メ自己ノ恒常的勞働ヲ免除セラルヘキ委員會ノ委員數ハ組合之ヲ定ム

第五十八條　勞働法第百六十一條ノ擴張トシテ次ノ通リ定ム





企業又ハ營造物ニ於ケル勞働ヲ免除セラレサル委員會委員ト雖モ委員會ノ要求ニ依リテハ勞働時間中其直接管掌スル職務ヲ免除セラルルコトヲ得但一ケ月一回以上タルコトヲ得ス且之ニ依リ空過セル勞働時間ニ對スル賃銀ハ之ヲ支給セサルモノトス

第五十九條會　社ハ組合諸機關（鑛場委員會、地方委員會其他）ノ維持費トシテ勞務ヲ免除シタル委員會委員ノ給與ヲ含ミ當該企業、營造物又ハ經濟團體ニ於テ支拂ヘル各種賃銀總額ニ對スル二%ヲ賃銀支拂ト同時ニ組合機關ニ納入スルモノトス

備考　勞働賃銀トハ本契約第二十八條（備考ヲ含ム）ニ示シタル手續ニ依リ計上シタル實際月收ヲ云フ

第六十條　會社ノ企業ニ於ケル組合機關ノ家屋內ニ會社ハ自己ノ經費ヲ以テ電話機ヲ備付ケ電話線ノ一般使用網ニ組ミ入ルルモノトス

第六十一條　會社企業ニ於ケル組合機關ノ勞務者ニ對シ會社ハ地方革命委員會ノ定メタル價格ヲ以テ住宅及其他ノ共產的待遇ヲ有償利用セシメ食糧品及一般日用品ハ總テ會社ノ勞務者ト同一ノ原則ニ依リ之ヲ提供セシムルモノトス

第六十二條　ソヴイエト社會主義共和國聯邦鑛山勞働者組合中央委員會委員及其代理人並ニ組合ノ地方及下位ニアル委員會又ハ其代理人ハ前記組合機關ノ命令票ニ依リ會社ノ企業、營造物又ハ經濟團體ニ於ケル總テノ勞働ヲ支障ナク參觀スルノ權利ヲ有ス

第六十三條　會社ハ本契約ヲ印刷ニ附シ露西亞語

冊子百五十部、揭示用五十部、揭示用五十枚、日本語冊子二百迄ニ組合ノ所用ニ提供スルモノトス

第六十四條　本契約ニ左記ノ附錄ヲ添附ス

附錄第一、地方評價爭議委員會（PPKK）規定（第九條）

附錄第二、一地方評價爭議委員會（MPKK）規定（第九條）

附錄第三、賃銀網等級熟練別（第十七條）

附錄第四、內部管理規則案（第三十五條）

附錄第五、罰則表（第三十五條）

ソヴイエト社會主義和國聯邦鑛山勞働者組合中央委員會員會極東地方委員會議長

ゲ・エ・ス・ロクテフ

北樺太石油株式會社代表

成富道正

# 契約附錄第一（契約第九條）

## 地方評議爭議委員會（PPKK）規定

### 一、總則

第一　地方評價爭議委員會ハ左ノ目的ヲ以テ設置セラル

（イ）一地方評議爭議委員會ニ於テ協定ニ至ラサリシ一切ノ爭議及問題ノ解決

（ロ）一般地方的ノ意義ヲ有シ若クハ其全部カ當該地方ニ關聯スル問題及爭議ノ解決

（ハ）團體契約中全地方的意義ヲ有スル部分ノ實施

### 二、地方評價爭議委員會ノ構成

第二　地方評價爭議委員會ハ兩當事者カ任命スル組合ノ代表者二名、會社ノ代表者二名ヲ以テ組織ス

第三　兩當事者ハ何時ニテモ自己ノ代表者ヲ召還シ又ハ之ヲ交代セシムルコトヲ得

第四　兩當事者ハ別々ニ一名ノ議長、一名ノ書記ヲ選任ス其議長及書記ハ地方評價爭議委員會ノ會議ニ於テ交互ニ其職ヲ行フ但同一會議ニ於テハ當事者ノ一方ノミニ於テ議長及書記ノ兩職務ヲ行フコトヲ得ス

第五　地方評價爭議委員會ノ會議ハ公開トス秘密會ハ個々ノ場合ニ於ケル委員會ノ決議ニ依リ之ヲ行フコトヲ得

第六　地方評價爭議委員會ノ兩當事者ハ其會議ニ專門家及精通者ヲ招致スルコトヲ得招致セラレタル者ハ評議權ヲ有ス

### 三　地方評價爭議委員會事務規定

第七　地方評價爭議委員會ヘノ一切ノ事件ハ一地方評價爭議委員會，組合ノ機關又ハ管理部ヨリ提出スルモノトス

第八　一切ノ事件ハ書面ノ形式ニ於テ地方評價爭議委員會ニ提出スルモノトス

第九　地方評價爭議委員會ノ決議ハ一切ノ添付書類及材料ト共ニ議長及書記ノ署名ヲ有スル二通ノ決議錄ニ記載スルモノトス（各當事者一通宛

ヲ所有ス）

第十　地方評價爭議委員會ノ決議ハ兩當事者ノ協定ニヨリ採決スルモノトス

第十一　爭議ノ性質ヲ帶ヒタル事件ノ審議ハ其提出後四十八時間以內ニ開始スヘシ

第十二　當該當事者ハ地方評價爭議委員會ノ決議ヲ遲滯ナク其爭議發生地ノ一地方評價爭議委員會ニ通告スヘシ又其決議事項カ一般地方的性質ヲ帶ヒタル時ハ當該地方ノ一地方評價爭議委員會全部ニ通告スルヲ要ス其他管理部ハ地方評價爭議委員會ノ決議全部ヲ一般カ知悉スル爲メ見易キ場所ニ揭示スルモノトス

第十三　地方評價爭議委員會ニ於ケル兩當事者ノ代表者ハ當該當事者ヨリ支拂ヲ受クヘキモノトス

第十四　協定ヲ遂ケタル地方評價爭議委員會ノ決定ハ兩當事者ノ爲メ義務的ノモノニシテ且異議ノ申出ヲ許ササルモノトス

監督ノ手續ニ依リ勞働人民委員會ノ機關カ地方評價爭議委員會ノ決定ヲ廢止スル場合ヲ除クノ外地方評價爭議委員會ニ指示セル期限ニ之ヲ實行スヘキモノトス

第十五　協定成立セサリシ事件ハ爭議問題トナリ團體契約（第九條）ニ明示セル手續ニ依リ直ニ其次ノ解決ニ移サルヘキモノトス

ソヴイエト社會主義共和國聯邦鑛山勞働者組合中央委員會員兼極東地方委員會議長

ゲ・エ・ス・ロクテフ

北樺太石油株式會社代表

# 契約附錄第二（契約第九條）

## 地方評價爭議委員會（PPKK）規定

### 一、總則

第一　地方評價爭議委員會ハ會社ノ總テノ企業營造物、經濟團體又ハ作業ニ於テ組織セラレ其勞働者ハ個々ノ初級組合機關（鑛場委員會、地方委員會及其他）或ハ組合ノ代表者（派遣員）ニ依リテ統一セラレ左記ノ目的ヲ有ス

（イ）勞働法及鑛山勞働者組合ト會社トノ間ニ締結セラレタル團體契約ニ依リ一地方評價爭議委員會ニ課セラルル總テノ問題ノ解決

（ロ）企業營造物及經濟團體ニ於テ企業ノ管理部ト勞働者及從業員トノ間ニ起ル異論爭議ノ解決

### 二、一地方評價爭議委員會ノ機能

第二　一地方評價爭議委員會ノ機能ニ屬スルモノハ主トシテ左ノ如シ

（イ）各個ノ作業又ハ職務ニ對スル試驗試用ノ形式決定

（ロ）休暇順番規定ノ決定

（ハ）勞働者個人又ハ組合ノ檢關ヨリ提出スル一般或ハ個人賃銀ノ不正當ナル計算ノ取調、不正當ニ行ハレタル職業的試用及試驗ノ取調出來高評價並ニ個々ノ勞働者及從業員（同上團體）其他ノ時間制及月極賃銀ノ變更ニ關スル各種申出ノ審査

（ニ）企業又ハ營造物ニ於テ團體契約ノ解釋及履行ニ付生シタル各種爭議並ニ勞働契約ニ關スル爭議ノ解決

備考　一地方評價爭議委員會ノ權限ニ屬セサル事項左ノ如シ

一、團體契約ノ本質ニ反スル異論、同契約ノ一部廢止ノ要求並ニ團體契約又ハ賃銀率協定ニ新規又ハ追加條件ヲ挿入スル要求

二、勞働法及社會保險法違反ニ依リ起ル事項

### 三、一地方評價爭議委員會ノ構成

第三　一地方評價爭議委員會ハ對等權ヲ原則トシ當該組合機關及會社ノ企業又ハ營造物ノ管理部ヨリ各同數ノ代表者ヲ出シテ組織ス

各企業ニ於ケル代表者ノ員數ハ兩當事者ノ協定ニ依リテ定メラルヘキ双方二名以下ナルコトヲ得ス

三十名以內ノ勞働者及從業員ヲ有スル會社ノ企業又ハ營造物ニ於ケル一地方評價爭議委員會々員ノ任務ハ勞働者側コリノ派遣員（代表者）及當該企業又ハ營造物ニ於ケル勞働者及從業員ノ總會ニテ特ニ選出セラレタル者之ニ當ル

第四　兩當事者ハ双方ヨリ議長及書記各一名ヲ選出ス一地方評價爭議委員會ノ會議ニ於ケル議長及書記ノ職務ハ兩當事者ノ代表交互ニ之ヲ行フ但同一會議ニ於テハ當事者中ノ一方ノミニ於テ議長及書記ノ兩職務ヲ行フコトヲ得ス

第五　一地方評價爭議委員會ノ會議ハ公會トス秘



密會ハ個々ノ場吋ニ於テ當該委員會ノ決議ニ依リ之ヲ行フ

備考　一地方評價爭議委員會ニ於ケル兩當事者ハ當該企業ニ勞働ゼザリシ者ト雖モ專門家又ハ精通者トシテ招致スルコトヲ得招致サレタル者ハ評議權ヲ有ス

### 四、一地方評價爭議委員會事務規定

第六　總テノ問題ハ當該組合機關者クハ派遣員ヲ通シ兩當事者又ハ各個ノ勞働者及從業員ヨリノ申告ニ依リ一地方評價爭議委員會ニ受理シ同會議ニ於テ之ヲ審査スヘシ決定ハ議定書二部（各當事者ヘ一部宛）ニ記載サレ議長及書記之ニ署名シ一切ノ添付書類並ニ材料ト共ニ二日以內ニ一般ヘ告知ノ爲メ管理部ハ之ヲ見易キ場所ニ揭示スルモノトス

第七　一地方評價爭議委員會ノ會議ハ一週一回以上之ヲ開催ス但爭議ノ性質ヲ有スル事件（第二條ノ（ハ）及（ニ）項）ノ審査ニハ當事者ノ一方ヨリ相手方ニ申告ノ時ヨリ廿四時間以內ニ之ニ着手スヘシ

第八　一地方評價爭議委員會ニ於ケル一切ノ問題ハ兩當事者ノ協定ニ依ルテノミ解決ス

第九　一地方評價爭議委員會ニ於テ解決ニ至サル諸問題ハ爭議問題トナリ兩當事者ハ爭議ノ爲メニ規定セフレメル手續（契約第九條）ニ從ヒ解決セラルヘキモノトス

第十　兩當事者ノ協定ニ依リ成算シタル一地方評價爭議委員會ノ決定ハ最終ノモノニシテ勞働人民委員會機關カ監督ノ手續ニ依リテ之ヲ變更スル場合ヲ除クノ外兩當事者ニ對シ義務的ニシテ且異議ノ申出ヲ許ザサルモノトス

第十一　一地方評議委員會ニ於テ爭議ヲ審理スルニ當リ刑事事件ノ兆候ヲ認メタル場合ハ連カニソヴイエト社會主義共和國聯邦鑛山勞働者組合中央委員會員兼極東地方委員會議長

ゲ・エ・ス・ロクテフ

北樺太石油株式會社代表

成富道正

# 契約附錄第三（契約第十七條）

## 賃銀等級熟練別

### 第一級（三一留一—〇〇—一、二九）

一＝三、小使、使番、ボーイ　郵便物、書信、茶ヲ持運ヒ職務ニ關スル用向、配達ノ性質ヲ帶ヒタル仕事ヲ爲ス

四、住宅掃除夫　住宅內ノ取リ片付ケ掃除洗方等清潔維持ニ任ス

室內洗面器ニ注水シ小修繕（玻璃板ノ嵌メ込ミ窓、戶及其他修理）ヲ管理部ニ通知ス

五、徒弟　患者ヲ擔架ニテ運ヒ患者ノ繃帶交換手術及診察ヲ手傳ヒ看護ヲ爲シ水ヲ運ヒ患者ノ着換ヲ爲シ食品等ヲ運ヒ病室ヲ授除ス

四、驛舍番

### 第二級（三七留二〇—一、五五）

一、風呂番　浴場ノ內部ノ監視秩序ノ維持、浴場ノ取リ片付ケ及掃除ヲ爲シ暖爐ヲ焚キ給水ニ注意ス

二、暖爐方　暖爐ヲ焚キ灰、焚殼ヲ棄テ薪炭ヲ運ヒ爐中ノ保溫ニ留意ス

三、番人　住宅以外ノ建物、家財及其他ノ財產監視ノ當番ニ任ス其職務ニ特別ノ知識ヲ要セサルモ責任アリ殊ニ夜番ヲ爲ス場合緊張ヲ要スル職務ナリ

四、下男　車道、人道、庭、汚物棄穴、汚水溜、塵芥箱、共同便所等（裏表入口階段ヲ除ク）ヲ掃除ス

冬期ニハ車道、人道及室內通路ノ氷ヲ除ク勞務ハ單純ナルモ勞力ヲ要シ不潔ナリ

五、屋外及住宅ナラサル家屋ノ掃除夫　所屬區域內ノ取リ片付ケ掃除ヲナシ淸潔及秩序ノ維持ヲ爲シ冬期ニハ氷ヲ割ル

六、徒弟　第二級熟練ノ試驗ニ及第セルモノ若クハ一ケ年以上ノ教育ヲ受ケタル徒弟

### 第三級（四六留五〇—一、九四）

一、平易ナル作業ノ平勞働者　鑛場、倉庫等ニアル各種、材料ノ整理塵芥取リ棄テ鐵管敷設ヲ手傳フ土工ニ際シテハ其下手間トシテ働ク

二、炊事夫　最モ單純ナル料理ヲ爲ス小衆園（十人迄）ノ食品ヲ調理ス大食堂又ハ複雜ナル料理ニ當ル炊事夫ノ下手間ヲモ爲ス

三、醫局人夫　患者ヲ擔架ニテ運ヒ患者ノ繃帶交換手術及診察ヲ手傳ヒ看護ヲ爲シ水ヲ運ヒ患者ノ着換ヲ爲シ食品等ヲ運ヒ病室ヲ授除ス

四、驛舍番

五、軌道夫(鐵道) 經驗ニ乏シ
六、丸太運搬夫(馬ヲ用フ) 木材ヲ運搬シ駄馬ヲ御シ馬車、荷積及運ヒ來レル貨物ノ取リ卸シヲ爲ス
七、鑛區劃定員及測量員ノ附屬勞働者 鑛區劃定員(測重員)ノ指揮下ニ測量及伐開ヲ爲シ器械測竿ヲ運ヒ境界標ヲ建ツ
八、坑井人夫 鑿井作業ニ際シテ工具、鐵管ヲ運ヒポンプ泥箱及ベーラーヲ掃除シ鐵管及其他ニ鋲打ヲ爲ス
九、水汲(馬ヲ用フ) 水運搬ニ働キ駄馬ヲ使ヒ水樽ニ滿水シテ運搬シ所定ノ場所ニ轉注ス
十、十一、下男、暖爐方 第二級ノ下男ト同樣ノ勞働ヲ爲ス經驗アリ勤續長ク責任アル勞務ニ服ス
十二、運搬夫(人力ニ依ル) 倉庫又ハ賣店ニアリテ商品ノ運搬ヲ爲シ其積ミ重ネヲ行フ
十三、薪切リ 長材ヲ横挽ニシテ薪ヲ作リ之ヲ割リ其積ミ重ネヲ爲ス
十四、御者、馬夫 馬ノ手入ヲ爲シ給水、飼養ニ任シ馬糧準備ヲ爲シ厩ヲ掃除ス各種馬具ヲ馬ニ付ケ又馬車ニ馬付ケヲ爲シ得且馬ヲ御シ馬車ノ掃除ヲ行フ
十五、徒弟 第三級熟練ノ試驗ニ及第セルモノ又ハ一年乃至一年半以上ノ教育ヲ受ケタル徒弟ナリ

## 第四級 (五五留八〇—二、三三)

一、油差シ 原油發動機、氣壓採油機ニアリテハ一室二基以上、電氣モーターニアリテハ一鑛區ニテ十二基迄又ハ近接セル二鑛區ニテ八基迄ノ油差シヲ爲シ坑井機構ニアリテハ一鑛區ニテ十坑井マテ又近接ゼル二鑛區ニテ七坑井迄ノ坑差シヲ爲ス
二、杣夫 立木ヲ根伐シ横挽シ枝拂ヲ行ヒ土場積ミヲ爲ス經驗ニ乏シ
三、炊事夫 第三級ノ炊事夫ト同作業ヲ爲スモ大衆團又ハ大食堂ニ作業ス
四、木挽下手間、手挽鋸ヲ以テ下方ニ於テ竪挽ヲ行フ
五、艀夫 艀(手漕キ又ハ帆走)ヲ操縱ス
六、農夫 各種蔬菜ノ栽培ヲナシ平勞働者ヲ指揮シテ畝掘ヲ爲シ蔬菜ニ水ヲ掛ケ草ヲ取リ成熟シタル蔬菜ノ採收ヲ指揮ス
七＝八、困難ニシテ不潔ナル作業ノ平勞働者 原油タンクノ泥掃除油溜メ油池ノ掃除、原料倉庫、器械工場及其他ニ於ケル電量品ノ解體及取リ片付ケヲ爲ス
九、軌道夫(鐵道) 第三級ノ軌道夫ト同樣ノ作業ヲ爲スモ經驗ニ富ム
十、大工、型工、製材工(枠挽)ノ下手間 就業當初ニシテ熟練ニ乏シ當該種類ノ高級者ノ指揮ニ從ヒ簡單ニシテ複雜ナラザル仕事ヲ爲ス
十一、經驗アル土工 各種建造物基礎工事ノ掘割廣場及輔道下ノ地均斜面堅メ各種ノ溝掘リ其他ヲ爲ス
十二、坑井人夫 第三級ノ坑井人夫同樣ノ作業ヲ行フモ一層熟練ナリ
十三、相鎚方 就業當初ノ職工ニシテ鎚ノ一方打ヲ冷鋲ノ場合ニ行フ
十四、火夫 汽罐附屬部ノ運轉及其調整ヲ監視シ給水ポンプノ運轉停止ヲ爲シ汽管又ハ汽罐ニ於ケル通氣口ヲ開閉ス但一汽罐ニ就テ作業ス

## 第五級 (六八留二〇—二、八四)

一、油差シ 第四級ノ油差シト同樣ノ作業ヲ行フモ其關係スル電氣モークー若クハ坑井ノ數多ク且範圍大ナリ
二、仕上工、旋盤工、製罐工、鑄工、電氣手、內燃機關工ノ各下手間 就業當初ニシテ高級ノ熟練ヲ缺ク其職柄ニ從ヒ高級者ノ指導下ニ複雜ナラサル簡易ノ作業ヲ爲ス
三、杣夫 第四級ノ杣夫ト同樣ノ作業ヲ行フモ經驗ニ富ム
四、木挽 木材ノ上ニ乘リ竪挽ヲ爲ス丸太ヨリ各種材料ヲ挽キ鋸ノ調製及目立ヲ能クス
五、炊事夫 複雜ナル料理ヲ爲シ又ハ食堂及大衆團ノ賄ヲナシ下手間ヲ指揮ス
六、大工 高級ノ熟練ニ達セス小修繕工事又ハ造船造家ノ大工作業ヲ爲ス
七、合鎚方 困難、複雜ノ程度中位ニアル作業及テンデル梁、原油タンクノ鋲打及造船作業ニ鍛工ト共ニ作業シ大鎚ヲ左右ヨリ打込ム
八、火夫 第四級ノ火夫ト同樣ノ作業ヲ行フモ二乃至三ノ汽罐ヲ擔當ス
九、人夫頭 鑛場、倉庫、繫船岸、伐採其他ニ於ケル種々ナル名義ノモノナリ
十、製材工(枠挽) 丸鋸ニ作業シ獨立シテ鋸ノ掛ケ外ツシ並ニ目立ヲ爲ス
十一、特難勞働者



十二、アスフアルト工
十三、電話線架設修繕夫
十四、艀夫
十五、番人頭 經驗ニ富ミ一定ノ區域內ニ於ケル番人ノ作業ヲ監視ス
十六 事務員 就任當初ニシテ高級熟練ヲ缺ク勸續一ケ年未滿ナリ

## 第六級 (七七留五〇—三、二三)

一、油差シ 第五級ノ油差シト同一條件ニテ作業スルモ一層經驗ニ富ム
二、相鎚方 鍛工ト共ニ大仕事及複雜ナル作業ヲ爲ス各種鍛冶工具ノ用途ニ通シ爐ニ型鐵ヲ入レテ熟シコークス又ハ石炭爐ラ使用シ型又ハ打込型ヲ鎚下ニ自由ニ取扱ヒ左右兩方ヨリ自由ニ鎚ノ振込ヲ行フ
三、大工 造家、造船ノ作業、板場張リ、天井張リ、壁下ノ間仕切リ屋根地ノ組立等ニ作業ス板ノ竪挽ヲ爲シ丸太ノ荒削リ、傾斜止メ各種枠、混セ箱、石工箱、運搬箱、手押車(註、一輪)其他ヲ製作ス
四、旋盤工 就業當初ニシテ熟練ヲ缺ク勤續一ケ年ヲ越エス
五、鑿井採油工(掘鑿工ブレーキ方) 經驗少ク熟練ヲ缺ク
六、製罐鋲打方 煙突、焚口下氣孔等ノ汽罐ノ部分ノ鋲打ヲ獨立シテ行ヒ架橋、建築工事ニ於ケル打鋲ハ冷熱兩式トモ之ヲ能クシ位置ノ便不便ニ拘ラス自由ニ鋲打ヲ行フ
七、鐵管工(鑛場仕上工) 送油管、ガス管ノ修理組立及解體ニ關スル仕上工ノ作業ヲ行フ
八、火夫 第四級ノ火夫ト同樣ノ作業ヲ行フモ三個以上ノ汽罐ヲ擔當ス
九、ボール盤工 各種垂直、水平及壁旋盤ニコンドクトル及ラズメトカヲ利用シテ一樣ニシテ多數ナル鑿孔作業ヲ行フ
十、横削リ工 種々ナル構造ノ旋盤ヲ以テ各種削方作業ヲ爲ス獨立シテ快速ニ且正確ニ削ル爲メ鑿ヲ準備シ選擇シ材料ノ質及削ル厚サニ依リ椽削リヲ尺度、角度器、其他ニ依リテ行ヒ作業ニ應シ旋盤ヲ調製ス
十一、竪削リ工 各種構造ノ旋盤ニ於テ複雜ナラサル責任輕キ鑿リ込ミ作業ヲ行フ
十二、製材工(枠挽) 第五級ノ製材工ト同樣ノ作業ヲ行フモ一層熟練ナリ
十三、ポンプ工下手間(深掘ポンプ付仕上工) 就職當初ニシテ高級ノ熟練ヲ缺ク
十四、軌道夫(鐵道) 古參ニシテ軌道修繕人夫ヲ指揮シ尺度ニ依ルレール敷設ヲ監視シ枕木置換轉轍器ノ据付、軌道信號裝置ノ設定ヲ指揮シ軌道下ヘバラスド打チ込ミヲ指揮ス
十五、艀夫古參ニシテ多クノ經驗ニ富ム
十六、ロープ工 各種ロープ繼方ヲ爲シ古ロープノ使用ニ堪フル程度ヲ定メ得
十七、挿管鋲方 曲ゲ方及壓搾濟ノ鐵板ニ冷鋲打ヲ行ヒテ挿入管ヲ作ル又製罐工場及鑛場ニ於テ舊管ノ修繕ヲ爲ス
十八、仕上工 特ニ正確ヲ要セサル作業(切リ方引キ方引キ切リ方、煉瓦型各種ノ簡單ナル細部ヲ備ブル摺リ合セ)ヲ爲ス機械ノ單純ナル部分ノ組立ヲ爲シ簡單ナル手用工具ヲ單獨ニテ製作ス
十九、製油工 小規模試驗的製油所ニ於ケル勞働ニシテ分溜ノ過否其質アツペラトウーラノ正規ノ作業ニ對シタル責任ヲ帶ヒ燃料支出及喪失量ニ對スル責任者タリ比重粘度等出油ノ物理的性質ヲ檢定シ作業日誌ヲ認ム
二十、監視長(宿舍守衛長) 一定セル區域(又ハ鑛場內)ノ守衛及秩序維持ヲ監視シ其清潔維持、火災豫防ノ手段ノ實施、日常ノ小修繕及其他ヲ監視ス
廿一、發動艇機關方動力ノ大ナラサル發動艇ニ作業ス
廿二、事務員 簡單ナル事務ヲ扱ヒ謄寫、拔キ書キ原稿材料ニ依リテ目錄ヲ作成シ用紙欄ニ書込ヲ行フ

## 第七級 (八六留八〇—三、六二)

一、旋盤工 旋盤ヲ以テ圖面及見取圖ニ基キ中心器、型板、測板ニ依リ各種旋盤作業ヲ爲ス又各種測定器ヲ利用シテ銅、眞鎭、メリヒオル等ヨリ輪環ヲ製作ス
二、横削リ工 諸種ノ構造(竪横其他)ノ旋盤ニヨリ正確ニシテ責任アル各種ノ削リ方ヲ爲ス快速ニシテ正確ナル削リ方ヲ行フ爲メ削リ刄ノ準備及選擇ヲ爲シ旋盤ノ調子ヲ整ヘ作業ノ關係ニ依リテ回轉速度ヲ定ム作業ハ正確ニシテ精巧ニ行ヒデーゼル機及內燃機臺用大型枠、汽船機關車ノ汽機ノシリンダー及其他總テノ削リ作業ヲ爲ス

三、竪削り工　各種構造ノ旋盤ヲ用ヒテ機械部分並ニ裝置ヲ巧ニ取扱ヒテ總ユル鑿リ込ミ作業ヲ爲ス圖面ニ依リテ製品ヲ速ニ且正確ニ鑿リ込ム爲メ必要ナル工具ヲ選ヒ尺度、角度器ヲ用ヒテ削リ込ミヲ行ヒ最モ有利ナル盤ノ回轉ヲ定メ各作業ニ應シテ旋盤ノ調節ヲ爲ス

四、ボール盤工　製圖又ハ見取圖ニ從ヒ斜鑿リ直線鑿リ其他機械ニ依リテ種々ナル孔鑿リヲ爲シ獨立シテ錐ノ磨キ上ケヲ行ヒ且其他ノ工具ヲ修理ス

五、內燃發動機方　動力大ナラサル內燃發動機ニ就キテ作業ス

六、ポンプ工(深掘ポンプ附屬仕上工)　ポンプ及器械ヲ見取圖ニ依リテ修理、組立、解體ヲ爲スポンプ及氣壓管ヲ坑井ニ昇降スル作業ヲ爲ス

七、掘鑿採油工(鑿井プレーキ係)　經驗少シ

八、相鎚方　第六級ノ相鎚方ト同樣ノ作業ヲ爲スモ一層熟練ナリ

九、鑄工　熟練ニ乏シ

十、製罐鋲打方　第六級ノ製罐鋲打方ト同シ作業ヲナスモ一層熟練ナリ

十一、製油工(蒸溜方)　第六級ノ製油工ト同シ作業ヲ爲スモ一層熟練ナルカ又ハ大規模(試驗的ニ非ス)ノ設備ニ就キテ作業ス

十二、無線電信機關方

十三、大工　家屋及建物ノ建築ヲ爲ス角材及戶決ヲ有スル板材ノ木組並ニ奇麗ナル仕上ヲ行ヒ奇麗ナル簡單ノ床張ヲ爲ス最モ簡單ナル切込、壁ノ簡單ナル造作(掘立式家屋、物置及簡單ナル住宅ナラサル家屋)梁ノ組立、壁下作込ラサル簡單ノ架橋ヲ爲シ天井及壁ノ手際ヨキ板張荒戶ノ製作ヲ行フ大ナラザル徑間ノ簡單ナル圓天井及アーチ用圓鑿並ニ屋頂、木柵及格子、柵、門ニリテ書信及文書ヲ認メ郵便物ノ綴込等ヲ行依フ

## 第八級　(九六留一〇—四、〇〇)

一、汽機工　中位ノ汽機ヲ扱ヒ其缺點ヲ檢定シ組立及解體ヲ爲シ其運轉ヲ調節ス

二、製油工　古參ナリ

三、無線電信機關方　一層經驗アリ

四、旋盤工　第七級ノ旋盤工ト同樣ノ作業ヲ行フノ外旋盤及特別ナル機械ニ於テ機械製品ノ各種作業ヲナス例令ハ活塞、活塞輪、活塞桿、偏心輪、虫狀ネジ、圓錐鞘筒、辨、忠檣材、ベアリング、偏心軸、回轉ネジ及其他ノ磨方ヲ行フ

五、鍛工　トロ、大槌、銑鐵鋏、氷塊割棒、手鋤煤煙掃除用熊手其他ノ修理、鍛冶作業ヲ爲ス又一般使用ノ型及雛形ノ蹄鐵鍛冶作業ヲ爲ス萬力機ヲ用ヒテ簡易ナル仕上作業、鍛工用具ノ調整馬蹄掃除ノ一切ヲ爲シ各種蹄、鐵裝蹄各種硬度ノ鐵材及鋼材ヲ接合ス

六、發動艇機關方　動力大ナル發動艇及小蒸汽船ノ機關ラ取扱ヒ二年以上ノ經驗ニ富ム

七、大工　經驗ヲ有シ石油坑井櫓ヲ建テ第七級ノ大工ト同樣ノ作業ヲモ爲ス

八、鑄工(職工)　溶鑛爐ニ入ルル金屬、コークス、フラツクスノ混セ加減ニ注意シ溶解作用ニ依リテ溶解材料ノ性質ノ見別ヲ爲スコトヲ得溶鑛爐ヨリ鑄鐵ヲ杓子又ハ鑄型ニ注入スルニ當リ之ニ注意ス





九、製鎚工助手　熟練少ク高級ノ熟練ヲ缺キ製罐工ノ指揮下ニ作業ス

十、ポンプ工(深汲ポンプ仕上工)　第七級ノポンプ工ト同樣ノ作業ヲ爲スモ一層熟練ナリ

十一、掘鑿採油工(鑿井停止機方)　鑿井番長不在ノ時ハロータリー班ノ交替ヲ行フ責任アル作業ノ場合ハ鑿井機盤發動機ヲ掌ル停止機ヲ利用シテピツトノ働キヲ加減シ地質ノ變化及ポンプノ正規ナル運轉ニ注意ス又當日誌ヲ認ム

十二、電氣手(發電所付)　發電所ノ配電盤ヲ監視シ其調節ヲ行フコンタクトリング、發電機ノ銅刷毛及エキサイターニ作業ス轉輪、コレクトル、銅刷毛挾ミ、エキサイター及發電機ヲ掃除シ蓄電池ヲ監視ス

十三、內燃發動機關方　中位ノ內燃機關ニ作業ス

十四、型工　第七級ノ型工ト同樣ノ作業ヲ爲スモ一層熟練ナリ

十五、機械場仕上工　個々ノ部分及機械ノ組立分解ヲ爲シ詳細ナル圖面及測定器ニ依リテ作業ニ必要ナル型、工具ヲ作リ正確ナル加工ヲ要スル總テノ部分ヲ組立ニ適スル樣製作ス

十六、事務員　第七級事務員ト同樣ノ作業ヲ爲スモ一層熟練ナリ

## 第九級　(一〇八留五〇—四、五二)

一、汽機工技手(汽機機關方)　一層經驗アリ

二、無線電信機關方　一層經驗アリテ勤續長シ

三、旋盤工　第八級ノ旋盤工ト同樣ノ作業ヲ爲スモ一層熟練ナリ

四、鍋工　第八級ノ鍛工ト同樣ノ作業ヲ爲ス外、圖面又ハ見取圖ニ依リ單獨ニテ種々精巧ナル中小ノ製作ヲ行フ大ナル經驗及練習ヲ要スル特種鋼鐵ノ鍛鍊ヲ行ヒ種々ノ修繕工具ノ製作ヲ爲ス鐵材ノ使用ニ精通シ各種硬度ノ一定セサル鐵材及鋼材ノ接合ニ通ス

五、大工　下級大工ノ總テノ作業ヲ爲シ得坑井櫓ノ建築ニ關スル總テノ作業汽鑵及各種建築裝置ニ於ケル組立ヲ爲ス又曲ケ方ヲ行ヒ冷熱兩種ノ場合ニ諸種ノ製罐作業ヲ行フ

六、鑄工　第八鑄工ト同樣ノ作業ヲ行フ經驗ヲ有ス

七、製罐工　內焚式火爐內ニ鋲打ヲ有スル汽鑵ノ組立冷熱兩種ノ繼合セ鋲打其他汽鑵組立作業、パチ當テ取換ニ關スル總テノ作業汽鑵及各種建設裝置ニ於ケル組立ヲ爲ス又曲ケ方ヲ行ヒ冷熱兩種ノ場合ニ諸種ノ製罐作業ヲ行フ

八、ポンプ工(深汲ポンプ仕上工)　第八級及第八級ニ示セルポンプ工ト同樣ノ作業ヲ行フ經驗ニ富ミ勤續長シ

九、鑿井番長(開閉器方)　衝撃掘、鋼索衝撃掘、回轉掘作業ヲ古參番長ノ不在中代理トシテ行フ特ニ責任アル場合ニハ開閉器ノハンドルヲ採リテ作用シテ作業ス

十、電氣手　單獨ニテ電燈用、モーター用ノ架線ヲ爲シ計器ノ取付電燈及計器ノ調整ヲ監視シ之カ正規ノ狀態ニ對スル責任ヲ有シ製作工場用一般機械器具、モーター、レオスタト檢查器等ノ破損ヲ速ニ發見シコイルノ卷換其他修理ヲ爲ス發電所ニ作業シ小モーター、ウムホルメール及其他ノ開閉ヲ爲ス

十一、製材工(枠挽)　古參ナリ

十二、內燃發動機機關方　強力ノ內燃發動機ニ就テ作業ス經驗アリ

十三、計算方　會計、用度及其他ノ簿記帳ヲ簿記主任指揮ノ下ニ記入シ計算表(支佛ノ分)ヲ作リ勘定及交涉書類ヲ作成シ事務日誌ヲ認メ舊書類ヲ保管シ人事其他ニ關スル表ノ記入ヲナス

十四　庶務係　獨立シテ書信及交涉書類ヲ作成シ事務日誌ヲ認メ舊書類ヲ保管シ人事其他ニ關スル表ノ記入ヲ爲ス

## 第十級　(一三〇留二〇—五、四二)

一、汽機機關長　經驗ヲ有シ長キ勤務者ナリ强力ノ機械ニ就テ作業シ得

二、ポンプ工(深汲ポンプ付仕上工)　古參ニシテ充分經驗ヲ有シ下級ポンプ工ノ作業ヲ指揮シ得

三、旋盤工　古參ニシテ充分ナル經驗ヲ有ス

四、掘鑿番長(開閉器方)　第九條ノ鑿井番長ト同樣ノ作業ヲ爲ス經驗ニ富ム

五、電氣技手

六、大工　櫓建築ノ大工古參ニシテ充分ナル經驗ヲ有ス

七、製鑵工　古參ニシテ充分ナル經驗ヲ有ス

八、鑄工　古參ニシテ經驗ニ富ム

九ニ十、計算ニ庶務係　第九級ト同樣ノ職務ヲ行フ經驗アリ勤續長シ

## 第十一級　(一四二留六〇—五、九四)

一、鍛工　經驗多ク總テノ鍛冶作業ニ精通シ下級者ノ指揮ヲ爲シ得

二、掘鑿番長(開閉器方)　古參ニシテ經驗アリ

三、電氣技手(電工)　古參ニシテ普通電氣手ト同様ノ作業ヲ成スモ最モ經驗豊富ニシテ普通電工ヲ指揮ス

四、鑿井技師(鑿井工)　衝鑿掘(鋼索或ハ鐵棒)又ハ回轉掘(ロータリー)ニ依ル鑿井作業ニ通曉シ各種鑿井具ノ用法當該機械ノ組織ニ精シク技術指揮者ノ指揮下ニ(一)種々ノ方法ニ依リ坑井ノ水止ヲ爲シ(二)坡井ノ屈曲ヲ矯正シ(三)坑井中ニ抑留ナレタル工具ノ引上ケ挿入管其他鑿孔ヲ行ヒ二三ケ所以上ノ鑿井ノ監視ヲ行フ

五、大工　古參ニシテ充分ノ經驗ニ富ム大工ノ作業ニハ大小トナク精通シ大工團ノ作業ヲ指揮シ得

六、計算方　下級計算方ノ總テノ事務ヲ扱フ一層ノ經驗ヲ有シ計算報告書ヲ作リ簿記主任ノ指揮下ニ簿記簿ノ記入ヲ行フ

七、庶務係　下級庶務係ノ總テノ聯務ヲ行ヒ複雜ナル書信文書ヲ作成シ下級ノ庶務係及事務員ノ作業ヲ指揮ス

### 第十二級　(一五五留〇〇―六、四六)

一、鑿井技師(鑿井工)　一層ノ經驗アリ

二、地形測量方　測量器ニ依リテ三角測量、高低測量及地平角側ヲ爲シ複雜ナラザル地形圖及斷面圖ヲ製ス

三、機械技手　蒸氣及內燃發動機ノ構造ニ精通シ電氣機械ノ構造ニモ心得アリ機械工場ノ作業ヲ掌リ鑿井採油及製油ニ於ケル各種ノ原動機ノ据付行行フ

四、書記(事務部長)　企業事務所ノ總テノ事務ヲ支配シ單獨ニテ報告書、計畫書、重要ナル問題ニ關スル一般報告ヲ作成シ會議其他ノ場合ニ責任秘書トナリ單獨ニテ機密書類保管ノ責ニ任ス

### 第十三級　(一七〇留五〇―七、一〇)

一、鑿井技師(鑿井工)　古參ニシテ充分ノ經驗ニ富ム三乃至五ケノ坑井ニ於ケル掘鑿作業ヲ監視ス

二、地形測量方　一層經驗アリ

二、機械技手　一層經驗アリ

四、書記(事務部長)　最モ經驗アリ

### 第十四級　(一九二留二〇―八、〇一)

一、書記(事務部長)　最モ經驗アリ勤續長シ

ソヴイエト社會主義共和國聯邦鑛山勞働者組合中央委員會員兼極東地方委員會議長

ゲ・エス・ロクテフ

北樺太石油株式會社代表　成富道正

## 契約附錄第四　(契約第卅五條)

### 內部管理規則案

內部管理規則ハ勞働法第五十四條ニ擧示セラレタル手續ニ依リ作成シ且認可ヲ受クヘキモノニシテ其中ニハ次ノ指定事項ヲ包含スヘキモノトス

### 一　總說

一、企業ノ管理部及勞務者全員ニ對シ本則ノ義務的ナルコト

二、勞働ニ雇傭セラルルニ際シ勞務者ハ居住證明書ヲ提出シ且之ヲ受領スルコト

三、賃銀帳ノ受領及使用規定

四、診療ヲ受クル手續

五、酒氣ヲ帶ヒテ就業スルコトノ禁止

六、管理部勞務者相互ノ應對(禮義ヲ守リ叮嚀ナルコト其他)

七、

### 二　出勤、勞働及退出手續

八、企業ニ於ケル勞働ノ方法定時間又ハ一晝夜

九、勞働ノ交代回數始業及終業時、交代手續

十、遲刻猶餘時間

十一、勞働者ノ病氣缺勤ニ必要ナル證據

十二、勞働終了前ニ於ケル退出ノ手續(許可ヲ受クルコト)

十三、官憲(裁判所及其他)又ハ政黨、職業組合若クハ購買組合ノ機關ノ要求ニ依ル退出手續

十四、勞働時間中勞働ニ關係ナキ仕事ノ禁止

十五、食事時刻及其繼續時間(勞働法第九十八條備考)

十六、同上乳兒ヲ哺育スル母親ノ爲メ(勞働法第卅四條)

十七、機械、旋盤各部掃除、工具ノ取片付、手洗ヒ及着換ノ爲メ終業前勞働者ニ與ヘラルル時間

十八、時間外勞働實施手續

十九、勞働計上手續(記號、記入及其他)



### 三　企業所屬財產使用規則

廿一、洗面所、脫衣所、浴場及其他使用ノ規定

廿二、企業ノ工具使用規定及勞働者私物工具使用ニ對スル支拂計算ノ方法(勞働法第八十五條)

廿三、特殊被服、靴及其他ノ修繕再交付手續(修理、洗濯)

廿四、中和劑(牛乳、脂肪等)交付規定

廿五、

### 四　秩序ノ監視及守衛監督

廿六、番人及見廻ノ職務

廿七、企業ニ於ケル外來者入場規定

廿八、

### 五　勞働中ノ注意及天災ノ防止

廿九、製產ノ機械、工具取扱規定

卅、勞働中ノ火氣取扱規定(喫煙、安全燈取扱及其他)

卅一、天災(崩壞、浸水、火災及其他)時ニ於ケル勞務者ノ義務及其不履行ニ對スル責任

### 六　勞銀及休憩時間

卅二、卅三勞銀支拂期日及手續

卅四、週休日、祭日、祝日前日ノ勞働時間

卅五、連續勞働ニ於ケル勞働者ノ出勤日ニ關スル手續

卅六、休暇(定期及追加)ノ利用規定

卅七、

### 七　義務勞働

利權企業

卅八、管理部ノ指圖ニ依リ課業外ノ時間ニ行フヘキ義務勞働ノ細則及之カ不履行ニ對スル責任

卅九、天災防止ノ作業

四十、

### 八　內部管理規則變更手續

四一、

ソヴイエト社會主義共和國聯邦鑛山勞働者組合中央委員會員兼極東地方委員會議長

ゲ・エス・ロクフテ

北樺太石油株式會社代表　成富道正

## 契約附錄第五　(契約第卅五條)

### 罰則表

一、組合機關トノ協定ニ依リ企業管理部所定ノ內部管理規則ハ企業ノ勞働者及從業員全部及管理部ニ對シテ義務的ノモノトス

二、內部管理規則違反ニ對シ次ノ罰ヲ課スルコトヲ得

(1)作業場又ハ支部ニ公表スル譴責

(2)全鑛場ニ公表シ且鑛場委員會ニ通告スル譴責

(3)解雇

三、罰(1)ハ管理部之ヲ課ス罰(2)ハ處罰理由及其性質ニ就キ鑛場委員會ニ豫報シ管理部之ヲ課ス罰(3)ハ總テノ場合評價爭議委員會ノ決議ニ依リ管理部之ニ課ス

四、本罰則表規定ノ適用ヲ受クル解雇ハ解雇手當ヲ支給セス且解雇ノ豫告ヲ爲サスシテ行フモノトス

五、本罰則ハ半曆年間ニ於ケル非行(第六、第七第八項ヲ除ク)ヲ計算シテ之ヲ適用ス右期限後ノ非行及課スヘキ罰ノ計算ハ新ニ之ヲ行ヒ其處罰ニ關シテハ特別ナル帳簿ニ管理部之ヲ記入スヘキモノトス

### 非行及其罰則細別

六、正當ナル理由ナキ遲刻又ハ時間前ノ止業ニ對シテハ

一ケ月間一回以上三回迄　罰(1)

一ケ月間四回以上六回迄　罰(2)

一ケ月間六間以上　罰(3)

此外缺勤時間ニ對シテハ總テノ場合支拂ヲ爲サス

七、企業又ハ作業場ヨリ濫ニ一時的ニ離レタルトキ

一ケ月一回以上三回迄　罰(1)(2)

一ケ月四回以上　罰(3)

此外缺勤時間ニ對シテハ總テノ場合支拂ヲ爲サス

八、正當ノ理由ナキ缺勤ニ對シテハ

(イ)一ケ月間二日迄　罰(1)

(ロ)一ケ月間二日以上六日迄　罰(2)

(ハ)一ケ月間六日以上又ハ連續三日以上　罰(3)

此外缺勤日ハ總テノ場合支拂ヲナサス

九、勞務ニ關スル不法ナル拒絕ニ對シテハ

(イ)一回　罰(1)
(ロ)二回乃至三回　罰(2)
(ハ)三回以上　罰(3)

尙勞働者ハ拒絶ノ爲メ離業シタル時間ニ對シテ支拂ヲ受ケス

十、出勤及退出ノ際監督規則ニ違反シタルトキハ罰(1)(2)

十一、通行券番號札、病院券ヲ他人ニ貸與シタルトキ番號札ヲ取外シ又ハ表ニ記入シタルトキハ罰(1)(2)

十二、管理部ノ許可ナクシテ外來者ヲ勞働場所ニ入場セシメ若クハ誘導スルトキハ(1)(2)尙局外者ノ入場ヲ許可セサル作業場又ハ支部（噴油場、發電所及其他）一覽表ハ豫メ見易キ場所ニ掲示スヘキモノトス

十三、用務ナクシテ濫ニ彷徨シ又ハ他人ヲ離業セシムル者ハ(1)(2)

十四、不用心又ハ不注意ノ爲メ機械旋盤裝置、安全設備及其他企業ノ財產ヲ毀損シタルトキハ(1)(2)故意ノ場合ニハ(3)

十五、機械取扱規則ヲ遵守セス警戒方法ニ違反スル者ハ(1)(2)若シ本非行ノ結果他ノ勞働者ニ不祥事件ノ生シタルトキ又ハ常習的(三回以上)ニ之ヲ繰リ返ストキ(3)

十六、工具、用具安全裝置及其他ヲ紛失セルトキ又ハ之ヲ他人（他作業場及支部ノ）渡セルトキハ管理部ノ許可ナクシテ之ヲ持チ出ストキハ(1)(2)

十七、管理部ノ許可ナクシテ自己ノ爲メ作業ヲ爲シ同目的ノ爲ニ企業ノ材料及部下ヲ使用スル者ハ(1)(2)常習的三回以上之ヲ行フトキハ(3)

十八、防災方法ヲ遵守セサルコト、不注意ナル火氣ノ取扱及禁止場所ニ於ケル喫煙ニ對シテハ(1)乃至(3)

十九、勞働家屋ノ清潔維持、適時ノ塵芥ノ取リ捨テ及便所ノ維持ヲ委任セラレタル者カ衞生規則ニ從ツテ其爲メ心要ナル方法ヲ講セサルトキハ(1)(2)

二十、就業中睡眠セルトキハ(1)(2)、責任アル仕事(汽罐、發動機)ニ就業中睡眠セラルトキハ(1)乃至(3)

廿一、酒氣ヲ帶ヒテ勞働ニ出テ作業スルトキハ(1)(2)二回以上ハ(3)

廿二、旋盤又ハ機械ノ破損ヲ申告セサルトキ管理部ノ指圖ナク修繕未了ノ旋盤ニテ作業シ之カ爲メ材料、工內又ハ旋盤ヲ毀損シタルトキハ(1)(2)

廿三、企業ノ管理部員、技術員ニハ左ノ罰ヲ課ス

(イ)正當ノ理由ナク不調整ノ旋盤、器械及其他ノ裝置ヲ使用セシメタル爲メ材料生產諸器具ノ破損ヲ來シタルトキハ其職工、作業主任及管理部員ニハ(1)(2)、常習的ニハ(2)(3)

(ロ)旋盤、機械ノ調整ニ對スル不充分ナル監視及其修理ヲ怠リタル管理部員ニハ(1)乃至(3)

(ハ)旋盤ノ修理ヲ遲延シ勞働者ニハ(1)乃至(3)

(ニ)不適當ノ時刻ニ新シキ作業材料及工具ヲ勞働者ニ交付スル等不統一ノ爲メ作業ノ休止ヲ來シタルトキハ(1)乃至(3)

(ホ)豫知セル惡質ノ材料及工具ヲ管理部ノ許可ナクシテ交付シタルトキハ(1)乃至(3)

(ヘ)主要倉庫勤務者ノ過失ニ基キ必要ナル材料及原料品ヲ適時ニ受領セサル爲メ休業ヲ來シタルトキハ(1)乃至(3)

(ト)工具ノ交付遲延ノ爲メ作業ノ休止ヲ誘致セシトキハ(1)乃至(3)

(チ)管理部ノ過失ニ依リ規定以上ノ廢品パーセントヲ出シタルトキハ(1)乃至(3)

(リ)機械類ノ安全裝備狀態ノ監視ヲ委任サレタル一定ノ管理部員技術員ノ不充分ナル監視ニ對シ(1)乃至(3)

ソヴイエト社會主義共和國聯邦鑛山勞働者組合中央委員會員兼極東地方委員會議長
ゲ●エス●ロクテフ

北樺太石油株式會社代表
成富道正

極東地方勞働支部ハ本團體契約ヲ千九百二十七年九月十九日契約登記簿ニ第三七九號ヲ以テ登記セリ依而署名及支部ノ印章ヲ捺印シ之ヲ證明ス

地方勞働支部長代理　クルベリ
賃銀爭議部長　レイゼンベルグ

## 北樺太石油會社の組織

北樺太石油株式會社は前記北樺太利權に關する勅令並に、對露利權契約の基礎に株式會社北辰會の事業を繼承して、大正十五年六月七日東京に於て創立されたが會社の組織要項左の如し。



### 資本金其他

◇資本金一千萬圓、拂込四百萬圓、
◇株式二十萬株、株主數二千七百八十八名（創立當時三千六百五十五名）
◇大株主　日本石油(一七、〇七六株)大倉鑛業(一〇、一九三株)大阪商事(三、七四四株)、中野鑛業(五、〇〇〇株)、旭石油(三、四二〇株)、三菱合資(一、二三九株)、瀨尾喜兵衞(四、五四三株)、中野貫一(三、〇〇〇株)、

### 役員

◇取締役社長　中里重次
◇取締役　島村金治郎、山田文慈、橋本圭三郎、林幾太郎、櫻井彥一郎、牧田環、松方幸次郎、齋藤浩介、末延道成
◇監査役　津下紋太郎、矢島富造

## 北樺太石油會社の業績

### 第一年度

企業開始から昭和二年三月三十一日に至る當營業當年度は、專らオハ鑛場に於て掘鑿並に採油の作業を爲し、新掘井六坑に成功した。採油井は北辰會から引繼いだもの八坑を合して總數十四坑となつた。新掘井の深度は何れも五〇米突乃至二〇〇米突（八十二間五分乃至百十間）の淺層油であつて成功當時は一坑井日產十五噸乃至四十三噸（九十石乃至二百六十石弱）を採油した。貯油の爲め五千噸鐵槽五基を增設し合計八基となつた。此外二千噸鐵槽が一基あつて貯油力は總計四萬二千噸である。其他の工作物としては宿舍倉庫等が建設された。ヌトウ鑛場に於ては試掘井一坑の開坑準備に着手し尙本年度夏期航行期に於てはオハ原油約二萬噸を搬出した。

第一年度の損益計算書左の如し。

◇損益計算書

収入之部

| | |
|---|---|
| 原油收入 | 八七四、三五九・四〇 |
| 雜收入 | 一〇七、八七〇、一五 |
| 計 | 九八二、二二九・五五 |

支出之部

| | |
|---|---|
| 本社費 | 一二二、〇一九・三七 |
| 鑛場費 | 七七八、二六七・一六 |
| 計 | 九〇〇、二八六・五三 |
| 差引利益金 | 八一、九四三・〇二 |
| 內 | |
| 創立費償却 | 三〇、九一二・九九 |
| 稅金支拂引當金 | 三、二〇〇・〇〇 |
| 計 | 三四、一一二・九九 |
| 再差引利益金 | 四七、八三〇・〇三 |

◇此利益金處分

| | |
|---|---|
| 法定準備金 | 二五、〇〇〇・〇〇 |
| 後期繰越金 | 四五、三三〇・〇三 |

### 第二年度

同社の營業第二年度たる昭和二年度に於ける新掘鑿成功坑井は九坑で、年度末採油井は合計二十二坑となり、產油額も年度初期の日產二百噸內外が漸次增加して年度末二百五十噸內外となり、二年度合計純產油額は豫定より四千噸を增加し六萬九千噸に達した、只輸出量は夏季短期間に限られて居る上昨年八九月中大時化續出した爲め豫定より五千噸を減じて四萬四千八百餘噸に止まり、又同時に送油艀其他社用船數隻を犧牲に供するに至つた。

次ぎに二年度內新設備の重なるものは、オハ鑛場竝同海岸に一萬噸タンク四基（從來と併せ貯油能力八萬二千噸）の增設、鑛場及海岸間六哩餘間に亘る六吋送油鐵管線の布設、オハ海岸に於けるタンク船搭載用の爲め海底一哩間に四吋鐵管線の布設、其他多數の宿舍、倉庫、發電所、送油所艀發動艇等の新設である。

又ヌトウオに於いては、元年度以來引續いて試掘井一坑の掘鑿計畫し、その準備作業として湖岸より鑛場迄約十二哩間の軌道を布設し、其他の諸設備をも整へて年度末より開坑に着手した。

又豫て建造中の船汽（總噸數九九〇噸四〇）一隻は二年度末に竣工致しオハ丸と命名しすでに航海に就航しつゝある。

第二年度の同社營業全決算を示す損益計算書左の如し。

◇損益計算書

収入之部

| | |
|---|---|
| 原油 | 二、〇七〇、八九八・八〇 |
| 雜收入 | 九〇、九五六・三八 |
| 計 | 二、一六一、八五五・一八 |

支出之部

| | |
|---|---|
| 本社費 | 二二七、八七五・三五 |

| | |
|---|---|
| 鑛場費 | 一、四三〇、四七五●七三 |
| 計 | 一、六五八、三五一●〇八 |
| 差引利益金 | 五〇三、五〇四●一〇 |
| 內 | |
| 財產減價償却金 | 一〇〇、〇〇〇●〇〇 |
| 稅金支拂引當金 | 二五、〇〇〇、〇〇 |
| 計 | 一二五、〇〇〇●〇〇 |
| 再差引本年度純益金 | 三七八、五〇四●一〇 |
| 前年度繰越金 | 四五、三三〇、〇三 |
| 計 | 四二三、八三四●一三 |
| ◇此利益金處分 | |
| 法定準備金 | 一九、〇〇〇●〇〇 |
| 役員賞與金 | 三七、〇〇〇●〇〇 |
| 株主配當金(年八分) | 三二〇、〇〇〇●〇〇 |
| 次年度繰越金 | 四七、八三四●一三 |

以上

## 第三年度

昭和三年四月一日から始まる同社第三年度の事業經過概要は、オハに於て新に十二坑を開鑿し、年度末までには採油井三十回坑となる可く、油井擴張と共に產油高も當然增加し、昭和三年夏期航行期には原油九萬噸の內地輸送に成功し第一年度の二萬噸に比し四倍半第二年度の四萬四千八百噸に比し二倍の激增であつた。之と共に一方貯油タンク、送油設備も擴張改善を加へられ、一萬噸タンク四基を增設し、從來の分と合せて十二萬二千噸迄貯油力を增大し、且つタンク船搭載設備としては更に一潪間に八吋海底鐵管線を增設し 同時に之が附帶設備としてタンク船の繫留裝置を完成し、更に從來のパージ送油設備も補足して前記海底鐵管と兩々相俟ち送油作業を遺憾なからしめ、又海岸及鑛場間九哩の地點に輕便軌道を敷設し、從來の人力に代ふる機關車の使用、發電所擴張電力增加による鑛業電化の實施鐵工場の擴張、住宅、倉庫の增設改善等作業能率の增進、經費の節減、從業者の福祉に努むるところが多かつた。

勿論以上の全部が既に完成を見たわけではなく中には昭和三年度事業計畫として昭和四年三月末日までに實現すべく目下銳意進捗中のものも含まれてゐる。

尙同社と露國サハレン石油トラスト並に全露石油シンヂケートとの原油買契約交涉の成立については、それが商取引としての性質を有してゐる關係上通商貿易の項に述べられてある。

# 北樺太石炭利權

**利權者 北樺太鑛業株式會社**

## 利權交涉概要

日露基本條約議定書乙の規定によつて日本政府から推薦された當業者たる北サガレン石炭企業組合は、三菱合資會社參與現理事奧村政雄氏を交涉全權に、前波蘭駐剳公使川上俊彥氏を石油利權を兼ねた交涉顧問に任命し、大正十四年七月二十二日から莫斯科中央利權局本部に於て、露側全權ヨツフエ氏、次席メーリニコフ氏等との間に北樺太西海岸土威、ウラヂミロフスキー、マーチ三地方に埋藏の石炭採掘に關する利權交涉を開始した此交涉經過については姉妹利權ともいふべき前揭石油のそれと重複する點も少くないし、今日では左して重要な意義も有してゐないので、玆には省略するが、同利權は同年十二月十四日奧村氏と露國人民經濟最高會議議長ゼルジンスキイ氏との間に正式調印を見るに至つたもので、石炭產出の多寡如何が、一國產業の盛衰を決定するにも拘らず本邦炭界の前途必ずしも樂觀を許さぬ現時に於て此大利權獲得の意義は頗る大なるものがあると云はなければならぬ。

右利權契約內容左の如し。

## 北樺太鑛業會社の利權契約內容

一、ソヴイエト社會主義共和國聯邦政府は利權者に對し一般法令の除外例として本契約の範圍內にて本契約所定の地域に於て鑛山調査（試掘）鑛山業(採掘)及其附帶事業を營み且共事業より生ずる利益を收得する權利を許與す

前項の目的の爲に政府は本契約所定の期間中本契約に定むる條件を以て本契約に指定せるソヴイエト社會主義共和國聯邦に屬する財產を利權者に使用せしむると共に本契約所定の條件に從ひ新設備をなし及其設備を利用することを利權者に許與す

利權者は本契約に於て許されたる權利及特權の範圍內に於て行動し又適當に經營せらるる商工業に適應する方法を以て其事業を遂行すると共に本契約所載の一切の義務を履行するものとす

二、本契約に特別の規定無き限り利權者はソヴイエト社會主義共和國聯邦領土內に於てソヴイエト社會主義共和國聯邦に於ける現行の一般法令並に將來發布せらるることあるべき一般法令を遵奉すると共に之等の法令に基く官憲の命令に服從するを要す

三、利權者は本契約實行の爲本契約に特別の規定無き限りソヴイエト社會主義共和國聯邦の一般法令に從ひ契約を締結し財產を租借し取得し處分し原告又は被告として裁判所に出頭する權利を有し尙ソヴイエト社會主義共和國聯邦內に存する法人に對する一般規定に從ひ法人としての權利を享有し決算書を公表するの義務を負ふ

四、利權消滅後本契約に從ひ政府に引渡さるべき利權企業を組成する財產は之を他人に移轉し又は擔保の目的となすことを得ざると共に利權者に對する債權者の請求の目的となすことを得ず炭坑設備の修理、模樣替、及完成に際し不用となれる古機械設備品及材料は利權者の完全なる支配に移り政府の許可を得て賣却することを得

本條の規定は現存する設備の外今後輸入せらるべき設備にも適用せらるるものとす

五、利權企業を組成する財產は徵發沒收其他の强制處分を受くることなし但利權者は戰時軍の必要に基く徵發に關する一般規定の適用を受くるものとす此場合には公平なる賠償を受くべし又利權者は交通及聯絡線の用に供する土地の使用除外に關する法律規則に服するものとす

本條はソヴイエト社會主義共和國聯邦に於ける現行の租稅郵便及關稅に關する一般法令に基く徵收手續を變更するものにあらず

六、利權契約の效力發生後に於てソヴイエト社會主義共和國聯邦の中央及地方官憲の發布する命令共他の規定又は指圖により本契約に定むる利權者の權利が制限を受け又は消滅したるときは政府はこれに依りて生ずる總ての損害を賠償するものとす

前項の規定は第三十三條に規定する場合の外期間終了前に於て政府の一方的行爲により利權契約を廢棄又は變更することを意味するものに非ず

七、本契約實施期間中利權企業は絕對に利權者の經濟的使用及支配に屬するも政府は利權者の生產及商業上の行爲の進行を自己の權限ある代表者をして監視せしむる權利を留保す但し政府代表者は右監視に付利權者が利權企業に於ける作業の研究共和國聯邦の法令及利權契約の條件に違反せざる限り生產並に經濟的行爲に對す干渉することを得ず

八、利權者は政府より派遣せらるる地質學者鑛山技師又は技術者が利權企業に於ける作業の研究をなすことを許容する義務を有す尙利權者は一九二三年五月二十二日附命令（一九二三年政府法令及命令集第四九號四八四條）に基きソヴイエト社會主義共和國聯邦の高等技術學校學生及卒業生を實習のため自己の企業に每年雇入るる義務あるものとす

九、利權者は政府の許可を得たる場合に限り本契約は權利義務の全部又は一部を第三者に讓渡することを得

一〇、政府は利權者に對し本契約に記載せられたる期間及條件を以て北樺太西海岸の下記區域に於て石炭の試掘及採掘の獨占的權利を許與す

(一)土威地方の境界

a、北方 ウゴリナヤ溪を以てし其河口より第一及第三マカリエフスキー採掘鑛區の西部境界の延長線との交叉迄

b、東方 第一及第三マカリエフスキー採掘鑛區の西部境界と其延長線のウゴリナヤ溪に達する迄、第三及及第四マカリエフスキー採掘鑛區の南部境界線、第二及第四マカリエフスキー採掘鑛區の東部境界の延長線に從ひ第四マカリエフスキー採掘鑛區の東南角より利權者に興へたる地域の南部境界を形成する線との交叉迄

c、南方 オゴロドナヤ溪河口より南方一直線に一露里半の海岸地點より緯度線に從ひて利權者に興へられたる地域の東部境點線の交叉迄

d、西方 ウゴリナヤ溪河口より利權者に興へられたる地域の南部境界線の起點迄の範圍內に於ける海岸線

（備考）マカリエフスキー採掘鑛區の境界は政府により確認されたる一九一〇年の土地區劃に從ふ而して本契約書に添附されたる一九二五年測量に係る縮尺一萬二千分の一の土威地方圖面に符記せり

(二)ウラヂミロスキー炭坑地方の境界
a、南方　第三溪河口より緯度線に從ひ東方五露里の地點間
(備考)　第三溪河口はノヤミ河口の南方海岸線に沿ひ約三露里の地點に存す
b、北方　ノヤミ河口より北方一直線に○●四露里の海岸地點より緯度線に從ひて東方へ
(備考)　右北方境界はムガーチ炭坑のアナスターツエフスキー採掘鑛區を侵害するを得ず
c、東方　南部境界の東端地點より北方え子午線に從ひて利權者に與へられたる地域の北方境界を形成する線との交叉迄
d、西方　第三溪河口より北部境界の起點迄の範圍内に於ける海岸線
(三)マーチ河地方の境界
a、南方　クルジューズナイ河口より緯度線に從ひ東方二露里八分の五の地點間
b、北方　シローカヤ河口より南方一直線に一露里の海岸地點より緯度線に從ひて東方四露里の地點間
c、東方　南北兩境界線の東端地點の結合線
d、西方　クルジューズナイ河口より北部境界線の起點迄の範圍内に於ける海岸線

本條に擧げたる三ケの地域は本契約書による利權地域を形成す

一一、試掘並に採掘の爲利權者に許與せらるへき地域の範圍に存在する政府所屬の建物及備品は利權者の使用に之を引渡す引渡さるへき總ての財産は双方代表者立會の下に其目錄及評價表を作り其の引渡に關し特別なる調書を作成し双方契約代表者之に調印す本調書は本利權契約書に添附せらるへきものとす

一二、利權者は其許與せられたる地域に於てソヴイエト社會主義共和國聯邦の鑛業法規により許されたる方法に則り炭礦調査(試掘)並に採掘を行ふものとす

利權者は本契約の效力發生の日より一ケ年以内に炭層開拓の順序を明示したる利權地域内の一般採掘計畫を極東鑛山局に提出せざるべからず採掘の計畫實行の方法は竪坑及坑道毎に經濟的價値を有する石炭の全部を採掘し一般に埋藏炭の規則正しき且經濟的なる採掘を確保する樣立案せられざるものとす

是等の計畫は五年毎に作成せらるべく而て極東鑛山局の同意を得ることを要す

利權者は試掘並に採掘事業の結果たる總ての材料及技術上及統計上の資料を鑛山監督機關と協定したる期間内に提出せさるへからす右の外鑛山監督機關は利權者が稼行中の試掘及採掘事業を隨時檢閱に際し充分の便宜を與へ其要求によりては試掘明細表圖面及其他技術上報告を提出すべきものとす

一三、本契約の有效期間は本契約の效力を發生したる日より起算し四十五ケ年とす

一四、本契約により許與せられたる地域に對し利權者は總出炭額に對し以下の報償を仕拂ふものとす

| | |
|---|---|
| 總年産額 | |
| 一〇〇、〇〇〇佛噸迄 | 五●〇〇% |
| 一五〇、〇〇〇同 | 五●二五% |
| 二〇〇、〇〇〇同 | 五●五〇% |
| 二五〇、〇〇〇同 | 五●七五% |
| 三〇〇、〇〇〇同 | 六●〇〇% |
| 三五〇、〇〇〇同 | 六●二五% |
| 四〇〇、〇〇〇同 | 六●五〇% |
| 四五〇、〇〇〇同 | 六●七五% |
| 五〇〇、〇〇〇同 | 七●〇〇% |
| 五五〇、〇〇〇同 | 七●二五% |
| 六〇〇、〇〇〇同 | 七●五〇% |
| 六五〇、〇〇〇同 | 七●七五% |
| 六五〇、〇〇〇同 以上 | 八●〇〇% |

利權者は報償航海期間中(即ち毎年五月一日より九月十五日に至る)に現物を以て仕拂ふものとす

報償の引渡は各利權企業の積出地點に於て利權者により行はれ汽船の船荷證による FOB 渡とす

報償として利權者より引渡さるべき石炭の炭質並に種類は各炭坑別に販賣炭の平均炭質及種類に應ぜざるべからず而して右は技術上の分析により證明せらるべきものとす

利權者が報償仕拂延滯の場合には不適時引渡に干聯して生じたる損害を賠償するの外未納の報償に對し一ケ月一分の割合を以てする過怠金を仕拂ふものとす報償仕拂の延滯一ケ年に及ぶときは政府の本契約第三十三條に基き利權契約を解除するの權利を有す利權者の責に歸すべからざる事由により九月十五日迄に完了せざりし報償の支拂は翌年航海期迄繰越し之を延滯と看做さす



一五、利權者は何等の支障なく且無稅にて自己採掘石炭を海外に輸出するの權利を有すソヴイエト社會主義共和國聯邦内市場に於ける石炭販賣は各作業年度に於て其數量共豫め當該極東政府機關と協定せさるへからす但利權企業に從事する汽船に供給する焚料炭は以上の協定を要せず

政府は前年度利權企業の採掘數量の五割を超えざる數量に於て内地消費の爲必要なる石炭を利權者より買入する優先權を有す右方法による買入石炭の値段は相互の協定により決定せらるへきものなるも政府の申込前一ケ月間に於ける横濱 CIF 平均卸値(樺太横濱港の普通運賃を控除し)より高からさるものとす右自己の希望に就て政府は各作業年度開始前少くとも六ケ月前に利權者に豫告するものとす

一六、裁判費並に本契約に於て特に定められだる稅金及支拂を除く外有らゆる一般國稅地方稅並に手數料の代償として利權者は總產額より政府に支拂ふへき報償を控除したる年額出炭額の樺太 FOB 賣値の 三●三三%を政府に仕拂ふものとす

一七、利權者は利權企業に供給又は設備の爲各種の機械及其部分品又は技術上の物件及材料を關稅及特許料を仕拂ふことなくして輸入する權利を有す又企業に必要にして北樺太に輸入を禁止せられさる勞働者及從業員に供給の食糧品及日常品も亦同然なり

以上の權利を行使する爲利權者は當該年度に於て輸入せらるへき物品の數量を示せる正確なる明細表を日本に於けるソヴイエト社會主義共和國聯邦の通商代表者の認可を得る爲め毎年提出するものとす

日本に於けるソヴイエト社會主義共和國聯邦の通商代表者の認可を受けたる目錄に記載さるる總ての物件に對してはソヴイエト社會主義共和國聯邦稅關機關は別個の許可を要せずして輸入せしむへきものとす

利權企業の勞働者並に從業員に對する最も必要なる食料品及物件は外國よりの輸入品たるとソヴイエト社會主義共和國聯邦内の購入品たるとを問はず北樺太鑛山地方の長官の認可したる値段により利權者之を供給するものとす

一八、前項(一七)に從ひ利權者により外國より輸入されたる總ての日常品並に食料品は當該地方政府機關の許可なくしては之を内地市場に販賣することを得ず

若し右許可の與へられざる場合は利權者は前項記載の物品を自由に且つ支障なく外國に返送するの權利を與へらる

一九、石炭採掘並に調査(試掘)作業に必要なる程度に於て利權地域内の地表を使用するの權利を利權者に許與す、此目的の爲め利權者は前記の地域に於て住宅及住宅に非る建物及各種技術上の建設物等を建設することを得

土蔵利權地の南東部分に於て採掘さるゝ石炭運搬の爲利權者はポストカヤ並に同河左岸支流の沿岸一帶及マカリエフスキー鑛區の地域に於て石炭運搬の爲建設せらるへき總ての建設物並に建物かマカリエフスキー炭田の正當なる稼行に障碍とならさる限りマカリエフスキー採掘鑛區地域の地表を使用することを得

利權者の請願により農務人民委員會地方機關は利權者の企業及其勞働者及從業員に供給のため必要なる農村經濟を營む地所及住宅地を利權地域内の地表に於て分與すへし、農村經濟地區の使用は一般法令に準據することを要す

二〇、利權者は利權期限を越えさる期間内利權地域内及本目的の爲め特別の條件に基きて獲得せる利權地域外の地域に於て引込道路修理工場鍛冶場倉庫等の如き企業に直接必要なる各種附帶建設物を建設して之を利用し又利權者の企業の從業員及勞働者の必要とする供給品及日用品の生産の爲各種の工場及糧食倉庫を建設するの權利を有す

其他利權者は北樺太に於て利權地域外に事務所及倉庫(倉庫は其都度地方官憲の許可の下に)並に莫期科ハバロフスク浦潮斯德各市に代理店設置の權利を有す

利權者は地方官憲並に鑛山勞働者職業組合(同盟)との協定により利權企業の勞働者及從業員の爲各種の文化敎育及醫療衛生機關を設置する權利を附與せらる

二一、利權者は利權地域内に於て他人に販賣の目的に非る限り利權企業に必要なる粘土、砂石、石灰等各種の普通埋藏物を無償にて採取することを得利權地域以外に於ける右の普通埋藏物の利用はソヴイエト社會主義共和國聯邦鑛山法の一般規定に基き許可せらるものとす

二二、利權者は詐與せられたる地域内に於て無償

にて水、水面及水力を使用する權利を有す尙之が爲めに利權者は地方官憲の許可の下に各種の營造物を建設する權利を有す
許與せられたる權利を行使するに際し利權者は以下の義務を負ふものとす
イ、水、水面及水力使用に際し隣接地區の利益を侵害せざること
ロ、隣接地區より排水し又は引水する爲め自己の地區内を通してなす溝渠、排水路其他の工作物の築造を許諾する事及隣接地區より利權地域を通過して道路其他の運搬設備の建設を妨けさること
ハ、一般共用の流水に關しては衛生取締規定に準據する事
ニ、水、面及水力使用に際しては如何なる場合に於ても漁業及交通に關し地方住民の利益を侵害すへからす
利權地域外に於ける水の使用に地方官憲との特別なる協定により無償にて許可せらるへし
二三、利權者は販賣の目的に非すして企業に必要なる限り利權地域上に存する森林使用の權利を有す
利權地域外に於て利權者は極東土地廳との協定の下に北樺太に於て自己企業の用に供する爲め必要なる伐木林地區を獲得することを得
利權は自己に許與されたる伐木林地區に於て造材したるものにして利權企業の爲に使用せられざる木材を一般規定に基き外國に輸出するの權利を許與せらる
政府は利權者に開發の爲め許與したる伐木林地區に於て利權者に上記伐木林地區の引渡をなしたる期間中他の伐採者を入れしめざる義務を負ふ
二四、利權者の企業に於ける勞働條件はソヴイエト社會主義共和國聯邦の現行法令並に將來之に付發布する事あるへき法令及利權者と當該職業組合(同盟)との團體契約により規律せらるゝものとす
以上の條件は國籍の如何を問はす利權企業に於ける總ての勞働者及從業員の社會保險料は同種國營企業と同一率により利權者に於て仕拂ふものとす
二五、利權企業の爲利權者は以下の權利を有す
イ、外國人たる事務員技術者高等の資格ある勞働者及從業員各別に其五割迄雇傭すること
(備考)一、上記ノ制限ハ取締役及鑛山支配人ニ適用セラレス
二、炭切夫ハ高等ノ資格有ル勞働者ト看做ス
ロ、中等及下等の資格有る外國勞働者人夫を總數の二割五分を超えざる範圍にて雇傭すること
(備考)利權契約ノ效力ヲ發生シタル日ヨリ最初ノ五ケ年間海上ニ於ケル石炭積込ニ從事スル勞働者ハ本條イ項ニ從ヒ五割ノ内ニ含ム
若し極東勞働支部が利權者の要求に對しソヴイエト社會主義共和國聯邦の市民或は共領土内居住の外國人より必要なる數量の勞力を提供すること能はさる場合には利權者は不足數たけの外國勞働者及從業員を任意雇傭することを得



イ及ロ兩項に示されたる外國勞働者及從業員の率は漸次減少せらるべく且三年毎に改定せらるへきものとす
二六、利權企業の勞働者及從業員並に其家族の北樺太出入に際して旅券手續に付合理的なる便法講せらるべしこれが爲めソヴイエト社會主義聯邦政府は東京及函館駐在の自國領事館並に北樺太に於ける外務人民委員會の派遣員に適當なる命令を與ふべし
二七、各利權地區の範圍内に於て其内部連絡を保障する爲め利權者は任意に電話線を新設し又既設線を利用するの權利を許與せらる
利權者が利權者の支配下に非る地域に局部に即ち自己の企業と亞港市又は隣接せさる利權地區間を連絡せしむる爲め電話線架設を希望する場合は右權利は前記電線の架設及使用に付郵便電信人民委員會の規定及標準に準據し且つ該委員會地方機關の監督を受くる條件付にて利權者に許與せらる本條件の利權地域外にある既設電話線にも適用せらるものとす
利權者は利權企業の作業の妨けとならさる限り電話設備を北樺太に於ける政府機關並に其代理人の使用に供すべき義務を負ふ右使用の條件は利權者と政府機關の合意により定めらるへし
二八、利權企業の船舶及利權者の傭船はソヴイエト社會主義共和國聯邦の現行法令に從ひ北樺太海岸に於ける開港場に入港するの權利を有す
北樺太沿岸の他の地點にコレラの船舶の寄港は此地點に付豫め交通人民委員會と協定をなすの條件に於てのみ許可せらるへし此場合に於て船





船は利權者の選擇により最寄稅關に於て檢査を受け其證明書を得るか又は積荷及荷卸の地點に於て船舶の檢査を受くる事を得後者の場合に於て稅關官吏の派遣費は利權者之を負擔す
開港灣税は將來北樺太沿岸に於て開港せられる場合一般規定に基き利權者より徵收さるるものとす
勞務に對する仕拂は一般規定に據る
上記の船舶は利權企業生産品及其設備品並に供給品の運搬、企業の勞働者及從業員の食糧品並に供給品の運搬及勞働者、從業員並に其家族の輸送にのみ使用するものとす
石炭艀の曳船、木材及利權企業上必要なる供給品及勞働者從業員並に其家族の運搬に從事する利權企業の小型補助船舶(六〇馬力迄の小蒸汽船及發動機船)は北樺太西海岸に沿ひ自由航行並に何等の支障なく亞港に寄港するの權利を有す
二九、豫め地方官憲當該機關の承諾を得防波堤積込棧橋及繫留所を建設し並に起重機及其他の荷揚及積込用設備を設置する權利を利權者に許與す
利權者は前項の防波堤棧橋及繫留所附近に於て船舶の積込及陸揚に際し何等の支障なく且自由に海面を使用する權利を有す
若し將來企業發展に關聯し利權者が築港の必要を認むるときは港の位置計畫及築港の條件に付豫め交通人民委員會と協定せさるへからす
利權者の建設したる港は交通人民委員會の支配に移る而して交通人民委員會と協定せる條件に

より港の一定區域を利權者の營業的使用に許與すべきことを豫め決定す
三〇、利權企業の總ての建物及築設物は共總ての設備とも利權者はソヴイエト社會主義共和國聯邦國立銀行に預金す該保險金は政府の監督の下に只利權企業復興の爲にのみ支出するものとす
利權者は支出するものとす
三一、利權期間の滿了に際し利權企業は總ての建築物、改良工事設備及備品と共に本契約に從ひ最後の五年間維持せられたる平均生産に劣らさる生産を支障なく可能ならしむる狀態に於て無償にて政府に移轉すへし
但政府は本契約有效期間最後の十ケ年間に於て費用に付政府の承諾を得て利權企業に對し設備せる建物及改良工事にして左記の原價償却せられさる部分を利權者に賠償する義務を有す
卽ち利權者の出費に對する每年原價償却率は石造建築物三分、機械及設備七分、及木造建築物及艀五分とす
材料、食糧品、及供給品にして貯藏中のもの製品、半製品、資金及其他の流動資産は利權者の所有に殘る
利權者の利權期間の終了の日より三ケ月内に本條の條件を守り企業を政府に引渡す義務を有す

此期間中に利權者は政府と總清算を終了せざるべからす上記條件を遂行したる後利權者の所有に屬する財産は利權者に於て一ケ年以内に何等の支障なく且無稅にて利權地域より搬出することを得べし
指定の期間に利權地域より搬出せられざる利權者の財産は無償にて政府の所有に歸す
利權者の如何なる負債及義務は何處にて發生したるを問はず政府に移轉することなし
三二、若し本契約の有效期間中に契約の全部又は一部の履行か不可抗力の爲不可能となりしときは不可抗力の繼續期間中當該義務履行の延期を双互に於て許與する義務を有す但契約の基本期限を延長することなし
三三、政府は左の場合に限り期間中企業を中止するの權利を有す
イ、ソヴイエト社會主義共和國聯邦の裁判機關又は外國裁判機關の法律機關の法律上有效となりたる判決により利權者が仕拂不能の債務者として宣告せられたるとき
ロ、利權者が本契約の第十二條第一項及第三項第十四條末項第十六條及第十八條に記載されたる條件違反の場合
政府は契約破棄前一ケ月の間隔を以て書面により二回の通告を發せさるべからす
是等の場合に於て利權企業は契約中止に際し存在する狀態に於て本契約第三十一條の條件を守り無償にて政府に移轉するものとす
政府は本條項に從ひ利權を中止せすして前條の條件違反により政府に蒙らしたる損害賠償を利

權者に要求し且何時にても右契約違反行爲の排除を要求する權利を留保す

三四、政府は本契約違反により蒙りし損害を利權者に請求するの權利を有す

三五、本契約並に附屬書及補足書の解釋及實行に關し政府並に利權者間の總ての爭議及不一致はソヴイエト社會主義共和國聯邦最高法院に於て決定するものとす

利權者並に第三者例へば國營機關・コペラチーブ其他の機關及個人との間に於ける私權の性質を帶びたる爭議は通常の方法によりソヴイエト社會主義共和國聯邦裁判機關之を決定す

本條は相互の合意により兩者間の爭議解決を仲裁々判に付する權利を排除するものに非ず

三六、本契約の效力發生の日より利權者は本契約第十一條により政府より利權者に引渡さるる財產に對し本契約第十一條に定められたる評價に從ひ此財產價額の四分の割合を以て一ケ年の借料を政府に仕拂ふものとす

借料は各作業年度終了後三ケ月以內に浦潮斯德に於けるソヴイエト社會主義共和國聯邦國立銀行支店に納入するものとす

三七、本利權契約は利權地域內に於て露顯すること有るべき石炭以外の有用なる埋藏物の採掘權利を利權者に許與するものに非ず

三八、本契約は不定金額契約として一九二三年國家印紙稅法適用に關する命令第十三條a項に從ひ普通印紙稅を仕拂ふものとす

本契約に依る比例印紙稅は本契約締印に際し正確に決定し得ざる報償金並に每年年度終了後利權者より政府に仕拂ふべき其他の仕拂金に對し計算せらるるものとす

每年仕拂はるべき比例印紙稅は本契約第十四條に約定したる報償仕拂と同時に利權者によりソヴイエト社會主義共和國聯邦國立銀行當該地方支店に納入するものとす

三九、契約原本はソヴイエト社會主義共和國聯邦人民委員會總務部に保存し利權者にはソヴイエト社會主義共和國聯邦人民委員會書記官の保證したる契約寫本を交附す

四〇、契約調印の日を以て本契約效力發生の日と定む

## 北樺太鑛業會社の勞働團體契約

初年度の勞働團體契約は、大正十五年九月ハバロフスクにて同社派遣代表と全露鑛山勞働組合中央委員會代表との間に契約締結を見一年間の契約期限を終つて昭和二年難交涉の末契約を改訂更新した。第三年度即ち昭和三年に於ける契約改訂期は既に到來したので同社は露國勞働組合との間に八月以來改訂交涉繼續中であるが今日まで妥協解決を見ないで打切のまゝとなつてゐるので現在も昭和二年締結のそれによつて、勞働が進められてゐる。現行團體契約の全文左の如し。

### 勞働團體契約

#### 第一章 總 則

第一條 ソヴイエト社會主義共和國聯邦鑛山勞働者組合中央委員會（以下中央委員會ト稱ス）ハ一九二七年五月二十六日附中央委員ノ委任狀ニ基キ行動スル中央委員會員兼鑛山勞働者組合極東地方委員會議長「グリゴリー・セミヨノヴイチ・ロクチエヴ」ヲ通シ一當事者北樺太鑛業株式會社（以下會社ト稱ス）ハ一九二七年六月十五日附發給同年同月十五日附在東京「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦總領事館ノ證明裏書アル委任狀ニ基キ行動スル會社ノ全權小澤仁之甫ヲ通シ—他當事者—兩者ノ爲義務的ナル一九二二年發布露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國勞働法第四章（第十五條乃至二十六條）ニ基キ該勞働法ノ擴張並ニ追加トシテ本團體契約ヲ締結セリ

備考 爾後一九二二年發布露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國勞働法ハ單ニ勞働法（KZOT）ト謂フ

第二條 中央委員會ハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦鑛山勞働者組合ノ名ニ於テ本契約ノ施行ヲ組合ノ極東地方委員會及其「サガレン」ニ於ケル全權（以下單ニ組合ト稱ス）ニ副委任ス

從テ本契約ノ施行ト關聯シテ發生スル總テノ問題ニシテ兩當事者ノ協定若クハ解決ヲ要スルモノニ付テハ會社ハ直接組合ト組合ハ直接會社ト交涉スルモノトス

同樣ニ組合及會社ハ地方的條件ヲ考慮シ本契約ニ定メラレタル勞働條件ニ該當シテ本契約ノ追加協定若クハ本契約ノ擴張トシテノ協定ヲ締結スルコトヲ得





第三條 本條備考ニ規定セル者ヲ除キ本契約ハ其何タルヲ問ハス會社カ現ニ經營セル若クハ新ニ經營スルコトアルヘキ基本的又ハ附帶的企業、營造物及經濟團體ニ從事セル又ハ新ニ就業スル勞働者及從業員ノ全部（性、老幼、人種、宗教市民及國籍又ハ鑛山勞働者職業組合或ハ他ノ職業組合ニ加入シ居ルト否トヲ問ハス）ニ效力ヲ及ホシ會社ト「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦政府トノ間ニ締結セル利權契約ニテ定メラレタル會社ノ「サガレン」ニ於ケル利權地域ニテ其何タルヲ問ハス會社カ爲シ又ハ會社ノ爲ニスル作業執行ニ際シ適用サルルモノトス

備考 本契約ハ高級管理部員高級技術員、高級經理部員及勞働者並ニ從業員ノ雇傭解雇並ニ評價制定ノ權限ヲ有スル者及ヒ組合ト會社トノ特別追加協定ヲ以テ作成サルル職務細別ニ基キ會社ノ利益分配ニ與ルモノニ對シテハ其效力ヲ及ホササルモノトス

第四條 本契約ハ一九二七年十月一日ヨリ效力ヲ發生シ一九二八年九月一日迄有效トス

第五條 會社ノ本契約違反又ハ不履行ノ結果會社ノ勞務者又ハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦鑛山勞働者組合機關ニ物質的損害ヲ與エタルトキハ會社ハ之カ賠償ノ義務ヲ負フ但シ不可抗力（火事、船舶ノ沈沒又ハ海難時化其他之ニ類似スルモノ）ニ依リ契約ノ履行カ妨ケラレタルトキハ此限ニ非ス但シ不可抗力ノ存シタルコトハ最寄當該國家機關（商務館、港務管理部、鑛山監督部、勞働監督部、稅關及其他）ニ依テ證明サルヘキモノトス

勞働者又ハ從業員中ノ何人タルヲ問ハス本契約ニテ課セラレタル義務ヲ履行セサルトキハ勞働法第四十七條（二）項ニ規定セル結果ヲ來スモノトス

第六條 勞働法第三十二條ノ擴張トシテ次ノ通リ定ム

自己ノ「コントルアゲント」（賃借人、請負人、用達及其他）ト其何タルヲ問ハス契約締結ニ當リテハ會社ハ該契約中ニ會社ノ爲ニスル作業執行ニ當リ利權地域內ニテ前記「コントルアゲント」カ使用スル雇傭ニ依ル全從業員ニモ本契約全部ヲ適用スルノ條件ヲ含マスヘキモノトス前掲「コントルアゲント」ノ本契約不履行ノ場合ニハ會社ハ其結果勞務者ニ及ホシタル總テノ物質的損害（本契約ノ範圍內ニ於テ）ニシテ「コントルアゲント」ニヨリ賠償セラレサリシモノヲ遲滯ナク賠償スルモノトス

第七條 契約有效期間中其各條項ハ組合ト會社ノ相互協定ニ依リ變更スルコトヲ得

右變更ハ該協定ニテ他ノ期間カ定メラレサル限リ該變更ニ係ル協定ニ兩當事者署名ノトキヨリ效力ヲ發生ス

第八條 契約當事者ノ一方カ契約條件ノ再審ノ要求ヲナササルトキハ本契約ニ規定セル期間（第四條）終了後モ本契約ノ效力ハ將來ニ對シ本契約ニ規定セル期間丈延長サレタルモノト看做ス

變更シタル條項ニテ新ニ契約ノ締結ヲ希望スル當事者ハ本契約ノ期間終了一ケ月以前ニ之ニ付書面又ハ電信ニ依ル通知ヲ相手方ニ送附スヘキモノトス右申出受領ノ後三週間ヲ經テ兩當事者ハ其審議ヲ開始スヘキ義務アルモノトス而シテ本契約期間終了直後交涉ノ終了セサリシ時ハ新契約效力發生迄ハ勞働及賃銀條件ハ舊契約ニヨリ規律サルルモノトス新契約ノ效力發生期ハ該契約（新）ニテ定ム

備考 本契約締結ノ兩當事者間ノ連絡ニ當リ次ノ宛名ヲ適用ス

中央委員會（郵便用）莫斯科市「サリヤンカ」十二勞働館內、「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦鑛山勞働者組合中央委員會

中央委員會（電信用）莫斯科、「ゴルノソユーズ」

會社（郵便用）東京市丸ノ內丸ノ內ビルヂング、北樺太鑛業株式會社

會社（電信用）東京、セキタンクミアイ

上記宛名ノ總テノ變更ニ付テハ當事者ハ之ニ付遲滯ナク相手方ニ通知スルモノトス

第九條 本契約適用ノ見地ニ付テ起ル爭論及爭議ノ解決並ニ勞働法及本契約カ一地方評價爭議委員會（MPKIK）ニ課スル諸任務ヲ遂行シ及實行スル爲ニ會社ノ企業及營造物ニ本契約附錄規定（附錄第一參照）ニ基キ行動スル會社及當該組合機關（鑛山委員會、坑內委員會、地方委員會及其他）ヨリ同數ノ代表者ヲ出シ一地方評價爭議委員會（MPAK）ヲ組織ス

會社企業ノ全地方ノ爲ニ組合ト會社トノ追加協定ニヨリ地方評價爭議委員會（PPMK）ヲ組織スルコトヲ得之ニ關スル規定モ亦組合ト會社トノ協定ニヨリ作成ス

一地方評價爭議委員會（及地方評議爭議委員會）

ニテ解決シ得サル爭議ハ勞働法第百六十八條乃至第百七十四條ニ規定セル手續ニヨリテ解決スルモノトス

第十條　本契約ニ規定ナキ一切ノ勞働條件ハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦及露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國現行勞働法又ハ勞働法ノ擴張及追加タル現行若クハ將來發布サルルコトアルヘキ取締規定、公ノ解釋、命令、指令及其他一般立法又ハ關係官省ノ處置ニ依ルモノトス

備考一　本契約ニ於テ勞働法令ノ擴張又ハ增大ヲナサスシテ本契約中ニ勞働法令ノ正確ナル引照ヲナサセル場合（第四十五條及其他）該法令變更ノ際ニハ之ニ付兩當事者ノ何等特別ノ協定ナクトモ自働的ニ效力ヲ發生スルモノトス

備考二　季節的並ニ臨時勞働者ニ付本契約ニテ規定セサル勞働條件ハ一九二六年六月四日附中央執行委員會及人民委員會ノ季節的勞務ノ勞働條件ニ關スル規定及一九二七年一月十四日附臨時及季節的勞働ニ關スル規定ニヨリ規律ス

## 第二章　雇傭及解雇

勞働法第二章、第五章及第九章（第五條乃至第十條、第二十七條乃至第四十九條、第七十七條乃至第九十三條）一九二五年一月二日附勞働力雇傭手續ニ關スル「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦中央執行委員會及人民委員會規定並ニ雇傭及解雇ニ關スル其他ノ總テノ法律又ハ處置ノ追加及擴張トシテ左ノ通リ定ム

第十一條　「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦政府ト締結セル利權契約遂行ノ爲會社カ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦市民中ヨリ勞働者及從業員ヲ雇傭セサルヘカラサル總テノ場合並ニ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦及露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國現行勞働法又ハ勞働法ノ擴張及追加タル現行若クハ將來發布サルルコトアルヘキ取締規定、公ノ解釋、命令、指令及其他一般立法又ハ關係官省ノ處置ニ依ルモノトス

備考一　本契約ニ於テ勞働法令ノ擴張又ハ增大ヲナサスシテ本契約中ニ勞働法令ノ正確ナル引照ヲナサセル場合（第四十五條及其他）該法令變更ノ際ニハ之ニ付兩當事者ノ何等特別ノ協定ナクトモ自働的ニ效力ヲ發生スルモノトス

備考二　季節的並ニ臨時勞働者ニ付本契約ニテ規定セサル勞働條件ハ一九二六年六月四日附中央執行委員會及人民委員會ノ季節的勞務ノ勞働條件ニ關スル規定及一九二七年一月十四日附臨時及季節的勞働ニ關スル規定ニヨリ規律ス

## 第二章　雇傭及解雇

勞働法第二章、第五章及第九章（第五條乃至第十條、第二十七條乃至第四十九條、第七十七條乃至第九十三條）一九二五年一月二日附勞働力雇傭手續ニ關スル「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦中央執行委員會及人民委員會規定並ニ雇傭及解雇ニ關スル其他ノ總テノ法律又ハ處置ノ追加及擴張トシテ左ノ通リ定ム



第十一條　「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦政府ト締結セル利權契約遂行ノ爲會社カ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦市民中ヨリ勞働者及從業員ヲ雇傭セサルヘカラサル總テノ場合並ニ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦領域內ニテ勞務者雇傭ノ總テノ場合ニハ會社ハ同資格並ニ共他ノ條件同等ナルトキハ次ノ場合ヲ除キ失業者タル職業組合員ヲ第一順位ニ勞務ニ採用スルモノトス

（イ）、會社カ勞働力ノ雇傭ヲ勞働人民委員會ノ機關ヲ通シテ行フ場合

（ロ）、失業者タル職業組合員ヨリ次ノ期間內ニ會社ニ申出ヲナササル場合

必要トスル勞働力ニ係ル會社ノ適當ナル公告ノ後並ニ該公告ヲ會社ヨリ鑛山勞働者組合地方機關ニ同時ニ提出シタルトキヨリ「サガレン」ニ於テハ三日浦潮斯德ニ於テハ七日及（ハ）、職務又ハ勞務カ特別ノ個人的信任ヲ要スル場合但シ該職務及勞務ノ目錄ハ組合ト會社トノ追加協定ニヨリテ之ヲ定ム

第十二條　會社ハ雇入レタル勞務者ノ雇入地ヨリ作業地迄ノ旅費ヲ負擔シ又乘船ノ日ヨリ旅行期間ニ對シ勞務者カ雇傭セラレタル等級ノ一ケ月ノ賃銀率ノ二十四分ノ一ノ割合ニヨリ日當ヲ支給スルモノトス

第十三條　勞働法第二十八條第三十九條ノ擴張トシテ左ノ通リ定ム

技倆試驗ノ結果ニ付法律上ノ試驗期間經過後二十四時間以內ニ通告ヲ受ケサル勞働者及從業員ハ自働的ニ雇入レラレタルモノト看做ス

第十四條　勞働法第二十九條及一九二四年二月二十五日附「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦勞働人民委員會規定第八三／一〇ノ擴張トシテ左ノ通リ定ム

會社ハ勞務ニ採用セラレタル總テノ者ニ對シ法律ニテ定メラレタル樣式ノ賃銀計算帳ヲ支給シ各勞務者ノ爲セル勞務ヲ別々ニ計算シ遂行セル勞務ノ量並ニ其評價及支拂ヒタル報酬額ヲモ計算帳ニ記入シ自己ノ事務所ヲ經テ直接各勞務者ノ勞務ニ對シ支拂フモノトス

第十五條　一定ノ勞務ノ爲「サガレン」以外ノ地ニ於テ雇傭セラレタル勞働勞從業員ニシテ作業場所到着後勞務者ノ資格ニ該當スル職務又ハ勞務ナキトキハ會社ハ右勞務者ニ其等級ノ一ケ月賃銀率ノ退職手當ヲ支給ス但シ其手當ハ七級以下タルヘカラス若シ右勞務者カ「サガレン」退島ヲ希望スルトキハ會社ハ右ノ外雇入地迄ノ範圍內ニテ歸還地迄ノ旅費ヲ支給シ又雇入ノ日ヨリ汽船上陸ノ日迄ノ全期間ニ對シ當該等級賃銀ニヨリ報酬ヲ支拂フ

備考　被解雇後當該航路ノ第一船ニテ退去ヲ希望セサル勞務者ハ會社ノ費用ニヨリ歸還スル權利ヲ喪失シ唯其賃銀率ニヨリ退職手當及解雇ノ日迄ノ報酬ヲ受クルモノトス

第十六條　勞働法第四十四條乃至第四十九條、第八十八條及至第九十條及一九二五年七月十六日附露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國勞働人民委員會ノ規定第二〇七／第一二六四號追加トシテ左ノ通リ定ム

（イ）、人員並ニ事業ノ縮少ニ當リ同資格及其他



ノ同等ナル條件ノ下ニ在リテハ先ツ職業組合員外ノ者カ解雇サルヽモノトス

備考　本條件ハ本契約第十一條（ハ）項ニ規定セル職務ニ從事スル勞務者ニハ適用セス

（ロ）、幼兒又ハ其他ノ扶養者ヲ有スル獨身ノ婦人ハ人員減少ニ當リテ其他ノ條件同等ナルトキハ勞務ニ殘サルヽ特權ヲ與エラルヽモノトス

（ハ）、勞働法第四十七條（イ）（ロ）及（ハ）項ニ基ク被解雇者ニハ來ルヘキ解雇ニ付勞務者カ豫告セラレタルト否トニ不拘三週間分ノ平均賃銀額ノ退職手當ヲ支給サレ又勞働法第四十七條（ト）項ニヨル被解雇者並ニ二年以上ノ勤續者カ自己ノ希望ニヨリ退職スル場合ニハ來ルヘキ解雇ニ付勞務者カ豫告セラレタルト否トニ不拘二週間分ノ平均賃銀額ノ退職手當ヲ支給サルヽモノトス

右ノ外會社ハ上記ノ總テノ場合「サガレン」ヨリ退去ヲ希望スル者ニハ汽船ニテ歸還セシメ又ハ雇入地迄ノ範圍內ニテ歸還地迄ノ旅費ヲ支拂フモノトス

前揭本人ノ申出アルトキハ會社ハ支障ナク本人並ニ其家族ニ本人ノ費用ヲ以テ本契約第二十六條（附錄トモ）ニ從ヒテ一人ニ付二週間分ノ消費ノ標準ヲ超エサル食糧ヲ配給スヘシ

備考　被解雇勞務者及自己ノ希望ニヨル退職勞務者ノ退去ニ關スル期間及手續ハ船舶ノ噸數、航海ノ狀況其他ヲ考慮シ組合ト會社トノ追加協定ニヨリテ之ヲ定ム

（ニ）、職業組合、政治機關、消費組合及「ソヴイエト」機關ニ於ケル勞務ニ選ハレタル勞務者ニ對シテハ會社ハ企業ニ歸還後從來ノ職務又ハ之ニ相當スル職務ヲ與フヘシ但シ右勞務者カ前揭機關ニテ服務中ハ法律ニ特ニ規定セル場合ヲ除キ會社ハ其給料ヲ支拂ハサルモノトス

備考　前揭ノ勞務中職業組合ノ勞務ヨリ企業ニ歸還セル勞務者以外ニ對シテハ會社ハ資格ニ相當スル職務又ハ勞務ニ最初ニ空席ヲ生シタルトキ之ヲ提供スルモノトス

（ホ）、或期間雇傭セラルヽ勞務者ハ雇傭サルヽ際雇傭期間ヲ明示シタル書面ヲ以テ其旨豫告スルモノトス

第十七條　雇入解雇ノ際同資格ノ決定ハ同一條件ノ下ニ於テ各個勞働者ノ遂行セル勞務ノ量及質ヲ比較シテ之ヲ行フヘキモノトス

右ノ外會社ハ上記ノ總テノ場合及爭議及爭議ハ本契約第九條ニ示之ニ際シテ起ル爭論委員會ノ決定ニ從ヒ左記ノ場合ニ於テノミ之ヲ實行スルコトヲ得

（イ）、當該勞務者ノ爲ニ定メタル賃銀等級ニ相當スル勞務ニ適セサル場合

（ロ）、高級ニ相當スル勞務ナキ場合

下級ニ移ルコトヲ承認セサル者ハ一般規定ニ基キ勞働法第四十七條（イ）（ロ）（ハ）項ニ基ク被解雇者ノ爲本契約第十六條（ハ）項ニ規定サレタル總テノ補償ヲ支給シ之ヲ解雇スルコトヲ得、下級ニ移ルコトヲ承認シタル者ハ低下後二週間ニ

對シテハ以前ノ等級ニ於ケル平均賃銀ノ支拂ヲ受ク、病氣、休暇又ハ出張中ノ勞務者ヲ下級ニ移スコトハ許可セサレサルモノトス

第二十二條　第一級ノ月額賃銀率ヲ二十留ト定ム他ノ等級賃銀率ハ左記十七級賃銀表ノ係數ニ應シテ定ム

| 一ケ月賃銀 | 係數 | 等級 |
|---|---|---|
| 三〇・〇〇留 | 一・〇 | 一 |
| 二四・〇〇 | 一・二 | 二 |
| 三〇・〇〇 | 一・五 | 三 |
| 四〇・〇〇 | 二・〇 | 四 |
| 四六・〇〇 | 二・三 | 五 |
| 五〇・〇〇 | 二・五 | 六 |
| 五六・〇〇 | 二・八 | 七 |
| 六二・〇〇 | 三・一 | 八 |
| 七〇・〇〇 | 三・五 | 九 |
| 八四・〇〇 | 四・二 | 一〇 |
| 九二・〇〇 | 四・六 | 一一 |
| 一〇〇・〇〇 | 五・〇 | 一二 |
| 一一〇・〇〇 | 五・五 | 一三 |
| 一二四・〇〇 | 六・二 | 一四 |
| 一三四・〇〇 | 六・七 | 一五 |
| 一四四・〇〇 | 七・二 | 一六 |
| 一六〇・〇〇 | 八・〇 | 一七 |

本契約第十八條ニヨリ第一、第二及第三級ニ編入セラレタル勞務者ハ第四級賃銀率即チ一ケ月四十留ヲ受ケ該勞務者ニハ此銀賃率ニヨリ本契約ニ規定サレタル總テノ勞務ニ對スル其他ノ種類ノ支拂ヲモ算定サルヽモノトス

備考　賃銀ハ組合ト會社トノ追加協定ニヨリテ爲スモノトス但シ勞務提供ノ時申渡サレタル評價以下ナルヘカラス

第二十三條　本契約ニ於テ規定シタル賃銀給與ヲ受クルニ對シ勞働者及從業員ハ之ニ相當スル勞務ヲ行ヒ其適當ナル質質ヲ保證スヘシ相當ノ理由ナクシテ規定サレタル勞務ノ數回ニ亘ル不履行又ハ不良質ノ勞務ノ履行ヲナストキハ內部管理規則ノ規定セル罰則ヲ受ケ又該當スル場合ニハ一地方評價爭議委員會ノ認可ヲ得テ勞働法第四十七條(ハ)及(ニ)項ヲ適用ス

第二十四條　標準決定ヲナシ得ル勞務ニ付テハ原則トシテ勞務ノ出來高拂（制限ヲ附セサル出來高拂）ヲ採用ス

標準決定ヲナシ得サル勞務ハ定期的（月給、日給、時間拂）ニ支拂フカ又ハ技術上可能ナル所ニテハ課業拂又ハ一括拂ニヨルモノトス

出來高拂、一括拂及箇數拂勞務ニ當リ勞働スル補助勞務者カ定期的ニ支拂ヲ受クルモノナルトキハ其賃銀率ニ出來高拂勞働者ノ割增ノ三十五「パーセント」及至五十「パーセント」ノ追加ヲ受クルモノトス

第二十五條　出來高拂及其他ノ評價ハ會社之ヲ作成シ作業開始三勞働日以前企業ニ於テ揭示場ニ揭示又ハ組合機關（ルドコム、シヤフトコム）ニ對シ適用スルコトヲ得又拘束力ヲ有スル但シ此場合勞務ニ對シテハ一地方評價爭議委員會ノ認可セル評價ニヨリ最後的ノ支拂ヲ爲スモノトス但シ勞務提供ノ時申渡サレタル評價以下ナルヘカラス

第二十六條　會社ハ企業全勞務者及其同棲家族ニ對シ充分良質ノ食糧品及一般需用物品ヲ現場ニテ定メラルヘキ範圍及數量並ニ手續ヲ以テ供給スルコトヲ保障ス但シ本契約附錄標準以下ナル供給物資ノ價格ハ八月一日十一月一日二月一日及五月一日（年四回）ニ於ケル浦鹽斯德市ノ購賣組合ノ公定價格ニヨリテ定ム但シ一九二七年七月一日現在ノ浦鹽斯德市ノ購賣組合ノ公定價格ヨリ高カラサルモノトス

供給標準及手續ニ係ル目錄ハ現場ニテ會社及組合之ヲ作成協定シ本契約ノ全期間中有效トス

備考　證明書ヲ期間內ニ入手スルコト不可能ナルニ付一日ニ於ケル價格ハ各四半ケ年ノ十五日ヨリ效力ヲ發生ス

第二十七條　組合ニ食糧品及一般需要物品ノ分配、勞務者ニ配給スル總テノ食糧品及物品ノ價格及其良質ナリヤニ付テノ監督ノ權限ヲ附與ス

第二十八條　被解雇者ノ清算ハ會社管理部ノ決定シタルトキ又ハ勞務者ノ申出ニヨリ管理部カ解雇ヲ承認シタルトキヨリ三日以內ニ之ヲ行フヘシ管理部ノ都合ニ依リ右期間以上ニ清算ヲ遲延シタル場合ニハ被解雇者ハ引續キ勤務又ハ勞務ニ服シ居ルモノト看做シ清算執行ノ時迄其平均賃銀額ヲ加算サルヽモノトス





備考一　祭日若クハ每週又ハ特別休養日ハ本條ニ規定セル三日ノ期間中ニ含マス

備考二　月拂ヲ受クル勞務者ノ解雇ニ當リ全一ケ月ニ達セサル勞務ノ清算ハ該勞務者ノ、一ケ月ノ報酬ノ二十四分ノ一ニ當該月中（一ケ月ニ滿タサル）ニ於ケル勞務ノ實際稼働日數ヲ乘シテ之ヲナス

第二十九條　支拂ノ「プレミヤ」制ハ組合ト會社トノ特別協定ニヨリテノミ許可サルヽモノトス

第三十條　一日ノ賃銀率ハ勞務者カ配置サレタル賃銀等級ニヨリ當該勞務者ニ定メラレタル月額ヲ左ノ係數ニテ除シテ之ヲ定ム

(イ)、傾斜四十五度以上ノ炭層ニテ勞働スル採炭夫、壓搾空氣鑿穿孔夫並ニ竪坑及「サンプ」掘進夫　係數　十八

(ロ)、傾斜四十五度以下ノ炭層ニテ勞働スル採炭夫、穿孔夫、坑道、基本坑道通風坑道及運搬（中間）坑道、橫切坑道、昇及「ブラインドシヤフト」ヲ掘進スル採炭夫（掘進夫）　係數　二十

(ハ)、支柱夫　係數　二十二

(ニ)、其他ノ地下勞働者、鑛山小頭及發破夫　係數　二十三

(ホ)、坑外勞働者及全從業員　係數　二十四

一時間ノ賃銀率ハ前記ニヨリ算出シタル一日ノ賃銀率ヲ本契約第四十二條ニテ當該勞働者ノ爲定メラレタル普通勞働日ノ時間數ニテ除シ之ヲ定ム

第三十一條　出來高拂賃銀ハ勞務ノ等級ニヨリテノミ定メラルヽ該勞務ヲ實行スル勞務者ノ等級ニヨラス

第三十二條　出來高拂勞務ニ從事スル未成年者ハ成年者ト同額ノ出來高拂賃銀ヲ受ケ短縮時間ニ對シテハ其一時間ノ賃銀率ニヨル勞銀ノ增拂ヲ受クルモノトス

第三十三條　平均賃銀ハ其適用ノ總テノ場合左ノ如クシテ算出セラルヽモノトス

(イ)、一日ノ平均賃銀ハ最後ノ一ケ月ノ實際ノ一ケ月賃銀（賃銀率、出來高拂割增、一括拂ノ報酬、時間外賃銀、「プレミヤ」及ナグルーズカ）ヲ其ノ實際出勤日數ニテ除シテ之ヲ定ム

(ロ)、一ケ月ノ平均賃銀ハ最後ノ月ノ一日ノ平均賃銀率ヲ本契約第四十二條ニテ當該種類ノ勞務者ニ付定メラレタル月給勞働者ノ標準（第四十二條）ヲ乘シテ之ヲ定ム

備考　出來高拂、一括拂及課業拂勞務者ノ平均賃銀ハ勞働法ニ基キ算出ス

第三十四條　勞働法第七十一條ノ擴張トシテ左ノ通リ定ム

(イ)、派出事務所ヨリ勞務場所迄步行ノ時間及其他勞務ニ關聯スル他ノ事情ニヨル步行時間ヲモ勞働時間ニ算入ス

(ロ)、勞務ノ性質上必要ナル補助設備及設備ノ準備並ニ其勞務場所迄ノ運搬ハ若シ該狀況カ賃銀確定ニ際シ考慮セサリシカ又ハ考慮シ得サリシ場合ニハ獨立ノ勞務トシテ支拂ハルヽモノトス

第三十五條　勞働法第八十三條ノ追加トシテ左ノ通リ定ム

出來高拂勞務ノ場合其生產カ勞務ノ進行中「ブラーク」ノ或程度ノ普通ノ率ヲ伴フモノナルトキハ「ブラーク」カ普通率ナル限リ勞働者ノ賃銀ヨリ何等ノ控除ヲナサヽルモノトス

備考　「ブラーク」率ハ會社ニ於テ之ヲ定ム本件ニ關スル爭論及爭議ハ爭議解決ノ手續ニヨリテ之ヲ解決ス（第九條）

第三十六條　勞働者ノ過失ニ非シテ不適當ト認メラレタル勞務ハ其勞務ニ對シテ費消セシ全時間ニ對シ該勞務ニ付定メラレタル賃銀ヲ支拂ハルルモノトス

## 第四章　保障及補償

勞働法第六章及第九章（第五十條乃至第五十五條並ニ第七十七條乃至第九十三條）及之カ擴張（特ニ一九二三年第五十四號「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦勞働人民委員會ノ出張ニ對スル支拂ニ係ル規定）トシテ發布セル總テノ法律、處置、規定ノ追加トシテ左ノ通リ定ム

第三十七條　勞務者出張ノ際日當ハ平均賃銀ニヨリ支給ス但シ第九級賃銀率以下ナルヘカラス

第三十八條　勞働法第八十七條ノ擴張トシテ左ノ通リ定ム

勞務者ノ解雇ヲ伴ハサル勞務中止ノ場合ニシテ會社カ勞務者ニ他ノ勞務ヲ提供シ得サルトキハ會社ハ全空過期間ニ對シ勞務者ニ其賃銀率ニヨリ支拂ヲナスモノトス

勞務ノ中止カ六日以內ナルトキハ右空過期間ニ

對スル勞務者ヘノ支拂ハ平均賃銀ニヨリテ之ヲ行フモノトス

第三十九條　恒定的勞務ニ雇入レラレタルモノニシテ會社ニヨリ解雇セラレタル勞勞務者ハ若シ會社ノ企業地又ハ其附近ニ自宅ヲ有セス若クハ會社ニヨリ解雇サレタル後他ノ企業又ハ營造物ニ就職セサルトキハ其居住スル住宅ヨリ十月十五日ヨリ五月十五日迄ノ期間中ハ之ヲ移轉セシルムコトヲ得ス

本條件施行ノ手續ハ組合ト會社トノ追加協定ニテ確定ス

勞働法第四十七條(イ)(ロ)(ハ)及(ト)項ニ依ル被解雇者ハ會社ノ住宅及其他ノ共產的援助利用ニ對シテ料金ヲ徵收サレザルモノトス而シテ其他ノ被解雇者及退職者ヨリハ「サガレン」革命委員會ノ定メタル當該率ニヨリ料金ヲ徵收ス

第四十條　勞働法第五十條乃至第五十五條ヲ適用シ會社ノ企業及營造物ニ本契約附錄案（附錄第四參照）ニ基キ組合及會社ノ協定ニヨリ內部管理規則ヲ作成ス

勞働者又ハ從業員ハ本契約附錄罰則表ニ明確ニ規定セル場合及手續ニヨリ之ヲ處罰スルコトヲ得ルモ如何ナル場合ト雖モ勞働者ニ罰金ヲ課スルコトヲ得ス（附錄第五參照）

## 第五章　勞働時間及休養

勞働法第十章、第十一章及第十三章（第九十四條乃至第百二十條、第百三十二條乃至第三十六條及第百六十一條）ノ擴張トシテ左ノ通リ定ム

第四十一條　勞働法第九十四條及第九十五條ノ擴張トシテ左ノ通リ定ム

地下勞務及坑外勞務ニ於ケル有害ナル作業ノ普通勞働日ハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦及露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國勞働人民委員會ノ當該目錄ニ示セル勞働者ノ全種類ニ對シテハ六時間ト定ム右ノ外坑道、基本坑道及運炭坑道、通風上連、橫切坑道及昇ノ掘進夫ニ對シテハ六時間ノ普通勞働日ヲ定ム

備考一　短縮サレタル勞働日ハ完全ナル八時間ノ勞働日トシテ支拂ハルルモノトス

備考二　勞働者ノ爲定メラレタル勞働日以上勞働スル總テノ勞働者ハ該時間外勞務ノ最初ノ二時間ニ對シテハ一・五倍ノ支拂ヲ夫以後ノ時間ニ對シテハ二倍ノ支拂ヲ受クルモノトス

第四十二條　勞務ノ普通條件ノ下ニ於ケル一ケ月中ニ於ケル出勤ノ義務的標準ヲ左ノ通リ定ム

(イ)、總テノ地下採炭夫掘進夫及穿孔夫　一ケ月中二十日

(ロ)、支柱夫　一ケ月中二十二日

(ハ)、其他ノ總テノ坑內勞働者小額及發破夫　一ケ月中二十三日

(ニ)、日役又ハ出來高拂ニテ勞働スル坑外勞働者　一ケ月中二十四日

備考一　當該種類ニ對シ本條ニ定メラレタル一ケ月ノ出勤標準ヲ履行セル勞働者ハ其他ノ日ニ勞務ニ出頭セストモ如何ナル結果ヲモ蒙ラサルモノトス

勞働者ノ種類ニ對シ定メラレタル一ケ月ノ出勤標準ヲ履行セサル勞働者ニハ勞働法第四十七條(ヘ)項ヲ適用ス

備考一　本條ニ記載セサル勞働者及從業員ノ種類ノ者ハ總テ曆上勞働日勞務ニ出勤ノ義務アルモノトス

此場合ニハ勞務ニ出頭セサルトキハ勞働法第四十七條(ヘ)項ヲ適用ス

備考三　地下組合ノ勞働者ヲ坑外勞務ニ送ルトキハ本契約ニテ當該坑外勞務ニ付規定サレタル出勤標準及標準勞働日ヲ適用ス但シ此場各勞働者ハ其基本(地下)勞務ニヨル平均賃銀ヲ保存スルモノトス

第四十三條　每週ノ休養日若クハ革命祭日（勞働法第百九條乃至百十二條）ニ於ケル總テノ勞務ハ法律ニテ規定セシ手續ニヨリテノミ許可セラレ二倍額ノ支拂ヲ受クルモノトス

第四十四條　勞働法第百七四條乃至第二十條及一九二三年八月十四日附「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦勞働人民委員會規定（普通及追加休暇ニ係ル規則）ノ追加及擴張トシテ左ノ通リ定ム

會社ノ企業、營造物及經濟團體ニ於テ連續シテ十一ケ月以上勞働セル者ハ曆年ニ於テ一回連續シテ三週間ノ普通休暇ヲ受クル權利ヲ有ス其他ノ場各勞務者ニ對スル普通並ニ追加休暇ノ提供ハ前揭引照法令ニ應シテ之ヲ行フ休暇ノ利用ハ必ス會社ニ依リ勞務者ノ手帳ニ記入サルヘキモノトス

備考一　休暇ノ金錢補償ハ一九二三年八月十四日附「ソヴイエト」社社會主義共和國聯邦勞働人民委員會第三十六號規定第九條乃至第十六條ニ從ヒテノミ許可スルモノトス

備考二　評價爭議委員會ノ決定ニヨリ休暇ノ併合ヲ許可セラルルモ右ハ二ケ年以上ニ亘ルヲ得ス

備考三　休暇ヲ「サガレン」以外ニテ利用センコトヲ希望スル勞務者ニ對シテハ一ケ月以內ノ往復日數ハ休暇中ニ含マス但シ此期間（往復）ニ於ケル賃銀ハ保存セラレサルモノトス

上記ノ場合ニハ休暇ハ（「サガレン」ヨリ出發ノ權利共）勞働法第百十七條及第百十八條ニ示サレタル手續ニヨリ提供スルモノトス

休暇ヨリ歸還遲延ノ場合ハ遲延カ本契約第五條ニ示セル手續ニテ證明セラルヘキ不可抗力ノ爲ナラサリシ場合ニハ勞働者ニ對シ勞働法第四十七條(ヘ)項ヲ適用ス

備考四　休暇（又ハ職業組合、黨及、消費組合ノ勤務又ハ其他ノ出張）中ニ於ケル勞働者及其家族ハ提供サレタル住宅並ニ總テノ其他ノ共產的援助ヲ利用スル權利ヲ保有ス而シテ其家族ハ總テノ勞務者ト同樣ノ基礎ニ基キ勞務者カ休暇（若クハ出張）ヨリ歸還スル迄ハ物資ヲ利用スルノ權利ヲ有ス

## 第六章　勞働ノ保護

勞働法第十三章（第百二十九條乃至第百三十七條）第十四章（第百三十八條乃至第百五十條）及第十七章（第百七十五條乃至第百九十二條）並ニ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦及露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國ニ於テ發布セラレタル總テノ勞働保護問題ニ關スル取締規定、公ノ解釋、命令、指令、規則並ニ其他ノ一般立法又ハ關係官省ノ所置ノ擴張及追加トシテ左ノ通リ定ム

第四十五條　會社ハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦及露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國勞働人民委員會ノ公布セシ目錄ニ從ヒ勞働者及從業員ニ特別被服、豫防器具、特別石鹼並ニ中和劑（脂肪）ヲ給與スルモノトス

前記目錄ハ現場ニテ會社ト組合トニテ作成シテ本契約ニ添付ス上記ノ物ハ全部現品ヲ以テ給與スルモノニシテ金錢ヲ以テスル補償ヲ許サス

備考一　特別被服ノ保存並ニ使用手續ハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦勞働人民委員會ノ命令一九二三年七月一日附第三〇九－七八九ニヨリテ定ム

備考二　未成年者ハ同種ノ成年者ト同等ニ本條ニ記載セル物品ヲ受ク

第四十六條　十八歲未滿ノ未成年者及乳兒ヲ養育シ或ハ幼兒ヲ有スル女子ハ如何ナル場所タルヲ問ハス其承諾ナキ限リ常住地外ニ出張セシムルコトヲ得ス

第四十七條　會社ハ地下勞働者ニ每日無償ニテ洗場ヲ使用セシム右ノ外會社ハ自己ノ費用ヲ以テ充分收容シ得ル露式浴場ヲ維持シ企業全勞務者五其家族ノ一週一度以上ノ無償利用ヲ保證ス

第四十八條　會社ハ勞務場所ニ應急救助ノ爲必要ナル藥品及補助器具ヲ備ヘタル小藥室ヲ組織シ適當ナル狀態ニ於テ之ヲ維持スルモノトス

備考　重症ノ勞務者並ニ其家族ニハ會社ハ土威病院ニ送リ又治療後歸家ノ爲ニ馬車或ハ他ノ移動方法ヲ提供スルモノトス

第四十九條　勞務遂行ニ當リ起リタル不祥事ニヨリ勞働者又ハ從業員死亡ノ場合ニハ會社ハ其家族ニ社會保險ノ扶助料ニ關セス當該死亡者ノ三ケ月ノ平均賃銀額ノ一時的救恤金ヲ支給スルモノトス但シ七級ノ三ケ月分賃銀率以下ナルヘカラス

第五十條　其ノ原因ノ何タルニ不拘死亡セル勞務者ノ同棲家族ニハ「サガレン」退去ノ希望ヲ勞務者死亡ノトキヨリ一ケ月以內ニ會社ニ申出タルトキハ會社ハ解雇セラレタル勞務者ト同一ノ基礎（本契約第十六條(ハ)項）ニ基キ「サガレン」出發シ得サシムルモノトス

第五十一條　共產的援助卽チ必要ナル家具付家屋、煖房、點燈、給水、浴場、洗濯場、乾燥場便所掃除及其他ヲ會社ハ勞務者全部ニ附錄規定記載ノ手續及範圍ニテ（附錄第六參照）無償ニテ提供スルモノトス

第五十二條　會社ハ組合ノ必要ナリトスル申出アリタル場合ニハ勞働者「コーペラチーヴ」ノ建築並ニ組織ノ爲地區ヲ提供スルモノトス但シ地方並ニ地區ノ選定ハ會社ト組合トノ協議ニヨルモノトス

組合ノ申出ニヨリ會社ハ百人分ノ備品（机、長腰掛、腰掛、シカーフ）及娛樂室付ノ充分完全ナル食堂用家屋ヲ建設シ若クハ提供スルモノトス又組合ノ申出アルトキハ「アレクサンドロウスク」市ニ於ケル類似家屋借用條件ニ應シ正當

ナル借料ノ下ニ消費組合又ハ株式會社「ナルビート」ニ賃貸スルモノトス

第五十三條　會社ハ會社ノ合宿所ニ掃除夫（番人）ヲ會社ノ費用ヲ以テ保持ス但シ一人ノ掃除夫ハ（番人）居住者ノ總數四十人以内ニ於テハ隣接スル合宿所ニ對シテ勤務セシムルコトヲ得

## 第七章　徒弟

勞働法第十二章（第百二十一條乃至第二十八條）實行ノ爲兩當事者ハ其擴張及追加トシテ左ノ通リ定ム

第五十四條　會社ノ企業ニ於ケル未成年者ノ割合鑛山業徒弟學校「ゴルプロムウチヤ」組織並ニ維持ノ條件、生徒ノ個人的又ハ團體的教育ノ條件徒弟ノ期間、生徒試驗施行手續及其他ハ總テノ地方的ノ狀況ニ應シ現行法令及省令ニ基キ會社ト組合トノ特別協定ヲ以テ定ム

第五十五條　未成年生徒ノ勞務支拂ハ其實際ノ資格ニヨリ短縮サレタル勞働日ニ對スル賃銀率ノ全額ヲ支拂フモノトス未成年生徒ニ對シテハ本契約ニ未成年者ノ爲定メラレタル總テノ條件及特典ヲ適用シ本契約ノ總テノ條項ノ効力ヲ及ホスモノトス

第五十六條　修業年限ノ三分ノ二以上ヲ修業セル生徒ハ人員減少ノ際シテ解雇シ得サルモノトス

## 第八章　文化事業

第五十七條　會社ハ「クラスヌイ・ウガローク」ノ爲而積二十五平方米以上ノ三家屋ヲ分與シ土盛「ルドコム」ニ引渡シ又右家屋ニ煖房、點燈ヲ與ヘ水ヲ供給ス右ノ外會社ハ組合ノクラブノ煖房、點燈、給水ヲナシ炭鑛ニ聽取者二百人以上カ聽取シ得ル擴聲器付「ラヂオ」ヲ据付ケ組合ニ提供ス

第五十八條　文化營造物ノ勞務者（倶樂部勞務者教師共他）並ニ其家族ノ爲會社ハ「サガレン」革命委員會ノ規定セシ價格率ニヨリ會社勞務者ノ爲本契約ニテ決定セラレタル範圍内ニ於テ住宅並ニ其他共産的援助ヲ提供スルモノトス而シテ食糧品及一般需要物品ノ配給ハ本契約ニ從ヒ會社ノ勞務者ノ爲定メラレル價格及標準ニヨルモノトス

第五十九條　會社ノ企業地域内ニ會社ノ勞務者ノ兒童ノ爲學校カ組織セラルル場合ニハ會社ハ組合ノ申出ニヨリ該學校ノ爲家屋ヲ提供ス

## 第九章　組合機關

勞働法第十五章（第百五十一條乃至第六十七條）ノ擴張トシテ左ノ通リ定ム

第六十條　勞働法第百六十一條ノ擴張トシテ左ノ通リ定ム

企業並ニ營造物ニ於ケル勞務ヲ免除セラレサル委員會（鑛山委員會、坑内委員會及地方委員會）ノ委員ハ委員會ノ要求ニ基キ管理部ニヨリ勞働時間中自己ノ直接義務ノ遂行ヨリ免除セラルルモ一ケ月一回以上タルコトヲ得ス又此結果空過セル勞働時間ニ對シテハ賃銀ヲ保存セサルモノトス

第六十一條　會社ハ組合機關（鑛山委員會、坑内委員會及其外）ノ維持費トシテ勞働者及從業員トノ間ニ起ル爭議ノ解決

## 第六十五條　本契約書ニ左ノ附錄ヲ添附ス

附錄一　一地方評價爭議委員會規定（契約第九條）

附錄二　賃銀網等級別資格細別（契約第十八條）

附錄三　供給ノ標準及手續（契約第二十六條）

附錄四　内部管理規則案（契約第四十條）

附錄五　罰則表（契約第四十條）

附錄六　住宅及共產的援助規定契約（第五十二條）

組合中央委員會會員兼
組合極東地方委員會議長　ゲ・エス・ロクチエヴ
北樺太鑛業株式會社全權　小澤仁之甫

# 附錄第一（契約第九條）

## 一地方評價爭議委員會規定

### イ、總則

第一條　一地方評價爭議委員會（РКК）ハ會社ノ總テノ企業及營造物ニ組織サレ且勞働者ハ個々ノ其本的合同機關（坑内委員會、鑛山委員會、地方委員會其他）又ハ組合ノ受任者（委員）ニ依リテ連結セサル評價爭議委員會ノ目的ハ左ノ如シ

（イ）、勞働法及鑛山勞働者組合ト會社トノ團體契約ニ基キ評價爭議委員會ニ課サルル總テノ問題ノ解決

（ロ）、企業、營造物及經濟團體ニ於テ管理部ト勞働者及從業員トノ間ニ起ル爭議ノ解決

### ロ、評價爭議委員會ノ職務

第二條　團體契約施行ニ關シ評價爭議委員會ノ職務ニ屬スルモノ左ノ如シ

（イ）、賃銀等級ニヨル勞働及職務細別ノ審査及認可

（ロ）、團體契約ニ應シ評價ノ審査及認可

（ハ）、各個勞務又ハ職業ノ試驗樣式ノ制定

（ニ）、休暇ノ手續及順序ノ制定

備考　勞働者及從業員ノ數カ三十人以下ナル會社ノ企業及營造物ニ於テハ評價爭議委員會ノ勞働者側ノ委員ノ職務ハ一委員（受任者）及當該企業又ハ營造物ニ於テハ評價爭議委員會ノ勞働者側ノ委員ノ職務ハ一委員受任者及當該企業又ハ營造物ノ勞働者及從業員ノ總會ニテ特別ニ選擧セラルル者トガ之ヲ遂行ス

第五條　兩當事者ハ相互ニ一名ノ議長及書記ヲ選定ス評價爭議委員會會議ニ於ケル議長及書記ノ職務ハ兩當事者ノ委員交互ニ遂行ス同一會議ニ於テ議長及書記ノ職務ヲ一方ノ委員ノミニテ遂行スルコトヲ得ス

第六條　評價爭議委員會ノ會議ハ公開トス秘密會ハ其都度評價爭議委員會ノ特別決定ニヨリ開催スルコトヲ得

備考　評價爭議委員會ノ兩當事者ハ其會議ニ專門家及精通者ヲ招聘スルコトヲ得右專門家及精通者カ當該企業ニテ從事セサル場合ト雖モ亦同シ招聘セラレタルモノハ評議權ヲ享有ス



ヲ免除セラレタル委員會委員ニ對スル支拂ヲ込メ勞務者ノ賃銀支拂ト同時ニ當該企業、營造物及經濟團體ニ於テ支拂ハレタル總テノ賃銀全額ノ三パーセントヲ每月當組合該機關ニ納入スルモノトス

備考　本條並ニ契約第四十九條ニ於ケル賃銀トハ本契約第三十三條ニ記載シタル手續ニテ算定スル實際月收賃銀ヲ云フ

第六十二條　會社ノ企業ニ於ケル組合機關勞務者ニ會社ハ「サガレン」革命委員會ノ定メタル價格率ニヨリ住宅及其他ノ共産的援助ノ利用ヲ提供ス而シテ食糧品及一般需要物品ハ會社ノ勞務者ト同等ノ基礎ニ於テ提供スルモノトス

右ノ外會社ハ組合勞務者ニ一週二回二人宛幸便ヲ利用シ會社ノ小蒸汽船ニテ亞港ニ往復スル權利ヲ提供スルモノトス

航海杜絕期間ハ會社ハ右ノ目的ノ爲右ノ範圍ニテ御者付客馬車ヲ提供スルモノトス

第六十三條　「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦鑛山勞働者組合中央委員會委員及其全權並ニ組合ノ地方大管區及小管區及下級委員會委員若クハ其全權ハ前揭組合機關ノ委任ニヨリ會社ノ企業及營造物又ハ經濟團體ノ一切ノ作業ヲ支障ナク參觀スルノ權利ヲ有ス

第六十四條　會社ハ本契約書ヲ露語ニテ本百部揭示用「ビラ」五十枚日本語本二百部及揭示用「ビラ」五十枚支那語ニテ本百部ビラ五十枚ヲ印刷シ組合ノ處分ニ提供ス露語及日本語契約書ハ一九二七年十一月一日迄ニ支那語ノ契約書ハ一九二七年十二月一日迄トス

## 二、評價爭議委員會事務規定

第七條　總テノ問題ハ當該組合機關若クハ委員ヲ通スル兩當事者又ハ各個勞働者及從業員ヨリノ申告ニヨリ評價爭議委員會ニ受理サレ評價爭議委員會會議ニ於テ審議ス

決定ハ議長並ニ書記ノ署名ヲ以テスル議定書ニ部ニ記載シ總テノ附屬書及材料ヲ附シ各當事者一部宛所有ス評價爭議委員會ノ決定ハ二日以內ニ管理部カ揭示場ニ揭示スルモノトス

第八條　評價爭議委員會會議ハ一週一回以上開催スヘシ而シテ爭議ノ性質ヲ有スル事件ノ審査ハ當事者一方ヨリ相手方ニ申告ノトキヨリ二十四時間以內ニ開始スヘシ

第九條　總テノ問題ハ評價爭議委員會ニ於テ兩當事者ノ協定ニヨリテノミ決定ス但シ各當事者ハ會議ニ出席スル委員ノ數ニ關係ナク一議決權トシテ審査スルモノトス

第十條　評價爭議委員會ニ於テ決定ヲ見ルニ至ラサリシ問題ハ爭議問題トシテ該問題解決ノタメ兩當事者ヨリ爭議ニ對シ規定サレタル手續ニ移サル（契約第九條）

第十一條　兩當事者ノ協定ニヨリ採用サレタル決定ハ最後的トシ兩當事定者ニ對シ義務的ノモノニシテ不服ヲ唱フルヲ得ス但シ勞働人民委員會ノ機關カ當該法令ニ應シ監督規定ニテ評價爭議委員會ノ決定ヲ廢止スル場合ヲ除ク

第十二條　評價爭議委員會ニテ爭議ノ審査ニ當リ刑事事件ノ兆候カ發見セラレタル時ハ刑事事件ハ直ニ分離シテ裁判機關ニ移スヘキモノトス

第十三條　評價爭議委員會ノ事務ハ勞務時間中ニ行フ

評價爭議委員會委員ニ對シテハ若シ右委員カ企業ニ於テ勞務ヲ免除サレタル組合勞務者タラサルトキハ企業ノ費用ヲ以テ評議爭議委員會ノ事務時間ニ對シ平均賃銀ヲ保存スルモノトス

組合中央委員會兼
極東地方委員會議長　ゲー・エス・ロクチエヴ
北樺太鑛業株式會社
全　權　小澤仁之甫

## 第二附錄（契約第十八條）

## 賃銀網等級別資格細別

### 一　級

一、掘硬夫
イ、家屋內ノ空氣中炭塵ノアル下ニテ撰炭「ベルト」ニ從ヒテ動テ石炭中ヨリ硬ヲ撰出ス
ロ、「エストカード」下貯炭中ヨリ硬ヲ撰出シ之ヲ「バスケツト」ニ入レ一定ノ場所ニ運フ
二、走使
三、通風戶門番
實車又ハ空車ノ一列ノ通過ニ當リ坑內作業場ニテ運搬ノ際通風戶ノ開閉ヲナス、開扉ヲ困難ナラシムル強キ氣流ノ下ニテ作業ス
四、安全燈運搬夫
坑外ニテ火ノ付ケラレタル數箇ノ「ランプ」ヲ受取リ坑內ニ入リ作業場所迄運ヒ消エタルモノト取替フ

### 二　級

一、通風夫
瓦斯ノタマリタル坑內切羽及其他ノ奧深キ切羽ニ於テ通風ノタメ手ニヨル通風橫ニテ作業ス
二、風呂番
三、車輛掃除夫
四、番人
五、車輛油差夫
坑內車輛ノ兩輪ヲ油差器ニテ油ヲ差ス（心棒口ノ蔽ハレタルモノ）

### 三　級

一、制動夫
二、木材運搬夫
馬ニヨリ運搬シ得ル點ヨリ遠ク隔リタル準備作業又ハ拂作業場所若クハ馬ニテ運搬不可能ナル時「コーズイ」「坑木臺車」又ハ車輛ニ積ミ手押ニテ木材ヲ運フ
三、坑道掃除夫
四、電話交換手
五、轉轍夫
六、通風壁目塗夫
通風遮斷壁、仕切、風管、「ブフエート」（ビラ其他ニテ通風ヲ遮斷シ又ハ交叉セシムル裝置）及其他通風設備ノ目塗ヲナス、目塗用粘土及「サンドゾン」用ノ「サンド」ヲ運フ（註、岩粉ノコト）
七、撰炭係
目ノ一定セル篩ヲ通シ石炭ノ手撰リヲナス、機



械撰炭設備ニテ撰炭ヲ監視ス
八、車輛油差夫
坑內車輛兩輪ノ油差ヲ車體ヲ橫倒ニシテ之ヲナス
九、屋外番人
住宅又ハ非住宅建物、備品及其他ノ財產保護ノ當直ヲナス、勞務ハ特別ノ智識ヲ要セサルモ責任アリ注意ヲ要ス、特ニ夜中任務ニアルトキ然リトス
十、安全燈「マグネツト」係
十一、雜夫
十二、水運搬夫及石炭運搬夫

### 四　級

一、車輛押夫（註、中押ノコト）
二、船夫艀水夫
三、充塡夫
急傾斜炭層ニ於テ Tipler ニテ Blind Shaft ヨリ作業跡ニ硬落シヲナス、碎石ノ塞リタルトキハ階段切又ニ入リ硬ヲ搔キ落ス
四、先導制動夫
車輛制動ノタメ特ニ設備セル手力輪止（註、此中ニハ「ボート」下シヲモ含ム）ニテ制動ス、車輛カ脫線シタルトキハ軌道ニ入レ直ス、車輛ヲ連結シ軌道ノ必要ナル方向ニ配車ス
五、採炭後山
上連（上連及夫ヨリ上方ニアル坑道ノコト）及坑道肩深ケニテ作業ス（註、薄キ炭層ノ場合坑道掘進ニ際シ其肩ト深ケトノ炭層ヲ採掘シ其空虛ニ上下盤ヲ切リ取リタル碎石ヲ詰メ固メル作業）坑道又ハ上連ノ Packwall 築造ニ際シ採掘サルル石炭、硬及其他ヲ手（スコツプ）ニテ投出ス、足下ヨリ又ハ切羽面ニテ石炭ヲ掻キ出ス、又拂作業ノ石炭ヲ投出ス、急傾斜炭層ニテハ石炭ヲ「シユート」下シヲナシ作業中破損シ又ハ不正確ナルトキハ應急修理ヲナス
六、馬夫、御者
七、土工先山
各種建物土臺下掘割ノ土工作業ヲナス、廣場、道路ノ地均ヲナス傾斜面ノ土端作リヲナシ得、規格通リノ土掘、溝及其他ヲ掘得
八、安全燈係
安全燈ノ掃除、漏風檢查、「マグネツト」取外シ取付、注油ヲナス、安全燈（インヂケーターヲ含ム）ノ分解組立ヲナシ得
九、雜勞働雜夫
十、木挽
手力ニ依ル縱鋸ニテ下方ニテ勞働ス

### 五　級

一、雜夫特ニ困難ナル勞働ニ斷ヘス從事ス
二、木材搬入夫
急傾斜炭層階段切又ニヌ道ニ手捲「ロクロ」若クハス（勞務ハ極メテ困難ナリ）
三、木挽
手力ニ依ル縱鋸ニテ上方ニテ勞働ス、充分鋸ノ目ノ修繕及目立ヲ知ル
四、軌道工夫
坑外及地下作業ニ於ケル軌道敷設及修理ヲナス、「ポイント」、分岐線、「ループ」線及其他ノ設備ヲナシ得
五、舵取
六、「ターンテーブル」係
七、船及艀ノ大ナル經驗ヲ有スル古參水夫
八、竪坑捲立口操車夫（註、捲立口棹取）
採掘物ノ集中スル捲立口ニテ作業ヲナス、貨物ヲ積ミタル車輛ヲ「ケップス」ニ掛ケ空車ヲ外シ馬又ハ手力ニテ運ハレタル貨物ヲ手ニテ捲立口ニ送ル、勞務ハ肉體的ニ困難ナリ
九、火夫
當用壓力六氣壓迄ノ汽罐ニテ作業ス

### 六　級

一、掘進後山
垂直掘進ニテ上ヨリ水ノ流レ落チル個所ニテ發破ノ後落チタル硬片付ヲナス、其硬ヲ手桶「バスケツト」又ハ車輛ニ積ム、勞働ハ困難ナリ
二、木工積夫
緩傾斜及急傾斜炭層ニテ拂跡例ヘハ階段切又、切又面、炭柱跡其外ニ木工積及「クレーチ」積（註、空木ノ三四段ノモノ）ヲナス、若シ周圍ノ盤カ許ストキハ木工積ヲ取外シ移動スルコトヲナシ得、又崩落スルヤ否ヤ上盤ノ狀態ヲ確ムルヲ得之ニ應シテ普通又ハ堅固ナル固メヲナス
三、坑外作業運炭夫（註、自身車輛ニ積込ミ運搬スルモノ）
四、硬捲夫
急傾斜炭層ニテ作業跡充塡ノ初ニ當リ「シユート」ノ下ニ材ヲ打込ミ（註「ズリ」止ヲ施スコ

ト）面ヲナラシ又ハ其他ノ方法ニテ碎石ノ築上ヲナス、（註、Packwall ヲ築クコト）緩傾斜炭層ニ於ケル碎石ノ正確ナル築上ノ監視、餘分ノ硬ヲ坑道肩深ケ其他ニ積重ヌ

五、坑內捲揚運轉手

「スチーム」、電氣及空氣捲揚機ニテ作業ス、斜坑又ハ垂直坑內作業ニテ貨物及人間カ昇降スル時坑內捲場ニテ作業ス、機械ノ取扱ヲ心得此作業ニ付充分ノ經驗ヲ有ス

六、木材伐採夫

七、竪坑「ケツプス」及信號係助手

八、舵取

大ナル經驗ヲ有ス、大檣又ハ帆舟ヲ操縱スルコトヲ得、又若干（二三）艀ノ作業及秩序ヲ監督ス

九、向鎚

十、火夫

常用壓力六氣壓ヨリ八氣壓迄ノ汽罐ニテ作業ス

十一、馬追夫（註、連結炭車馬夫ノコト）

石炭又ハ硬ヲ積ミタル車輛ヲ（大車輛）切刃ヨリ主要坑道又ハ竪坑捲立口迄若クハ空車ヲ竪坑捲立口ヨリ切刃迄馬ニヨリ運搬ニ從事ス、實車輛脫線ノ時ハ自ラ軌道ニ入レ直シ又信號ヲ心得居ル

## 七級

一、盤打夫（追切夫）

坑道ノ切上及擴張作業、肩深追切リ（註、一般ノ追切作業）ヲナシ固メヲナシ（註、支柱ヲナシ共裏込ヲナス）硬片付及坑道仕上ヲナス

二、普通作業ノ支柱夫及支柱仕繰夫（註、通風大工ヲ含ム）

通風扉、木造通風壁、仕切ノ取付及移動、昇、上連其他ニ通風張切ヲナス、「クロッシング」（風橋）「プフエート」（ビラ其他ニテ通風ヲ遮斷又ハ交叉セシムル裝置）、床（坑內梯子足場）、梯子、管ノ建設ヲナシ又其ノ修繕ヲナス、各種地下作業ニナシタル支持方法ノ修繕ヲナス、各種地下作業ニナシタル支持方法ノ修繕ヲナス

三、竪坑捲立口「ハンドル」係助手

四、竪坑口「ケツプス」及信號係

竪坑ノ恒定的採掘ニ當リ大「ケツプス」ニテ作業ス、ヨク信號ヲ心得、貨物及空車ノ掛外シヲナシ、人ノ乘降ヲ指導ス

五、車輛夫

地下作業

六、排水機械係

「スチーム」及電力「ポンプ」ニテ作業ス、機械係ハ竪坑「サンプ」ニ於ケル水ノ水準及「ポンプ」ノ故障ナキコトヲ注意深ク監視スルヲ要ス、「ポンプ」ノ常態ナラサルトキハ之ヲ直スコトヲ得

七、機關手

發動機船及小力發動機（三十五馬力以內）

八、火夫

壓力八氣壓以上ノ汽罐ニ於ケル作業

九、積込夫

石炭、木材及其他貨物ノ積卸積替ヲナス、石炭ヲ艀ヨリ本船積込ノ作業ヲナス

十、馬具匠

十一、銅匠

各種食器、湯沸シ釜、浴槽、銅及眞鍮ノ任意ノ直徑及形式ノ「パイプ」各種直徑ノ鑞、渦卷型及其他ノ鑞ヲ製作ス、金屬研磨ノタメ各種磨粉及調合劑ヲ調合ス

直徑五吋以上ノ「パイプ」ヲ砂及光明丹ニテ獨力ニテ曲ケ得、任意ノ銅又ハ鐵製品ノ錫引ヲナス（サモワール、浴槽、水槽其他）龍頭口其他ヲ製作ス、古參者監督ノ下ニ各種雛型ノ圖面ヲ作成ス、簡單ナル鉚銀冶ノ作業（切斷、削切其他）及器具、マウンチング、クランク及其他ノ修繕ヲナス

十二、事務員

困難ナラサル事務所ノ事務、謄寫、原稿其他ニヨル書拔及表ヲ作ル

## 八級

一、竪坑捲立口「ハンドル」係

採掘物ノ集中スル垂直竪坑捲立口ニテ作業ス、空車ヲ外シ貨物ヲカケ各種材料、角材、「レール」其他ヲ取外ス、信號ヲヨク心得居ルモノトス、人ノ乘降ヲ監視ス

二、採炭夫

特別ノ資格ナク「スカシ」掘ヲナシ得ス、炭理ヲ確メ得ス

三、盤打夫「シユート」道作リ）

盤打夫（シユート道作夫、追切夫

大斷面ノ坑道並ニ斜坑作業ニテ堅牢ナル上下盤ヲ手若クハ「ダイナマイト」ニテ碎キ碎キタル硬ヲ片付又ハ車輛ニ積ム、手掘鑿孔ヲ良ク心得、天井及兩側ノ矢板張リ裏込ヲナシテ固ム、排水





溝ヲ切ル

四、穿孔夫

各方面ニ手掘穿孔ヲナス（手掘發破孔ヲナス）、穿孔ノ總テノ方法ヲ知リ獨力ニテ發破孔ヲ作ル

五、竪坑捲揚機械運轉士六、機關士

三十五馬力以上百馬力以內ノ發動機船及發動機

七、シンキングポンプ係

間斷ナク「ポンプ」ノ作業ヲ要スル垂直掘進並ニ竪坑ニ於テ多量ノ流水アル處ノ足場上ニテ普通ナラサル條件即チ水蒸氣及通シ風ノモトニテ作業ス、機械ノ取扱及獨力ニテ其修理ヲヨクス

八、鍛冶工

各種ノ必要ナル鍛冶作業ヲナス、金屬ノ鑛着ヲナス特ニ鍛工作業ヲナス例ヘハ車輛、長鍛金、鍛冶用火箸、ハンマー、スコツプ、煤煙掻棒其他ノ修理ヲナス、各種受式及形ノ蹄鐵ヲ鍛工ス、萬力ヲ使用シテ普通鎚鍛冶ノ仕事ヲナシ又鍛冶ニ必要ナル手持器具ヲ修理ス、各種蹄鐵ニテ馬ノ蹄鐵ヲ入レ蹄ノ有ラユル掃除ヲナス

九、塗師油又ハ膠入塗料ニテ表面（倉庫、物置、家屋地下室及其他）ノ普通染色ヲナス、曹達、石鹼、ポツタシユーム」ニテ油入染料ヲ洗落ス表面染色用ノ膠入並ニ油入塗料ヲ準備ス、定規ニヨリ壁及天井ノ塗替ヲナス、普通ノ飾ヲナス、新ニ漆喰スル表面ヲ膠入又ハ油入塗料ニテ塗ル、中等品ノ塗紙ニテ壁張ヲナス

十、船大工

十一、指物師

各種木材ヨリ圖面ニ基キ各種製作ヲナス、總テノ木ノ艶出ヲナス、窓枠、普通玄關戶、硝子戶ノ木ノ艶出ヲナス、「フアネル」張造作ヲ作ル

十二、大工 一等

十三、石工

煉瓦壁、隅壁（銳角及鈍角）、壁腰ヲ築造シ人造石ノ張壁、煙突積、人造石築上ヲナス、同樣ノ鐵筋「コンクリート」作業ヲナス

十四、一ペーチカ」工

焚口付「プリター」「フアイヤー」「オラング」式「ペーチカ」、普通「パン」燒「ペーチカ、オランダ」式「ペーチカ」、普通「ペーチカ」ヲ建設ス、「ボイラー」ノ漆喰捲又ハ煉瓦捲水管用溝ノ內部ノ漆喰捲又ハ煉瓦捲蒸風呂「ペーチカ」ヲ作ル

十五、一等桶職

獨力ニテ機械ノ助ヲ借ラス硬軟質ノ木ヨリ總テノ形、各種ノ液體及其外材料品用ノ二重底ノ樽ヲ作ル、形及容積ヲ正確ニ守ルコトヲヨクス、各種液體ノ各種木質ヲ侵透スルコトニ付テ心得アリ

十六、勞務係（ターペリシチク）

勞務者及履行サレタル勞務ノ計算ヲナス、目錄ヲ作リ、番號、木札、切符及其他ノ交附及受入ヲナシ、「ターペリ」ノ書込ヲナス

十七、事務員

事務主任又ハ計算係指導ノ下ニ面倒ナラサル事務所ノ仕事ヲナス、オーダー、請取書、目錄其他ノ印刷セル「ブランク」ニ書込ムコトヲ得、手本及雛型ニヨリ文章ヲ書ク

## 九級

一、採炭夫

取付鶴先、鶴嘴及其外ノ手持器具ニテ急傾斜及緩傾斜炭層ノ拂採炭並ニ各種準備作業ニ於テ作業ス、作業ヲ正確ニナスコトヲ得（石炭ノ目及其外）作業跡ヲ自ラ固ム（註、支柱スルコト）、切刃面ニテ透シ掘ヲナシ得

二、支柱夫

拂作業及炭切作業ニ於ケル各種樣式ノ固メヲナスコトヲ得、又特ニ各種坑道及作業ノコミ入リタル固メ樣式ヲ心得居ルモノトス、危險ナル崩落箇所ノ固メヲナス、高「バレ」箇所ノ固メ直シニ固メノ上ニ木工積ヲナス

三、突孔夫

各種「システム」ノ壓搾空氣「ハンマー」ニテ作業ス、坑道、「クロツスカツト」其外準備作業掘進ニ於テ作業ス、又鍛金取替ヲ心得ルモノトス

四、掘進夫

新ナル竪坑、斜坑及沿層ノ掘進ニ於テ作業ス、各種方法ノ穿孔ヲ知ル、又坑道切上ケ及掘進切刃ノ發破穿孔ヲナシ正確ニ掘進ヲナスコトヲ得、臨時固メヲナス、炭層ノ傾斜ニ應シ新斜坑ノ枠組ミ直シヲナス、斜坑掘進ノ正確ナル支柱ヲナシ自身枠組ヲナス、竪坑捲立口ノ枠入、竪坑枠ノ縱橫切梁ノ設置、輸送管ノ設定ヲナス、濕潤ナル掘進ニテ作業ス、岩石ノ堅サニ應シ板圍ヒ又ハ固メヲナシ圓形又ハ角形ノ木材運搬道

掘進ノ作業ヲナス、「ルーズサンド」及其外ノ差切留メヲ設置ス、勞務ハ空氣ノ「アブノーマル」ノ下ニテ普通濕氣アル條件ノ下ニ行ハル

五、發破係

石炭其外採掘物ノ水平掘進、拂作業及準備作業ニ於ケル發破孔ノ爆發ヲナス、爆發方法ニ關スル知識ヲ有ス、瓦斯炭層ニ於テ爆發瓦斯ノ有ルコトヲ正確ニ確メ其量ニ應シ爆發ニ際シ必要ナル保安方法ヲ講スルコトヲヨクス

六、常任錠鍛冶(仕上工)

各種動力機、旋盤及機械設備、坑内壓搾空氣鐵管排水鐵管及其外ノ修繕、組立及分解ヲナス

七、常任電氣係

電燈線及動力線ヲ獨力ニテ架設ス、信號ヲ設定ス、燈父及信號ノ正確ナルヤヲ監視シ又之等設備ノ狀況ノ正確ナルコトニ對シ責任者トナル、機械場ノ特殊機械、器具、モーター、配電盤、檢査器及其外ニ付破損ヲ速ニ發見シ其修理ヲナス(電線卷直シヲ含ム)發電所從業ノタメ大ナラサル「モーター」及「プレミナリーモーター」其外ノ接續切斷ヲナス

八、截炭機機械係

拂作業又ハ準備作業ニテ打擊式又ハ切取式機械ニテ石炭ノ透シ切リ作業ヲナス、機械ノ取扱設置、移動及切刄面ニ沿ヒ運轉スルコトヲ知ル、各部分、齒ノ植エ穴、齒、「キストン」ノ取替、電力線ノ架設、「キストン」其外ノ連結ヲ知ル

九、機關士

大ナル經驗ヲ有ス百馬力以上ノ機械ヲ動カスコトヲ心得居ルモノトス

十、「サーノチニツク」(ズラ引)

緩傾斜炭層ニテ切刄ヨリ石炭又ハ無煙炭ヲ坑道ノ積込口迄運フ、運搬ハ小橇ニテナス、小橇ハ這ヒ又ハ四ツ這トナリ勞働者ノ肩ニ帶皮樣ノモノヲ取付ケテ運フ、勞務ハ特ニ困難ニシテ又極メテ大ナル筋肉ノ力ヲ要ス

十一、金屬旋盤工

旋盤及特種旋盤ニテ機械作業上ノ各種作業ヲナス、圖面及「スケツチ」ニヨリ旋盤ノ「バトロン」及「プランシヤイブ」ヲ整調シ各種旋盤作業ヲナス、銅、眞鍮、洋銀製鐶ヲ切リ作業ニ際シテハ各種測量具及雛型ヲ利用ス

十二、鑄工

鎔解爐用混合物(コークス、銑及石灰)ノ適當ナル配劑ヲ監視ス、鎔解進行中鎔解材料ノ性質ヲ區別ス、鎔解爐ヨリ鑄鐵ヲ各種持歩キ用鍋及型ニ流シ込ノ監視ヲナス

十三、汽罐工

蒸氣汽罐ノ組立ニ當リ冷熱兩樣ノ「ラクビング」ヲナシ及其外汽罐ノ「リベツト」打作業ヲナス、補助「トラスト」設置及取替ノ總テノ作業ヲナス、汽罐、橋梁ノ「トラスト」其外各種建築設備ノ組立ヲナス、各種「ボイラー」造リニ當リ冷熱兩樣ニテ鐵板ヲ彎曲セシメ又ハ重ネ合ハス

十四、一等錠鍛冶(仕上工及電氣工)

十五、二等會計係

## 十級

一、統計係

企業ノ事務所ニ於テ生産統計ノ事務ヲナス、採掘、勞働力、能率、勞銀、輸送、自家用消費炭及其外ノ數字上ノ統計ヲ作成ス

二、一等會計係

會計記帳事務ヲ會計士指導ノモトニス、補助簿ノ記入ヲナシ、金錢及物品收支、「オーダー、レポート」ヲ書キ拔萃(決算書)其外ヲナス

三、坑内小頭

準備作業及拂作業ニ於ケル、作業實行ヲ知ル、作業跡固メ方ヲ知ル稼行ノ込ミ入ラサル延取ヲナス

## 十一級

一、古參鑛山小頭

普通準備作業及拂作業ノ實行ヲヨク知レルノミナラス各種、「クロスカツト」、斜坑、昇、「ブラインドシヤフト」、沿層掘進、堅坑ノ「コムパートメンド」及堅坑ノ掘進作業ヲモ心得居ルモノトス、固メノ總テノ樣式、坑内軌道敷設ヲ心得居リ各種坑内作業ノ簡單ナル計算ヲナス、作業交替ニ當リ普通小頭ヲ指揮ス

組合中央委員會員兼
組合極東地方委員會長 ゲー・エス・ロクチエヴ
議
北樺太鑛業株式會社權 小澤仁之甫
全



# 附錄第三 (契約第二十六條)

## 供給ノ標準及手續

### 供給ノ基本的標準

(イ) 食糧品(一ケ月)

| | 勞働者一人當リ | 成年者一人 | 勞働者ノ家族 二歳迄ノ小兒一人 | 二歳以上八歳迄ノ小兒一人 | 八歳以上十六歳未滿ノ未成年者一人 |
|---|---|---|---|---|---|
| 荒目篩小麥粉 | 六〇フント | 三〇フント | — | 二〇フント | 四〇フント |
| 小麥粉 | 三〇 | 二〇 | 二〇 | 二〇 | 二〇 |
| 新鮮牛肉(鮮肉及凍肉) | 三三・五 | 二〇 | — | 一〇 | 一〇 |
| 魚(新鮮鹽漬トモ同量)合計 | 一二 | 一〇 | — | 五 | 七 |
| クルツパー | 一〇 | 一〇 | 三・五 | 五 | 五 |
| 馬鈴薯 | 六〇 | 四五 | 二〇 | 二〇 | 四〇 |
| 野菜(人參、赤蕪及其他) | 三〇 | 三三・五 | 二〇 | 二〇 | 二〇 |

右ノ外會社ハ勞務者及其家族ニ充分ナル數量ニテ次ノ物品ー外套、「シユーバ」(短「シユーバ」及長シユーバ」雨着、上衣、婦人及子供用外套、長靴下、短靴下、帽子、防寒用羅紗製又ハ馴馬製長靴手袋(註、拇指ノミ離レタル手袋)、手袋(註、指ノ別々ノモノ)ーヲ會社ノ各種國籍別勞務者ノ需要ニ應シ供給スルコトヲ保障ス

現地ニテ契約書入手後一ケ月以内ニ組合トノ追加協定ニ依リ各種國籍別(露西亞人、日本人、支那人)ノ勞務者ノ需要ニ應シ追加物資ノ標準ヲ定メ又同樣ニ供給物品ノ配給期間、手續、質及其外ヲ定ムムルモノトス

組合中央委員會員兼
組合極東地方委員會長 ゲー・エス・ロクチエヴ
議
北樺太鑛業株式會社權 小澤仁之甫
全

コノ中新鮮ナルモノ五十%

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 玉葱 | 一・二五 | 一・二五 | 〇・五 | 〇・五 | 〇・五 |
| 砂糖 | 二・五 | 二 | 二 | 二 | 二 |
| 茶 | 〇・五 | 〇・二五 | 〇・一二五 | 〇・一二五 | 〇・一二五 |
| 鹽 | 二 | 二 | 〇・五 | 〇・五 | 二 |
| バター | 二 | 二 | 二・五 | 二・五 | 二 |
| 植物油 | 二・五 | 二・五 | — | — | 二・五 |

(ロ) 物品(一年)

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 長靴(勞働用外出用) | 二足 | — | — | — | — |
| 半靴 | — | 一足 | 一足 | 一足 | 一足 |
| オバーシユース | — | 一足 | 一足 | 一足 | 一足 |
| 更紗 | 六〇米 | — | — | — | — |
| 綿布 | 二〇米 | — | — | — | — |
| 羅紗 | 八米 | — | — | — | — |
| 石鹼 | 一布度 | — | — | — | — |
| 煙草 | 三フント | — | — | — | — |
| 燐寸 | 五包 | — | — | — | — |

備考 物品ハ半靴及「オバーシユース」ヲ除キ勞働者及其ノ家族ニ對シテ計算セリ

# 附錄第四 (契約第四十條)

## 内部管理規則案

内部管理規則ハ勞働法第五十四條ニ規定セル手續ニテ作成シ認可サレ又其ノ中ニ次ノ指定事項ヲ包含スヘキモノトス

### 一、總則

二、企業ノ管理部並ニ總テノ企業ノ勞務者ニトリ規則ノ義務的ナルコト
二、就職ニ當リ勞務者ノ居住證提示ノ義務及居住證ヲ返還スル手續
三、賃銀手帳受領及使用ノ手續ニ付テ
四、醫療救助利用ノ手續
五、泥醉シテ勞務ニ出頭スルコトノ禁止
六、管理部及勞務者相互間ノ接觸（禮儀正シキ、正當ナル及其他）
七、……

## 二、勞務ニ出頭、勞務及勞務ヲ離ルル手續

八、企業ニ於テ如何ニシテ勞務ヲ行フヤ一定時又ハ一晝夜
九、勞務ニ當リ交替數、勞務終始ノ時間、交替ノ手續
十、勞務ノタメ地下作業入坑ノ手續及交替ノ手續
十一、遲刻猶豫期間
十二、病氣ノタメ勞務ニ出頭セサル勞務者ニ如何ナル證明カ必要ナリヤ
十三、勞務終了以前勞務ヲ離ルヽ手續（許可ヲ得テ）
十四、國家官憲（裁判所及其他）黨、職業組合、或ハ消費組合機關ノ要求ニ依リ勞務ヲ離ルヽ手續
十五、勞務時間中勞務ニ關係ナキ仕事ニ從事スルコトノ禁止
十六、食事ノ爲中斷ノ時刻及長サ（勞働法第九十八條備考）
十七、同シク乳兒ヲ哺育スル母ノタメ（勞働法第百三十四條）
十八、機械、電氣設備、旋盤ノ掃除、手持器具ノ整理、手洗及更衣ノタメ勞務終了前勞働者ニ提供スル時間ノ長サ
十九、時間外勞務遂行ノ手續
二十、勞務計算ノ手續（切符、記號及其他）
二十一、……

## 三、企業ノ財産利用手續

二十二、洗面所、更衣所、蒸風呂及其他利用手續
二十三、企業ノ手持器具利用手續及移有手持器具利用ニ對スル支拂算出方法（勞働法第八十五條）
二十四、特別被服、履物及其他（修理、洗濯）修繕及再支給手續
二十五、中和物（牛乳、脂肪）給與手續
二十六、……

## 四、秩序ノ監視及保護

二十七、番人及見廻ノ義務
二十八、企業ニ局外者ノ入場ヲ許可スルコトノ規則
二十九、……

## 五、勞務ノ際ノ警戒及天災撲滅ノ手段

三十、作業ノ機械設備及諸機具ニテ（作業ヲ）許可スル手續、電氣設備取扱規則
三十一、勞務中火氣取扱手續（喫煙、安全燈其他ノ取扱）
三十二、保安方法、爆發物（ダイナマイト）取扱手續）
三十三、天災（崩落、出水、火災及其他）發生ノ際ノ勞務者ノ義務、其不履行ノ責任
三十四、……

## 六、賃銀、休養時

三十五、勞銀支拂ノ期日及手續
三十六、每週休養日、祭日、祭日ノ前日ノ勞働時間
三十七、間斷ナキ勞務ニ從事スル勞働者ノ出勤日利用手續
三十八、休暇（普通及追加）利用ノ手續
三十九、……

## 七、義務勞務

四十、管理部ノ指圖ニ依リ課業外時間ニ施行セサルヘカラサル勞務ノ細別及其ノ不履行ニ對スル責任
四十一、天災撲滅ノ勞務
四十二、……

## 八、內部管理規則變更手續

四十三、……

組合中央委員會員兼
組合極東地方員員會
議長　ゲー・エス・ロクチエヴ
北樺太鑛業株式會社
全權　小澤仁之甫





# 附錄第五（契約第四十條）

## 罰則表

一、組合機關トノ協定ニ依リ企業管理部ニテ定メラレタル內部管理規則ハ企業ノ總テノ勞働者從業員及管理部ニトリ義務的トス
二、內部管理規則違反ニ對シテハ次ノ罰ヲ課スルコトヲ得
1　組合又ハ支部ニ公告ヲ以テスル譴責
2　鑛山全部ニ公告スルト同時ニ鑛山委員會（地方委員會）ニ通告スル譴責
3　解雇
三、罰1ハ管理部之ヲ課ス罰2ハ罰ノ原因性質ニ付テ鑛山委員會ニ豫告シテ管理部之ヲ課ス、罰3ハ其總テノ場合評議委員會ノ決定ニ依リ管理部之ヲ課ス
四、本罰則表ノ手續ニテ適用スル解雇ハ退職手當ヲ支給セス又豫定解雇ニ付キ豫告セスシテ之ヲ行フモノトス
五、上記罰ハ曆上半ケ年間ニ於ケル落度（第六、七及八條ノ場合ヲ除ク）ノ計算ニ從ヒテ適用スルモノトス、右期間後ハ落度及課スヘキ罰ノ計算ハ新ニ計算サルモノトス、課セラルル罰ハ管理部ニヨリ特利ノ帳簿ニ記入サル

## 落度及罰ノ細別

六、相當ノ理由ナクシテ適時ニ勞務ニ出頭セス又ハ勞務ノ時間前中止ニ對シテハ

一ケ月中ニ　一度以上三度迄ハ　1ノ罰
一ケ月中ニ　四度以上六度迄ハ　2ノ罰
一ケ月中ニ　六度ヨリ以上　3ノ罰
右ノ外總テノ場合ニ缺勤時間ニ對シテハ支拂ヲナサス
七、漫リニ企業又ハ勞務ノ場所ヲ一時的ニ離レタルトキ
一ケ月一度乃至三度　1、2ノ罰
四　度　3ノ罰
及總テノ場合ニ於テ缺勤時間ニ對シテハ支拂ヲナサス
八、相當ノ理由ナクシテ缺勤シタルトキ
イ、一ケ月二日迄　1ノ罰
ロ、一ケ月二日ヨリ六日迄　2ノ罰
ハ、一ケ月六日ヨリ以上又ハ連續シテ拂日ヨリ以上　3ノ罰
及總テノ場合缺勤日ニ對シテハ支拂ヲナサス
九、勞務ノ合法的ナラサル拒絕
イ、一回　1ノ罰
ロ、二回乃至三回　2ノ罰
ハ、三回ヨリ以上　3ノ罰
但シ勞働者ハ拒絕ノ結果勞務ヲ行ハサル時間ニ對シテハ支拂ヲ受ケス
十、勞務ニ出頭及退出ニ當リ監督規則ニ違反シタルトキ　1、2ノ罰
但シ局外者ノ入場ヲ許可セサル組合支部ノ目錄地下勞務、ダイナマイト倉庫、發電所其外ニハ豫メ揭示場ニ揭示スヘキモノトス
十三、非番ノトキ勞務場所ニ至リ又ハ勞務ヨリ外人ヲ誘ヒ出シタルトキハ　1、2ノ罰
十四、不用心又ハ不注意ノ爲メ機械、電氣設備、族盤、精巧機具、豫防設備其外企業ノ財產ヲ毀損シ及電氣設備「アルマツーラ」精巧機械ノ取扱規則違反シタルトキハ1、2ノ罰　故意ナルトキハ3ノ罰
十五、機械及電氣設備取扱規則ヲ遵守セス又ハ警戒方法ニ違反スルトキハ1、2ノ罰若シ右ノ結果他人ニ不幸ヲ來スカ又ハ組織的（三回ヨリ以上）違反ノトキハ3ノ罰．鑛業施行保安規則特ニ瓦斯炭塵爆發豫防方法違反ノトキハ1－3ノ罰
十六、器具、用具、豫防設備及其他ヲ紛失シ、外人ニ讓渡（外組合又ハ支部）シタルトキハ1、2ノ罰．組織的違反ノトキハ3ノ罰．前記物品ヲ管理部ノ許可ナクシテ持出ストキハ1、2ノ罰
十七、自己ノ必要ノ爲管理部ノ許可ナクシテ勞務ヲ行ヒ此目的ノ爲企業ノ材料及之ニ屬スル勞力ヲ利用シタルトキハ1、2ノ罰．組織的違反（三度ヨリ以上）ノトキハ3ノ罰
十八、火事豫防方法ヲ遵守セス、火氣ノ不注意ノ取扱、禁セラレタル場所ニテノ喫煙1－3ノ罰
キハ　1、3ノ罰
十二、管理部ノ許可ナクシテ勞務家屋ニ局外者ヲ入場セシメ又ハ自己ト共ニ入レシメタルトキ　1、2ノ罰

十九、勞働者ノ家屋ヲ清潔ナラシムル爲又塵埃ノ適時取片附、便所維持ノ爲之ヲ委任サレタル者カ衛生規則ニ基キ必要ナル方法ヲ守ラサルトキハ1、2ノ罰

二十、就業中睡眠セルトキハI、2ノ罰、責任アル勞務ニ從ヒ居ルトキハ（汽罐、發動機）1—3ノ罰

二十一、酩酊セル狀態ニテ勞務ニ出頭シ又ハ之ニ從フトキ一回ヨリ二回迄1、2ノ罰、二回ヨリ以上3ノ罰

二十二、旋盤及機械ノ破損ニ付テ申出ス又ハ管理部ノ處置ヲ持タス修理セラレサル旋盤ニ於テ勞務シ材料手持器具又ハ族盤ヲ毀損シタルトキハ1、2ノ罰

二十三、管理部ノ勤務上ノ指圖ニ對スル違反（命セラレタル場所又ハ方法ニヨラサル作業）ハ12ノ罰、組織的ノトキハ3ノ罰

二十四、企業ノ管理部員、技術部員ニハ次ノ罰ヲ課ス

イ、相當ノ理由ナクシテ修理セラレサル旋盤、機械、電氣發動機及其外ノ補助設備ニテ勞務ノ履行ヲ命シ其結果材料又ハ作業諸機械器具ヲ毀損スルトキハ違反セル組合主任タル機械工及其外ノ管理部員ニハ1—3ノ罰

ロ、旋盤、機械、電氣設備ノ正確ナルコトニ付テノ不注意分ナル監督及其修理ニ對シ方法ヲ講セサルトキハ管理部中ノ違反者ニ1、2ノ罰落度ヲ組織的ニ繰リ返ストキハ1、2ノ罰、

ハ、旋盤ノ修理ヲ延引セシメ勞務者ヲ空過セシメタルトキハ修繕責任者ニハ1—3ノ罰ヲ課ス

ニ、勞働者ニ新勞務、材料及手持器具ヲ不適時ニ供給シ其不良指示ノ爲メ空過ヲ伴ヒタルトキハ1—3ノ罰

ホ、管理部ノ許可ナクシテ豫メ不良質ト知レ居ルニ不拘不良質ノ材料及手持器具ヲ供給シタルトキハ1—3ノ罰

ヘ、分配係カ自己ノ責ニ依リ主要倉庫ヨリ必要ナル材料及原料ヲ不適時ニ受領シ其結果勞務ニ空過ヲ來シタルトキハ1—3ノ罰

ト、手持器具ノ供給ヲ遲延シ勞働者ノ空過ヲ來シタルトキハ1—3ノ罰

チ、管理部ノ責ニ依リ勞務ニ於テ廢物ノ規定%ヲ超過シタルトキハ1—3ノ罰

リ、機械ノ豫防設備ノ狀態ニ付委任ヲ受ケタル管理部員、技術部員ノ一定ノ者カ不充分ナル監視ヲナシタルトキハ1—3ノ罰

組合中央委員會員兼
議組合極東地方委員會　長　ゲー●エス●ロクチエヴ
北樺太鑛業株式會社　權　小　澤　仁　之　甫
全

## 附錄第六（契約第五十二條）

## 住宅及共產的援助ニ關スル規定

一、會社ハ全勞務者ニ充分完全ニシテ設備サレタル住宅ヲ次ノ範圍ニテ提供ス

(1) 容積ハ住宅ニ於テハ勞務者及其家族各一人ニ付二・五立方「サージェン」、床ノ廣サハ各一人ニ付十六平方「アルシン」トス、一家族中五歲未滿ノ小兒一名ハ別々ノ標準（容積及面積）ヲ利用セス、一家族中五歲未滿ノ小兒二人乃至三人分ノ標準（容積及面積）ヲ利用ス、五歲以上ノ子供及未成年者ハ成年者ト同等ノ基礎ニ基キ住宅ノ標準ヲ利用ス、家族持住宅ノ住宅標準（容積及面積）ニハ各部屋ヲ直接連絡スル溫暖ナル廊下ヲ含ムモノトス

(2) 現存合宿所ニ於テハ居住者一人ニ付容積二立方「サージェン」床ノ面積ハ居住者一人ニ付一平方「サージェン」トス

(3) 窓光面ノ床面積ニ對スル關係　住宅ニ於テハ一對八、共通炊事場及食堂ニ於テハ一對十トスヘキモノトス

(4) 手洗ハ合宿所居住者十人ニ對シ一「クラン」ノ割合ニ依リ設備シ手洗所ニ於ケル床ノ面積ハ各居住者ニ付〇●一平方「サージェン」トスヘキモノトス

(5) 各合宿所ニハ濕レタル被服及履物乾燥ノ爲メ暖氣乾燥場ヲ設備スヘキモノトス

(6) 住宅附屬炊事場床ノ面積ハ「ベーチカ」及「プリター」ノ占ムル面積ヲ除キ二十五人ニ對シ四方「サージェン」以下ナルヘカラス、若シ炊事場カ二十五人以上ノ食物準備ニ使用サルトキハ炊事場床ノ面積ハ各十人ニ付〇●五平方「サージェン」ヲ增スヘキモノトス

二、會社ハ居住者ノ申立ニ依リ窓枠、戸、硝子、床、天井ノ修繕ヲナスモノトス、又住宅內部ノ壁ヲ一年ニ二回塗替ヲナシ又ハ一年ニ一回壁紙ヲ張ルモノトス

三、會社ハ住宅ニ次ノ備品ヲ設備スヘシ

(1) 家族持各住宅ニ簡單ナル食卓、炊事用机、居住者一人ニ付腰掛一、炭「スコヴプ」一及石炭用鐵箱又ハ木箱一、火掻一、清潔ナル「バケツ」一、汚水用「バケツ」一、洗濯用桶一（浴場ニ洗濯場ヲ建設シ設備スル迄）水呑杓一、水用十「ヴェドロー」入木桶又ハ金屬製桶一、手洗一

(2) 獨身勞働者ノ各合宿所ニ各十人ニ付簡單ナル食卓一、及長腰掛二、居住者一人宛ニ小「シカーフ」一、居住者毎ニ寢臺及藁蒲團各一、居住者三人ニ付腰掛一

(2) 合宿所各炊事場ニ食物煮沸用釜一、熱湯用釜一、食物準備用「プリター」二、生水用桶一煮沸飲料水用桶及湯呑各一、石炭用箱一、「スコツプ」一、火掻一、床掃除用「ブラシ」又ハ支那箒一

四、燃料ハ次ノ割合ヲ以テ無償支給スルモノトス

| 月別 | 一ケ月 | |
|---|---|---|
| 十月 | 家族持住宅「ベーチカ」一本ニ付 | 合宿所同業者組合家屋一立方「サージエン」ニ付 |
| 十一月 | | |
| 十二月 | | |
| 一月 | ……五〇布度 | 五布度 |
| 二月 | | |
| 三月 | | |
| 四月 | | |
| 五月 | | |
| 六月 | | |
| 七月 | ……二五布度 | 三布度 |
| 八月 | | |
| 九月 | | |

五、燈火ハ次ノ割合ヲ以テ無償提供ス

家族持住宅ニ在リテハ各室及炊事場ニ二十四燭光電氣一燈、會社ノ發電所設備替迄各室及炊事場ニ十六燭光電氣一燈トス、合宿所ニハ各机及炊事場ニ五十燭光一燈、會社ノ發電所設備替迄一燈トス、會社ノ發電所設備ハ三十二燭光一燈トス、電線送電及「アルマツ1ラ」（一電球ハ半ケ年間）ハ全家屋（家族持及合宿）ニ對シ會社ノ費用トシ無償トス

電燈ノナキ時又ハ破損ノ時電燈ノ代リトシテ同數量ノ石油「ランプ」ヲ次ノ石油ノ割合ニヨリ提供ス—家族持住宅ニハ（十月乃至四月）一ケ月五「フント」家族持柱宅（五月乃至九月）一ケ月五「フント」、合宿所又ハ居住者十人以內ノ同業組合家屋十月乃至四月十五「フント」五月並乃至九月七「フント」各十人又ハ十人未滿ニ付右ノ外冬期ハ五「フント」夏期ハ三「フント」ヲ支給ス

六、家族持及同業者組合家屋並ニ合宿所ニハ居住者一人ニ付一日二「ヴェドロー」ノ割合ニテ淡水ヲ無償供給ス

七、季節的並ニ臨時勞働者ニ對スル住宅標準ハ現場ニ於テ會社ト組合トノ協定ヲ以テ定ム

組合中央委員會員兼
議組合極東地方委員會　長　ゲー●エス●ロクチエヴ





北樺太鑛業株式會社
全　權　小　澤　仁　之　甫

本團體契約ハ一九二七年十月十二日極東地方勞働支部契約書登錄臺帳ニ第十八號トシテ登錄セラレタリ依而支部ノ署名及捺印ヲ以テ之ヲ證明ス

勞働支部長　グニリーツキー
賃銀爭議部長　レイゼンブルグ
極東地方勞働支部ノ印

## 北樺太鑛業會社の組織

北樺太鑛業株式會社は北サガレン石炭企業組合の事業を繼承して、大正十四年の北樺太石炭利權契約並に大正十五年勅令第九號の基礎に大正十五年八月二十一日創立を見たもので其組織概要左の如し。

### 資本金其他

◇公稱資本金一千萬圓、拂込資本金四百萬圓、株數二十萬株、株主數一千百七十八名、

◇大株主—三菱合資（二、一四三株）、三井鑛山（一七、九二五株）、大倉組（一五、二二五株）、大倉喜七郎（七、五〇〇株）、牧田環（七、五〇〇株）、淺野總一郎（三、〇〇〇株）、門野重九郎（三、〇〇〇株）、湯川寬吉（三、〇〇〇株）

### 役　員

取締役會長　川上俊彥
取締役　奥村政雄、末延道成、橋本圭三郎、林

幾太郎、藤岡淨吉、加藤五十造
監査役　前川益以、矢島富造

## 北樺太鑛業會社の業績

### 第一年度

同社の第一年度は大正十五年八月三十日營業開始を見たため翌昭和二年三月三十一日まで八箇月を以て、一營業年度とする上に、創業早々とて其業績の上に大なる成果は無かつたが、同社が北サガレン石炭企業組合から引繼を受けた貯炭の賣行は頗る良好にして其販途を確立することが出來た。第一年度中の出炭總額は九千四十八噸年度末現在職員三十九人、鑛夫職工六百二十八人であつた。

第一年度の損益總決算左の如し。

| | |
|---|---|
| 總收入金 | 六二二、七三八・六〇円 |
| 總支出金 | 六五一、四八四・四五 |
| 差引損失金 | 一八、七四五・八五 |

卽ち二萬八千餘圓の損失を見れとはいへ、設立目錄見高に現れた第一年度の損失豫定額六萬九千五百四十二年五十錢に對比すれば四萬一千餘圓の損失を輕減したことが知られる。たゞ同社は創立早々工夫の勞働問題で大いに惱まされたため炭坑の諸設備を出來るだけ機械化する方針の下に進むこととなつた。

### 第二年度

第二年度は前年度企業着手の跡を受け、石炭の採掘及び運搬設備に關する各種起業工事の完成と增加とに銳意努むるところがあつたが、何れも豫定の進捗を見、土處炭坑將來の經營に付其基礎を確立することを得た。卽ち施業計畫による第二年度出炭高豫想七萬噸に達して、該年度の實際出炭額は九萬五千三百八十四噸といふ二萬五千三百八十四噸增の好成績であつた。又他方石炭の賣行も頗る良好で一般石炭市價の强調は同社炭の販賣上にも必然的に好影響を齎らしたが、たゞ天候不良にして之に伴はず加ふるに積込設備も同年夏期前半までは不完備であつたため其販賣高は四萬噸を多く超えなかつた。

同年度中に於ける株式の異動は、名儀書換件數三百九十六件、同上株數二萬二千九百五十二株、年度末從業員數は職員四十二人、工夫職工數八百四十六人であつた。

第二年度損益計算

收入之部

| | |
|---|---|
| 石炭賣上代 | 六三七、九三八・七三円 |
| 雜收入 | 六、九四八・五〇 |
| 計 | 六四四、八八七・二二 |
| 石炭原價及諸掛 | 五九七、四九四・二六 |
| 本店經費 | 六二、八八三・七四 |
| 合計 | 六六〇、三七八圓 |
| 差引損失 | 一五、四九〇・七八 |
| 損失金處分 | |
| 當期損失金 | 一五、四九〇・七八 |
| 前期繰越損失金 | 二八、七四五・八五 |
| 合計 | 四四、二三六・六三 |
| 後期繰越 | |

### 第三年度

同社第三年度は昭和三年四月一日に始まり、翌四年三月三十一日に終るが、當年度には採炭設備の擴張と完備、積込方法の機械化等その企業經營の上に大なる發展を期する關係上、勞働力增大の爲企業現場に於て百二十名、浦潮にて百六十名季節勞働者の新增員を行ひ、後者は四月二十九日現場に送致した。

同社が年度始めに立てた計畫によれば當年度の出炭額は十六萬噸であり、內地への輸送計畫は十二、三萬噸であつたが企業設備の進捗にも拘らず夏期に於ける天候著しく不良であつたため、實際のそれは豫定よりも稍減少して出炭額十五萬、內地輸送額十一萬噸を示した。尙石炭船積の機械化を意味するとベルトコンヴエル裝置は昭和三年四月起工されて九月迄に完成したので、今年は作業の上に能率發揮不可能であつたが來年度以後は舊設備に比し年二萬噸の積込增加を期待し得る事となつた。

## 沿海州森林利權

### 利權者　露領林業株式會社

### 利權交涉經過

露國反革命政權時代露人名義にて露領沿海州の森林利權を得、木材の伐採、輸入を開始した我木材並に製紙業者は、一九二二年秋日本派遣軍の浦潮撤退と時を同じうする露國反革命政權の完全な





る波落、並にソウエート革命政權の極東露領統一の新機運に際會して其利權の失効に遇ひ、關係本邦林業者團は善後策の爲鈴木重治氏を知多に派遣し、露側と交涉せしめたが見る可き成果なく、其後大連會議長春會議等一喜一憂の波瀾を經た末大正十五年日露基本條約の締結により、林業團は始めて露國政府當局と利權交涉を開始する基礎を開かれ、關係當業者樺太工業、極東森林、富士製紙、大倉合名、王子製紙、東洋拓殖、日露興業、秋田木材、沿海州木材、亞細亞林業等は露領林業等は露領林業組合なる統一的團體を組織し、大正十四年春ハバロフスク極東政廳との間に森林利權契約交涉を開始したが、當時議案の大部分が議了されたにも拘らず數項の重要議案未解決の爲遂に妥協の運びに至らず我交涉委員は遂に莫斯科中央當局と更めて折衝すべきを期して一先づ歸國するに至つた。

大正十五年一月モスクワの中央利權委員會から交涉開始の準備ある旨通知に接し、我露領林業組合側でも遽かに委員を銓衡して同月八日代表梅浦健吉、委員石上林二郎、橫井半三郎、成田忠正、安部宥信、瀧口寅之助、瀨沼恪三郎の諸氏一行九名を擧げてモスクワに派遣二月廿三日露側代表ミンキン氏等との間に第一回の會見をなし玆に正式交涉は開始されるに至つた。

會議の劈頭我梅浦代表等は哈府交涉の延長としす飽迄之に準據して交涉開始を提議したるも露側は全然新規提案を主張して止まず、遂に我代表側は徒らに時日を遷延せしむるを屑しとせず、哈府交涉の協定案を放棄して全然新なる陣容の下に是に衝る事となつたが、爾來滿一ケ年折衝に折衝を重ね幾多の難關に逢着し、其間ロシヤ側の强硬なる態度に一時は決裂を傳へられ代表一行の引揚げ決意を示すに至り、風雲將に急ならんとする時、偶々我駐露田中大使對チチェーリン外相の會見となり、兩國の經濟關係の上に一汚點を遺憾とし極力斡旋の結果改めて露國側より多少の讓歩を示し、曾ては南部林區の割讓を絕對に拒否せし態度をも改め施業案費、工場設置義務案、勞働規定、利權期限等の重要懸案につても次第に歩み寄り、遂に假調印を見る段取となり、組合は第一回木代金の內十二萬五千留受び施業案費の中七萬五千留を前納して昭和二年四月二日組合側梅浦代表とロシヤ社會主義共和國農務人民委員代理との間に日露森林利權契約が正式調印を見るに至つた。

## 利權契約の內容

一、契約期間　一九三三年六月一日まで、搬出は期限後一ケ年、また契約期限は協定延長することを得

二、利權地域　沿海州第七、第十、第十一の三林面區積約百十萬ヘクター

三、行政管理　ロシヤ社會主義聯邦共和國農務人民委員會

四、施業案費　三ケ年間に六十五萬留の分納を要し、納期は每年五月一日と十二月一日の二回で每回一〇八、三三三留宛支拂へ一九三〇年十二月一日までに完納

五、林業經理案　一九三一年六月一日完成六、伐採區劃料金は一ヘクターに付き一留、納期は每年四月一日、事業年度は十月一日に始り翌年九月三十日に終る

七、造材法　胸高直徑六ウエルショク（我八寸七九）以上の立木にして末口四ウエルショク（五寸八分以上の幹材全部

八、伐採着手期は一九二七年十月一日で初の利權者の企業上の都合に依り、年伐數量を利權期限內の總伐採數量の範圍內に於て調節することを得

九、年伐數量は七百五十萬立方呎以上とす

一〇、寸檢法ルズリスキー法に準じ皮除き末口寸檢五分止め以下四捨五入

一一、土場卷方法　樹種別エゾ・トド　落葉は混材差支なし

異りたる材種の混入は五%まで許可損傷木の混入　五%まで許可

損傷木中に健全材の混入五%まで許可

一二、木材檢收時期

三月十五日より四月十五日

八月十五日より九月三十日

一三、雇傭せる勞働者並員の住宅受各種附屬小屋建設義務此の豫算十二萬留

一四、跡片付は利權者の義務

一五、林務官々舍建築の義務　此建築費五萬留、林務官々舍一棟同官補官舍二棟、山番舍二〇棟計二十三棟契約効力發生の日より六ケ月以內にロシヤ側より設計書、圖面、見積書を交付せらる、建設期限は効力發生の日より二ケ年內、事務所監理部員住宅、倉庫等は二ケ年內に五萬留

を下らざる費用にて建設すること
十六、木材輸出はソヴィエト聯邦外國貿易法に依り内地販賣は協定を要す
十七、資金送付　資金は外債を以て送付すること
爲替率は浦鹽商品取引當日の公定相場に依り送金義務額は當該年度伐採契約高一立呎に付二十一哥資金證據書類は露國側に提出する義務がある
十八、物資輸入權　機械、器具、其他物資の輸入は有稅とし輸入額は一萬立方呎に付金六十圓の割但し其の金額は商務官の證明書添付の事
十九、鐵道通路水路使用權並に建設權埠頭繫船所を設置し是を利用する權利を有す
二十、積取船の出入は一般法に據ること港務稅受手數料の支拂（噸稅十哥、布度稅丸太一立方呎二分の一哥）
六〇馬力以内の發動機船所有權
無線電信の使用は港務部長の許可を要し暗號コードの使用は禁止
二十一、電記布設權、無線電信は郵電人民委員會の許可により架設することを得
二十二、義務的建設に要する敷地は無償其他は農務人民委員と協定せる有償、企業に必要なる粘土、土砂、石材等を採取する權利を有す
二十三、木代金

| | | | |
|---|---|---|---|
| 紅松（エゾトド落葉） | | 白松薪材 | |
| 大丸太 | 一五哥　九哥 | 一〇哥（立方サージン RS三、五〇） | |
| 中丸太 | 一一哥　五哥五 | | |
| 小丸太 | 六哥　三哥五 | | |

大中小丸太の定義

十二尺もの、小は末口八寸迄、中は末口八寸八分より尺二寸迄、大は尺三寸以上木代金の改定は經由案の完成後即ち一九三一年六月一日以降とす損傷木の木代は右の半額
二十四、無料拂下材、勞働者の消費する薪材流送用材、造材搬出土場卷用材公共用橋梁道路用材林務官舍勞働小屋用材等
二十五、報償金、七八九月の神戸港大口取太標準で運賃保險料を差引きたる左記の率に依る

| F・O・B | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 三〇哥迄 | 三一哥 | 三二哥 | 三三哥 | 三四哥 | 三五哥 | 三六哥以上 | | | |
| 八五〇〇〇〇 | 〇・七五 | 〇・八〇 | 〇・八五 | 〇・九〇 | 〇・九五 | 一・〇〇 | | | |
| 一〇〇〇〇〇〇 | 〇・九五 | 一・〇〇 | 一・〇五 | 一・一〇 | 一・一五 | 一・二〇 | | | |
| 一二〇〇〇〇〇 | 一・一〇 | 一・一五 | 一・二〇 | 一・二五 | 一・三〇 | 一・三五 | | | |
| 一五〇〇〇〇〇 | 一・二〇 | 一・二五 | 一・三〇 | 一・三五 | 一・四〇 | 一・四五 | | | |

二十六、國稅、地方稅、手數料、關稅、負擔義務
一、木材拂下稅　木代金の二%
二、均等稅　本稅　値段の百%即二%計二%
附加稅本稅の百%
三、流送稅　一立方米突三五三二立方呎に付十八哥
四、家屋稅　建物價格に對する四分の一%
五、馬匹乘聞稅　馬一頭に付市内二十五留　市外六留
六、普通印紙稅
轉賣は金額の一%　商取引は一%
手形　四分の一%　領收書勘定書六哥乃至十五哥
願書　一留より二留%
七、歩合印紙稅　木代金報償金〇・五%
二分の一%
八、所得稅　純利益の十%
九、港務稅　噸稅十哥　布度稅一立方呎二分の一哥
二十七、木代金納期　一ケ年伐區　四十一萬二千五百留受　七五〇〇・〇〇〇立方呎エゾ中丸太標準
納期　十月一日、四月十五日分納
決算は造材檢收調書伐區橫收調書に基き報償金の納期輸出材に對し事業年度終了後二ケ月即ち十一月三十日迄に納む
延滯利子　一日に付十分の一%
二十八、納金は露貨又は外貨
二十九、勞働條件
職業組合との團體契約に基く事
社會保險は國營企業同樣
事務員十四%　季節勞働〇・七%
三十、勞働者使用人の制限
使用人團體契約以外の者六名
外は外國人　三十五%以内
外國勞働者　二十五%以内
旅券査證の特典を有す
三十一、裁判は仲裁々判委員會を組織すること
三十二、利權企業財産の歸屬
引渡期限　期限滿了後三ケ月間
利權者の所有として殘存せる財産は期間滿了後一ケ年間に無稅輸出
三十三、歩合印紙稅
木代金報償金　〇・五%
納期　木代金受報償金の納期と同時





## 同社の勞働團體契約

昭和二年六月勞働團體契約交涉の爲露領林業組合は成田忠正氏を代表としてハバロフスクに派遣露國農林勞働組合中央委員會代表との間に六月二十一日より交涉開始したが、兩者間の懸隔甚しく紛糾を重ね、容易に妥協點を見出し得ざる爲利權者側代表は一先づ哈府を引揚げて歸國したが、事態は決裂のまゝ推移することを許さないので、駐日露國通商代表アニケーフ氏が調停に立ち、同年九月十六日に至り漸く兩者間に妥協點を見出したので、成田代表は再びハバロフスクに赴いて前記露國勞働組合との間に契約調印を了するに至つた。協定された賃銀額左の如し。

（一）最低賃銀額　二十六留（露國側提案二十八留四十哥を二留四十哥讓歩し、日本案二十四留を二留讓歩して成立）

（二）利權者側は二留讓歩の條件として露側の要求にかゝる宿舍建設に關する條件を緩和せしめた。

然るに一年を以て期限とする團體契約改訂のため林業會社は昭和三年七月氏家守廉佐藤秀德二代表をハバロフスクに派遣八月初旬より露國農林勞働組合代表との間に交涉開始せしめたが利權者側の提案たる勞働雇傭條件を露國國營極東林業トラスト（グリレス）と同等に更改することの要求と、露國側の待遇改善、條件高上の要求とは正面衝突し交涉は第一回にて決裂し、利權者側代表は日本に引揚げたまゝ現在（十一月中旬）に及んでゐるのである。

## 露領林業會社の組織

露領林業組合なる利權交涉團體によつて代表された我沿海州林業關係諸會社は、前記の如く利權獲得によつて第二段の活動に入ることとなり、昭和二年十月二十八日東京に於て露領林業株式會社の創立を見るに至つた。

### 資本金其他

公稱資本金五百萬圓、拂込資本金二百萬圓、株式總數二百三十三名
大株主　富士製紙（二一、三九五株）、樺太工業（二〇、〇一五株）、日露興業（一四、〇〇四株）、王子製紙（九、七一〇株）、大倉組（二、二三八株）、秋田木材（三、二三八株）、東洋拓殖（三、一二八株）

### 役員

取締役會社　門野重九郎
專務取締役―藤田好三郎、梅浦健吉
取締役―小笠原菊次郎、高橋貞三郎、檀野禮助
菊地季吉
監査役―長谷川太郎吉、穴水要七、齊藤龜三郎

## 同社の企業經過

露領林業株式會社創立初年度たる昭和二年は勞働團體契約の交涉圓滑を缺き意外の時日を費したため利權現場に於ける企業着手が豫定より著しく遲れた。而のみならず利權契約並に勞働團體契約による企業は同地方に於て最初の經驗であつたため、新規契約の實施に就ては豫期以上の困難があつた。かうした事情のため豫備的作業に主力を注ぐこととなり、實際の伐採作業は著しく減削されざるを得なかつた。即ち同社の作業計畫に據れば初年度に四十五萬石を伐採する目錄見であつたが實際は、翌昭和三年春までの冬山伐採に於て僅かに二十三萬石内外を得たに過ぎず此中日本内地に向け輸出された分量は十七萬石内外に留まつた。斯く企業が圓滑を缺いた主たる原因は、前記の外

（一）利權契約が企業者に不利なること
（二）勞働團體契約も他團體例へば露國極東林業トラスト等に比し可なり不利なること
（三）着業早々とて會社の企業組織が整備されてゐないこと

露領林業會社は第二年度（昭和四年）の事業計畫を立てるに先つて、不利なる勞働契約の改更を行ふ可く、相當强硬なる態度を持し、露側にあたつたが、前記の如く決裂に陷つたため、會社では役員會を開いて善後策協議の結果窮餘の一策として露國國營極東林業トラストに依托經營せしむる議成り、時偶々來朝中のトラスト社長マースレンニコフ氏と交涉するところあつたが、この手續はしかく簡單に纏まる筈なく、善後策確立まで冬山伐採を主とする昭和四年度企業は休止するの已むなきに至つた。

因みに會社は初年度拂込資本二百萬圓及び借入

金三十萬圓を企業に投資してゐるのであるから、その損失は現在百五十萬圓内外に及んでゐる。

## オホツク金鑛利權

利權者　昭和金鑛株式會社

### 利權交涉經過

大正十五年夏季オホツク金鑛地を踏査して歸來せる森田金藏氏等は同じく大阪の實業家にして實業同志會所屬の代議士川崎助太郎氏、後藤伯秘書森孝三氏と共にオホツク地方クフトイ河岸ウラジミルスキー、ブラヴイ、レーヴイの三鑛區約八十萬坪を最も有望なる鑛區と認め、駐日露國通商代表部利權委員との間に該鑛區の利權契約交涉を進めた結果商議數ケ月にして大正十五年十二月十三日在東京露國大使館に於て圓滿裡に假調印を了し、假契約書は其後モスクワ中央利權委員會の審議を經て人民委員會議に附議され、契約文中物資輸入に關する條項に一部修正が成され昭和二年七月十二日承認を得、同十八日駐日露國通商代表部に於て利權者を代表する川崎助太郎、森田金藏兩氏、露國政府を代表する露國大使ドヴガレフスキイ氏（後日函館の旅行先に携行して）通商代表アニケエフ氏の間に正式調印を完了した。

契約全文は三十八條で、人民委員會の修正條項は現場に於ける物資輸入手數料が假契約では無稅であつたものが百分の二パーセントを利權者で負擔することとなつた。

### 利權契約要項

一、利權地域は勘察加縣オホツク市外ヴラジミルスキー、レーヴイ、ブラヴイーの三鑛區で總面積約二〇〇ヘクター（二百萬平方米突に相當す）

二、期限は試掘期間は一九二七年航海可能の時期より一九二九年九月一日まで採掘期限は二十ケ年

三、利權者は報償として生産高の五%をソヴエート聯邦政府に納入するを要し且つ租稅は單一稅として生産高の五%を同政府より徵收せらるとす

四、利權者の生産物は原則として露國政府に優先的購買權を有するも利權者は無稅にて國外に輸出する特權を有す、露國政府が買上げる場合の値段は、ロンドン市場の公定相場に依る

五、利權者は採金企業に必要なる機械及物資の無稅輸入、電信電話の架設使用の權利を有す

六、勞働者雇傭條件はソヴエート聯邦現行勞働法に準じ外國人勞働者は五〇%まで使用することを得

七、利權者河崎助太郎、森田金藏、森孝三の三者は自ら發起人となつて拂込金百萬圓の株式會社を設立して利權企業に當ること

### 昭和金鑛會社の組織

前揭オホツク金鑛利權を開發するため利權者川崎、森田、森氏等は昭和二年五月十五日大阪に於て昭和金鑛株式會社を組織した。

資本金其他

資本金（全額拂込）―一百萬圓、株式總數二十萬株、株主總數五十五名

大株主―河崎助太郎、田中讓、森孝三、森田金藏、大阪商事株式會社

役　員

取締役社長―河崎助太郎

常務取締役―森田金藏

### 同社の企業經過

昭和二年七月利權契約本調印直後常務森田金藏氏支配人綿貫和夫氏、久慈技師外通譯、熟練勞働者等より成る一行は、試掘用機械器具、食糧等を携へ、オホツク現場に赴き、利權契約に基き露國勞働組合との間に勞働團體契約を締結して、勞働者を雇傭し勞働者住宅の建設、利權地積の測量、區劃設定、ボーリング等準備作業を成し、ボーリングの結果久慈技師外邦人八名及露國勞働者を現場に越年せしめて冬季作業を繼續せしむる事とし、森田氏以下一行五名は歸國した。即ち第一年度は試掘準備作業の域にとゞまつた。

前記越年作業と、森田常務等昭和三年夏季再び現場に赴いて、試掘地域約八十萬坪の殆んど全域にわたり、試掘を試みた結果、採算を立つるに足る砂金埋藏鑛區無く、一行は一名の邦人留守番を殘して現場を引揚げ歸國した。

昭和金鑛會社は契約地積試掘の不成績に鑑み現



利權地域附近の鑛區を追願獲得して事業の遂行を期するため、昭和三年春以來中央利權委員會に交涉中であるから近き將來に何等か具體化するものと豫想される。

## オホツク・リヂンスキイ金鑛利權

利權者　田中與太郎

本利權契約は大正十四年九月二十三日の締結にかゝり、日本人獲得の最初の對露利權として各方面から注目されたが、其契約概要は左の如し。

一、利權地域―勘察加縣オホーツク地方リヂンスキー砂金鑛區

二、採掘期限―十箇年

三、企業組織―一九二六年（大正十五年）九月一日までに拂込金五十萬圓の株式會社を設立して企業に當ること

利權者は契約成立と同時に保證金二萬五千留を露國政府に支拂ひ、契約の翌年即ち大正十五年夏投資者、技術家、勞働者等より成る一行を利權現場に派遣して試掘企業に着手したが利權契約の規定せる時期まで會社創立の拂びに至らず、爲めに露國利權當局に對し二回に亘り會社組織期限の延期を請願し、露側當局の容認を得たが、其後現在に至るも尙會社組織の實現を見ず企業は中止のまゝである。

## 北樺太西海岸アグネオ石炭利權

利權者　酒井組合

本利權は北樺太石油會社並に工業會社のそれと同じく大正十四年一月の日露基本條約の規定に從ひ日本政府から當業者代表の一人として推薦を受けた酒井商會代表酒井隆三氏の獲得せるもので、利權契約交涉は、北サガレン石炭企業組合代表として利權會議に出席せる奥村政雄氏に之を委托し、前記二大利權と同じく大正十四年十二月十四日契約締結を見るに至つたものである。

一、利權地域―北樺太西海岸アグネオ河流域

二、利權期限四十五箇年

其他重要諸條件は、北樺太工業會社のそれと大體同樣である。

本利權は成立後既に滿三箇年を經過するも今日まで企業會社の成立を見るに至つてゐない。

## 北樺太西海岸コスチナ石炭利權

利權者　塚原組合

推薦にかゝる當業者代表の一人として塚原嘉一郎氏莫斯科に赴き、露國當局との間に北樺太西海岸石炭利權交涉を進めた結果大正十五年二月二十三日契約調印を見るに至つた。但し本利權契約は最初日露基本條約の規定に基き交涉開始されたにも拘らず交涉半にして之を基本條約の基礎によらず、個人の資格に於て獲得することに双方合意成つたのであつた。

一、利權地域―北樺太西海岸アレクサンドロフスク港より南方約二十八哩にして我南樺太國境安別より北二十三哩弱コスチナ河一帶約六露里平方に亘る炭田の試掘及採掘

二、利權期限―三十二箇年

該利權地域は技師ブレオブラジエンスキーの調査報告によれば炭層六層にして、現に露出せるもの三層あり、何れも特種の有煙炭であり、且つ此地域は北樺太西海岸に於ける最も有望なる森林地帶であつて、エゾ松、トド松密生し鑛區上の森林は利權者伐採の優先權を有してゐるが、利權者の都合で今日まで尙利權會社の組織並に企業開始の運びに至らない。

## 黒海汽船引揚作業利權

利權者　深海工業株式會社

一八五四年黒海クリミヤ半島パラクラワ附近に沈沒せる英國汽船ブリンツ號が金塊其他の貴金屬を搭載せる史實に據り、地中海八阪丸引揚の成功

者片岡弓八氏は之が引揚を計畫し、深海工業株式會社の代表として露國利權當局との間に昭和二年六月二十八日付利權契約を締結、日本より熟練潜水夫技師等を現場に連行して昭和二年夏季中作業に從事したが八阪丸の場合と異り何分長年月を經過せるため、遂に豫期の成果を見るに至らず終つた。

因みに片岡弓八氏は露國利權當局との間に他の新規利權契約交涉のため現在（昭和三年十一月）渡露中である。



# 通商關係

## 日露貿易の沿革

### 一、明治時代の通商關係

日露貿易の歷史は日露關係の歷史の如く久しく且つ古い。兩國間に通商修交條約の締結されたのは安政二年（一八五五）であつたが、爾來明治の末期に至る五、六十年の間兩國間の通商貿易にはさして見る可き實績が無かつた。それは次の三つに原因を歸せられる。

一　明治維新前は日本が封建的鎖國主義で外國との通商貿易を欲しなかつた。

二　明治維新後も全體としての日本の對外貿易が尙著しく不振であつた上に幕末から兆した日本官民の恐露乃至憎露的風潮が旺盛であつたため對露貿易は特に振はなかつた。

三　日本の取引の直接の對象たる極東西伯利が經濟的にも文化的にも著しく遲れ且つ人口稀薄であつた。

明治八年樺太千島交換、明治二十七、八年戰役後の三國干涉、或は明治三十四年の極東に於ける第一次自由港制度撤廢、明治三十七、八年の日露戰役等はその中間期に多少とも萌芽した日露間の商取引を刈り取るに十分の因を成した。明治三十六年日露戰役直前に於ける貿易左の如し。

**日本の輸出**

| | |
|---|---|
| 亞露へ | 二、二三九、九八六圓 |
| 歐露へ | 一、一二五、二五〇圓 |
| 計 | 三、三六五、二三六圓 |

**日本の輸入**

| | |
|---|---|
| 亞露より | 八、二六七、六五二圓 |
| 歐露より | 二九一、五五八圓 |
| 計 | 八、五五九、二一〇圓 |

即ち取引總額一千一百九十二萬四千四百四十六圓に達したがそれにつゞく明治三十七年と八年には兩國の貿易は完全に杜絕した。

然るに日露講和後の明治三十九年並に四十年に於ける兩國取引額は如何なる變化を現したかといふに。

**明治三十九年**

**日本の輸出**

| | |
|---|---|
| 亞露へ | 一〇、四九四、〇七七圓 |
| 歐露へ | 七七、九〇一圓 |
| 計 | 一〇、五七一、九七八圓 |

**日本の輸入**

| | |
|---|---|
| 亞露より | 一、四〇七、二三〇圓 |
| 歐露より | 四〇、九四一圓 |
| 計 | 一、四四八、一七一圓 |

**明治四十年**

**日本の輸出**

| | |
|---|---|
| 亞露へ | 五、〇六七、七二三圓 |
| 歐露へ | 四四一、五六〇圓 |
| 計 | 五、五〇九、二八三圓 |

**日本の輸入**

| | |
|---|---|
| 亞露から | 一、六五五、六四九圓 |
| 歐露から | 一七四、八八七圓 |
| 計 | 一、八三〇、五三六圓 |

右表に明かなる如く、日露戰直後の明治三十九年には兩國の總取引額一千二百二萬百四十九圓を算し、戰前のそれに比し少額の增進を跡づけたが、翌明治四十年には七百三十三萬九千八百十五圓といふ著しい減少を示した。

更に明治四十三年より歐洲大戰勃發の前年たる大正二年に至る四年間の兩國貿易額は次の如き趨勢を以て推移してゐる。（單位圓）

| 年次 | 對露輸出額 | 日本輸入額 | 合計 |
|---|---|---|---|
| 明治四十三年 | 四、三二四、七五九 | 九七〇、六三五 | 五、二九五、三八四 |
| 同四十四年 | 五、六六六、二〇九 | 一、〇四三、五七六 | 六、七〇九、七八五 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 大正元年 | 六、〇八二、九一三 | 七四二、七二七 | 六、八二五、六三〇 |
| 同二年 | 九、一六八、八三三 | 七九一、四二九 | 九、九六〇、二六二 |

歐洲大戰前四箇年間の兩國貿易額は年々相當の增加趨勢を示して來てはゐるが、而も日露戰役直前直後の如く其總額一千萬圓臺を超ゆるには至らず全體として非常に不振狀態を以て推移し來り、之を目して到底國を隣りする兩大國の正常なる貿易額と見ること困難なる狀態を示してゐるのである。之には種々なる原因が擧げられるが、我國の側について見れば、日露戰爭といふ劃時代的段楷を通過した日本は其後國內經濟恢復と、滿州及朝鮮に對する企業施設に汲々として露國に手を延ばす餘裕を持たなかつたこと、從つて我國と隣接する極東西伯利市場の如き遠隔の獨逸商品や英國商品によつて充たされてゐたことを指摘しなければならぬ。

又同期間に於ける兩國の貿易が大體我國の著しい輸出超過によつて特色づけられてゐる事實も之を指摘しなければならぬ。

歐洲大戰直前たる大正二年の我對露貿易に現れた重要品目別計數を亞細亞露西亞と歐羅巴露西亞とに分つて示せば左の如し。

### 大戰前重要輸出品目別對露貿易

#### 亞露へ

| | |
|---|---|
| 密柑 | 五〇五、〇七七圓 |
| 林檎 | 四九六、〇八九圓 |
| 生金巾及シーチング | 四三四、七一一圓 |
| 石炭 | 四二一、八一七圓 |
| 玉葱 | 二五五、二六二圓 |
| 食鹽 | 一八四、三〇八圓 |
| 漁網 | 一一二、二九八圓 |
| 打綿 | 一〇九、六六二圓 |
| 醬油 | 九六、九七九圓 |
| 綾木綿 | 六五、五二六圓 |
| 精米 | 三三、四七一圓 |
| 燕麥 | 一〇、〇三一圓 |
| 蕃諸 | 三五、八八〇圓 |
| 洗濯曹達 | 三一、五八六圓 |
| 藥材化學藥及製藥 | 一一、五〇九圓 |
| 綿織物絲 | 一四、二八九圓 |
| 苧麻繩索 | 二四、六〇六圓 |
| 白木綿 | 四一、七九八圓 |
| 靴足袋 | 一二、七三〇圓 |
| 陶磁器 | 一〇、四一〇圓 |
| 鐵製品 | 三三、七四六圓 |
| 繩索叺及莚藁製 | 一六、六四六圓 |
| 花莚 | 二六、九三六圓 |
| 木製品 | 一八、四〇二圓 |

#### 歐露へ

| | |
|---|---|
| 生糸機械製細糸 | 四、四一五、二四七圓 |
| 同太糸 | 三、六二三、三六〇圓 |
| 玉糸其他 | 四〇、七六二圓 |
| 石炭 | 五七、八七二圓 |
| 寒天 | 三五、三四〇圓 |
| 樟腦 | 五四、二二五圓 |
| 絲瓜 | 二一、五五四圓 |
| 竹材 | 一六、九四六圓 |

### 大戰前重要輸入品目別對露貿易

#### 亞露より

| | |
|---|---|
| 大豆 | 三二六、三七四圓 |
| 豆糟 | 七一、九九二圓 |
| 糠 | 一三、七六〇圓 |
| 菜子糟 | 四五、八八八圓 |
| 魚糟 | |
| 毛皮 | 一七、一二三圓 |
| 牛皮及水牛皮 | 六〇、二四二圓 |
| 獸骨 | 二五、一五六圓 |

註—歐露より輸入なし

品目別に見た大戰前の日露貿易は其取引總額と正比例して不振貧弱を極め、一品目にして五十萬圓に達するは僅かに輸出の部に密柑あるのみであつた。當時日露兩國の當業者並に識者間には此不振狀態に慨して日露貿易發展策とか日露貿易に關する研究とか一再ならず献策され報告されたのも當然のことであつた。

## 二、大戰當時の通商關係

然るに日露貿易に異常なる刺戟を與へ、發展を劃したものは大正三年に於ける歐洲大戰の勃發であつた。一寸前述したやうに大戰前まで歐露は勿論遠隔の極東西伯利に至る全露領の輸入市場を風靡したものは獨逸の商品であつた。當時獨逸の製造業者及輸出業者は露國の國情に適當したる品物の製作に苦心し且つ優良品を低廉に賣捌いたばかりでなく、露國の歷史的な商習慣たる長期延取引に應じ、露領各地に代理店を設置し、或は露國人を自國の製造工場に案內して親善を計る等凡ゆる手段方法を以て自國商品の販路擴張と市場固めに努力した結果、曾て露國市場の風靡者たりし英國商品を追ふて對露貿易の王座を占むるに至つたが、一朝戰亂の結果獨露國交斷絕し獨逸商品の輸入が杜絕するに及んで、露國市場の需要は全然他國に之を振向ける必要に迫られた。ところで英佛兩國は露國と聯盟の間柄であるとはいへ、興亡を睹する大戰のため自國軍需品工業に全力を擧ぐる外他國市場まで顧みる餘裕を失ひ、一方米國は距離遠隔であるといふ關係上、露國の需要は一途に我日本に振向けられることとなつた。

從つて歐洲大戰後の我對露貿易は著しく激增したがその最も顯著なる現れは輸出の方面であつて、殊にその主要品目は戰事工業品乃至一般工業製品であつた。

當時に於ける日露兩國貿易の異常なる發展を明にするため、貿易額と共に、對露貿易の本邦對外貿易に於て占むる順位を示せば左の如し。

### 本邦對露輸出額と其順位

| 年次 | 對露輸出額 | 本邦輸出總額より見たる露國の順位 |
|---|---|---|
| 大正三年 | 一二、三八〇、九四〇圓 | 第八位 |
| 大正四年 | 八九、五三八、四〇二 | 第三位 |
| 大正五年 | 一五一、一七七、二七〇 | 第三位 |
| 大正六年 | 八六、七四八、六九二 | 第五位 |

戰前大正二年に於ける對露輸出貿易の本邦對外輸出貿易に於て占めた順位は第十一位の低きにあつたが、大正三年には第八位となり、更に翌大正四年、五年には一躍して第三位に進み、米國及支那に次ぐ重要輸出市場となり、從來本邦輸出貿易に於て印度蘭領印度、英國等の占めてゐた地位を打超え、其金額の如きも日露協約の締結された大正五年には一億五千萬圓といふ巨額を算するに至つた。然し之は前述したやうに戰爭といふ變態的現象の產物であつて、この現象の消滅と共に消滅すべき性質のものであつた。このことは其當時に於ても本邦への露國商品輸入額が輸出額に比し著しく低かつた次の事實の中にも反證的に示されてゐる。

### 本邦對露輸入額と其順位

| 年次 | 對露輸入額 | 本邦輸入總額より見たる露國の順位 |
|---|---|---|
| 大正三年 | 一、〇六五、六〇四圓 | 第二十一位 |
| 同四年 | 四、一七一、七三七 | 第十三位 |
| 同五年 | 二、八七七、七八四 | 第十七位 |
| 同六年 | 五、〇六八、三一九 | 第十五位 |

即ち輸出が第三位に上り一億五千萬圓を越えてゐる時期に輸入は十三位以上に出ず、四、五百萬圓臺に彷徨し大戰前のそれとさして大なる變遷（少くとも輸出のそれに於けるやうな）を見ないのである。

そこで當時日本の當局並に對露關係者は本邦對露貿易のかゝる變態的一時的隆昌から、根底的、永久的隆昌にまで押し進む可く、種々考究し、計劃されたが、それは大正六年に於ける露國兩度の大革命による對露關係大變動のため遂に實現を見る段に至らずして止んだ。

## 三、革命當時の通商關係

大正六年十一月七日露國勞農革命後の日露貿易は前項に示したところのそれとは違つた意味で之又全く常則を脫した變態的な性質を帶んでゐる。それは、勞農革命後の露國が市民戰爭と外國の武力干涉と經濟封鎖の重圍の中に在つたためであり、殊に日本の直接の貿易對象たる西伯利地方が革命反革命の諸勢力相搏つて政局動搖し殆んど常態的性質を失つたがためである。而も此當時兩國取引額が相當巨額に達してゐるのは、各國派遣軍の西伯利地方駐滯及び反革命戰亂のための軍需品乃至一般物資需要等に據るものである。兩國輸出入額左の如し。

### 日露輸出入貿易額

| 年次 | 對露輸出額 | 日本輸入額 | 合計 |
|---|---|---|---|
| 大正七年 | 四〇、二〇四、九七五圓 | 四、九一三、三三三圓 | 四五、一一八、三〇八圓 |
| 同八年 | 七〇、九六二、七九二 | 四、七〇〇、一〇三 | 七五、六六二、八九五 |
| 同九年 | 二二、二六六、九三六 | 三、五二八、八六六 | 二九、七九五、八〇五 |

同　十　年　一三、七四九、九三一圓
同　十一年　一〇、五九九、六二八
同　十二年　四、五二四、〇〇〇
同　十三年　三、五六三、五七六

對露貿易の本邦對外貿易に於ける順位は輸出に於て大正五年第三位、六年第五位から、七年には十一位に落ち、大正八年には軍需品輸送增加等のため第六位に再轉し、九年十四位、十年十二位を示し、輸入は七年の十七位から八年十九位、九年二十位、十年十九位と不振をつゞけてゐる。

日本軍の沿海州撤退並に露國反革命軍の沒落が完全に實現を見たのは大正十一年秋であつたから、前表の中十二年十三年の輸出品目は十一年以前（日本軍駐兵當時の）のそれとは稍其性質を異にしてゐると見なければならぬ。其當時露國は極東地方をも含めて既にソヴイエト政權に統一されてゐたが、日本との間には尙正式國交の恢復を見ず、大連長春、東京等に於ける交涉瀨踏みの時代であつた。從つて、露西亞革命勃發後大正十三年に至る期間の兩國取引は全然正常な貿易關係としての性質を持つてゐなかつたと云はなければならぬ。

## 四、國交恢復後の通商關係

大正十四年一月の日露基本條約締結は、兩國關係の諸分野に於ると同樣、通商關係に於ても劃期的なものであつた。兩國間には通商條約こそ未だ締結せられざれ、其基礎はすでに開かれた。殊に同年十二月二十八日、露國の對日通商機關として、露國通商代表部が東京に開設され、次いで函館及神戸に其出張所が設置されるに及んで、露國は此機關を通じて日本の商品を買付け、又日本は此機關を通じて露國の商品を輸入する道が開拓された。前後八年間正規の貿易關係を斷絶してゐた日露兩國は、こゝに復活し、完全に交易し、交換する方法を再組織するに至つた。

尤も復活したとはいへ、それは勿論舊時の通商關係其まゝに復した譯ではない。日本側には大した根本的變化は見られないが露國側は、その革命的變革によつて貿易組織は國家のモノポリとなり、前記の如く駐日通商代表部を通じてのみ、通商が可能となつたことによつてしかも其モノポリの主體が有史以來最初のプロレタリア國家たることによつて、そこに舊帝政露國とは根本的な變化が見られ從つて單に貿易方法に於てばかりでなく、貿易品目に於ても幾多の變更が生じて來た。

露國の經濟年度は毎年十月一日に始まり翌年九月三十日に終るが、日露貿易が正規の關係に復した最初の年たる一九二五—二六經濟年度（大正十四年十月一日より大正十五年九月三十日に至る）の兩國取引狀態を露國通商代表部の査定によつて示せば左の如し（但し之はトランヂット貨物を含まぬ純日露貿易額である）



### 日本より露國へ

| | | |
|---|---|---|
| 漁業用品 | 一、四六八、〇〇〇圓 | |
| 洋紙 | 三九〇、〇〇〇圓 | |
| 麻繩 | 一四一、〇〇〇圓 | |
| 金屬 | 二四一、〇〇〇圓 | |
| ワイヤロープ | 六五、〇〇〇圓 | |
| 樟腦 | 一〇、〇〇〇圓 | |
| 其他 | 五七、四〇〇圓 | |
| 計 | 二、八八九、〇〇〇圓 | |

### 露國より日本へ

| | | |
|---|---|---|
| 木材 | 七、一七八、〇〇〇圓 | |
| 魚類 | 二、七〇〇、〇〇〇圓 | |
| 其他 | 四〇〇、〇〇〇圓 | |
| 計 | 一〇、二七八、〇〇〇圓 | |

即ち第一年度の成果は、取引總額一千三百十六萬七千圓であつたに對し露國のそれは一千萬圓を越へ、戰前に於ける兩國の輸出入關係の位置を全く顚倒せしめてゐる。之はその品目が示すとほり我舊對露主要輸出品たる生糸乃至絹製品を始め一般贅澤品の輸出が杜絶したこと、新しい露國の經濟事情乃至經濟組織が日本の當業者に十分に理解されず、且つ金融關係の圓滑を缺くこと等を一方の理由とし、戰前に無かつた露領沿海州木材の輸入が七百萬圓以上の巨額を示してゐること等を他方の理由とする。

だが、第二年度（大正十五年十月一日昭和二年九月三十日）の兩國取引額は輸出に於ても輸入に於ても可なり著しい增進が見られた。其計數左の如し。

### 日本より露國へ

| | | |
|---|---|---|
| 漁業用品 | 四、四六九、〇〇〇圓 | |
| 洋紙 | 二〇八、〇〇〇圓 | |
| 樟腦 | 五〇、〇〇〇圓 | |
| 茶 | 五三九、〇〇〇圓 | |
| 沃度 | 二二六、〇〇〇圓 | |
| 細綱 | 三五五、〇〇〇圓 | |
| ワイヤロープ | 七五、〇〇〇圓 | |
| 其他 | 一九八、〇〇〇圓 | |
| 計 | 六、一二一、〇〇〇圓 | |

### 露國より日本へ

| | | |
|---|---|---|
| 木材 | 八、〇三〇、〇〇〇圓 | |
| 魚類 | 三、二八三、〇〇〇圓 | |
| 白金 | 四二八、〇〇〇圓 | |
| 豆粕 | 三〇五、〇〇〇圓 | |
| 其他 | 三五六、〇〇〇圓 | |
| 計 | 一二、三〇二、〇〇〇圓 | |

即ち日本の對露輸出は、前年度に比し二倍以上の增加を見、品目の如きも前年度になかつた絲茶、沃度、ナメシ皮、セルロイド等が新たに加へられ、著しい發展を跡づけた。

又日本の輸入に於ては前年度に比し、一割六分を增加し、同じく新輸入品目として白金其他重要品目を加へた。



尙昭和二年十二箇月間の日露貿易品目別統計を大藏省主稅局の査定によつて示せば左の如し。但し之はトランヂット貨物を包含してゐるので、純日露貿易額よりも增加してゐる）

## 品目別對露貿易表

（昭和二年十二箇月間）

| 品名 | 金額（單位圓） |
|---|---|
| **輸入の部** | |
| 粟及稗 | 一二九、九五六 |
| 高粱 | 六、六九八、〇八八 |
| 大豆 | 一四、八二二 |
| 其他の豆類 | 一一、〇三三 |
| 玉蜀黍 | 八、三三五 |
| 小豆 | 一一三、〇三二 |
| 大麻子 | 一一、一〇七 |
| 胡麻子 | 一七、八三一 |
| 麩 | 四八、一八三 |
| 小麥 | 四 |
| 小麥粉 | 六、三一〇 |
| 豌豆 | 一、六四〇 |
| 其他穀物及穀粉 | 一、五〇〇 |
| 麥角 | 二、三一七、七一六 |
| 豆糟 | 七、六一三 |
| 其他の穀物及種子 | 一二、九九八 |
| 飼料 | 五三八、五三九 |
| 石炭 | 二、一六〇 |
| 白金 | 五五四、〇九三 |
| 活動寫眞用フイルム | 一六、二〇〇 |
| 蜂蜜 | 一九四 |
| 酒類 | 五四四 |
| 其他ノ飮食物 | 五六八 |
| 皮革、毛皮 | 一、三二三 |
| 珊瑚製品 | 七〇 |
| 書籍及雜誌 | 二五〇 |
| サントニン | 二六、二六六 |
| 藥器 | 三五 |
| 石絨及同製品 | 四、九四四 |
| 雲母 | 一、五七五 |
| ゴム衣被覆 | 八 |
| 製紙用パルプ | 八、三六〇 |
| 白楊 | 一、〇八一、四五三 |
| エゾ、トド | 三、六七三、四二三 |
| 胡桃 | 六二、五五七 |
| パインフワーシダー（甲） | 二、〇一五、三七一 |
| パインフワーシダー（乙） | 五、三八四、九八一 |
| ドロノ木ハコヤナギ | 八九〇、六一六 |
| 其他木材及板 | 一二八、四四六 |
| 木炭 | 五〇 |
| 木製品 | 二三〇 |
| 雜品 | 二九六 |
| 小包郵便物 | 二四二、六五一 |
| 同　歐露 | 二九五、三五九 |
| 旅客携帶品 | 五、一六一 |
| 牛骨 | 一、九五四 |
| 壓搾瓦斯 | 五〇 |
| 其他船舶同部分品 | 二二、〇〇〇 |

機械及同部分品　二七五
合　計　二四、三五〇、七九一

## 輸出の部

米及米粉　九八、四六〇
大豆　二、四七二
其他豆類　一六八
小麥粉　八一、一〇四
蔬菜　四、八〇五
蕃藷　一四、九〇七
穀物及種子　二二、一〇七
玉葱　二六、〇五〇
蜜柑　七、一六九
林檎　五、〇三五
其他蔬菜　四、一七五
昆布及刻昆布　一、七三六
寒天　七七二
醬油　四、七五〇
味噌　一、七一六
食鹽　一、七四一
蔬菜漬物　三、〇三九
酒類　一二七
ビール　二五九
其他魚介類　三六五
絲茶　六二八、八二九
精糖　一、五一七、〇三〇
氷砂糖　一三二、〇〇七
密糖　四、七五三
其他ノ砂糖糖菓類　四九、六〇〇
罐壜詰食物　魚介類　一五、六五二
同　蔬菜　一七〇
其他食料品　一、一七一
其他飲料　三六、二九〇
コンデンスミルク　三、五五四
絲　瓜　一、三五四
鮮　魚　五、九五一
綿織絲　七、九七八
綿縫絲　一、一〇四
打　棉　一、五〇五
麻絲麻線　三〇八、六九二
麻繩　一六〇、〇〇七
其他絲縷繩索紐　六、〇九九
同材料　八八、〇九九
繭及絹織物　三七二、五〇五
縞木棉　七一、五三九
白木綿　二七、八一二
ドリル　三、〇二九
綾木綿　七、八八九
綾金巾デーンス　四九、三六八
生金巾　一、〇四四
生シーチング　二、〇四七
晒金巾　二、〇七〇
色金巾絆　一、一七
小倉織　三、八八三
天笠布　七三八
綿帆布　一、三四四
綿繻子　一一五、二一五
縞木綿地壇　一九、五〇七
琥珀織ボプリン　二八九
綿フランネル　一〇六
更　紗　一三、三〇一
綿織物　二、九二一
布團及其他ノ布帛　三四、〇五三
さるまた　メリヤス　二、五五〇
ブランケツト　二、六七八
洋　服　三七、三〇〇
肩　掛　八三、〇三〇
綿手巾　二、五四二
綿製浴巾　八五四
マニラロープ　七、三五七
レース絲　五九、八一四
漁　網　三一〇
麻　嚢　四三五、三一一
綿　嚢　七、六二〇
其他布帛製品　八、〇七〇
メリヤス手袋　五二、〇三五
テーブルクロース及履物　一九、三一六
足袋　メリヤス　一四六、八五二
帽子(フエルト)　二四、八四一
同　麥稈　六、九一六
同　其他　二、三六八
モスリン　七、九四七
其他ノ毛織物　一、八六〇
羅紗及セルヂス　四、八五九
同毛製毛綿製　二、七七四
衣類同附屬品　二、八三三
被　褥　六二、七七七
布　三、四一二
身邊雜用糖貨類　二、七〇二
鞄　提　嚢　四七八



靴　紐　一一五
釦(金屬製)　二六
同　(貝製)　一、九五九
同(骨角製)　一二三
帶　類　四五二
帶　子　一七六
貨幣入　一、一一七
其他ノ刷子　六九三
ブラシ齒用　二、四四二
竹行李鞄　七四九
ワイシヤツ肌着　三〇、〇一七
窓　掛　一、一六〇
其他袋物　六、一三五
地　壇　七二、〇四八
釦襻(セルロイド)　一九五
肌着(其他)　三、四二〇
齒磨粉　九七一
白　粉　三六
煙草紙卷　九、四七〇
石鹼化粧用　一〇、〇三八
同　其他　二、〇七〇
クリーム　一、八四九
鉛　筆　五〇三
インク　三九六
ペーント　八、八一八
染料顏料塗料塡充料　一〇、〇九一
骨角牙類　四、四五八
樟　腦　一〇六、四一四
殺　蟲　粉　三〇四
其ノ他藥材化學藥及製藥　二七、九一六



寶　藥　七七、五五〇
菜子油　九一七
其他ノ油脂臘同製品　一四四、八八八
錯　酸　四、一七一
硫　酸　五、一九〇
阿　膠　三、四七一
硫　黄　六七〇
沃　度　六一〇
硫酸銅　四、九六一
硝酸　一三、三二〇
炭化石灰　六九九
金屬粉　三、八八三
鉛　炭　七三八
大豆油　一、三四四
鑛　油　一一五、二一五
燐　寸　一九、五〇七
石炭タール及瀝青　二八九
石絨及石墨　一〇六
石　炭　一三五
足袋(其他)　一六七
革　四、五二九
理化學器同部分品　二　六六三
其他學術器同部分品　一六、九四三
ポンプ同部分品　四一、八六五
ゴム製品　六八
樂器同部分品　二、九七九
自轉車同部分品　三、〇五〇
車輛同部分品　一、一五八
機械同部分品　七〇四
汽罐同部分品　二、六二〇
電氣機械同部分品　一、一七一
電話機同部分品　二、七〇〇
船舶同部分品　一、八五九
其他硝子同製品　二、一一七
窓硝子　一〇三
硝子鏡　六五
硝子コップ　二、〇一七
硝子球玉　一二五六、一五五
電燈球　五、〇一七
ランプ同部分品　一一二
ホース機械用ベルチシグ　五、〇一七
機械用帶革　一五
革製品　一、一四一
掛時計及置時計　一一、二六一
繩索叉莚　一四、五七九
陶磁器　一、五三一
ナイフ　三五
玩具(ゴム)　一、五五〇
同　(其他)　一、二三一
石　油　一、八五〇
セメント　五五九
靴　四、三一一
履物(其ノ他)　四、一〇六
汽　船　一三、二四七
硝子罎　一三、九一五
書籍及雜誌　五三八
包裝用紙　一二四
煙草用紙　二、七七三
塵　紙　一七一、一三七
帳簿及手帳　七、一一〇

| | |
|---|---|
| 封筒 | 八二 |
| 印刷料紙 | 一九六、五三五 |
| 其他ノ紙類 | 二五、二三三 |
| 屑紙(古新聞紙共) | 八三、四三一 |
| 其他ノ紙製品 | 一〇八、八三三 |
| 鐵(塊及錠) | 一〇、八四九 |
| 同(條挺及板) | 二一五、一二三 |
| 同(線) | 一、八九〇 |
| 同(筒及管) | 九一、二五八 |
| 同(線索) | 五六、七七七 |
| 同(其他) | 一一六、三七一 |
| 鐵釘類 | 三〇、七七四 |
| 鐵鍋及鐵釜 | 五九六 |
| 其他ノ鐵製品 | 二一三、三四四 |
| 銅製品 | 二、七五〇 |
| 銅(其他及線) | 一四、四一一 |
| 其他ノ金屬 | 一一、六四一 |
| 眞鍮及黃銅 | 一一、七六六 |
| 眞鍮製品 | 六五五 |
| 琺瑯鐵器 | 一一、二三七 |
| ブリキ製品 | 三八二 |
| 絕絲電線 | 四、八一九 |
| ニツケル鑛製品 | 一、八七八 |
| アルミニユーム製品 | 九一五 |
| レール | 一、五四八 |
| 其他ノ金屬製品 | 一二、二五三 |
| 其他ノ鑛物及同製品 | 七、六〇五 |
| 金屬工木工機械 | 二二、五〇七 |
| 木材及板 | 九五、五〇八 |
| 型紙 | 一八二 |
| 農具及工匠具 | 三九、五三〇 |
| 木製品 | 二四、六〇四 |
| 雜品 | 六六、六七四 |
| 連史紙 | 二、一四九 |
| 印刷物 | 一、〇九〇 |
| 屑綿絲屑綿 | 三三五 |
| ゴム製品 | 一〇七 |
| 雜品種々(其他) | 二六、三二八 |
| 小包郵便物 | 六九 |
| 同(歐露) | 三六五 |
| 計 | 七、九二八、七四四 |

**註** 本表は昭和二年一月より十二月に至る全一ヶ年間に日露間に行はれた商取引の總決算を大藏省主稅局の資料によつて品目別に統計したものでこの中には純然たる兩國間の取引以外浦潮經由本邦對滿蒙間のいはゆるトランヂット貨物が含まれてゐる。

## 昭和三年の日露貿易

### 一、取引額の激増

一九二七—二八經濟年度（昭和二年十月一日—昭和三年九月三十日）の日露貿易額は駐日露國通商代表部の査定に據れば二千九百七十八萬圓に達したが此中露國から日本への輸入額一千九百五十九萬五千圓で日本から露國への輸出は一千十八萬五千圓であつた。

之を最近數年間の取引額と比較して示せばその發展趨勢左の如し。（單位千圓）

| 年度 | 日本の輸入 | 輸出 | 合計 |
|---|---|---|---|
| 一九二五—二六年 | 一〇、二七八 | 二、八八三 | 一三、一六一 |
| 一九二六—二七年 | 一三、六八一 | 五、八九九 | 一八、五八〇 |
| 一九二七—二八年 | 一九、五五五 | 一〇、一八五 | 二九、七四〇 |

註—一九二七—二八年度に於ける露國より日本への輸入品價額は、兩國の實際勘定に於ては前揭額よりも遙かに少く一千三百萬圓乃至一千三百五十萬圓程度である。從つて一千九百五十九萬五千圓中にはSIE及露國より日本への輸入の約三割額を占むる日本船舶傭船料が露國の對日支拂勘定として加算されてゐるのである。

パーセンテージによつて日露貿易の發展趨勢を示せば、一九二六—二七年度には前年即ち一九二五—二六年度より四割一分を增加し、又一九二七—二八年度には一九二六—二七年度よりも六割を增してゐる。一九二六—二七年度に於ける露國より日本への輸入額は、二五—二六年度に於けるそれよりも二割四分を又二七—二八年度に於ける輸入額は二六—二七年度に於けるそれよりも五割四分を增加してゐる。更に日本より露國への輸出を見るに二六—二七年度には二五—二六年度よりも十割四分を、二七—二八年度には二六—二七年度よりも五割一分を增加した。

### 二、露國より日本への輸入

一九二七—二八年度の日露貿易は前年に比し著しい增進を跡づけたが、就中日本から露國への輸出は激增し、即ち一九二六—二七年度に其前年の二倍高を示したものが、二七—二八年度には更に



二六—二七年度のそれよりも二倍に近い增加を示すに至つた。

露國より日本への輸入は現今に於てはすでにその基本的品目を決定するに到つたが、その中には木林魚類、白金サントニン等を擧げられる。それらの品目別金額左の如し。（單位千圓）

| 品目 | 一九二六—二七年 金額 | 總額との比率 | 一九二七—二八年 金額 | 總額との比率 |
|---|---|---|---|---|
| 木材 | 八、九六八 | 六八% | 一三、二四一 | 六二・一五% |
| 魚類 | 三、三三六 | 二六% | 四、三五五 | 二・五% |
| 白金 | 四二八 | 三・四% | 一、三三六 | 六・八% |
| サントニン | — | — | 八二五 | 四・二% |
| 其他 | 三五九 | 四・六% | 九八三 | 六・七% |

露國より日本への輸入增加趨勢を品目別比率によつて見るに木材、魚類は、白金、サントニンのそれにやゝ劣つてゐるが、これは後二者の一九二七—二八年度に於ける著しい進出に起因するものである。

勿論前揭の諸品目は露國が日本に向つて輸出することの出來る品目の全部とその限度とを示してゐるのではない。例へば新輸出有望品としての豆粕、亞麻、石油類、鐵鑛、滿俺鑛、銀鉛鑛、鹽、加里鹽、石炭、木炭等は、露國より日本への輸入品目の範圍を擴張し同時に輸出額をも現在以上に增進せしめることが出來る。

### 三、日本より露國への輸出

日本より露國への輸出入は曾てその分野に於て第一位を占めてゐた漁具並に漁場用品を始め、幾多の諸品目から成り立つてゐる。個々別々に記せば、黑色金屬、漁網、糸、船舶、綱索、食料品、特殊衣服、器械、防水布、藥製品等等である。

この輸出の基礎を成す商品をより具體的に示せば次の如し。

| 品目 | 金額 | 輸出總額に對する比率 |
|---|---|---|
| 黑色金屬 | 一、九九三、〇〇〇圓 | 二〇% |
| 漁網及糸 | 一、九二〇、〇〇〇圓 | 一九% |
| 船舶 | 一、二七五、〇〇〇圓 | 一二・八% |
| 商品及食料品 | 一、〇三〇、〇〇〇圓 | 一〇% |
| 綠茶 | 八一一、〇〇〇圓 | 八% |
| 機械類 | 六四一、〇〇〇圓 | 六% |
| 沃度 | 六〇〇、〇〇〇圓 | 六% |
| マニラロープ | 四五八、〇〇〇圓 | 四・六% |
| 紙類 | 三八二、〇〇〇圓 | 四% |
| モーター | 一四八、〇〇〇圓 | 一・五% |
| 樟腦 | 九五、〇〇〇圓 | 一% |
| 其他 | 六四七、〇〇〇圓 | 六% |

日本よりソヴイエト聯邦への前記輸出品目の性質について數言を費すことは必しも興味のないことではない。例へは黑色金屬の中には蟹及魚類罐詰用の鐵材及鐵板が三十三萬五千圓、殘額は罐用及屋根葺用並に其他鐵材によつて占められてゐる。而してそれら鐵材の大部分は純日本製品ではなく日本の再輸出品であることは注目に値する。

漁網の日本より露西亞への輸出に於て同樣に注目を要するのは、日本の統計によると露西亞側の漁網買付が日本に於ける同品の全輸出高の約八〇%を占めて居り、全生產高の二〇%に相當することである。

船舶類では漁撈用カツター（小形曳舟）及クンガース（大形ボート）が六十萬圓に上つてゐるが、中二十五萬圓は蟹工船一隻の購入費である。

特に注目を要するのは日本綠茶の露西亞への進出で一九二七—二八年度は前年度に比し四十萬英封度の增加を示した。即ち一九二六—二七年度に於てはその輸出額は百萬對度であつたのに、一九二七—二八年度に於ては百四十三萬封度を算した。これは日本に於ける同品の海外輸出總額の七・五%に當る。

上記の諸材料から明らかな樣に、日露兩國の物資取引は已にもはや極東露領と日本との交換物資にのみ止まらない。反對に、現在では日本の輸出物資が露西亞內地に深く入込んで居り、恐らくその一部はトルケスタンの市場へも入つてゐるであらうと同時に、日本へ行く露西亞の物資もその產地が極東でないものまで加入されてゐることである。白金、サントニン、亞麻等がそれである。

### 四、日露貿易の前途

一方に於て取引品目が今後擴張の見透しを持つて居り、他方露西亞の消費市場が廣く日本商品に親しんでゐる限り、兩國の物資取引の將來に於て極東の云はゞ一地方の取引から、全體としての兩國を引入れる取引に現實に轉化する見込がある。

貿易關係の好況と共に兩國內に物資取引の今後の發展の要因となつてゐる相互に對する大なる興味が湧いてゐることは爭ふ餘地がない。兩國の市